

小平市地域防災計画

(令和7年修正)

小平市防災会議

震災編

(令和7年修正)

《目次》

第 I 部

第 1 章	地域防災計画（震災編）の概要	震災 I-1
第 1 節	計画の目的及び前提	震災 I-1
1.	計画の目的	震災 I-1
2.	計画の前提	震災 I-1
第 2 節	計画の構成	震災 I-2
第 3 節	計画の習熟	震災 I-2
第 4 節	計画の修正	震災 I-2
第 2 章	小平市の概況と被害想定	震災 I-3
第 1 節	小平市の概況	震災 I-3
1.	地勢	震災 I-3
2.	気象	震災 I-3
3.	人口・産業	震災 I-4
4.	土地・建物	震災 I-7
5.	交通	震災 I-8
第 2 節	被害想定	震災 I-10
1.	前提条件	震災 I-10
2.	想定結果の概要	震災 I-12
第 3 章	地震に対する調査研究	震災 I-18
第 4 章	令和 7 年修正の概要等	震災 I-19
第 1 節	計画修正に当たっての背景と計画の特徴	震災 I-19
第 2 節	対策の視点	震災 I-20
第 3 節	計画の全体像	震災 I-20
第 5 章	被害軽減と都市再生に向けた目標	震災 I-23

第 II 部

第 1 章	市民、事業者、市の基本的責務と役割	震災 II-1
第 1 節	基本理念及び基本的責務	震災 II-1
1.	基本理念	震災 II-1
2.	基本的責務	震災 II-2
第 2 節	市及び防災機関の役割	震災 II-4
1.	小平市の役割	震災 II-4
2.	東京都の役割	震災 II-5
3.	各課の分掌事務	震災 II-6
4.	指定地方行政機関の役割	震災 II-12
5.	自衛隊の役割	震災 II-14
6.	指定公共機関の役割	震災 II-14
7.	指定地方公共機関の役割	震災 II-16
8.	協定締結協力機関	震災 II-16
第 2 章	市民と地域の防災力向上	震災 II-20
第 1 節	現状と課題	震災 II-20

1.	自助による市民の防災力向上	震災 II-20
2.	地域による共助の推進	震災 II-20
3.	マンション防災	震災 II-21
4.	消防団の活動体制の充実	震災 II-21
5.	事業所による自助・共助の取組	震災 II-21
6.	ボランティア活動への支援	震災 II-22
第2節	取組の方向性	震災 II-23
1.	自助による市民の防災力向上	震災 II-23
2.	地域による共助の推進	震災 II-23
3.	マンション防災における自助・共助の推進	震災 II-23
4.	消防団の活動体制の充実	震災 II-23
5.	事業所による自助・共助の取組	震災 II-24
6.	ボランティア活動の支援体制づくりの推進	震災 II-24
第3節	具体的な取組	震災 II-25
	《予防対策》	震災 II-25
1.	自助による市民の防災力向上	震災 II-25
2.	地域による共助の推進	震災 II-29
3.	マンション防災における自助・共助の構築	震災 II-31
4.	消防団の活動体制の充実	震災 II-31
5.	事業所による自助・共助の強化	震災 II-32
6.	ボランティアとの連携	震災 II-34
7.	市民・行政・事業所等の連携	震災 II-36
	《応急対策》	震災 II-37
1.	自助による応急対策の実施	震災 II-37
2.	地域による応急対策の実施	震災 II-39
3.	マンション防災における応急対策の実施	震災 II-39
4.	消防団による応急対策の実施	震災 II-40
5.	事業所による応急対策の実施	震災 II-40
6.	ボランティアとの連携	震災 II-40
第3章	安全な都市づくりの実現	震災 II-43
第1節	現状と課題	震災 II-43
1.	地震に強いまちづくりの推進	震災 II-43
2.	市街地の不燃化	震災 II-43
3.	建築物の耐震化及び安全対策	震災 II-43
4.	出火、延焼等の防止	震災 II-44
第2節	取組の方向性	震災 II-45
1.	建築物の耐震化及び安全対策の促進	震災 II-45
2.	市街地の不燃化促進及び狭あい道路の解消	震災 II-45
第3節	具体的な取組	震災 II-46
	《予防対策》	震災 II-46
1.	地域特性に応じた防災まちづくり	震災 II-46
2.	高層建築物等における安全対策	震災 II-50
3.	ブロック塀等の倒壊、土砂災害の防止	震災 II-51
4.	建築物の耐震化及び安全対策の促進	震災 II-51

5.	長周期地震動への対策の強化	震災 II-55
6.	出火・延焼等の防止	震災 II-56
	《応急対策》	震災 II-61
1.	消火・救助・救急活動	震災 II-61
2.	社会公共施設等の応急対策による二次災害防止	震災 II-61
3.	危険物等の応急措置による危険防止	震災 II-63
	《復旧対策》	震災 II-72
1.	公共の安全確保、施設の本来機能の回復	震災 II-72
第4章	安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保	震災 II-73
第1節	現状と課題	震災 II-73
1.	交通関連施設の安全確保	震災 II-73
2.	ライフライン施設の安全化	震災 II-73
3.	エネルギーの確保	震災 II-73
第2節	取組の方向性	震災 II-75
1.	幹線道路網の整備	震災 II-75
2.	緊急輸送道路沿道建築物の耐震化促進	震災 II-75
3.	ライフライン等の確保	震災 II-75
4.	非常用発電設備の整備及び燃料確保体制の整備	震災 II-75
第3節	具体的な取組	震災 II-76
	《予防対策》	震災 II-76
1.	道路・橋りょうの安全確保等	震災 II-76
2.	鉄道施設の安全確保	震災 II-77
3.	用水路の安全対策	震災 II-78
4.	緊急輸送ネットワークの整備	震災 II-78
5.	水道・下水道の安全対策	震災 II-78
6.	電気・ガス・通信等の安全対策	震災 II-79
	《応急対策》	震災 II-83
1.	道路・橋りょうの応急対策	震災 II-83
2.	鉄道施設の応急対策	震災 II-86
3.	河川・用水路の応急対策	震災 II-87
4.	水道・下水道の応急対策	震災 II-87
5.	電気・ガス・通信の応急対策	震災 II-90
	《復旧対策》	震災 II-92
1.	道路・橋りょうの復旧対策	震災 II-92
2.	鉄道施設の復旧対策	震災 II-92
3.	河川・用水路の復旧対策	震災 II-92
4.	水道・下水道の復旧対策	震災 II-93
5.	電気・ガス・通信の復旧対策	震災 II-94
第5章	広域的な視点からの応急対応力の強化	震災 II-97
第1節	現状と課題	震災 II-97
1.	市の初動対応	震災 II-97
2.	広域的な視点を踏まえた連携体制	震災 II-97
3.	受援体制の構築	震災 II-97
第2節	取組の方向性	震災 II-98

1.	初動対応体制の再構築	震災 II-98
2.	広域的な視点を踏まえた連携体制の構築	震災 II-98
3.	受援体制の構築	震災 II-98
第3節	具体的な取組	震災 II-99
	《予防対策》	震災 II-99
1.	初動対応体制の整備	震災 II-99
2.	業務継続体制の確保	震災 II-101
3.	消火・救助・救急活動体制の整備	震災 II-101
4.	広域連携体制の構築	震災 II-102
5.	応急活動拠点の整備	震災 II-103
	《応急対策》	震災 II-106
1.	初動態勢	震災 II-106
2.	防災会議の開催	震災 II-113
3.	消火・救助・救急体制	震災 II-113
4.	応援協力・派遣要請	震災 II-116
5.	応急活動拠点の調整	震災 II-121
第6章	情報通信の確保	震災 II-122
第1節	現状と課題	震災 II-122
1.	行政機関内の情報連絡、外部機関との情報連絡体制	震災 II-122
2.	住民等への情報提供	震災 II-122
3.	住民相互の情報収集・確認等	震災 II-122
第2節	取組の方向性	震災 II-123
1.	行政機関内の情報連絡、外部機関との情報連絡	震災 II-123
2.	住民等への情報提供	震災 II-123
3.	住民相互の情報収集・確認等	震災 II-123
第3節	具体的な取組	震災 II-124
	《予防対策》	震災 II-124
1.	防災機関相互の情報通信連絡体制	震災 II-124
2.	住民等への情報提供体制の整備	震災 II-127
3.	住民相互の情報連絡等の環境整備	震災 II-128
	《応急対策》	震災 II-129
1.	防災機関相互の情報通信連絡体制（警報及び注意報などの第一報）	震災 II-129
2.	被害状況等の収集・伝達	震災 II-130
3.	広報体制	震災 II-134
4.	広聴体制	震災 II-137
5.	住民相互の情報連絡等	震災 II-137
第7章	医療救護・保健等対策	震災 II-139
第1節	現状と課題	震災 II-139
1.	初動医療体制等の確立	震災 II-139
2.	医薬品・医療資器材の確保	震災 II-139
3.	遺体の取扱い	震災 II-139
第2節	取組の方向性	震災 II-140
1.	小平市災害医療コーディネーターを中心とした災害医療体制の強化	震災 II-140
2.	医薬品等の確保に向けて、薬剤師会や事業者と連携した供給体制の強化	震災 II-140

3.	検視・検案体制の構築及び火葬体制の確保	震災 II-140
第3節	具体的な取組	震災 II-141
	《予防対策》	震災 II-141
1.	初動医療体制等の整備	震災 II-141
2.	医薬品・医療資器材の確保	震災 II-143
3.	遺体の取扱い	震災 II-144
	《応急対策》	震災 II-145
1.	初動医療体制等の構築	震災 II-147
2.	医薬品・医療資器材の供給	震災 II-157
3.	医療施設の確保	震災 II-161
4.	行方不明者等の搜索、遺体の検視・検案・身元確認等	震災 II-161
	《復旧対策》	震災 II-165
1.	防疫体制の確立	震災 II-165
2.	火葬体制の確立	震災 II-166
第8章	帰宅困難者対策	震災 II-168
第1節	現状と課題	震災 II-168
1.	事業者及び市民への意識啓発	震災 II-168
2.	東日本大震災時の対応	震災 II-168
第2節	取組の方向性	震災 II-169
1.	東京都帰宅困難者対策条例に基づく取組の周知徹底及び事業者における対策の強化	震災 II-169
2.	帰宅困難者への情報通信体制整備	震災 II-169
3.	一時滞在施設の量的拡大	震災 II-169
4.	帰宅支援の充実	震災 II-169
第3節	具体的な取組	震災 II-170
	《予防対策》	震災 II-170
1.	東京都帰宅困難者対策条例に基づく取組の周知徹底と事業者における取組の推進	震災 II-170
2.	帰宅困難者への情報通信体制整備	震災 II-172
3.	一時滞在施設の確保	震災 II-173
4.	徒歩帰宅支援のための体制整備	震災 II-174
	《応急対策》	震災 II-176
1.	帰宅困難者対策オペレーションシステム等を活用した初動対応	震災 II-176
2.	駅周辺での混乱防止	震災 II-177
3.	事業所等における帰宅困難者対策	震災 II-179
	《復旧対策》	震災 II-181
1.	帰宅ルール等による安全な帰宅の推進	震災 II-181
2.	徒歩帰宅者の支援	震災 II-182
第9章	避難者対策	震災 II-183
第1節	現状と課題	震災 II-183
1.	避難体制の整備	震災 II-183
2.	避難場所、避難所の指定	震災 II-183
第2節	取組の方向性	震災 II-184
1.	避難行動要支援者への支援体制整備	震災 II-184
2.	避難場所、避難所の量的拡大	震災 II-184
3.	避難所運営体制の整備	震災 II-184

第3節 具体的な取組	震災 II-185
《予防対策》	震災 II-185
1. 避難体制の整備（避難行動要支援者対策を含む）	震災 II-185
2. 避難場所・避難所等の指定・安全化	震災 II-189
3. 避難所の管理運営体制の整備等	震災 II-191
4. 避難所外の避難者対策	震災 II-192
《応急対策》	震災 II-193
1. 避難の基本	震災 II-193
2. 避難誘導	震災 II-193
3. 避難所の開設・管理運営	震災 II-196
4. 避難所外の避難者対策	震災 II-202
5. 避難所等における動物の適正飼養	震災 II-202
6. ボランティアの受入れ	震災 II-203
7. 被災者の他地区への移送	震災 II-203
第10章 物流・備蓄・輸送対策	震災 II-205
第1節 現状と課題	震災 II-205
1. 食料・水・生活必需品の確保	震災 II-205
2. 備蓄倉庫及び輸送拠点の整備	震災 II-205
3. 輸送体制の整備	震災 II-206
第2節 取組の方向性	震災 II-207
1. 物資の確保	震災 II-207
2. 備蓄倉庫の確保及び輸送拠点の整備	震災 II-207
3. 輸送体制の整備	震災 II-207
第3節 具体的な取組	震災 II-208
《予防対策》	震災 II-208
1. 食料及び生活必需品等の確保	震災 II-208
2. 飲料水及び生活用水の確保	震災 II-208
3. 備蓄倉庫及び輸送拠点の整備	震災 II-209
4. 輸送体制の整備	震災 II-210
5. 輸送車両等の確保	震災 II-210
6. 燃料の確保	震災 II-210
《応急対策》	震災 II-211
1. 備蓄物資の供給	震災 II-211
2. 飲料水の供給	震災 II-211
3. 物資の調達要請	震災 II-213
4. 他市からの支援物資の受入れ・配分	震災 II-214
5. 義援物資の取扱い	震災 II-214
6. 輸送車両の確保	震災 II-214
7. 燃料の供給	震災 II-215
《復旧対策》	震災 II-216
1. 多様なニーズへの対応	震災 II-216
2. 炊き出し	震災 II-216
3. 水の安全確保	震災 II-216
4. 生活用水の確保	震災 II-217

5.	物資の輸送	震災 II-217
第11章	放射性物質対策	震災 II-218
第1節	現状と課題	震災 II-218
1.	市民への情報提供	震災 II-218
2.	体制整備	震災 II-218
第2節	取組の方向性	震災 II-218
1.	情報提供体制の構築	震災 II-218
第3節	具体的な取組	震災 II-219
	《予防対策》	震災 II-219
1.	情報連絡体制の整備	震災 II-219
2.	市民への情報提供等	震災 II-219
	《応急対策》	震災 II-220
1.	情報連絡体制	震災 II-220
2.	市民への情報提供等	震災 II-220
3.	放射線等使用施設の応急措置	震災 II-220
4.	核燃料物質輸送車両等の応急対策	震災 II-221
	《復旧対策》	震災 II-222
1.	保健医療活動	震災 II-222
2.	放射性物質への対応	震災 II-222
3.	風評被害への対応	震災 II-222
第12章	住民の生活の早期再建	震災 II-223
第1節	現状と課題	震災 II-223
1.	被災者の生活再建対策	震災 II-223
2.	災害用トイレの備蓄及びし尿処理	震災 II-223
3.	ごみ処理、がれき処理	震災 II-223
第2節	取組の方向性	震災 II-224
1.	生活再建対策事務の迅速化	震災 II-224
2.	災害用トイレ及びし尿処理体制の確保	震災 II-224
3.	ごみ、がれきの処理体制の構築	震災 II-224
第3節	具体的な取組	震災 II-225
	《予防対策》	震災 II-225
1.	生活再建のための事前準備	震災 II-225
2.	トイレの確保及びし尿処理	震災 II-226
3.	ごみ処理	震災 II-227
4.	がれき処理	震災 II-227
5.	災害救助法等	震災 II-228
	《応急対策》	震災 II-230
1.	被災建築物応急危険度判定	震災 II-230
2.	被災宅地の危険度判定	震災 II-230
3.	住家被害認定調査	震災 II-231
4.	罹災証明書の交付準備	震災 II-231
5.	義援金の募集・受付	震災 II-233
6.	トイレの確保及びし尿処理	震災 II-234
7.	ごみ処理	震災 II-236

8.	がれき処理	震災 II-236
9.	災害救助法等の適用	震災 II-240
10.	激甚災害の指定	震災 II-241
	《復旧対策》	震災 II-242
1.	罹災証明書の交付	震災 II-242
2.	被災住宅の応急修理	震災 II-242
3.	応急仮設住宅等の供給	震災 II-244
4.	建設資材等の調達	震災 II-245
5.	被災者の生活相談等の支援	震災 II-246
6.	義援金の募集・受付・配分	震災 II-246
7.	被災者の生活再建資金援助等	震災 II-247
8.	職業のあっ旋	震災 II-248
9.	租税等の徴収猶予及び減免等	震災 II-249
10.	その他の生活確保	震災 II-249
11.	中小企業及び農業関係者への融資	震災 II-250
12.	応急金融対策	震災 II-250
13.	がれき処理の実施	震災 II-251
14.	災害救助法の運用等	震災 II-251

第 III 部

第 1 章	復興の基本的な考え方	震災 III-1
1.	復興の基本的な考え方	震災 III-1
2.	復興に関する事前対策の推進	震災 III-2
第 2 章	震災復興本部	震災 III-3
1.	震災復興本部の設置等	震災 III-3
2.	各課の分掌事務	震災 III-5
第 3 章	震災復興計画の策定	震災 III-6
1.	震災復興基本方針の策定	震災 III-6
2.	震災復興計画の策定	震災 III-6

第 IV 部

第 1 章	基本方針	震災 IV-1
第 2 章	南海トラフ地震に関する情報	震災 IV-2
第 1 節	南海トラフ地震に関連する情報の発表	震災 IV-2
1.	南海トラフ地震に関連する情報の発表	震災 IV-2
第 2 節	情報伝達	震災 IV-4
1.	情報伝達体制の整備	震災 IV-4
2.	市民への情報提供等	震災 IV-4
第 3 章	防災対策	震災 IV-5
第 1 節	南海トラフ地震への対応	震災 IV-5
1.	対応の基本	震災 IV-5
2.	巨大地震警戒対応	震災 IV-6
3.	巨大地震注意対応	震災 IV-6

第Ⅰ部

小平市の防災力の高度化に向けて

第 1 章 地域防災計画（震災編）の概要

第 1 節 計画の目的及び前提

1. 計画の目的

小平市地域防災計画（以下「計画」という）は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき、小平市防災会議が策定する計画である。

その目的は、市、警察及び消防等の都関係機関、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関及び指定地方公共機関等の防災機関、事業者、地域の防災組織及び市民が、その有する全機能を有効に発揮して、市域における地震災害の予防対策、応急・復旧対策及び震災復興を実施することにより、市民の生命・身体及び財産を保護し、「震災に強い小平の実現」を図ることにある。

2. 計画の前提

この計画は、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成 25 年法律第 95 号）第 13 条に基づく国土強靱化地域計画に位置付けられた、小平市第四次長期総合計画との整合を図りつつ、第 I 部第 2 章に掲げる「被害想定」、東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）や平成 28 年熊本地震、令和 6 年能登半島地震などの最近の大規模地震などから得た教訓、近年の社会経済情勢の変化、及び市民・市議会などの意見を可能な限り反映し策定した。

被災者の視点に立脚した防災対策を推進するためには、女性や子ども、性的マイノリティのほか、高齢者、障がい者、外国人等の要配慮者へのきめ細かい配慮が必要である。

東日本大震災等の過去の災害ではこれらの視点を踏まえた対応が必ずしも十分ではなかったとの指摘があったことを踏まえ、国においても防災基本計画の見直しや災害対策基本法の改正が行われており、市としてもこうした動向を踏まえて、計画を策定した。

男女双方の視点に配慮した防災を進めるため、災害対策基本法の改正趣旨等を踏まえて、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災対策を推進していく。

第 2 節 計画の構成

この計画には、市、防災機関、事業者及び市民が行うべき震災対策を、項目ごとに予防、応急、復旧の各段階に応じて具体的に記載している。

構成と主な内容は、次のとおりである。

構 成	主な内容
第 I 部 小平市の防災力の高度化に向けて	○多摩東部直下地震等の被害想定、被害軽減と都市再生に向けた目標等
第 II 部 施策ごとの具体的計画 (災害予防・応急・復旧計画)	○市及び防災機関等が行うべき予防対策、市民及び事業者等が行うべき措置 ○地震発生後に市及び防災関係機関等がとるべき応急・復旧対策、災害救助法の適用等 ○基本的な構成は以下のとおり 第 1 節 現状と課題 第 2 節 取組の方向性 第 3 節 具体的な取組 ・ 予防対策 ・ 応急対策 ・ 復旧対策
第 III 部 震災復興計画	○被災者の生活再建や都市復興を図るための対策等
第 IV 部 南海トラフ地震等防災対策編	○災害予防対策、南海トラフ地震臨時情報発表時の応急活動体制等

第 3 節 計画の習熟

各防災機関は、平素から危機管理の一環として、地震防災対策を推進する必要がある。このため、震災に関する施策、事業が本計画に合致しているかを点検し、必要に応じて見直しを行うとともに、地震防災に関する調査・研究に努め、所属職員に対する災害時の役割などを踏まえた実践的な教育・訓練の実施などを通して本計画を習熟し、地震災害への対応能力を高める。

第 4 節 計画の修正

この計画は、毎年、検討を加え、必要があると認めるときに修正する。

修正にあたっては、各防災機関は、関係のある事項について、計画修正案を小平市防災会議に提出する。

第 2 章 小平市の概況と被害想定

第 1 節 小平市の概況

1. 地勢

市は、東京都区部の西方、都心から約 2.6 km にある。

関東山地の東麓から東京の山の手へかけて広がる武蔵野台地のほぼ中央に位置している。

【小平市の地勢】

所在地	東京都小平市小川町二丁目 1333 番地
面積	20.51 km ²
緯度・経度	北緯 35度43分43秒 東経 139度28分39秒
標高	70～80 m
広がり	東西 9.21 km 南北 4.17 km 周囲 4.8 km
地形	東西に長く、ほぼ平坦で起伏の変化が少ない。 大きな河川はなく、武蔵野団地（鈴木町一丁目）付近を源流部とする石神井川が花小金井南町地域を流れている。
地質	地表から約 10 m は関東ローム層であり、その下には厚さ 8～18 m の砂礫層がある。それ以下は砂や粘土の互層となっている。
隣接市	東 西東京市 西 立川市、東大和市 南 小金井市、国分寺市 北 東久留米市、東村山市

2. 気象

市内には、気象観測所がないため近隣の府中地域気象観測所のデータによると、年間降水総量は、最近 10 年間の平均では約 1,600 mm で、概ね 6 月から 10 月までの間に集中している。この期間に降る最大日量は、台風、集中豪雨により概ね 65 mm 前後が記録されているが、令和元年 10 月 12 日には 289 mm に達した。

【府中市の過去 5 年間の降水量】

年次（年）	降水総量 （mm）	最大日量		降水日数			
		降水量 （mm）	月日	mm ≥1.0	mm ≥10.0	mm ≥30.0	mm ≥50.0
平成 31（令和元年）	1,944.5	289.0	10/12	112	53	15	16
令和 2	1,486.5	100.0	4/13	102	43	14	8
令和 3	1,788.0	136.0	8/15	107	43	19	17
令和 4	1,451.0	100.5	8/13	106	41	14	9
令和 5	1,258.0	170.0	6/2	82	37	9	9

資料）東京管区気象台（府中地域気象観測所）

3. 人口・産業

3-1. 人口

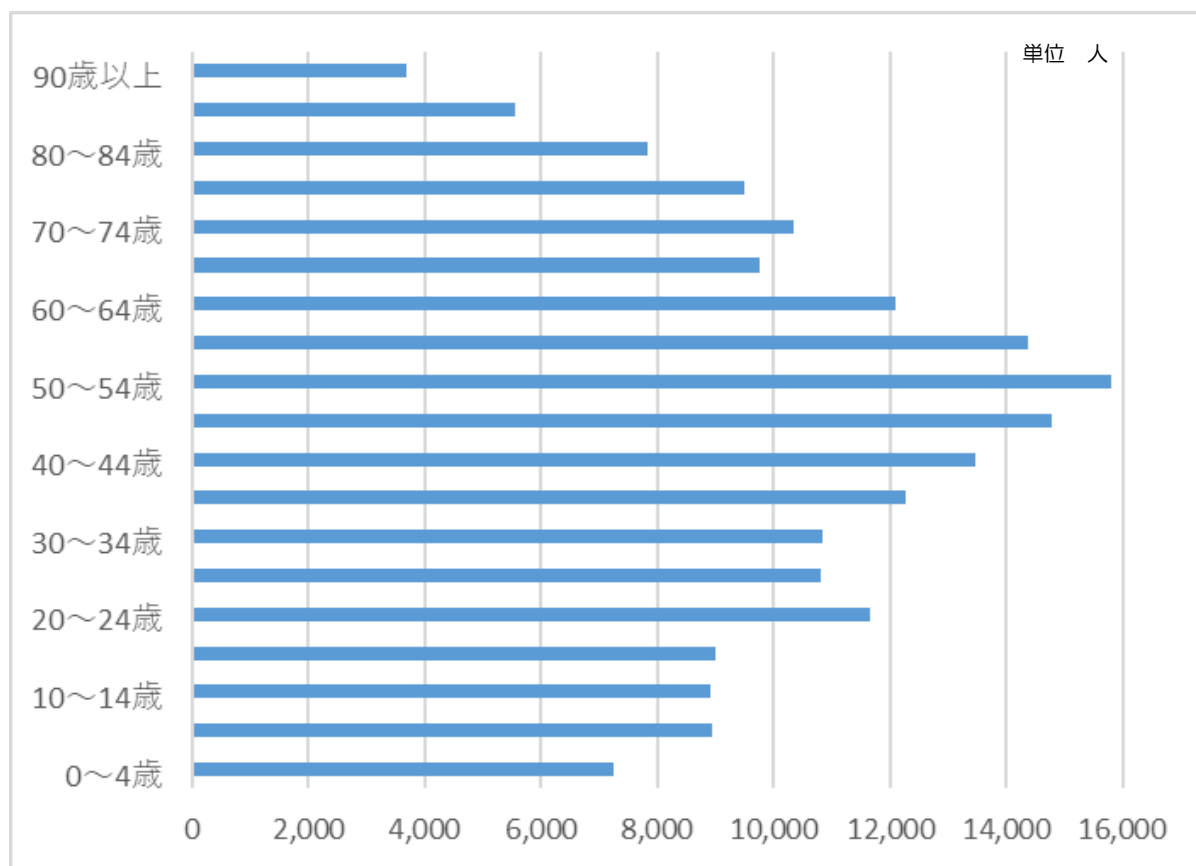
市の人口の推移をみると、一貫して増加を続けており、196,913人（令和6年1月1日現在）が居住している。令和6年に公表された令和2年国勢調査に基づく小平市の将来人口推計によると、令和12年までは人口が増加することが推計されている。

また、人口に占める65歳以上の割合は、令和32年までは増加していくことが推計されていることから、今後はさらなる高齢化社会が想定される。

【人口・世帯（令和6年1月1日現在）】

人口	世帯数	人口密度 (人/km ²)	1世帯当たり 人口(人)
196,913	96,344	9,600.8	2.04

【年齢別人口（令和6年1月1日現在）】



【町丁別面積・人口（令和6年1月1日現在）】

町丁	面積 (km ²)	構成比 (%)	人口 (人)	町丁	面積 (km ²)	構成比 (%)	人口 (人)
中島町	0.24	0.89	1,762	学園西町1丁目	0.35	2.22	4,381
上水新町1丁目	0.18	0.85	1,669	学園西町2丁目	0.25	2.00	3,933
上水新町2丁目	0.16	0.81	1,593	学園西町3丁目	0.19	1.23	2,415
上水新町3丁目	0.12	0.78	1,544	学園東町	0.18	1.13	2,222
たかの台	0.22	1.01	1,990	学園東町1丁目	0.20	1.66	3,260
小川町1丁目	2.49	9.66	19,023	学園東町2丁目	0.22	1.35	2,666
小川町2丁目	0.82	3.01	5,920	学園東町3丁目	0.16	0.99	1,942
栄町1丁目	0.13	0.47	930	仲町	0.89	4.57	9,003
栄町2丁目	0.16	0.85	1,682	美園町1丁目	0.14	1.30	2,559
栄町3丁目	0.07	0.47	926	美園町2丁目	0.10	0.67	1,312
小川西町1丁目	0.11	0.53	1,038	美園町3丁目	0.37	0.82	1,606
小川西町2丁目	0.19	0.75	1,469	回田町	0.53	2.90	5,709
小川西町3丁目	0.08	0.56	1,094	御幸町	0.58	1.50	2,949
小川西町4丁目	0.12	0.73	1,428	鈴木町1丁目	0.85	4.82	9,498
小川西町5丁目	0.25	1.36	2,672	鈴木町2丁目	0.54	3.57	7,022
小川東町	0.10	0.74	1,465	天神町1丁目	0.16	1.27	2,497
小川東町1丁目	0.26	1.51	2,971	天神町2丁目	0.16	0.78	1,545
小川東町2丁目	0.10	0.52	1,017	天神町3丁目	0.09	0.16	321
小川東町3丁目	0.61	0.39	761	天神町4丁目	0.21	1.11	2,177
小川東町4丁目	0.26	0.53	1,052	大沼町1丁目	0.13	0.84	1,662
小川東町5丁目	0.21	1.49	2,931	大沼町2丁目	0.24	1.06	2,084
上水本町1丁目	0.18	0.81	1,596	大沼町3丁目	0.17	0.37	725
上水本町2丁目	0.16	0.55	1,087	大沼町4丁目	0.21	0.98	1,924
上水本町3丁目	0.10	0.66	1,305	大沼町5丁目	0.14	0.29	562
上水本町4丁目	0.15	0.98	1,936	大沼町6丁目	0.13	0.33	641
上水本町5丁目	0.20	1.73	3,411	大沼町7丁目	0.15	1.15	2,256
上水本町6丁目	0.21	1.21	2,386	花小金井南町1丁目	0.54	3.56	7,018
上水南町1丁目	0.19	1.09	2,143	花小金井南町2丁目	0.20	1.13	2,230
上水南町2丁目	0.19	1.26	2,477	花小金井南町3丁目	0.36	1.58	3,106
上水南町3丁目	0.25	1.37	2,702	花小金井1丁目	0.31	2.28	4,499
上水南町4丁目	0.19	0.52	1,017	花小金井2丁目	0.24	1.44	2,826
喜平町1丁目	0.17	0.93	1,828	花小金井3丁目	0.40	1.31	2,574
喜平町2丁目	0.37	0.60	1,177	花小金井4丁目	0.24	1.31	2,572
喜平町3丁目	0.16	1.33	2,621	花小金井5丁目	0.31	1.84	3,621
津田町1丁目	0.18	0.47	931	花小金井6丁目	0.24	1.03	2,035
津田町2丁目	0.20	0.74	1,461	花小金井7丁目	0.16	1.41	2,772
津田町3丁目	0.18	1.20	2,357	花小金井8丁目	0.21	0.72	1,417

【昼夜間人口（令和2年10月1日現在）】

夜間人口（常住地による人口）	191,780
昼間人口（従業地・通学地による人口）	170,018
残留人口（市内に留まる人口）	133,927
夜間人口に対する昼間人口指数（夜間人口＝100）	88.7

資料) 国勢調査結果報告

3-2. 産業

令和 3 年の市内の民間事業所数は 4,360 事業所で、産業別にみると、「卸売業・小売業」が全体の 21.7% と最も多く、次いで「医療・福祉」13.6%、「宿泊業・飲食サービス業」11.2% となっている。従業者規模でみると、10 人未満の小規模事業所が約 8 割を占めている。

【産業別事業所数】

産業区分	事業所数		従業員数 (人)
		割合 (%)	
農林漁業	10	0.2	95
建設業	454	10.4	3,103
製造業	155	3.6	6,232
電気・ガス・熱供給・水道業	3	0.1	10
情報通信業	81	1.9	732
運輸業・郵便業	66	1.5	2,203
卸売業・小売業	947	21.7	9,534
金融業・保険業	59	1.4	468
不動産業・物品賃貸業	379	8.7	1,114
学術研究・専門・技術サービス業	255	5.8	6,850
宿泊業・飲食サービス業	490	11.2	4,225
生活関連サービス業・娯楽業	399	9.2	2,132
教育・学習支援業	254	5.8	4,882
医療・福祉	594	13.6	12,313
複合サービス事業	18	0.4	157
サービス業（他に分類されないもの）	196	4.5	2,916
公務（他に分類されるものを除く）	—	—	—
総 数	4,360	100.0	56,966

資料) 経済センサス活動調査結果 (令和 3 年)

【従業者規模別事業所数】

従業者規模	事業所数		従業者数 (人)
		割合 (%)	
0 人	1,339	30.7	2,355
1～4 人	1,434	32.9	4,848
5～9 人	622	14.3	4,839
10～19 人	501	11.5	7,251
20～29 人	196	4.5	4,998
30～49 人	131	3.0	5,096
50～99 人	76	1.7	5,589
100 人～199 人	41	0.9	5,652
200 人～299 人	9	0.2	2,492
300 人以上	11	0.3	13,846
総 数	4,360	100.0	56,966

資料) 経済センサス活動調査結果 (令和 3 年)

4. 土地・建物

4-1. 土地

令和 4 年 1 月現在のデータによると、市内の約 8 割が住宅用の宅地である。公園等は 7. 2% であり、オープンスペースの確保が課題である。

令和 5 年 1 月現在の固定資産税課税データによると、市内の建物棟数は 50, 007 棟あり、そのうち約 8 割を木造家屋が占めている。そのほとんどが専用住宅である。不燃化率は 60. 7% である。

【小平市の土地地目別課税面積（令和 4 年 1 月 1 日現在 単位 ha）】

地目	総面積	宅地			畑	山林	雑種地	免税点未満	
		総面積	商業地区	工業地区					住宅地区
面積	1, 312	1, 042	25	70	947	163	1	102	4
割合 (%)	100. 0	79. 4	1. 9	5. 3	72. 2	12. 4	0. 1	7. 8	0. 3

資料) 小平市統計書（令和 4 年度版）

【土地利用状況（令和 4 年現在 単位 ha）】

	宅地	その他	内屋外 利用地	公園等	未利用地等	道路等	農用地
小平市	1, 270. 7	75. 8	65. 8	147. 7	24	317. 9	168. 5
割合 (%)	62. 1	3. 7	3. 2	7. 2	1. 2	15. 5	8. 2
多摩地域	30, 181. 5	3, 681. 9	2, 175. 2	4, 532. 2	1, 712. 6	9, 649. 5	4, 917. 3
割合 (%)	36. 4	4. 4	2. 6	5. 5	2. 1	11. 6	5. 9

	水面 河川 水路	森林	原野
小平市	7. 3	31. 4	2. 2
割合 (%)	0. 4	1. 5	0. 1
多摩地域	1, 225. 2	24, 622. 8	2, 365. 5
割合 (%)	1. 5	29. 7	2. 9

資料) 東京の土地利用 令和 4 年多摩・島しょ地域

【凡例】その他：採石地、ごみ捨て場等／屋外利用地：材料置場、屋外駐車場、屋外展示場、飯場等／公園等：公園緑地、運動場、野球場、遊園地、ゴルフ場、テニスコート、墓地等／未利用地：未建築宅地、区画整理中の土地、取りこわし跡地、廃屋、埋立地等／道路等：道路、鉄道、軌道、モノレール、空港、港湾／農用地：田、畑、樹園地、採草放牧地／水面、河川、水路：河川、運河、湖沼、遊水池等／森林：樹林、竹林、山地、竹木が集団的に生育する土地等／原野：野草地等小かん木類が生育する自然のままの土地、荒地等

4-2. 建物

【小平市の構造別建物割合】

構造	木造	防火造	準耐火造	耐火造
割合 (%)	4. 6	34. 6	35. 9	24. 8

資料) 東京の土地利用 令和 4 年多摩・島しょ地域

【小平市の種類・構造別棟数（令和 5 年 1 月 1 日現在）】

	種類	棟数	割合 (%)
木造	専用住宅	36,305	72.6
	併用住宅	1,345	2.7
	アパート	2,339	4.7
	その他	1,478	3.0
非木造	事務所・店舗・百貨店	837	1.7
	住宅・アパート	6,001	12.0
	病院・ホテル	28	0.1
	工場・倉庫・市場	1,141	2.3
	その他	533	1.1

資料) 東京都統計年鑑 (令和 4 年)

5. 交通

5-1. 道路

市内の主要道路としては、青梅街道・新青梅街道・府中街道・五日市街道・小金井街道・新小金井街道がある。市道の延長は約 238km であり、そのうち幅員 5.5m 未満の道路は、全体の約 8割となっている。

【公道の延長及び面積（令和 4 年 4 月 1 日現在 単位 延長m/面積㎡）】

総数		主要地方道		一般都道		市道	
延長	面積	延長	面積	延長	面積	延長	面積
275,178	2,061,224	20,944	294,445	15,541	187,879	238,693	1,578,900

資料) 小平市統計書 (令和 4 年度版)

【幅員別市道の延長及び面積（令和 4 年 4 月 1 日現在 単位 延長m/面積㎡）】

総数		規格改良済み							
延長	面積	総数		車道 5.5m 未満		車道 5.5m 以上		車道 13.0m 以上	
		延長	面積	延長	面積	延長	面積	延長	面積
238,693	1,578,900	181,292	1,300,828	134,757	787,846	45,755	486,195	780	26,787

未改良							
総数		車道 3.5m 未満		車道 3.5m 以上		車道 5.5m 以上	
延長	面積	延長	面積	延長	面積	延長	面積
57,401	278,072	31,715	117,826	22,041	129,657	3,645	30,589

資料) 小平市統計書 (令和 4 年度版)

5-2. 駅利用者

市内には西武線の駅が 6 か所、JR の駅が 1 か所あり、1 日の平均乗降客数は 167,282 人である。

【一日平均乗降人員（令和 4 年度）】

路線・駅名	乗降人員（人）	路線・駅名	乗降人員（人）
西武新宿線 小平駅	33,184	J R 武蔵野線 新小平駅	10,284
〃 花小金井駅	49,987	西武多摩湖線 一橋学園駅	18,959
西武国分寺線 小川駅	24,248	〃 青梅街道駅	7,528
〃 鷹の台駅	23,092	※JR は乗車人員	

※各社ホームページより抜粋

第 2 節 被害想定

災害対策を推進するためには、震災による最大の被害像を正確に把握しておくことが必要である。

東京都防災会議は、平成 3 年には関東地震の再来を想定した被害想定を、また、平成 9 年には、阪神・淡路大震災を踏まえ、直下地震による被害想定を公表した。

また、東京の都市構造が大きく変化したことや国が初めて首都直下地震の被害想定を平成 17 年 2 月に公表したことなどから、平成 18 年 5 月、「首都直下地震による東京の被害想定」を東京都防災会議で決定した。

その後、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災では、震源から遠く離れた東京においても、液状化や大量の帰宅困難者の発生といった被害が生じたことから、客観的なデータや最新の科学的知見に基づき被害想定の見直しを行い、平成 24 年 4 月に「首都直下地震等による東京の被害想定」を東京都防災会議で決定し、公表した。

前回の見直し以降、住宅の耐震化や不燃化対策などの取組の進展、高齢化や単身世帯の増加など都内人口構造や南海トラフ地震の発生確率の上昇など、東京を取り巻く環境が変化している。これらことから、今回、この被害想定が 10 年ぶりに見直され、令和 4 年 5 月に新たな被害想定「首都直下地震等による東京の被害想定報告書」が公表された。

市では、東京都防災会議が令和 4 年 5 月に公表した被害想定をもとに小平市地域防災計画を策定し、各施策には、前提条件のうち項目ごとに最大となる被害想定の数値を使用し、対策を講じるものとする。

1. 前提条件

1-1. 想定地震

東京都防災会議が令和 4 年 5 月に公表した「首都直下地震等による東京の被害想定報告書」で想定した地震のうち、小平市に大きな被害を及ぼす多摩東部直下地震及び立川断層帯地震の 2 地震を想定地震とする。

【想定地震】

項 目	内 容	
種 類	多摩東部直下地震	立川断層帯地震
震 源	東京都多摩地域	東京都多摩地域
規 模	マグニチュード 7.3	マグニチュード 7.4

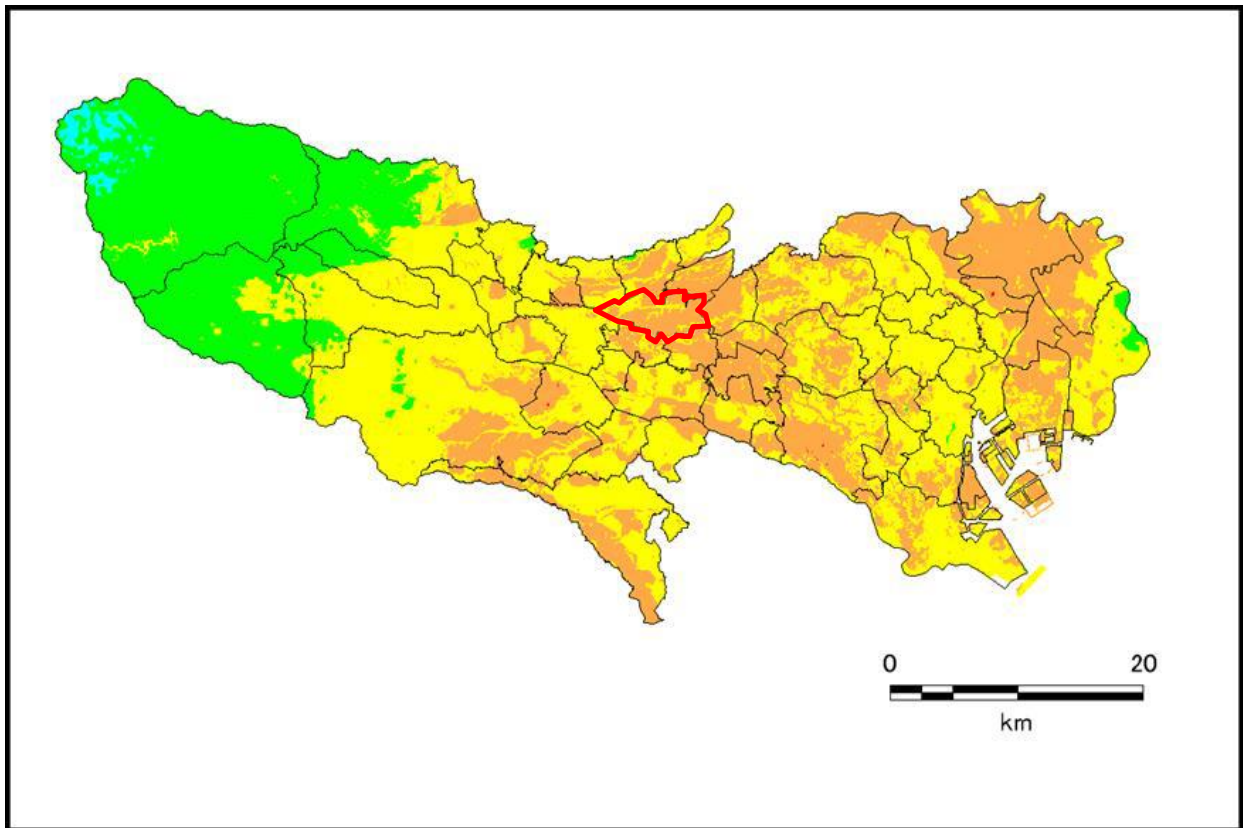


図 多摩東部直下地震（M7.3）の震度分布

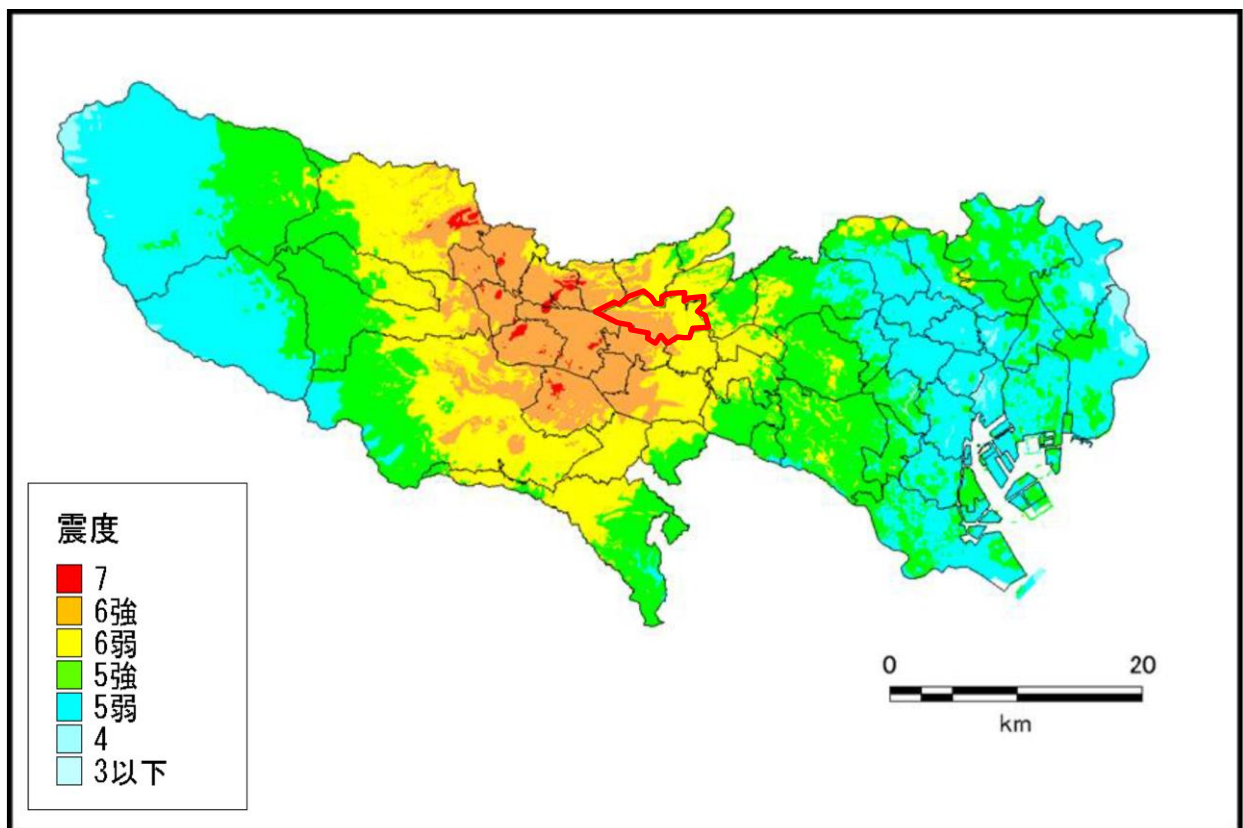


図 立川断層帯地震（M7.4）の震度分布

（出典：首都直下地震等による東京の被害想定（令和4年5月25日公表））

※詳細は出典元をご覧ください。

1-2. 気象条件等

時間帯によって人々の滞留特性は大きく異なるため、地震の発生時刻が変わると人的被害の発生する様相も変化する。

また、時間帯や季節によって火気器具等の使用状況が異なるため、出火件数も変化すると考えられる。このため、想定される被害が異なる 3 種類の特徴的な季節・時刻と 2 種類の風速を設定した。

【気象条件等により想定される被害】

季節・時刻・風速	都内全域で想定される被害
冬の朝 5 時 風速 4 m/秒 8 m/秒	<ul style="list-style-type: none"> ・阪神・淡路大震災と同じ発生時間 ・多くの人々が自宅で就寝中に被災するため、家屋倒壊による死者が発生する危険性が高い。 ・オフィスや繁華街の屋内外滞留者や、鉄道・道路利用者は少ない。
冬の昼 1 2 時 風速 4 m/秒 8 m/秒	<ul style="list-style-type: none"> ・オフィス、繁華街、映画館、テーマパーク等に多数の滞留者が集中しており、店舗等の倒壊、看板等の落下物等による被害の危険性が高い。 ・外出者が多い時間帯であり、帰宅困難者数も最多となる。 ・住宅内滞留者数は、1 日の中で最も少なく、老朽木造家屋の倒壊による死者数は朝夕と比較して少ない。
冬の夕方 1 8 時 風速 4 m/秒 8 m/秒	<ul style="list-style-type: none"> ・火気器具利用が最も多いと考えられる時間帯で、これらを原因とする出火数が最も多くなるケース ・オフィスや繁華街周辺、ターミナル駅では、帰宅や飲食のため滞留者が多数存在する。 ・ビルの倒壊や看板等の落下物等による被害の危険性が高い。 ・鉄道、道路はほぼラッシュ時に近い状況で人的被害や交通機能支障による影響が大きい

2. 想定結果の概要

(1) 小平市全体の概要

平成 24 年 4 月公表の被害想定に比べ、令和 4 年 5 月公表の被害想定は耐震化が進んだことなどにより、被害が小さくなっている。

- ・市内において、震度 6 強の地域が広範囲に発生し、一部震度 6 弱の地域が存在する。
- ・木造建物を中心に、市内建物の約 8 %にあたる 3, 9 1 7 棟がゆれを原因として全半壊する。
- ・住宅が集中している地域において火災が延焼拡大し、市内建物の約 4 %弱にあたる 1, 9 0 0 棟が焼失する。
- ・想定地震においては、市内で津波、液状化崩壊による被害はほぼ発生しないと想定される。
- ・死傷者はゆれを原因とするものと火災を原因とするものが大半を占めており、最大で 8 4 人の死者と 1, 1 6 9 人の負傷者が発生すると想定される。
- ・道路や鉄道の橋りょうなどの被害は、短期的に機能等を回復できない程の大被害は発生しないが、倒壊した周辺家屋の倒れ込み等により一定の地域において細街路の閉塞が発生する可能性がある。
- ・あらゆるライフラインに被害が生じ、その復旧には、電力で 1 週間程度、通信で 2 週間程度、ガス及び上下水道においては 1 か月以上を要する。

- 避難者は、多摩東部直下地震が最大となり、人口の約 16%にあたる約 2 万 9 千人の避難者が発生する。そのうち、約 1 万 9 千人が避難所生活を送ると想定される。
- 鉄道等の運行停止により、市内に約 2 万 1 千人の帰宅困難者が発生する。
- 建物の倒壊によって下敷き・生き埋めとなり、救助が必要となる自力脱出困難者が最大で 3 4 1 人発生する。
- 建物の倒壊や焼失により、最大で 3 1 万トンの震災廃棄物が発生する。

(2) 市が本計画の前提とした被害想定の大括表

【人的被害、建物被害、その他の被害】

		多摩東部直下地震 (M7.3)		市内最大震度：6強			
夜間人口	昼間人口	面積	震度別面積率				
			5強以下	6弱	6強	7	
198,739 人	166,779 人	20.5 ㎡	0.0%	22.3%	77.7%	0.0%	
時刻・時期		冬・夕方		冬・昼		冬・早朝	
風速		8m/s		8m/s		8m/s	
死者		84 人		42 人		74 人	
ゆれ建物被害		37 人		24 人		56 人	
屋内収容物		4 人		4 人		5 人	
急傾斜地崩壊		0 人		0 人		0 人	
火災		40 人		12 人		12 人	
ブロック塀等		4 人		1 人		0 人	
屋外落下物		0 人		0 人		0 人	
負傷者		1,169 人		929 人		1,114 人	
ゆれ建物被害		804 人		785 人		972 人	
屋内収容物		93 人		95 人		116 人	
急傾斜地崩壊		0 人		0 人		0 人	
火災		139 人		19 人		19 人	
ブロック塀等		133 人		29 人		8 人	
屋外落下物		0 人		0 人		0 人	
(うち重傷者)		181 人		105 人		118 人	
ゆれ建物被害		70 人		67 人		84 人	
屋内収容物		20 人		21 人		26 人	
急傾斜地崩壊		0 人		0 人		0 人	
火災		39 人		5 人		5 人	
ブロック塀等		52 人		11 人		3 人	
屋外落下物		0 人		0 人		0 人	
要配慮者死者		55 人		27 人		48 人	
避難者		29,054 人		24,016 人		23,675 人	
帰宅困難者		21,347 人		21,347 人		—	
都内滞留者		165,956 人		165,956 人		—	
閉じ込めにつながり得るエレベーター停止台数		36 台		36 台		34 台	
自力脱出困難者		341 人		334 人		415 人	
災害廃棄物		31 万 t		28 万 t		28 万 t	
建物棟数		48,777 棟		48,777 棟		48,777 棟	
木造		40,108 棟		40,108 棟		40,108 棟	
非木造		8,669 棟		8,669 棟		8,669 棟	
建物全壊棟数		962 棟		962 棟		962 棟	
ゆれ		962 棟		962 棟		962 棟	
液状化		0 棟		0 棟		0 棟	
急傾斜地崩壊		0 棟		0 棟		0 棟	
建物半壊棟数		2,955 棟		2,955 棟		2,955 棟	
ゆれ		2,954 棟		2,954 棟		2,954 棟	
液状化		2 棟		2 棟		2 棟	
急傾斜地崩壊		0 棟		0 棟		0 棟	
(うち大規模半壊)		658 棟		658 棟		658 棟	
ゆれ		658 棟		658 棟		658 棟	
液状化		1 棟		1 棟		1 棟	
急傾斜地崩壊		0 棟		0 棟		0 棟	
火災		12 件		7 件		6 件	
出火件数		12 件		7 件		6 件	
焼失棟数		1,900 棟		581 棟		495 棟	
倒壊建物を含む		1,900 棟		581 棟		495 棟	
" 含まない		1,855 棟		568 棟		484 棟	
電力停電率		8.0%		5.5%		5.3%	
通信不通率		4.1%		1.4%		1.2%	
上水道断水率		16.6%		16.6%		16.6%	
下水道管きよ被害率		3.6%		3.6%		3.6%	
ガス供給停止率		59.2%		59.2%		59.2%	

※小数点以下の四捨五入により、合計値は合わない場合がある。 ※要配慮者は複数の属性を対象にしているが、属性間の重複は除去していない。

		立川断層帯地震 (M7.4)		市内最大震度：7			
夜間人口	昼間人口	面積	震度別面積率				
			5 強以下	6 弱	6 強	7	
198,739 人	166,779 人	20.5 m ²	0.3%	48.8%	50.9%	0.0%	
時刻・時期		冬・夕方		冬・昼		冬・早朝	
風速		8 m/s		8 m/s		8 m/s	
死者		70 人		38 人		70 人	
ゆれ建物被害		35 人		23 人		55 人	
屋内収容物		4 人		4 人		5 人	
急傾斜地崩壊		0 人		0 人		0 人	
火災		27 人		10 人		10 人	
ブロック塀等		3 人		1 人		0 人	
屋外落下物		0 人		0 人		0 人	
負傷者		1,011 人		823 人		1,030 人	
ゆれ建物被害		723 人		687 人		893 人	
屋内収容物		92 人		95 人		116 人	
急傾斜地崩壊		0 人		0 人		0 人	
火災		84 人		16 人		15 人	
ブロック塀等		111 人		25 人		6 人	
屋外落下物		0 人		0 人		0 人	
(うち重傷者)		150 人		93 人		110 人	
ゆれ建物被害		63 人		59 人		77 人	
屋内収容物		20 人		21 人		26 人	
急傾斜地崩壊		0 人		0 人		0 人	
火災		23 人		5 人		4 人	
ブロック塀等		43 人		10 人		3 人	
屋外落下物		0 人		0 人		0 人	
要配慮者死者		46 人		25 人		46 人	
避難者		23,301 人		20,043 人		19,748 人	
帰宅困難者		21,347 人		21,347 人		—	
都内滞留者		165,956 人		165,956 人		—	
閉じ込めにつながり得るエレベーター停止台数		32 台		31 台		31 台	
自力脱出困難者		314 人		300 人		389 人	
災害廃棄物		28 万 t		26 万 t		26 万 t	
建物棟数		48,777 棟		48,777 棟		48,777 棟	
木造		40,108 棟		40,108 棟		40,108 棟	
非木造		8,669 棟		8,669 棟		8,669 棟	
建物全壊棟数		937 棟		937 棟		937 棟	
ゆれ		937 棟		937 棟		937 棟	
液状化		0 棟		0 棟		0 棟	
急傾斜地崩壊		0 棟		0 棟		0 棟	
建物半壊棟数		2,830 棟		2,830 棟		2,830 棟	
ゆれ		2,830 棟		2,830 棟		2,830 棟	
液状化		0 棟		0 棟		0 棟	
急傾斜地崩壊		0 棟		0 棟		0 棟	
(うち大規模半壊)		613 棟		613 棟		613 棟	
ゆれ		613 棟		613 棟		613 棟	
液状化		0 棟		0 棟		0 棟	
急傾斜地崩壊		0 棟		0 棟		0 棟	
火災		10 件		6 件		5 件	
出火件数		10 件		6 件		5 件	
焼失棟数		1,315 棟		479 棟		404 棟	
倒壊建物を含む		1,315 棟		479 棟		404 棟	
" 含まない		1,288 棟		470 棟		396 棟	
電力停電率		7.4%		5.6%		5.4%	
通信不通率		3.0%		1.2%		1.0%	
上水道断水率		14.1%		14.1%		14.1%	
下水道管きよ被害率		2.9%		2.9%		2.9%	
ガス供給停止率		26.9%		26.9%		26.9%	

※小数点以下の四捨五入により、合計値は合わない場合がある。

※要配慮者は複数の属性を対象にしているが、属性間の重複は除去していない。

【橋りょう・橋脚被害（カッコ外は中小被害、カッコ内は大被害）】

区 分		高速道路	一般国道	都道	区市町村道	鉄道
多摩東部直下地震	多摩地区	7.8% (0.0%)	4.2% (0.0%)	0.8% (0.1%)	0.5% (0.1%)	0.5% (0.1%)
立川断層帯地震	多摩地区	3.8% (0.0%)	5.1% (0.0%)	0.7% (0.1%)	0.5% (0.1%)	0.3% (0.0%)

※道路施設の大被害とは、落橋や橋の変形など、短期的には救助活動や緊急物資の輸送路としての機能等を回復できない程度の損傷をいう。

※鉄道施設の大被害とは、機能支障に至る程度の橋りょう・高架橋の被害（崩壊、倒壊、耐荷力に著しい影響がある損傷）をいう。

【細街路の閉塞】

区 分		閉塞率			
		15%未満	15～20%	20%以上	計
多摩東部直下地震	多摩地区	70.8%	28.9%	0.3%	100%
立川断層帯地震	多摩地区	75.3%	23.5%	1.2%	100%

【鉄道施設被害：JR在来線・私鉄】

区 分		大被害	中小被害
多摩東部直下地震	多摩地区	0.0%	1.5%
立川断層帯地震	多摩地区	0.0%	0.6%

【都内滞留者数】

屋内被害者（人）			屋外被災者（人）			待機人口（人）			滞留場所不明人口（人）	総計（人）	
学校	業務		私用	不明		自宅	移動開始前	移動なし			
33,595	48,696	82,291	11,469	277	11,746	12,653	16,013	40,534	69,200	2,719	165,956

（3）身の回りで起こり得る被害の様相

今回の被害想定では、過去の大規模地震において家庭や地域で実際に発生した被害様相も参考としつつ、東京の地勢や地域特性による特有の状況等を踏まえ、首都直下地震等の発生時に起こり得る事象について、定量的に示すことが困難な事項についても、定性的な被害シナリオとして示している。

なお、本被害の様相は、あくまで一つの想定として作成したものであり、実際には首都直下地震等が発生した場合に、記載した被害の様相どおりの事象が発生するものではないことに留意が必要である。

《インフラ・ライフラインの復旧に向けた動き》

発災後当面の間は、ライフラインの途絶や公共交通機関の寸断など、身の回りの生活環境に大きな支障が生じるとともに、被害が甚大な場合は、その復旧が長期化するおそれがある。

《救出救助機関等による応急対策活動の展開》

建物倒壊などにより至るところで道路が閉塞し、救出救助部隊や、被災者が必要とする物資の円滑な移動が困難を極め、消火・救助活動や被災地支援が遅滞し、長期化するおそれがある。また、隣接県でも甚大な被害が発生し、都外からの応援が十分得られない可能性がある。

《避難所での避難》

避難所では、発災直後から多くの被災者が殺到し、避難所運営が混乱するだけでなく、物資の不足やトイレの衛生環境の悪化、プライバシーの確保や避難者間のトラブルなど様々な課題が発生する可能性がある。

《住み慣れた自宅等での避難生活》

建物に大きな被害がなくても、家具や家電製品等が、転倒・移動し、下敷きになったり、人に衝突する可能性がある。また、排水管など建物内の設備の損傷等により、トイレやエレベーターが長期間に渡り使用できなくなる可能性がある。ただし、家具転倒防止や携帯トイレの備蓄など必要な備えを行えば、プライバシーが確保され、住み慣れた自宅に留まることは有効である。

《帰宅困難者を取り巻く状況》

携帯電話の不通などにより、家族の安全が確保できず、多くの人が自宅などに帰ろうとするが、道路の閉塞や延焼火災、余震による看板の落下などが至るところで発生し、帰宅困難者自身の安全確保にも重大な支障が生じる可能性がある。

第 3 章 地震に対する調査研究

1 被害想定調査研究

震災対策には、現状の分析と将来の予測が重要な役割を果たす。このため、国、都をはじめとする各防災機関において、震災対策に必要な調査と研究が実施され、地震に関する科学は発展を遂げている。

都においては、昭和 39 年に東京都防災会議の下に地震部会を設け、被害想定 of 調査研究等を行っており、地震部会における調査研究を基に、令和 4 年 5 月に東京都防災会議が「首都直下地震等による東京の被害想定」を公表している。

2 地域危険度測定調査

都は、東京都震災対策条例（平成 12 年東京都条例第 202 号）第 12 条第 1 項に基づき、次の用途に資するため、概ね 5 年ごとに調査を実施している。

- (1) 地震災害に対する都民の認識を深め、防災意識の高揚に役立てる。
- (2) 震災対策事業を実施する地域を選択する際に活用する。

都は、市域の「地域危険度測定結果」として危険度等（数値）をホームページで公開しており、市ホームページの「地震に関する地域危険度測定調査について」からも外部リンクで閲覧できる。

3 地震に対する意識調査

市は、市民の生活意識と、市政に対する市民の意向・要望を把握し、行政全般にわたる施策遂行上の参考資料を得ることを目的とし、「小平市政に関する世論調査」を実施している。

調査項目のうち、地震対策に関する調査結果について分析を行い、今後の防災対策に関する検討に役立てる。

第 4 章 令和 7 年修正の概要等

第 1 節 計画修正に当たっての背景と計画の特徴

東京都防災会議は、平成 23 年に発生した東北地方太平洋沖地震をきっかけに、平成 24 年 4 月に新たに「首都直下地震等による東京の被害想定」を公表するとともに、東京都地域防災計画（震災編）の修正を行った。

また、前回の被害想定から 10 年が経過するなか、住宅の耐震化や不燃化対策などの取組みの進展や高齢化や単身世帯の増加など都内人口構造の変化等の東京を取り巻く環境が変化していることを踏まえ、令和 4 年 5 月に新たに「首都直下地震等による東京の被害想定」を公表するとともに、新たな被害想定で明らかになった震災リスクから、都民の命とくらしを確実に守るため、東京都地域防災計画（震災編）を令和 5 年 5 月に修正したところである。

これらのことから、東京都地域防災計画などの各種計画等との整合を図りつつ、本計画の前回修正以降発生した法律改正等を反映し、切迫性が指摘される首都直下地震等への備えと、災害発生時に市民の生命、身体及び財産を守り被害を最小限にする、より実効性のある地域防災計画とするために修正を行うものである。

第 2 節 対策の視点

令和 4 年 5 月に東京都防災会議が発表した被害想定では、強い揺れや火災によって、重大な人的被害が発生すると想定されている。

人的被害が最大となるのは、多摩東部直下地震で、死者が 84 人、負傷者が 1,169 人、避難者が約 2 万 9 千人発生すると見込まれている。

また、市民のくらしと都市機能を支える住宅やライフライン等にも大きな被害が発生すると想定されており、建築物の全壊棟数は 962 棟、ライフライン被害としては、断水率 16.6%、停電率 8% などといった被害が想定されている。

こうした被害を抑制し、市民の生命、身体及び財産を保護するため、東京都地域防災計画との整合性を図り、次の 3 つの視点と分野横断的な視点に基づき、防災対策の具体化を図っていく。

【3 つの視点】

＜視点 1＞ 家庭や地域における防災・減災対策の推進	一人ひとりの防災・減災対策に加え、自主防災組織、自治会、ボランティア等が連携し、地域の総力を結集して防災力を高めていく
＜視点 2＞ 市民の生命と市の機能を守る応急体制の強化	市の業務継続体制の確実な確保や都市基盤の早期回復などにより、市民の生命と市の機能を守り抜く
＜視点 3＞ すべての被災者の安全で質の高い生活環境と早期の日常生活の回復	居住形態の変化等も踏まえ、被災者の生活環境の質を高めるとともに、市民一人ひとりの日常を一日も早く取り戻す

【分野横断的な視点】

分野横断的な視点	視点の考え方
ハード対策	すべての防災・減災対策の前提となる「強靱なまちづくり」の推進
多様な視点に配慮	被災経験や被災地支援の教訓等を活かし、女性や要配慮者など多様な視点を防災対策に反映
人口構造	若い世代の減少や「高齢者の高齢化」など、今後の人口構造の変化も踏まえた対策を推進
防災 DX の推進	防災対策の実効性を高め、加速化するツールとしての「防災 DX」を東京都と連携し推進

第 3 節 計画の全体像

本計画は、第 I 部で総論、第 II 部で予防・応急・復旧対策、第 III 部で復興対策を定めている。

個別施策に関しては、地震前の行動「予防対策」、地震直後の行動「応急対策」、地震後の行動「復旧対策」の 3 つのスキームに分けて記載した。

本計画の全体像は、次ページのとおりである。

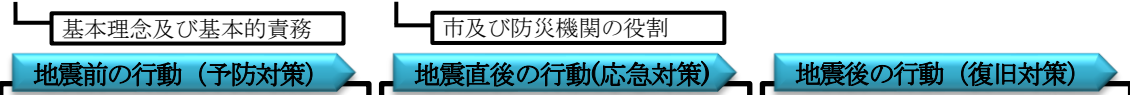
【個別施策と各フェーズの体系整理図】

第 I 部 小平市の防災力の高度化に向けて

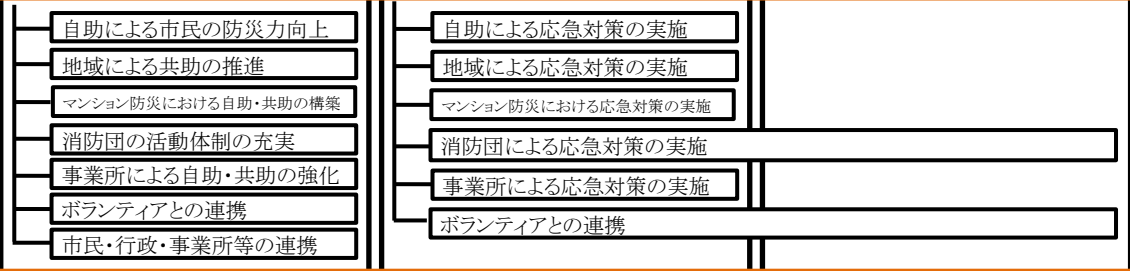
地域防災計画(震災編)の概要、小平市の概況と被害想定、地震に対する調査研究、令和7年修正の概要等、被害軽減と都市再生に向けた目標

第 II 部 施策ごとの具体的計画(災害予防・応急・復旧計画)

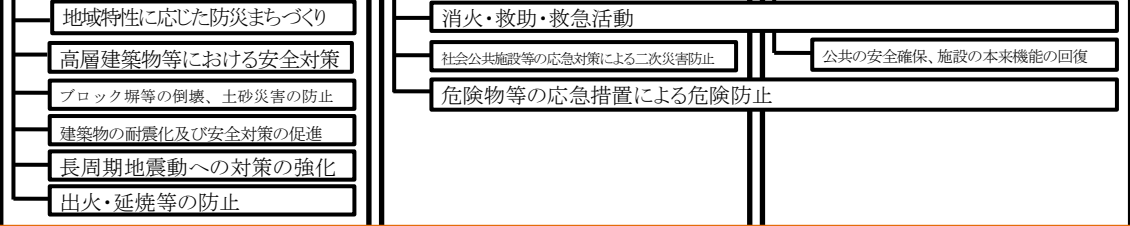
第1章 市民、事業者、市の基本的責務と役割



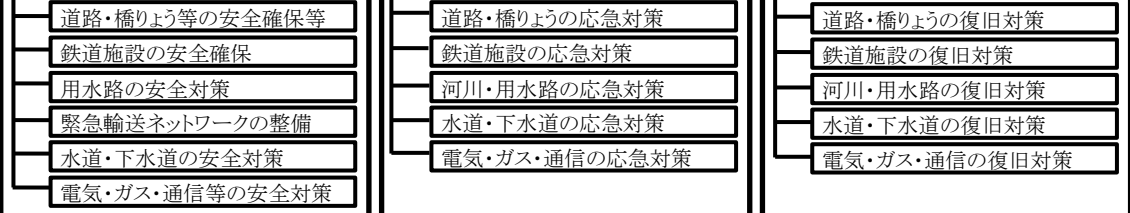
第2章 市民と地域の防災力向上



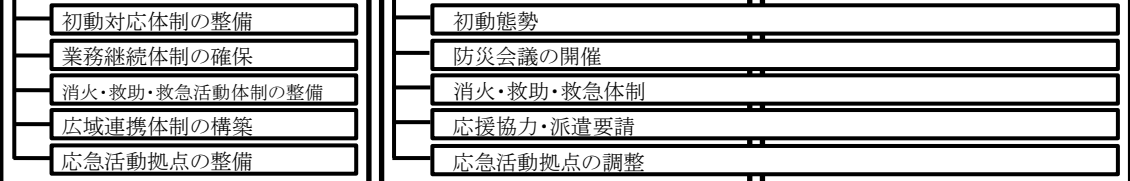
第3章 安全な都市づくりの実現



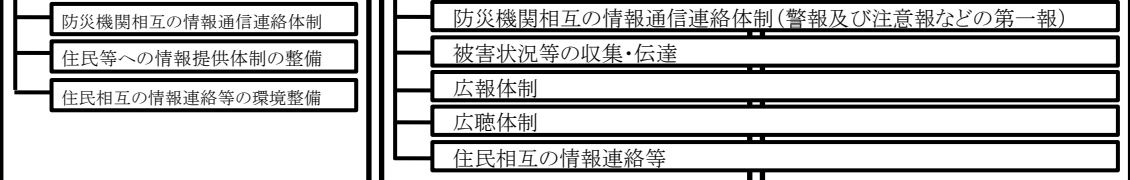
第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保



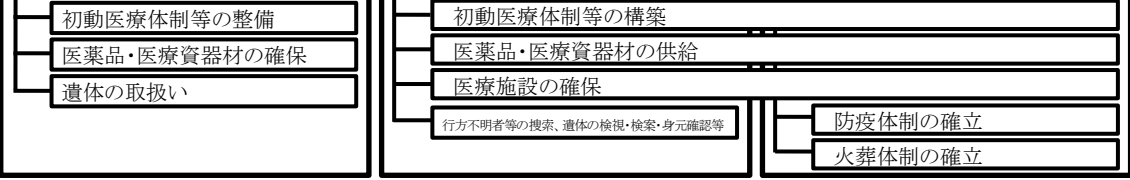
第5章 広域的な視点からの応急対応力の強化



第6章 情報通信の確保



第7章 医療救護・保健等対策



地震前の行動 (予防対策)	地震直後の行動(応急対策)	地震後の行動 (復旧対策)
第8章 帰宅困難者対策		
<ul style="list-style-type: none"> 帰宅困難者対策条例に基づく区域の周知徹底と事業者における対応の徹底 帰宅困難者への情報通信体制整備 一時滞在施設の確保 徒歩帰宅支援のための体制整備 	<ul style="list-style-type: none"> 帰宅困難者対策オペレーションシステム等を活用した初動対応 駅周辺での混乱防止 事業所等における帰宅困難者対策 	<ul style="list-style-type: none"> 帰宅ルール等による安全な帰宅の推進 徒歩帰宅者の支援
第9章 避難者対策		
<ul style="list-style-type: none"> 避難体制の整備(避難行動要支援者対策を含む) 避難場所・避難所等の指定・安全化 避難所の管理運営体制の整備等 避難所外の避難者対策 	<ul style="list-style-type: none"> 避難の基本 避難誘導 避難所の開設・管理運営 避難所外の避難者対策 避難所における動物の適正飼養 ボランティアの受入れ 被災者の他地区への移送 	
第10章 物流・備蓄・輸送対策		
<ul style="list-style-type: none"> 食料及び生活必需品等の確保 飲料水及び生活用水の確保 備蓄倉庫及び輸送拠点の整備 輸送体制の整備 輸送車両等の確保 燃料の確保 	<ul style="list-style-type: none"> 備蓄物資の供給 飲料水の供給 物資の調達要請 他市からの支援物資の受入れ・配分 義援物資の取扱い 輸送車両の確保 燃料の供給 	<ul style="list-style-type: none"> 多様なニーズへの対応 炊き出し 水の安全確保 生活用水の確保 物資の輸送
第11章 放射性物質対策		
<ul style="list-style-type: none"> 情報連絡体制の整備 市民への情報提供等 	<ul style="list-style-type: none"> 情報連絡体制 市民への情報提供等 放射線等使用施設の応急措置 核燃料物質輸送車両等の応急対策 	<ul style="list-style-type: none"> 保健医療活動 放射性物質への対応 風評被害への対応
第12章 住民の生活の早期再建		
<ul style="list-style-type: none"> 生活再建のための事前準備 トイレの確保及びし尿処理 ごみ処理 がれき処理 災害救助法等 	<ul style="list-style-type: none"> 被災建築物応急危険度判定 被災地地の危険度判定 住家被害認定調査 罹災証明書の交付準備 義援金の募集・受付 トイレの確保及びし尿処理 ごみ処理 がれき処理 災害救助法等の適用 激甚災害の指定 	<ul style="list-style-type: none"> 罹災証明書の交付 被災住宅の応急修理 応急仮設住宅等の供給 建設資材等の調達 被災者の生活相談等の支援 義援金の募集・受付・配分 被災者の生活再建資金援助等 職業のあつ旋 租税等の徴収猶予及び減免等 その他の生活確保 中小企業及び農業関係者への融資 応急金融対策 がれき処理の実施 災害救助法の運用等

第Ⅲ部 震災復興計画

復興の基本的な考え方、震災復興本部、震災復興計画の策定

第Ⅳ部 南海トラフ地震等防災対策

策定の目的、防災機関が処理すべき事務または業務の大綱、災害予防対策、南海トラフ地震等情報が発表された時の対応、警戒宣言時の応急活動体制、市民・事業所等のとるべき措置

第 5 章 被害軽減と都市再生に向けた目標

都は 2022 年（令和 4 年）12 月、「強靱化された首都東京」の実現を目指し、TOKYO 強靱化プロジェクトを策定し、2040 年代の目指すべき東京の姿とその実現に向けた道筋を示している。また、都の総合計画である「未来の東京戦略」においても、目指す 2040 年代の姿とその実現に向けた 2030 年への戦略を示している。

このような状況の中、令和 5 年修正においては、3 つの視点に、分野横断的な視点も加え、2040 年代までの概ね中間地点となる 2030 年度までに達成すべき減災目標を「2030 年度（令和 12 年度）までに、首都直下地震等による人的・物的被害を概ね半減する。」と定め、それぞれの視点における対策の進捗と減災目標との関係を一層明確化するため、減災目標の下に各視点において目標とすべき指標を設定することとした。

小平市も、令和 5 年 2 月に「小平市第四次長期総合計画 第 1 期中期実行プラン（令和 3 年度～令和 6 年度）」を改定し、安全で安心して生活できる地域づくりに取り組んでいるところである。

そこで今回、市は東京都と同様に次の減災目標を定め、目標達成に向けて、都、防災機関、市民、事業者等と協力して対策を推進していく。

【減災目標】

2030 年度（令和 12 年度）までに、首都直下地震等による人的・物的被害を概ね半減する。

減災目標の確実な達成のため、3 つの対策の視点と分野横断的な視点それぞれについて、目標とすべき指標は、次のとおりである。

【指標一覧】

◆視点 1：家庭や地域における防災・減災対策の推進

項目	2030 年度の目標
出火防止対策実施率（感震ブレーカー設置）	感震ブレーカー設置率 25%（市内）
木造住宅密集地域を中心に、感震ブレーカーの設置に対する支援や普及啓発の促進等を積極的に行い、市内における設置率向上に向けた取組を推進	
初期消火対策実施率（消火器設置）	消火器保有率 60%（市内）
木造住宅密集地域を中心に、消火器の設置を促進するとともに、あわせて消火訓練の実施や風呂水の汲み置きなどの普及啓発等を行うなど、初期消火対策を促進	
家具類の転倒・落下・移動防止対策	75%
各種普及啓発ツールの活用などにより、家具類の転倒防止等対策を促進	
自助の備えを講じている市民の割合	100%
・防災ブックなど各種媒体を活用し、市民が自ら考え、各家庭における備蓄などの防災対策が万全になる取組を推進 ・デリバリーこいだいら等を活用した防災意識の向上に向けた取組の推進 ・東京都と連携したマンション防災における自助・共助の推進	
出火防止対策	
・自治会配備消火器や消防水利を充実 ・消防署と連携した住警器の更新促進	
自主防災組織の活動の活性化	
・自主防災組織の結成の促進や育成 ・自主防災組織における装備充実や実践的な訓練実施のための活動支援の実施	

	・防災講習会、研修会の継続的な開催
消防団の団員の確保	
	学生の消防団への加入促進を行うなど、消防団員確保のための取組を推進

◆視点 2：市民の生命と市の機能を守る応急体制の強化

項目	2030年度の目標
緊急輸送道路沿道建築物の耐震化促進	緊急輸送道路沿道 耐震化率 100%
	これまでの耐震助成に加え、アドバイザー制度の拡充等により、耐震化を促進
受援応援体制の充実強化	受援応援計画等を策定
	新たな被害想定や複合災害等を踏まえ、市内の受援応援体制を強化
一斉帰宅抑制等、帰宅困難者対策条例の内容を把握している事業者の割合	70%
	市内滞留者の大半を占める企業従業員に対し、効果的な普及啓発を実施
一時滞在施設の確保	想定帰宅困難者数の40%
	行き場のない帰宅困難者のために必要となる一時滞在施設を早期確保
避難行動要支援者支援体制の整備	避難行動要支援者登録名簿の整備率100%
	避難行動要支援者登録名簿を活用した避難支援体制の整備を推進
市の危機管理体制の整備	定期的な見直しの実施
	業務継続計画の継続的な見直しの実施、予防策の推進

◆視点 3：すべての被災者の安全で質の高い生活環境と早期の日常生活の回復

項目	2030年度の目標
つながる通信の確保	全ての避難所において通信環境を確保
	被災者が集まる避難先における Wi-Fi 等の設置を促進
避難所環境の向上	全ての避難所における安全で質の高い生活環境の確保
	・避難所運営マニュアル（感染症対策も踏まえた）の早期作成と避難所開設訓練等を通じた継続的な見直し ・避難所運営の向上や必要な物資の確保体制の整備等を通じて、避難所環境を不断に見直し
災害時トイレの確保	市内における災害時トイレ空白エリア解消
	自助・共助・公助の連携による様々な方策を展開し、災害時に対応できるトイレを確保
早期復旧の支援	実務マニュアルの精査の実施
	罹災証明書や各種支援金の早期支給が可能となる体制の整備
応急仮設住宅等の確保	
	震災により住家を滅失し、自己の資力により住家を確保できない被災者に対し、一時提供型住宅等による応急的な住宅を供給できるよう協定締結の推進、建設候補地の拡充を検討

◆分野横断的な視点

項目	2030年度の目標
ハード対策	旧耐震基準の耐震性が不十分な住宅を概ね解消
	旧耐震基準の耐震性が不十分な木造住宅における耐震化を促進
多様な視点に配慮	防災関連計画策定時には多様な視点の意見を収集し反映
	被災経験や被災地支援の教訓等を活かし、女性や子ども、性的マイノリティのほか、高齢者、障がい者、外国人等の要配慮者へのきめ細かな配慮
人口構造	防災関連計画策定時には多様な世代の意見を収集し反映
	若い世代の減少や「高齢者の高齢化」など、今後の人口構造の変化も踏まえた防災対策を推進
防災DXの推進	システム操作が可能な市職員を全職員の10%

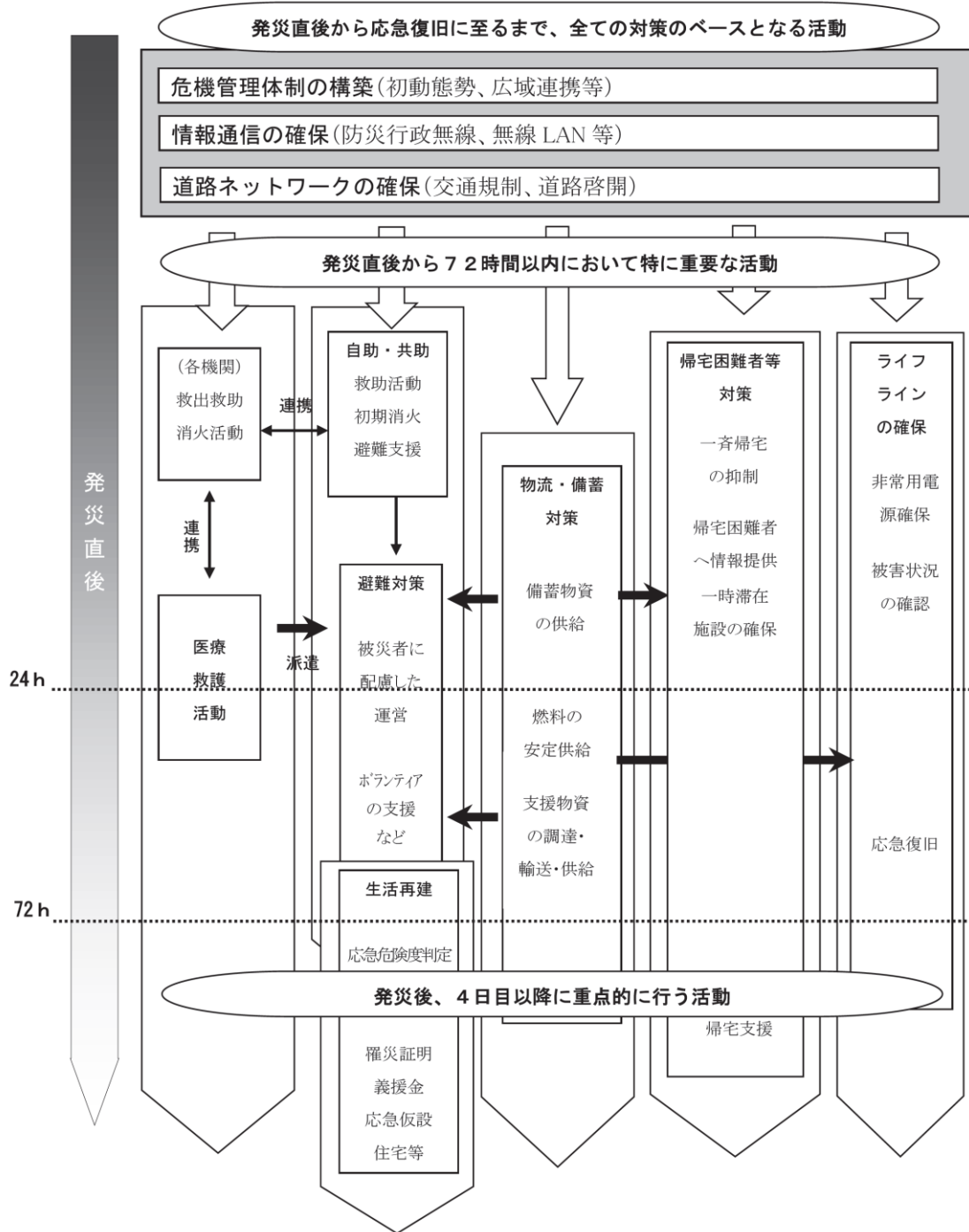
- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・避難所での受入れなどが円滑に行えるようシステムの導入を進める・東京都が開発する帰宅困難者対策オペレーションシステムの操作の習熟及び機能の効果的な活用方法の検討 |
|---|

第Ⅱ部

施策ごとの具体的計画

(災害予防・応急・復旧計画)

各施策における発災後の時間軸に沿った震災対応シナリオ



(出典：東京都地域防災計画)

第1章 市民、事業者、市の基本的責務と役割

第1節 基本理念及び基本的責務

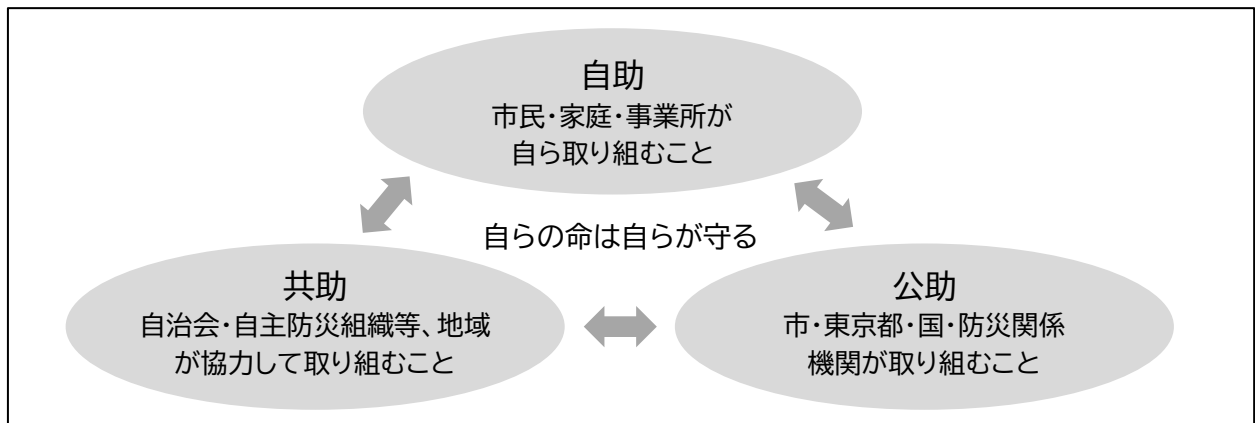
1. 基本理念

地震災害から一人でも多くの生命と貴重な財産を守るためには、まず第一に「自らの生命は自らが守る」という自己責任の原則による自助の考え方、第二に、自らのみならず、他人をも助けることのできる市民同士が地域で助け合い、「自分たちのまちは自分たちで守る」という共助の考え方、この2つの理念に立つ市民や事業者と、公助の役割を果たす行政とが、それぞれの責務と役割を明らかにしたうえで、連携を図っていくことが欠かせない。

小平市は、多くの市民にとっての生活の場であるとともに、多くの市内在勤者・在学者が集うビジネス、教育・学問の場でもある。震災対策の推進にあたっては、基礎自治体として、都、国と一体となり、市民や市域に集う数多くの在勤者・在学者の生命、身体及び財産を地震の脅威から守ることが市に課せられた責務である。

過去の震災では、地震発生直後の住民同士による助け合いによって、多くの命が救われており、発災時における自助・共助の重要性が明らかになっている。

市民、自主防災組織、事業所等は、「自らの命は自らが守る」、「自分たちのまちは自分たちで守る」ことを防災の基本理念として、災害に対する不断の備えを進めるとともに、市民、行政、事業所、ボランティア団体等との相互連携、相互支援を強め、自助、共助による市民及び地域の防災力の向上を推進していく。



2. 基本的責務

2-1. 小平市の責務

市は、震災対策のあらゆる施策を通じて、市民の生命・身体及び財産を震災から保護し、その安全を確保するとともに、震災後の市民生活の再建・安定並びに都市の早期復興をはかるため、最大の努力を払わなければならない。

市は、関係機関、他の地方公共団体の協力を得ながら、市域における防災、及び震災後の生活再建、震災復興に関する計画を策定し、その推進に努めなければならない。

2-2. 市民の責務

市民は、震災時の被害を防止するため、自己の安全の確保に努めるとともに、相互に協力し、市民全体の生命、身体及び財産の安全の確保に努めなければならない。

また、市民は次の事項について、自ら震災に備える手段を講じるよう努めなければならない。

【市民が自ら震災に備えるために講じるべき手段】

- ・ 建築物その他の工作物の耐震性及び耐火性の確保
- ・ 家具類の転倒・落下・移動の防止
- ・ 出火の防止
- ・ 初期消火に必要な用具の準備
- ・ 飲料水及び食料の確保
- ・ 避難の経路、場所及び方法並びに徒歩による帰宅経路についての確認
- ・ 家族その他の緊急連絡を要する者との連絡手段の確保

市民は、震災後の市民生活の再建及び安定並びに都市の復興を図るため、地域社会を支える一員としての責任を自覚し、震災後においては、相互に協力し、事業者、ボランティア及び市その他の行政機関との協働により、自らの生活の再建及び居住する地域の復興に努めなければならない。

市民は、市その他の行政機関が実施する震災対策事業に協力するとともに、自発的な震災対策活動への参加、過去の震災から得られた教訓の伝承その他の取組により震災対策に寄与するよう努めなければならない。

2-3. 事業者の責務

事業者は、市及びその他の行政機関が実施する震災対策事業及び前項の市民が協働して行う地域の復興に関する活動に協力するとともに、事業活動に当たっては、その社会的責任を自覚し、震災の防止、震災後の市民生活の再建及び安定並びに都市の復興を図るため、最大の努力を払わなければならない。

事業者は、その事業活動に関して震災時の被害を防止するため、事業所に来所する顧客、従業員等及び事業所の周辺地域における住民（以下「周辺住民」という。）並びにその管理する施設及び設備について、その安全の確保に努めなければならない。

事業者は、東京都帰宅困難者対策条例（平成25年4月施行）に基づき、震災時には、施設の安全等を確認した上で、従業員を事業所内に待機させるなど、一斉帰宅の抑制に努めなければならない。そのため、あらかじめ、従業員の3日分の飲料水及び食料等を備蓄するよう努めなければならない。

事業者は、あらかじめ、従業員との連絡手段の確保に努めるとともに、従業員に対して、家族等との連絡手段を確保すること、避難の経路、場所及び方法並びに徒歩による帰宅経路の確認等の周

知に努めなければならない。

事業者は、その管理する事業所の周辺地域における震災を最小限にとどめるため、周辺住民に対する震災対策活動の実施等、周辺住民等との連携及び協力に努めなければならない。

事業者は、その事業活動に関して震災を防止するため、市及び都が作成する地域防災計画を基準として、事業所単位の防災計画（以下「事業所防災計画」という。）を作成しなければならない。

第2節 市及び防災機関の役割

1. 小平市の役割

- (1) 小平市防災会議に関する事。
- (2) 防災に係る組織及び施設に関する事。
- (3) 災害に強いまちづくりの推進に関する事。
- (4) 災害情報の収集及び伝達に関する事。
- (5) 都及び防災関係機関との連絡調整に関する事。
- (6) 避難の指示等及び誘導に関する事。
- (7) 市民等への災害時広報及び災害相談に関する事。
- (8) 緊急輸送の確保に関する事。
- (9) 被災者に対する救助及び避難受入れに関する事。
- (10) 医療、防疫及び保健衛生に関する事。
- (11) 救援物資の備蓄及び調達に関する事。
- (12) 飲料水の供給に関する事。
- (13) 外出者の支援に関する事。
- (14) 被災した児童及び生徒の応急教育に関する事。
- (15) ボランティアの支援及び過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援に関する事。
- (16) 公共施設の応急復旧に関する事。
- (17) 震災復興に関する事。
- (18) 防災に係る知識及び技術の普及啓発に関する事。
- (19) 防災教育及び防災訓練に関する事。
- (20) 自主防災組織の育成に関する事。
- (21) 事業所防災に関する事。
- (22) 消防及び水防に関する事。
- (23) その他災害の発生及び拡大の防止のための措置に関する事。

2. 東京都の役割

- (1) 東京都防災会議に関する事。
- (2) 防災に係る組織及び施設に関する事。
- (3) 災害情報の収集及び伝達に関する事。
- (4) 自衛隊に対する災害派遣の要請に関する事。
- (5) 政府機関、他府県、公共機関、駐留軍、海外政府機関等に対する応援の要請に関する事。
- (6) 警備、交通規制その他公共の安全と秩序の維持に関する事。
- (7) 緊急輸送の確保に関する事。
- (8) 被災者の救出及び避難誘導に関する事。
- (9) 人命の救助及び救急に関する事。
- (10) 消防及び水防に関する事。
- (11) 医療、防疫及び保健衛生に関する事。
- (12) 外出者の支援に関する事。
- (13) 応急給水に関する事。
- (14) 救援物資の備蓄及び調達に関する事。
- (15) 被災した児童及び生徒の応急教育に関する事。
- (16) 区市町村による防災市民組織の育成への支援、ボランティアの支援及び過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援に関する事。
- (17) 公共施設の応急復旧に関する事。
- (18) 震災復興に関する事。
- (19) 区市町村及び防災関係機関との連絡調整に関する事。
- (20) 防災に係る知識及び技術の普及啓発に関する事。
- (21) 事業所防災に関する事。
- (22) 防災教育及び防災訓練に関する事。
- (23) その他災害の発生及び拡大の防止のための措置に関する事。

3. 各課の分掌事務

【小平市各課の分掌事務】

部	部長 (副部長)	班	班長	班員	分掌事務	初動	応急	復旧
災対調整部	危機管理担当部長	本部班	防災危機管理課長	防災危機管理課 地域安全課	1 災害対策の総合調整に関すること。	●	●	●
					2 本部長室及び部班長会議の運営に関すること。	●	●	●
					3 災害関連情報の総括に関すること。	●	●	●
					4 防災無線の統制及び活用に関すること。	●	●	●
					5 防災情報システムの管理及び運用に関すること。	●	●	●
					6 避難の指示その他本部長命令の伝達に関すること。	●	●	●
					7 都、他の市町村及び関係防災機関等との連絡調整に関すること。	●	●	●
					8 自衛隊及び応援部隊の対応に関すること。	●	●	●
					9 他の部との連絡調整に関すること。	●	●	●
					10 他の部の所管に属さないこと。	●	●	●
災対企画政策部	企画政策部長 (企画政策部財務担当部長)	政策班	政策課長	政策課	1 震災復興本部の運営及び震災復興計画に関すること。		●	●
					2 他の部班への協力に関すること。	●	●	●
		本部協力班	行政経営課長	行政経営課 デジタルトランスフォーメーション推進担当課長	1 本部の活動の記録に関すること。	●	●	●
		秘書広報班	秘書広報課長	秘書広報課	1 災害に係る広報に関すること。	●	●	●
					2 報道機関との連絡調整に関すること。	●	●	●
					3 写真等による情報の収集及び記録に関すること。	●	●	●
					4 本部長及び副本部長（副市長に限る。）の秘書に関すること。	●	●	●
		情報システム班	情報政策課長	情報政策課	1 電子計算組織の保守及び復旧に関すること。	●	●	●
					2 各種情報の処理に関すること。		●	●
		財政班	財政課長	財政課	1 災害対策関係予算に関すること。	●	●	●
					2 災害救助法の適用申請に関すること。	●	●	●
					3 激甚災害の指定手続きに関すること。	●	●	●
		不動産調達班	公共施設マネジメント課長	公共施設マネジメント課	1 不動産の調達に関すること。		●	●

第Ⅱ部 施策ごとの具体的計画

第1章 市民、事業者、市の基本的責務と役割

部	部長 (副部長)	班	班長	班員	分掌事務	初動	応急	復旧		
災対総務部	総務部長	総務班	総務課長	総務課	1 車両の調達及び配車に関する事 こと。	●	●	●		
					2 庁舎（健康福祉事務センターを 除く。）の防災及び維持管理に 関すること。	●	●	●		
		調達班	契約検査 課長	契約検査課 （検査担当を 除く。）	1 契約事務に関する事 こと。	●	●	●		
					2 食料、生活必需品、資器材その 他必要な物資の調達に関する事 こと。	●	●	●		
		受援班	職員課長	職員課 労務・人事制 度担当課長	1 職員の動員及び動員状況の把握 に関する事 こと。	●	●	●		
					2 災害派遣職員の要請及び受入れ に関する事 こと。	●	●	●		
					3 災害派遣職員の服務管理に関す る事 こと。	●	●	●		
					4 職員の服務及び給与に関する事 こと。	●	●	●		
		災対市民部	市民部長	調査協力班	市民課長	市民課（市民 サービス担当 及び市民相談 担当を除 く。）	1 調査班への協力に関する事 こと。	●	●	●
							2 遺体の搬送、収容及び埋火葬に 関すること。	●	●	●
							3 行方不明者に係る相談窓口の開 設及び運営に関する事 こと。	●	●	●
							4 行方不明者の捜索に関する事 こと。	●	●	●
5 一時提供型住宅及び応急仮設住 宅の入居者の募集・選定・管理 に関する事 こと。								●		
広聴班	市民サー ビス担当 課長			市民課（市民 サービス担当及 び市民相談担 当に限る。）	1 災害に係る広聴に関する事 こと。	●	●	●		
					2 消費生活に係る相談及び苦情の 処理に関する事 こと。			●		
調査班	税務課長			税務課 収納課	1 被害状況等の調査に関する事 こと。	●	●	●		
					2 罹災証明書の発行に関する事 こと。		●	●		
					3 被災者台帳の作成に関する事 こと。		●	●		
					4 被災者に対する市税の減免及び 徴収猶予に関する事 こと。			●		

第Ⅱ部 施策ごとの具体的計画

第1章 市民、事業者、市の基本的責務と役割

部	部長 (副部長)	班	班長	班員	分掌事務	初動	応急	復旧
災対地域振興部	地域振興部長	広聴協力班	市民協働・男女参画推進課長	市民協働・男女参画推進課 地域コミュニティ担当課長	1 広聴班への協力に関する事	●	●	●
					2 所管施設を利用する避難所の開設及び運営の協力に関する事	●	●	●
					3 女性の災害相談に関する事	●	●	●
					4 外国人への対応に関する事	●	●	●
		産業班	産業振興課長	産業振興課	1 商業、工業及び農業に係る被害状況の調査に関する事	●	●	●
					2 被災農家及び中小企業等の融資に関する事		●	●
		物資拠点班	文化スポーツ課長	文化スポーツ課	1 物資の受入れ、仕分け及び管理に関する事	●	●	●
					2 物資の輸送に関する事	●	●	●
					3 文化財に関する事	●	●	●
					4 所管施設を利用する避難所の開設及び運営の協力に関する事	●	●	●
					5 避難所の運営に必要な物資等の調整及び配分計画に関する事	●	●	●
		災対こども家庭部	こども家庭部長(こども家庭センター担当部長)	保育班	子育て支援課長	子育て支援課 学童クラブ担当課長 保育課 保育指導担当課長 こども家庭センター(保健師を除く。)	1 保育園児及び児童の避難誘導並びに救護に関する事	●
2 災害時の保育に関する事	●						●	●
3 災害時の学童クラブに関する事	●						●	●
4 女性の災害相談の協力に関する事	●						●	●
5 避難所の開設及び運営の協力に関する事	●						●	●
災対健康福祉部	健康福祉部長(健康福祉部健康・保険担当部長)	援護班	生活支援課長	生活支援課(計画調整・居住支援担当及び保護担当を除く。)	1 ボランティアセンターの開設及びボランティアの受入れに関する事	●	●	●
					2 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けに関する事		●	●
					3 被災者生活再建支援金の支給に関する事		●	●
					4 健康福祉事務センターの防災及び維持管理に関する事	●	●	●
					5 義援金品の受付、記録及び配分に関する事	●	●	●
		避難班	高齢者支援課長	生活支援課(計画調整・居住支援担当及び保護担当に限る。) 高齢者支援課	1 市民の避難誘導に関する事	●		
					2 避難所の開設及び運営に関する事	●	●	●
					3 避難所の運営に必要な物資等の調整に関する事	●	●	●

第Ⅱ部 施策ごとの具体的計画

第1章 市民、事業者、市の基本的責務と役割

部	部長 (副部長)	班	班長	班員	分掌事務	初動	応急	復旧
				地域包括ケア推進担当課長 障がい者支援課 保険年金課	4 避難行動要支援者対策に関する こと。	●	●	●
					5 帰宅困難者対策に関する こと。	●		
					6 所管施設を利用する避難所の 開設及び運営の協力に関する こと。	●	●	●
					1 医療救護に関する こと。	●	●	●
					2 保健衛生に関する こと。	●	●	●
					3 防疫に関する こと。	●	●	●
		救護班	健康推進課 長	健康推進課 こども家庭セン ター（保健師に限 る。）	4 健康センターの防災及び維持 管理に関する こと。	●	●	●
					1 ごみ、し尿及びがれき処理に関 すること。	●	●	●
					2 防疫に関する こと。	●	●	●
					3 動物対策に関する こと。	●	●	●
					4 放射能対策に関する こと。	●	●	●
					1 下水道施設の防災対策、応急対 策及び復旧対策に関する こと。	●	●	●
環境衛生班	環境政策課 長	環境政策課 資源循環課 水と緑と公園課	2 水防活動の協力に関する こと。	●	●	●		
			3 応急給水活動の協力に関する こと。	●	●	●		
			1 被災建築物応急危険度判定に 関すること。	●	●			
			2 被災宅地の危険度判定に関す ること。	●	●			
			3 被災住宅の応急修理に関す ること。		●			
			4 応急仮設住宅等の供給に関す ること。			●		
都市整備班	都市計画課 長	都市計画課 建築指導課 公共交通課 地域整備支援課	5 公共交通に関する こと。	●	●	●		
			6 市有建物の応急危険度判定の 協力に関する こと。	●				
			下水復旧班	下水道課長	下水道課			
			都市開発部	都市開発部長				
			被災都市開発部					

第Ⅱ部 施策ごとの具体的計画

第1章 市民、事業者、市の基本的責務と役割

部	部長 (副部長)	班	班長	班員	分掌事務	初動	応急	復旧
災対都市建設部	都市建設担当部長	道路復旧班	道路課長	道路課 公共工事担当課長 都市計画道路担当課長 交通対策課	1 緊急道路障害除去等に関する事	●	●	●
					2 道路、橋りょう及び交通安全施設等の防災対策、応急対策及び復旧対策に関する事	●	●	●
					3 災害復旧対策の土木工事に関する事		●	●
					4 水防活動の協力に関する事	●	●	●
		建築班	施設整備課長	施設整備課 契約検査課 (検査担当に限る。) 検査担当課長 被災建築物応急危険度判定員養成講習会を受講した職員(建築班の班員を除く。)	1 市有建物の応急危険度判定に関する事	●		
					2 応急仮設住宅の建設に関する事		●	●
					3 被災市有建物の応急修理に関する事	●	●	●
					4 災害復旧対策の建築工事に関する事			●
					5 被災建築物応急危険度判定の協力に関する事		●	●
		災対出納部	会計管理者	出納班	会計課長	会計課	1 災害対策に必要な現金及び物品の出納に関する事	●
2 義援金品の受領、記録及び配分の協力に関する事	●						●	●
災対教育部	教育部長 (教育部教育指導担当部長及び教育部地域学習担当部長)	学校施設班	教育総務課長	教育総務課 施設更新担当課長	1 学校施設の防災対策、応急対策及び復旧対策に関する事	●	●	●
					2 学校施設を利用する避難所の開設の協力に関する事	●		
		学校班	学務課長	学務課 指導課 学校支援担当課長 教育施策推進担当課長 市立小学校 市立中学校	1 教職員の非常配備等に関する事	●	●	●
					2 市立小学校及び市立中学校における児童及び生徒の指示に関する事並びに避難誘導及び救護に関する事	●		
					3 児童及び生徒の応急教育に関する事		●	●
					4 被災児童及び生徒に対する学用品の支給に関する事			●
					5 市立小学校及び市立中学校の学校施設を利用する避難所の開設及び運営の協力に関する事	●	●	●
		社会教育班	地域学習支援課長	地域学習支援課 公民館 図書館	1 避難所外で避難生活を送る避難者への支援に関する事	●	●	●
					2 避難所の開設及び運営の協力に関する事	●	●	●
					3 物資拠点班への協力に関する事	●	●	●

第Ⅱ部 施策ごとの具体的計画

第1章 市民、事業者、市の基本的責務と役割

部	部長 (副部長)	班	班長	班員	分掌事務	初動	応急	復旧
協力部	議会事務局長(監査事務局長)	協力班	議会事務局次長	議会事務局 選挙管理委員会事務局 監査事務局	1 他の部班への協力に関する事。	●	●	●
消防部 (消防団)	消防団長(副団長)	各分団	各分団長	各分団員	1 水火災の予防、警戒及び防御に関する事。	●	●	●
					2 人命の救出及び救急協力に関する事。	●	●	
					3 障害物除去作業の協力に関する事。	●	●	●
					4 行方不明者の捜索の協力に関する事。	●	●	●
各部共通					1 所管施設利用者の避難誘導及び救護に関する事。	●		
					2 部内職員の安否確認、動員及び配備に関する事。	●	●	●
					3 所管施設及び所管事項の被害状況調査に関する事。	●	●	●
					4 所管施設の防災対策、応急対策及び復旧対策に関する事。	●	●	●
					5 視察等への対応に関する事。			●
					6 他の部班への応援に関する事。	●	●	●
					7 その他本部長が特に命ずる事項に関する事。	●	●	●

備考 建築班の班員のうち、被災建築物応急危険度判定員養成講習会を受講した職員(建築班の班員を除く。)に係る当該建築班における分掌事務は、市有建物の応急危険度判定に関する事に限る。

※ 災対部内各班の人員調整は、各災対部長の権限で行う。部内で調整を行ってもなお人員が不足する場合は、他部班に応援を求めるものとする。

4. 指定地方行政機関の役割

関係機関	内 容
関東総合通信局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 非常通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関すること。 ・ 災害時テレコム支援チーム（MIC-TEAM）による災害対応支援に関すること。 ・ 災害対策用移動通信機器及び災害対策移動電源車等の貸出しに関すること。 ・ 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置（臨機の措置）の実施に関すること。 ・ 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供に関すること。
関東財務局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方公共団体に対する資金の融資のあっ旋及び金融機関の業務の監督（災害時における緊急措置等を含む）に関すること。 ・ 国有普通財産の管理及び処分に関すること及び行政財産の総合調整に関すること。
関東信越厚生局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被害情報の収集及び伝達に関すること。 ・ 関係機関との連絡調整に関すること。
東京労働局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 産業安全（鉱山保安関係を除く）に関すること。 ・ 雇用対策に関すること。
関東農政局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業関係、卸売市場及び食品産業事業者等の被害状況の把握に関すること。 ・ 応急用食料、物資の支援に関すること。 ・ 食品の需給・価格動向の調査に関すること。 ・ 飲食料品、油脂、農畜産物等の安定供給対策に関すること。 ・ 飼料、種子等の安定供給対策に関すること。 ・ 病害虫防除及び家畜衛生対策に関すること。 ・ 営農技術者指導及び家畜衛生対策に関すること。 ・ 被害農業者及び消費者の相談窓口に関すること。 ・ 農地・農業用施設及び公共土木施設の災害復旧に関すること。 ・ 被害農業者に対する金融対策に関すること。
関東農政局 東京地域センター	<ul style="list-style-type: none"> ・ 応急用食料の流通在庫に関する情報提供等に関すること。
関東森林管理局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国有林野の保安林、保安施設（治山施設）等の維持、造成に関すること。 ・ 災害復旧用材（国有林材）の供給に関すること。
関東経済産業局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生活必需品、復旧資材等防災関係物資の円滑な供給の確保に関すること。 ・ 商工鉱業事業者の業務の正常な運営の確保に関すること。 ・ 被災中小企業の振興に関すること。
関東東北 産業保安監督部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガス等危険物等の保安の確保に関すること。 ・ 鉱山の保安に関すること。

<p>関東地方整備局</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災上必要な教育及び訓練に関すること。 ・ 通信施設等の整備に関すること。 ・ 公共施設等の整備に関すること。 ・ 災害危険区域等の関係機関への通知に関すること。 ・ 官庁施設の災害予防措置に関すること。 ・ 災害に関する情報の収集及び予警報の伝達・災害対策の指導、協力に関すること。 ・ 水防活動、土砂災害防止活動及び避難誘導等に関すること。 ・ 建設機械の現況及び技術者の現況の把握に関すること。 ・ 災害時における復旧資材の確保に関すること。 ・ 災害発生が予測されるときまたは災害時における災害応急対策及び復旧対策に関すること。
<p>関東運輸局</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鉄道及び軌道の安全保安並びにこれらの施設及び車両の安全保安に関すること。 ・ 災害時における輸送用車両のあっ旋に関すること。
<p>東京航空局 (東京空港事務所) (大島空港事務所)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時における航空機による輸送に関し、安全を確保するための必要な措置に関すること。 ・ 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関すること。
<p>関東地方測量部</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時等における地理空間情報の整備・提供に関すること。 ・ 復旧・復興のための公共測量に関する指導・助言に関すること。 ・ 地殻変動の監視に関すること。
<p>東京管区气象台</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集、発表に関すること。 ・ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること。 ・ 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び開設に関すること。 ・ 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること。 ・ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること。
<p>関東地方環境事務所</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 有害物質等の発生による汚染状況の情報収集及び提供に関すること。 ・ 廃棄物処理施設等の被害状況、災害廃棄物の発生量等の情報収集に関すること。 ・ 行政機関等との連絡調整、被害状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等に関すること。 ・ 放射性物質による汚染状況の情報収集及び提供並びに汚染等の除去への支援に関すること。
<p>北関東防衛局</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時における所在財産の使用に関する連絡調整に関すること。 ・ 災害時における自衛隊及び在日米軍との連絡調整に関すること。

5. 自衛隊の役割

名 称	内 容
陸 上 自 衛 隊 第 1 師 団	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害派遣の計画及び準備に関すること。 ・ 防災関係資料の基礎調査 ・ 災害派遣計画の作成 ・ 東京都地域防災計画、及び小平市地域防災計画に整合した防災に関する訓練の実施
航 空 自 衛 隊 作 戦 シ ス テ ム 運 用 隊 本 部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害派遣の実施に関すること。 ・ 人命または財産の保護のために緊急に行う必要のある応急救援または応急復旧 ・ 災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与

6. 指定公共機関の役割

関係機関	内 容
日 本 郵 便	<ul style="list-style-type: none"> ・ 郵便物送達の確保、窓口業務の維持及びこれら施設等の保全に関すること。 ・ 災害時における郵便業務に係る災害特別事務取扱に関すること。 ・ 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 ・ 被災者が差し出す郵便物の料金免除 ・ 被災地宛救助用郵便物の料金免除
N T T 東 日 本	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電気通信設備の建設、及び保全に関すること。 ・ 重要通信の確保に関すること。 ・ 気象予警報の伝達に関すること。 ・ 通信ネットワークの信頼性向上に関すること。 ・ 災害時の電気通信設備の復旧に関すること。
N T T コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン ズ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国内・国際電話等の通信の確保に関すること。 ・ 災害時における通信の疎通確保と通信設備の復旧に関すること。
N T T ド コ モ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 重要通信の確保に関すること。 ・ 災害時における電気通信の疎通の確保と被災通信設備等の復旧に関すること。
日 本 銀 行	<ul style="list-style-type: none"> ・ 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節に関すること。 ・ 資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置に関すること。 ・ 金融機関の業務運営の確保に係る措置に関すること。 ・ 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請に関すること。 ・ 海外中央銀行等との連絡及び調整に関すること。
日 赤 東 京 都 支 部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時における医療救護班の編成及び医療救護等（助産・死体の処理を含む）の実施に関すること。 ・ 災害時における避難所等での救護所開設及び運営に関すること。 ・ こころのケア活動に関すること。 ・ 赤十字ボランティアの活動に関すること。 ・ 輸血用血液の確保、供給に関すること。 ・ 義援金の募集・受付・配分及び募金に関すること（原則として義援物資については受け付けない）。 ・ 赤十字エイドステーション（帰宅困難者支援所）の設置・運営に関すること。 ・ 災害救援物資の支給に関すること。 ・ 日赤医療施設等の保全、運営に関すること。

	<ul style="list-style-type: none"> 外国人安否調査に関すること。 遺体の検案協力に関すること。 東京都地域防災計画及び小平市地域防災計画に整合した災害救護に関する訓練の実施に関すること。
日本放送協会	<ul style="list-style-type: none"> 報道番組（気象予警報及び被害状況等を含む）に関すること。 広報（避難所等への受信機の貸与等を含む）に関すること。 放送施設の保全に関すること。
K D D I	<ul style="list-style-type: none"> 重要通信の確保に関すること。 災害時における電気通信の疎通の確保と被災通信設備等の復旧に関すること。
ソフトバンク	<ul style="list-style-type: none"> 重要通信の確保に関すること。 災害時における移動通信の疎通の確保と通信設備等の復旧に関すること。
J R 東 日 本	<ul style="list-style-type: none"> 鉄道施設等の工事計画及びこれらの施設等の保全に関すること。 災害時における鉄道車両等による救援物資及び避難者輸送の協力に関すること。 利用者の避難誘導、駅の混乱防止に関すること。
東京ガスグループ	<ul style="list-style-type: none"> ガス工作物の建設及びそれらの維持管理に関すること。 ガスの供給に関すること。
日本通運	<ul style="list-style-type: none"> 災害時における貨物自動車（トラック）による救援物資等の輸送に関すること。
福山通運	
佐川急便	
ヤマト運輸	
西濃運輸	
東京電力グループ	<ul style="list-style-type: none"> 電力施設等の建設及び安全保安に関すること。 電力需給に関すること。
楽天モバイル	<ul style="list-style-type: none"> 重要通信の確保に関すること。 災害時における移動通信の疎通の確保と通信設備等の復旧に関すること。

7. 指定地方公共機関の役割

関係機関	内容
西武鉄道	<ul style="list-style-type: none"> 鉄道施設等の安全保安に関すること。 利用者の避難誘導、駅の混乱防止に関すること。 災害時における鉄道車両等による救援物資及び避難者等の輸送の協力に関すること。
東京都トラック協会	<ul style="list-style-type: none"> 災害時における貨物自動車（トラック）による救援物資及び避難者等の輸送の協力に関すること。
東京都医師会	<ul style="list-style-type: none"> 医療に関すること。 防疫の協力に関すること。 遺体の検案に関すること。
東京都歯科医師会	<ul style="list-style-type: none"> 歯科医療活動に関すること。
東京都薬剤師会	<ul style="list-style-type: none"> 医薬品の調剤、服薬指導及び医薬品の管理に関すること。
献血供給事業団	<ul style="list-style-type: none"> 血液製剤の供給に関すること。
東京都獣医師会	<ul style="list-style-type: none"> 動物の医療保護活動に関すること。
東京バス協会	<ul style="list-style-type: none"> バスによる輸送の確保に関すること。
東京ハイヤー・タクシー協会	<ul style="list-style-type: none"> タクシー、ハイヤーによる輸送の確保に関すること。 発災時の災害情報の収集・伝達に関すること。
都個人タクシー協会	<ul style="list-style-type: none"> タクシーによる輸送の確保に関すること。
日本エレベーター協会 関東支部	<ul style="list-style-type: none"> 震災時のエレベーターに閉じ込められた人の迅速な救出（危険の伴わないものに限る）に関すること。 エレベーターの早期復旧に関すること。

8. 協定締結協力機関

【協定締結協力機関と協定内容】

協力機関	協定名
小平市医師会	災害時の医療救護活動についての協定
東京都小平市歯科医師会	災害時の歯科医療救護活動についての協定
小平市柔道整復師会	災害時の救護活動についての協定
小平市薬剤師会	
東京都助産師会小平・小金井地区分会	災害時における妊産褥婦・乳幼児等支援活動に関する協定
医薬品卸売販売5事業者	災害時における医薬品等の調達業務に関する協定
民間救急及び介護タクシー6事業者	災害時における医療救護活動の協力に関する協定
東京都栄養士会	災害時における栄養・食生活支援活動の協力に関する協定
小平市建設業協会	災害時における応急対策業務に関する協定
小平市上下水道工事店会	
小平市造園組合	
東京土建一般労働組合 小平東村山支部	
小平消防署・国際電気東京事業所	震災時における自衛消防隊の出場協力に関する協定
小平市九防会	災害時における消防救助活動及び応急対策業務等の支援に関する協定
アクティオ レンタルのニッケン東久留米営業所	災害時等におけるレンタル機材の調達に関する協定
建昇	
東京多摩葬祭業協同組合	災害時における葬祭用品等の供給に関する協定

第Ⅱ部 施策ごとの具体的計画

第1章 市民、事業者、市の基本的責務と役割

日本下水道管路管理業協会	災害時等における応急対策の協力に関する協定
小平スカウト協議会	災害時における応急対策業務活動に関する協定
小平市建設業協会	災害時における被災建築物の支援活動等に関する協定
一般社団法人東京都建築士事務所協会 北部支部	
東京都自動車整備振興会 多摩中央支部	災害時における応急活動の協力に関する協定
東京電力パワーグリッド 武蔵野支社	・災害時における相互連携に関する基本協定 ・災害時における停電復旧及び啓開作業の相互協力に関する覚書
第一屋製パン あけぼのパン わらべや日洋食品 有楽製菓	災害時における食料調達に関する協定
西友花小金井店 西友小平店 ダイエーイオンフードスタイル 小平店	
東京むさし農業協同組合	災害時における農地の使用及び生鮮食料品の調達に関する協定
小平酒販組合	災害時における飲料の調達に関する協定
八洋フーズ サントリービバレッジソリューション株式会社 国立精神・神経医療研究センター	災害時における飲料水供給等に関する協定
ブリヂストン	
生活協同組合コープみらい マミーマーケット	災害時における物資の供給協力に関する協定
セツツカートン	災害時における物資の供給に関する協定
コーナン商事株式会社	災害時における物資の供給等に関する協定
株式会社ゼンリン	災害時における地図製品等の供給等に関する協定
S&D多摩ホールディングス株式会社 トヨタS&D西東京株式会社	災害時の避難所等における外部給電可能な車両からの電力供給の協力に関する協定
東京都トラック協会多摩支部	災害時における緊急輸送業務に関する協定
赤帽首都圏軽自動車運送協同組合 多摩支部	災害時における軽自動車緊急輸送業務に関する協定
佐川急便株式会社	災害時等における支援物資の受入れ、配送等に関する協定
株式会社小平市学校給食サービス	災害時等における食料品の調理及び配送等の協力に関する協定
トーション交通株式会社 三和交通多摩株式会社小平営業所 美玉交通有限会社 小平交通有限会社 三幸交通株式会社国分寺営業所	災害時における輸送に関する協定
西武バス株式会社	
株式会社新東京自動車教習所	
東京都LPガス協会 北多摩支部小平部会	
小平市内給油取扱所3事業所 三和エナジー株式会社	
二葉むさしが丘学園	災害時における二葉むさしが丘学園の施設の一部利用に関する協定

第Ⅱ部 施策ごとの具体的計画

第1章 市民、事業者、市の基本的責務と役割

小金井ゴルフ	災害時における小金井カントリー倶楽部の利用に関する協定
東京都建設局	避難場所となる都立公園等における連携協力に関する基本協定
公益財団法人東京都公園協会	都立小金井公園における連携協力に関する確認書
嘉悦学園 嘉悦大学	災害時における一時的避難施設としての利用に関する協定
公益財団法人小平市文化振興財団	
トヨタモビリティ東京株式会社(予定)	災害時における一時滞在施設の開設運営に関する協定
小川駅西口地区市街地再開発組合	
社会福祉法人武蔵野会小平福祉園	
社会福祉法人あいの樹	
社会福祉法人全国スモンの会	
社会福祉法人小平晴風会	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定
社会福祉法人緑山会	
社会福祉法人つくしんぼ共同保育会	
医療法人徳寿会	
一般社団法人つなぎ	
株式会社ハートフルケア	
エンジョイ株式会社	災害時における要配慮者への支援に関する協定
合同会社おりがみカンパニー	
株式会社ジンバ	
西武信用金庫	災害時における施設等の利用に関する協定
白梅学園	
小平市社会福祉協議会	災害時におけるボランティア活動に関する協定
白梅学園	
白梅学園大学・白梅学園短期大学	災害時における避難所支援ボランティア活動に関する協定
津田塾大学	
小平市国際交流協会	災害時における語学ボランティア活動に関する協定
国際電気	防災行政無線(同報系無線)設置のための屋上の使用に関する協定
ジェイコム東京西東京局	・災害時における災害情報の放送等に関する協定 ・災害発生時における地域支援のための人員、車両等の提供に関する協定
小平市アマチュア無線クラブ	アマチュア無線による災害時応援協定
東京ガス(株)東京西支店	都市ガスの供給停止時等における市民への情報提供に関する協定
東電タウンプランニング東京広告部	広告付避難場所等電柱看板に関する協定
クライシスマップーズ・ジャパン	災害時における無人航空機を活用した支援活動等に関する協定
L I N E ヤフー	災害に係る情報発信等に関する協定
クルメディア	災害に係る放送に関する協定
東京都理容生活衛生同業組合	災害時におけるボランティア活動としての理容サービス業務の提供に関する協定
多摩小平支部	
東京都美容生活衛生同業組合	災害時におけるボランティア活動としての美容サービス業務の提供に関する協定
小平支部	
全日本不動産協会東京本部多摩北支部	
東京都宅地建物取引業協会第11ブロック	災害時における民間賃貸住宅の媒介に関する協定
東京建物リゾート	災害時における入浴支援に関する協定
小平市清掃事業協同組合	災害時における応急対策活動に関する協定
東多摩再資源化事業協同組合	災害時における災害廃棄物運搬等の協力に関する協定
小平市獣医師会	
ぶるーべりー愛犬ふぁみりー協会	災害時における動物救護に関する協定
トヨタモビリティ東京株式会社	災害時における給電車両貸与に関する協定
日本郵便(株)小平郵便局	災害時における小平市と小平郵便局との協力に関する協定

東京都行政書士会多摩中央支部	災害時における行政手続の支援活動に関する協定	
多摩信用金庫 小平支店		
多摩信用金庫 学園東支店		
多摩信用金庫 一橋学園支店		
多摩信用金庫 花小金井支店		
西武信用金庫 小平支店		
西武信用金庫 花小金井支店		
東京厚生信用組合 小平支店		
青梅信用金庫 小平支店		地域防犯・防災力向上に関する協定
きらぼし銀行 小平支店		
りそな銀行 小平支店		
りそな銀行 花小金井支店		
ゆうちょ銀行 小平店		
三井住友銀行 花小金井支店		
東京むさし農業協同組合		
みずほ銀行 八坂支店		

【その他協力機関と協力内容】

協力機関	協力内容
小平市交通安全協会	災害時の交通安全確保、避難誘導の協力に関すること。
小平市電設協会	災害時における施設内電気工事等復旧活動の協力に関すること。
東京電気管理技術者協会小平班	災害時における公共施設の電気工事等復旧活動の協力に関すること。
山崎製パン 武蔵野工場	食料の供給に関すること。

第2章 市民と地域の防災力向上

第1節 現状と課題

1. 自助による市民の防災力向上

防災対策では、市民一人ひとりによる自助の取組が重要であることから、防災マップを市の公共施設で配布するなど、あらゆる機会、媒体を通じた広報の実施により、自助の必要性に係る意識啓発を行っている。

被害想定では、屋内収容物による死傷者が最大で84人発生すると想定されており、こうした被害を抑制するためには、家具類の固定などの転倒・落下・移動防止の備えを講じる必要がある。

また、断水や停電、ガスの供給停止などのライフラインの被害も想定されていることから、食料等の備蓄や、家族や友人の安否情報を集める方法の準備などに取り組む必要がある。

自助の備えとして各家庭における家具類の転倒・落下・移動防止対策や日常備蓄の実施、防災訓練への参加や救命講習の受講及び防災教育などを推進し、自助による市民の防災力向上を図っていく必要がある。

- ・家具転倒防止器具支給実績 8,565世帯（平成21年度～平成23年度）
 - ・家具転倒防止器具取付支援実績 907世帯（平成21年度～平成23年度）
 - ・1年間の防災訓練体験者数 16,799名（小平消防署 令和5年度）
 - ・家具転倒防止対策など、家の中の地震対策をしている割合 50.1%
 - ・家庭で3日分以上の飲食料の備蓄を行っている割合 66.3%
- （第20回小平市政に関する世論調査報告書より）

引き続き意識啓発を継続し、市民一人ひとりの自助の備えを推進していく必要がある。

また、過去の災害から、女性の視点を意識した避難所運営などの重要性が再認識されており、避難所での着替えや授乳の問題など、女性に配慮した対策が必要である。

2. 地域による共助の推進

現在、市内には74の自主防災組織があり、各地域において防災訓練を年1回以上実施するなど、自主的な取組が進められている。

また、地域において意欲的な防災活動を継続して実施している自主防災組織が「東京防災隣組」として都から認定を受けている。

- ・自主防災組織の結成数 74組織（令和6年4月現在）

発災時に一人でも多くの命を救うためには、発災直後の近隣住民同士の助け合いが大きな効果を発揮する。とりわけ、高齢者などの要配慮者に対して、適切な支援が行われることが重要である。

被害想定では、要配慮者の死者が最大で55人発生すると想定されており、市民一人ひとりの共助の取組への参画や自主防災組織等の結成、活動の活性化を一層推進していくことが必要である。

避難所などで多様化する被災者のニーズによりきめ細かく対応していくためには、女性の力が防災分野においても発揮されるよう女性の防災人材育成に取り組んでいくことが必要である。

3. マンション防災

近年、マンション戸数（6階建以上の共同住宅）が増えている。マンションは比較的、耐震性や耐火性に優れている一方で、電気、ガス、水道などのライフラインやエレベーターの停止で日常生活に支障が出るなどのおそれがある。いざというときに備えて、マンション特有の対策が必要である。被害が軽微であれば在宅避難が可能となるが、早期のエレベーター復旧や水道の利用再開が困難、排水管等の修理が終了していない場合はトイレ使用不可、住民同士のつながりが稀薄などの諸問題によって、在宅避難が困難となり、多数のマンションの居住者が避難所に避難することが想定される。

市では「マンション防災マニュアル」を作成し、配布している。

4. 消防団の活動体制の充実

発災時に、消火活動、救出・救助活動等を迅速に展開するためには、地域の実情に精通した消防団が果たす役割は極めて重要である。

市内では、本団と9の分団で構成する小平市消防団に151人の消防団員が所属しており、実災害を想定した訓練を実施している。

- ・消防団員数 151人（条例定数151人）（令和6年4月現在）
- ・消防団の放水装備 ポンプ車9台、可搬ポンプ9台（令和6年4月現在）

市は、延焼遮断帯となる十分な幅員を有する道路が少ないこと、木造建物が集中している地域を有していることなどから、消防力が劣勢となる場合においては、ひとたび出火すると広範囲に延焼拡大する特性を有している。

被害想定では、建物焼失棟数が最大で1,900棟に上るなど、火災により大きな被害が発生すると想定されており、減災には初期消火等の消防団による活動が的確かつ迅速に行われる必要がある。

5. 事業所による自助・共助の取組

発災時には、自助・共助の考えに基づき、地域の住民と事業所が協力して被害の拡大を防ぐことが重要である。市では、災害時に消防署と連携して事業所の自衛消防隊による消火、充水活動を行う協定を締結している。また、消防署において、災害時における町会・自治会や事業所など地域の連携を図る取組を推進し、地域における防災力向上を図っている。

- ・震災時における自衛消防隊の出場協力に関する協定 1件
- ・火災等災害時の消防ふれあいネットワーク応援協定 8件

（令和6年度末現在）

発災時において事業所は、地域の一員としての避難行動や救助活動等を行うこと、事業継続を通じて地域住民の生活の安定化に寄与することといった役割を求められている。

被害想定では、最大約2万9千人の避難者や約2万1千人の帰宅困難者の発生といった大きな被害が想定されており、発災時における事業所の役割を踏まえて、事業所の防災力を一層向上する必要がある。

6. ボランティア活動への支援

救出・救護、初期消火、交通整理、建物の被害状況把握、避難所運営など、発災時において多岐にわたるボランティア活動が期待されることから、市では、総合防災訓練の実施に合わせて、小平市社会福祉協議会等の関係団体と連携し、ボランティア活動支援に係る訓練を実施するなど、ボランティアが発災時に円滑に活動できる体制づくりを推進している。

発災時において、ボランティアは、炊き出しなどの避難所の運営支援やがれき撤去といった様々な役割を果たすことが期待されている。

被害想定では最大約2万9千人の避難者と最大31万トンのがれきの発生が想定されており、発災時にボランティアが円滑に活動することができるよう、支援体制を整備する必要がある。

- ・ボランティア活動に関する協力協定 6件
- ・警視庁交通規制支援ボランティア登録者数 小平警察署 5人
- ・東京消防庁災害時支援ボランティア登録者数 小平消防署 68人

(令和6年4月現在)

第2節 取組の方向性

1. 自助による市民の防災力向上

市民一人ひとりが「自らが防災の担い手」であるとの自覚を高め、防災対策に取り組むよう、防災ブック等を活用し更なる防災意識の啓発を推進するとともに、女性の視点を反映した防災対策の充実を図っていく。

また、市民一人ひとりの初期消火や救出救助、応急救護に関する実践的かつ効果的な防災訓練を推進していく。

さらに、総合的な防災教育の推進により、生涯にわたる自助・共助の精神を涵養していくとともに、外国人への情報提供や防災知識の普及等を推進していく。

2. 地域による共助の推進

地域防災の中心を担う自主防災組織の設置促進を積極的に図り、関係機関等と連携しながら地域の共助を推進していく。

また、東京都と連携し、防災の専門家の派遣や、自主防災組織の核となる「防災市民組織リーダー」の育成を通じ、地域防災活動の活性化を促進していくほか、災害時の市民のニーズにきめ細かく対応するため、地域や職場で防災活動の核となる女性防災人材の育成を推進していくよう努めていく。女性の防災人材を育成することにより、発災時の避難行動や避難所運営に多様な視点が反映されるようにする。

さらに、「自分たちのまちは自分たちで守る」意識の啓発や、地域における初期消火や救出救助、応急救護に関する実践的かつ効果的な防災訓練を推進していくとともに、地域における避難行動要支援者対策を推進していく。

3. マンション防災における自助・共助の推進

マンションの居住者であっても、地域の一員にほかならず、一般的に、住んでいる住居で区別すべきでないが、防災対策の観点からは、その被害の特殊性に鑑み、それに応じた特別の対策が必要である。但し、対策を進めるにあたっては戸建て住宅等の住民との均衡に配慮が必要である。

発災時には、自助・共助の考えに基づき、初期消火や安否確認を行い、安全が確認できてとどまることが可能であれば在宅避難となるため、そのための居住者等への普及啓発、役割分担等を行うことが不可欠である。

日頃の備えの大切さを学ぶことができるよう、居住者やマンションの自主防災組織、管理組合等を対象としたセミナーを実施するほか、資器材等の支援を推進し、マンションの防災力向上を推進していく。

4. 消防団の活動体制の充実

地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の充実強化に向けて、初期消火や救出・救助活動などの活動を発災時に的確かつ迅速に実施できるよう、消防署隊等と連携した訓練

及び資機材等の整備を推進し、消防団の活動体制の充実を図っていく。また、ポンプ車及び可搬ポンプによる効率的な震災消防活動が実施できるよう実践的な訓練の推進や、必要な資格の取得など実践的な教育訓練体制の充実を図っていく。

さらには、青年層・女性層を始めとした団員の入団促進等に取り組むものとし、「消防団協力事業所」の認定の推進や、地域住民と消防団員の交流等を通じて、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを進めるよう努める。

5. 事業所による自助・共助の取組

地震に係る自衛消防活動の充実・強化を図るとともに、事業所防災計画の実効性を確保する。また、近隣住民との連携協力体制の構築を推進し、地域全体の自助・共助体制を推進する。

また、小平消防署による事業所防災計画の作成指導の継続的な実施等を通じ、防災に関する意識の向上を図るなど、実効性の高い地震対策を推進する。

6. ボランティア活動の支援体制づくりの推進

発災時のニーズに即したボランティア活動が展開されるよう、小平市社会福祉協議会等や都との連携を強化するとともに、総合防災訓練等において小平市災害ボランティアセンターの設置・運営訓練を実施するなど、ボランティア活動の支援体制づくりを推進していく。

第3節 具体的な取組

《予防対策》

対策一覧	担当
1 自助による市民の防災力向上	市民、防災危機管理課、市民協働・男女参画推進課、環境政策課、東京都水道局、小平警察署、小平消防署、関係機関
2 地域による共助の推進	防災危機管理課、自主防災組織、小平警察署、小平消防署、関係機関
3 マンション防災における自助・共助の構築	市民、防災危機管理課
4 消防団の活動体制の充実	消防団、防災危機管理課
5 事業所による自助・共助の強化	事業所、防災危機管理課、産業振興課、小平消防署
6 ボランティアとの連携	小平市社会福祉協議会、小平市国際交流協会、生活支援課、市民協働・男女参画推進課、関係機関
7 市民・行政・事業所等の連携	防災危機管理課、協力機関、小平消防署

1. 自助による市民の防災力向上

1-1. 市民による自助のための防災対策

発災時、「自らの命は自らが守る」ために、市民一人ひとりが災害に対する正しい認識を持ち事前の対策を心がけるとともに、災害時の行動力を高めることが重要である。そのために市民は、必要な次の防災対策を推進する。

- 1 家屋・建築物、その他の工作物の耐震性及び耐火性の確保
- 2 日頃からの出火の防止
- 3 感震ブレーカー、消火器、住宅用火災警報器等の住宅用防災機器の準備
- 4 家具類の転倒・落下・移動防止や窓ガラス等の飛散防止
- 5 ブロック塀の点検補修など、家の外部の安全対策
- 6 水（1日一人3Lを目安）、非常用食料、医薬品、眼鏡等、携帯ラジオなど非常持出用品や簡易トイレの準備
- 7 災害が発生した場合の家族の避難場所・連絡方法・役割分担の確認
- 8 買い物や片付けなど日頃の暮らしの中でできる災害への備え
- 9 自転車を安全に利用するための、適切な点検整備
- 10 在宅避難に向けた食品や生活用品を備える日常備蓄の実施（最低3日間分、推奨1週間分）
- 11 停電への備え
- 12 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策
- 13 災害発生時に備え、避難所、避難場所及び避難経路等の確認・点検並びに適切な情報収集方法の確認
- 14 地域で発生した過去の災害から得られる教訓の伝承
- 15 市が行う防災訓練や防災事業への積極的な参加
- 16 町会や自治会等が行う、地域の相互協力体制構築への協力
- 17 避難行動要支援者がいる家庭における、「避難行動要支援者登録名簿」への登録、個別避難計画の作成及び個別避難計画情報の避難支援等関係者等への事前提供についての同意及び迅速な避難への備え
- 18 動物を飼養している場合には、動物のしつけ、予防注射・ワクチン等の接種、備蓄品・飼養用具の用意、預け先の確保などの準備

1-2. 防災意識の啓発

市、及び関係機関は、市民の危機意識を喚起するとともに、市民自らが「防災の担い手」である

ことの自覚を高め、事前対策や地域の相互協力体制強化等、事前の防災対策に取り組むよう、様々な機会を通じて啓発を行う。

また、被害想定では、市に津波による被害は想定されていないものの、旅行等で、発災時に沿岸地域にいる市民の津波被災は想定されることから、日頃から市民に津波防災に関する知識の普及啓発を行う。

(1) 小平市

市(防災危機管理課、環境政策課)は、防災意識啓発のために次の内容に取り組む。

① 印刷物等による広報

月2回発行する「市報こだいら」による普及啓発、及び防災パンフレット等の作成・配布を行う。また、地域防災マップの作成・配布を通じた地域の実態把握と地域特性に応じた対策案の検討を行う。

② インターネットを活用した広報

市のホームページ内の防災ページ「災害に備えて」等において、次のコンテンツの拡充を行う。また、防災・防犯緊急メールマガジンの配信やSNSによる普及啓発を行う。

- ・ 自助・共助の重要性
- ・ 自主防災組織の育成推進、地域防災力の向上
- ・ 防災や要配慮者支援に係る実践事例の紹介
- ・ 動物飼い主への動物の適正な飼養、災害時の備え、避難所における飼養動物の受入れ方法等

③ 防災講習会・講演会・セミナー等による普及

市職員を講師とする防災講習会、デリバリーこだいら等を開催し、次の内容の啓発を図る。

- ・ 自助・共助の重要性
- ・ 自主防災組織の育成推進、地域防災力の向上
- ・ 防災や要配慮者支援に係る実践事例の紹介
- ・ 津波防災に関する知識の普及・啓発
- ・ 動物飼い主への動物の適正な飼養、災害時の備え、避難所における飼養動物の受入れ方法等

(2) 東京都

東京都関係機関は、次の事項に取り組む。

東京都 水道局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地震発生に際しての水道局の応急対策・水の備蓄方法及び備蓄が必要な理由に係る広報の実施
警視庁 小平警察署	<ul style="list-style-type: none"> ・ 予防として都民等のとるべき措置等に係る広報の実施 ・ 防災展、防災訓練、各種会議、講習会等の機会や巡回連絡、防犯座談会等諸警察活動を通じての防災に係る広報活動の実施 ・ 災害対策、生活安全情報、事件事故情報、交通情報や各種相談窓口等のホームページ、災害対策課X(旧ツイッター)等への掲載 ・ 大震災発生時等に交通規制の支援を行う交通規制支援ボランティアの充実、教養訓練の実施
東京消防庁 小平消防署	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「地震に対する10の備え」や「地震 その時10のポイント」、「地震から命を守る「7つの問いかけ」」、出火防止、初期消火、救出救助及び応急救護の知識等に係る指導及びホームページ・SNS・消防アプリ等による広報の実施 ・ 関係団体と連携した効果的な啓発活動の展開 ・ 消防団、東京消防庁災害時支援ボランティア、女性防火組織、消防少年団等の活動紹介及び加入促進 ・ 消防博物館、都民防災教育センター等における常設展示及び体験施設を活用した広報の実施 ・ ラジオ、テレビ、新聞等に対する情報提供・取材協力

	<ul style="list-style-type: none"> ・「はたらく消防の写生会」の開催及び表彰式を活用した防火防災思想の啓発 ・防火防災への参画意識を高めるための、防火防災標語の募集及び表彰式を活用した防火防災思想の啓発 ・「防火防災巡回・住まいの防火防災診断」（要配慮者宅を中心に各家庭を訪問し、防火防災上の安全性の確認や住宅用防災機器の設置等に関する指導助言を行うこと）の実施 ・出火防止及び初期消火に関する備えの指導 ・家具類の転倒・落下・移動防止普及用リーフレットの作成・配布 ・家具類の転倒・落下・移動防止対策ハンドブックによる啓発 ・「地域の防火防災功労賞制度」を活用した市民の防災意識の普及啓発 ・長周期地震動に関する防火防災対策の普及啓発
--	---

(3) 関係機関

関係機関は、次の事項に取り組む。

NTT東日本	<ul style="list-style-type: none"> ・防災展及び地域防災訓練等での災害用伝言ダイヤル（171）、災害用伝言板（web171）の利用体験、防災パンフレット等の配布を行う。 ・災害用伝言ダイヤル（171）、災害用伝言板（web171）の利用方法等の紹介を行う。
NTTドコモ	<ul style="list-style-type: none"> ・防災展及び地域防災訓練等における災害用伝言板サービス、災害用音声お届けサービスの利用方法の紹介、災害対策関連機器の説明、防災パンフレット等の配布を行う。
KDDI	<ul style="list-style-type: none"> ・防災展及び地域防災訓練等における災害用伝言板や、衛星携帯電話、その他災害対策関連機器・サービス等の知識の普及、利用促進を行う。 ・災害に対する取組や、災害用伝言板サービスの紹介を行う。
ソフトバンク	<ul style="list-style-type: none"> ・防災展及び地域防災訓練等における災害用伝言板サービス、災害用音声お届けサービス、衛星携帯電話の説明と利用体験機会の提供を行う。 ・災害対策関連機器・サービスの紹介を行う。
楽天モバイル	<ul style="list-style-type: none"> ・防災展及び地域防災訓練等における災害対策関連機器、サービスの紹介、防災関連グッズ等の配布
各放送事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・平常時における災害予防に係るキャンペーン番組の編成を行う。 ・家庭・職場で、地震に備えた取組を進めるための具体的な情報のホームページへの掲載を行う。
東京ガスグループ	<ul style="list-style-type: none"> ・マイコンメーターの復帰操作やガスの供給・復旧状況を掲載する“復旧マイマップ”等のホームページ掲載 ・地震や台風などの自然災害時の安全対策等の啓発 ・防災・安全対策に関する取組紹介
東京電力グループ	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の電気関係の措置や利用者が行う事前の備え、感電事故防止などについて、ホームページ等へ記載を行う。 ・停電・復旧情報等のホームページ、携帯サイトへの掲載を行う。 ・災害に強い設備づくり、万一の災害に備えた復旧態勢の整備等、具体的な防災対策のホームページへの掲載を行う。

1-3. 防災教育・防災訓練の充実

市及び関係機関は、市民に対し、幼児期から社会人に至るまで、段階に応じた総合的な防災教育を推進し、生涯にわたって自助・共助の重要性に触れることのできる機会の提供に努める。

防災知識の普及等にあたっては、性別や年代別による視点やニーズの違いに配慮し、特に女性の参加を促すとともに、女性や青少年等も含めた多様な防災リーダーを育成するよう努める。また、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いにも配慮するよう努める。

防災訓練の実施にあたっては、市民や自主防災組織、職員等を対象とした防災訓練を充実させ、

その実施に際しては、周知・広報に力を入れ、訓練参加者の増加を図る。

(1) 小平市

① 市民の自助の促進

市（防災危機管理課）は、各家庭における地震時の身体防護・出火防止等の徹底を図るための防災教育を推進する。

また、実践的な防災訓練を通じた市民の防災行動力の向上を推進する。

② 市民の共助の促進

市（防災危機管理課）は、防災教育・防災訓練の充実のため次の内容に取り組む。

- ・ 自主防災組織の育成指導
- ・ 要配慮者、家族、地域住民等が合同で実施する避難訓練への支援
- ・ 自治会や自主防災組織等の市民主体による避難所運営訓練
- ・ 市が実施する総合防災訓練等への要配慮者とその家族の参加促進・支援

③ 市内児童・生徒に対する防災教育

市（教育委員会）は、市内児童・生徒に対する防災教育として、消防署等と連携した防災教育の推進に取り組む。

(2) 東京都関係機関

① 警視庁小平警察署

小平警察署は、防災教育・防災訓練の充実のため次の内容に取り組む。

- ・ 地域版パートナーシップを、震災対策に活用した研修会の実施
- ・ 合同訓練の実施
- ・ 幼稚園・小・中・高校を対象とした防災教育の推進

② 東京消防庁小平消防署

小平消防署は、防災教育・防災訓練の充実のため次の内容に取り組む。

防 災 教 育	<ul style="list-style-type: none"> ・ 幼児期からの教育機関等と連携した総合防災教育の推進 ・ 小学生には救命入門コース、中学生には普通救命講習、高校生には上級救命講習の受講を推奨 ・ 都立高校等で行われる宿泊防災体験活動における総合防災教育の実施 ・ 女性防火組織、消防少年団及び幼年消防クラブの育成指導の実施 ・ 市民等に対する、AEDの使用法を含めた救命講習を実施するとともに、誰もが安心して応急手当を実施できる環境を整備 ・ 一定以上の応急手当技能を有する市民に対する技能の認定等、市民の応急救護に関する技能の向上 ・ 消防団と連携した防災教育・防災訓練の実施
防 災 訓 練	<ul style="list-style-type: none"> ・ VR防災体験車、起震車、まちかど防災訓練車等を活用した身体防護・出火防止訓練の推進 ・ 初歩的な基礎訓練のほか、街区を活用した発災対応型訓練、まちかど防災訓練等、実践的な訓練や都民防災教育センターにおけるVR（災害疑似体験）コーナー等を活用した訓練の実施 ・ 自主防災組織等に対する地域特性に応じた実践的な訓練の推進 ・ 町会・自治会本部を中心に、民生委員児童委員、町会員等と連携した避難行動要支援者の安否確認要領及び救出救護要領の確認を取り入れた防災訓練を実施 ・ 消防団と連携した防災訓練の実施 ・ 都教育庁が指定する安全教育推進校における実践的な防災訓練、応急救護訓練等の実施

	<ul style="list-style-type: none"> ・要配慮者の防災行動力を高めるための訓練の推進 ・市民の自主救護能力の向上に寄与する応急手当普及用資器材の整備・充実
火災防止・初期消火に関する防災教育・訓練	<ul style="list-style-type: none"> ・出火防止対策、初期消火体制等の実態の把握、効果的な訓練の推進 ・出火防止等に関する教育・訓練の実施

1-4. 外国人支援対策

市、及び関係機関は、在住・在勤外国人に対し平常時から防災知識の普及・啓発を実施するとともに、地域行事を利用した防災訓練の実施等を推進する。

(1) 防災知識の普及

市（防災危機管理課、市民協働・男女参画推進課）は、小平市国際交流協会と連携し、在住・在勤外国人への防災知識の普及と啓発を行う。

- ・在住外国人参加の防災訓練、防災講座の開催
- ・多言語対応防災マニュアル・防災マップの作成
- ・都が提供する防災に関する動画コンテンツを用いて、外国人が多く集まる場所での情報提供の実施

また、在住外国人に対する地域で開催される防災訓練への参加案内・周知徹底するとともに、小平市国際交流協会のボランティアを活用し、地域の防災訓練に参加する外国人に対する支援を推進するなど、防災訓練に参加する在住外国人に対するサポートを行う。

(2) 初動・避難対策

市（所管各課、防災危機管理課）は、災害時に必要となる次の情報に関する多言語表記を推進する。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・消火器等、初期消火機材 ・街区表示板 ・避難道路標識 ・避難所案内板等、避難所施設標識 ・避難所施設内掲示物 |
|---|

(3) 外国人労働者支援対策

市（防災危機管理課）は、外国人を多く雇用する市内事業所に対し、在勤外国人に対する防災講座・防災訓練等の広報・チラシの配付、情報提供を実施する。

(4) 関係機関との連携体制の確認

市（生活支援課、市民協働・男女参画推進課）は、災害発生時にボランティアの要請等で連携や調整が必要となる小平市社会福祉協議会や小平市国際交流協会との連携体制について確認する。

また、都生活文化スポーツ局が設置する東京都防災（語学）ボランティアシステムを活用した外国人災害時情報センターの活用について確認する。

2. 地域による共助の推進

首都直下地震等の大規模地震の発生時において、被害を最小限にするためには、地域特性や地域の事情に精通した自主防災組織等の活動がきわめて重要である。

このため、市及び関係機関は、市民に対し、自主防災組織の活動紹介や広報を積極的に行うとともに、組織の育成・指導に力を注ぎ、自主防災組織への市民参加の促進と、組織の活動の質の向上及び活性化を図る。

特に、防災知識の普及等を推進する際には、性別による視点の違いに配慮し、女性の参画の推進に努めるとともに、女性や青年を含めた防災リーダーを育てる防災教育を、都と連携し実施するよう努める。

2-1. 自主防災組織への支援

市（防災危機管理課）は、共助の取組推進のために次の項目について取り組む。

- ・住民への積極的な支援・助言により、自主防災組織の組織化を推進
- ・自主防災組織の運営、資器材整備に関する支援
- ・自主防災組織の防災リーダーの育成

2-2. 自主防災組織、関係機関及び小平市の連携

自主防災組織、関係機関、小平市（防災危機管理課）が連携して取り組むべき内容は次のとおりである。

- ・防災に関する知識の普及や出火防止の徹底
- ・初期消火、救出救助、応急救護、避難など各種訓練の実施
- ・消火、救助、炊出資器材等の整備・保守及び簡易トイレ等の備蓄
- ・地域内の危険箇所の点検・把握及び地域住民への周知
- ・地域内の避難行動要支援者の把握及び災害時の支援体制の構築
- ・行政や地域内の企業・事業所との連携・協力体制の構築
- ・学校法人と連携した、災害時に学生がボランティアとして活動する体制の強化、推進

2-3. 東京都関係機関の共助

(1) 警視庁小平警察署

小平警察署は、地域版パートナーシップを、震災対策に活用した「地域の絆づくり」に向けた取組を実施するとともに、地域特性に応じた地域防災力強化の推進を行う。

(2) 東京消防庁小平消防署

小平消防署は、次の項目について取り組む。

- ・自主防災組織の救出救護班員及び一般市民に対する、救出活動に関する知識及び技術の普及・啓発活動の推進
- ・市と連携した自主防災組織の活性化の推進
- ・防災意識の啓発
- ・防災教育・防災訓練の充実
- ・軽可搬消防ポンプやスタンドパイプ等を活用した実践的な初期消火対策を指導し、自主防災組織等における初期消火体制の強化を推進
- ・初期消火マニュアルを活用し、自主防災組織等への指導を実施
- ・自主防災組織のリーダーに対する実践的な講習会等の開催

3. マンション防災における自助・共助の構築

3-1. 防災意識の啓発

市（防災危機管理課）は、マンション居住者が、本章第3節予防対策「1. 自助による市民の防災力向上」及び「2. 地域による共助の推進」に掲げる対策を推進するとともに、マンション特有の課題に取り組むよう、東京都が作成するマンション防災に係る各種冊子・パンフレット等を用いて、啓発を行う。

また、マンション管理組合等やマンション管理会社等は、マンション居住者に対して、自助の備えの周知や、（自治会があれば自治会と連携し、）防災計画の作成、訓練の実施など共助の取組についての周知に協力する。

3-2. 防災教育・防災訓練の充実

市（防災危機管理課）は、本章第3節予防対策「1-3 防災教育・防災訓練の充実」に掲げる対策のほか、マンション居住者がマンション特有の課題に取り組むよう、都が実施するセミナーや防災の専門家を派遣する制度の周知に協力する。

また、マンション管理組合等やマンション管理会社等は、マンション居住者に対して、都が実施するセミナーや防災の専門家を派遣する制度の周知に協力する。

3-3. マンション居住者による自助・共助の備え

マンション居住者は、本章第3節「1. 自助による市民の防災力向上」及び「2. 地域による共助の推進」に掲げる対策を推進するとともに、マンション特有の課題に対応するため、次の対策を行う。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・エレベーターが使用不可となることを踏まえた日常備蓄の実施・排水管等の修理が終了していない場合はトイレが使用不可となることを踏まえた携帯トイレ・簡易トイレの準備 |
|---|

4. 消防団の活動体制の充実

消防団は、公助を担う消防機関であると同時に、地域における共助活動の中心的存在でもある。

市及び関係機関は、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律（平成25年法律第110号）に基づき、消防団の充実強化を図るため、消防団員の確保について取り組むとともに、消防団員が意欲的かつ効果的に活動できるよう、活動しやすい環境整備、装備の充実等を通じて、消防団の活動を支援し、体制の強化に取り組む。

市（防災危機管理課）は、次の項目について取り組む。

（1）消防団員の確保に関する取組

消防団の存在と活動内容を知ってもらうための取組として、新たに消防団広報紙を作成し、様々な行事やイベント等で配布し、周知・啓発を行う。

また、学生消防団活動認証制度を実施することにより、長期的な視野で若い団員の確保を図るとともに、組織の活性化及び次世代の担い手を育成していく。

(2) 消防団員の教育訓練

消防団員の教育訓練のため、次の事項に取り組む。

- ・各種資機材やマニュアル等を活用して地域特性に応じた教育訓練を実施し、災害活動能力及び安全管理能力の向上を図る。
- ・上級救命講習の受講を推進し、消防団員の応急救護技能の向上を図る。
- ・新入団員への入団教育を充実させ、災害活動技能の早期習得を図る。
- ・消防団員への訓練にeラーニングを活用するなど、団員の生活に配慮した訓練方法により、団員の仕事や家庭との両立に配慮しつつ、能力開発の促進を図る。

(3) 消防団資機材等装備の充実

活動に必要な資機材や消防ポンプ車等を計画的に整備し、装備の充実を図る。

(4) 地域等と連携した防災対策の推進

消防団に積極的に協力している市内事業所を「消防団協力事業所」として認定し、地域防災体制の一層の充実を図る。

また、地域住民等に対する防火防災教育訓練を通じて消防団と地域住民等との連携を強化し、地域防災力の向上を図る。

5. 事業所による自助・共助の強化

事業所は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全の確保、二次災害の防止、帰宅困難者対策、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を果たすため、自らの組織力を活用して、様々な対策を講じておくことが必要である。

市、及び関係機関は、地域事業者との協定締結や事業者との合同訓練の実施等、顔の見える関係づくりに取り組むよう努める。また、関係機関による事業所防災計画の作成支援・促進により、事業所の防災力向上に努める。

5-1. 事業所の対策

(1) 一般利用客の保護

一般利用客の利用が想定される場合、首都直下地震帰宅困難者対策協議会が設置したガイドラインに基づき、利用客の保護に関する計画を策定し、事業所防災計画や、事業継続計画（BCP）等に反映する。その際、可能な限り他企業との連携、行政との連携、地域における帰宅困難者対策の取組について計画で明記する。

要配慮者利用施設においては、介護保険法関係法令等に基づき自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成する。

(2) 自社内の防災対策

- ・社屋内外の安全・防災対策
- ・従業員の安全確保・安否確認体制の整備
- ・防災資器材や水・食料等、非常用備蓄（従業員数3日分を目安）の確保
- ・重要業務継続のためのBCP策定
- ・地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努める。

(3) 地域との連携・協力体制の構築

- ・組織力を生かした地域社会への参加による防災力向上への貢献（救助活動、避難所運営、自主防災組織等との連携）、帰宅困難者対策の確立

- ・東京商工会議所や東京経営者協会等、横断的組織を通じた災害時の地域貢献体制の構築
- ・小平商工会との情報共有体制の構築

5-2. 事業所への支援

市（防災危機管理課、産業振興課）は、事業所相互間の協力体制及び事業所と自主防災組織等との連携を強めるなど、地域との協力体制づくりを推進する。

また、広報誌や防災展等において、事業所相互間及び事業所と自主防災組織等の連携の重要性について広く啓発に努める。

5-3. 東京消防庁小平消防署による支援

小平消防署は、次の事項に取り組む。

- ① 事業所の自衛消防に関する活動能力の充実・強化
- ② 事業所の救出・救護活動能力の向上

自衛消防活動中核要員の配置義務のある事業所	<ul style="list-style-type: none"> ・ホテル、旅館、百貨店など多数の収容人員を有する一定規模以上の事業所は、火災予防条例(昭和37年東京都条例第65号)第55条の5により、自衛消防技術認定証を有する者を配置することが義務付けられている。 ・震災時には、これら一定の知識・技術を持つ者が自衛消防活動の中核となる要員(自衛消防活動中核要員)として活動することが有効である。このことから、自衛消防活動中核要員を中心とした自衛消防訓練等の指導を推進する。 ・自衛消防活動中核要員の装備として、ヘルメット、照明器具等のほか、携帯用無線機等や震災時等にも有効なバールその他の救出器具、応急手当用具の配置を推進する。
自衛消防組織の設置義務のある事業所	<ul style="list-style-type: none"> ・消防法(昭和23年法律第186号)第8条の2の5により一定規模以上の事業所は、自衛消防組織の設置が義務づけられている。 ・この規定に基づき設置された自衛消防組織が災害発生時に効果的な対応ができるように組織行動力の育成を推進する。
防火管理者の選任を要する事業所	<ul style="list-style-type: none"> ・消防法第8条、第8条の2等により、防火に関する消防計画に基づく自衛消防隊の編成、自衛消防訓練の実施などが規定されている。 ・これらの規定に基づき編成された自衛消防隊の訓練等の指導を推進する。
防災管理者の選任を要する事業所	<ul style="list-style-type: none"> ・消防法第36条により、防災に関する消防計画に基づき自衛消防隊の編成、避難訓練の実施などが規定されている。 ・これらの規定に基づき編成された自衛消防隊の訓練等の指導を推進する。
防火管理者及び防災管理者の選任を要しない事業所	<ul style="list-style-type: none"> ・火災予防条例第55条の4により、自衛消防活動を効果的に行うため自衛消防の組織を編成し、自衛消防訓練を行うよう努めることが規定されている。震災発生時においては、編成された組織が自衛消防隊として活動することが有効である。このことから、自衛消防隊の訓練等の指導を推進する。

- ③ 事業所防災計画の作成・指導

防火管理者の選任を要する事業所	<ul style="list-style-type: none"> ・東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画に関する告示で定める次の事項について消防計画に定めるよう指導する。
-----------------	--

	ア 震災に備えての事前計画 イ 震災時の活動計画 ウ 施設再開までの復旧計画
防災管理者の選任を要する事業所	・東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画に関する告示で定める前3事項について、事業所の実態に応じて必要な事項を防災管理に関する消防計画に定めるように指導する。
防火管理者及び防災管理者の選任を要しない事業所	・小規模事業所に対して、事業所防災計画の作成を指導する。
防災対策上重要な施設	・都市ガス、電気、鉄道等防災上重要な施設（6業種37事業所）を管理する事業者に対して、事業所防災計画の作成を指導する。

- ④ 危険物施設等の防災組織に対し、消防法等に基づき、自衛消防組織の結成を指導
- ⑤ 防火管理者、防災管理者、危険物取扱者等の各種消防技術者及び市民を対象とした講習会等の実施
- ⑥ 市民や事業所を対象とした応急救護知識・技術の普及

6. ボランティアとの連携

市及び関係機関は、災害発生時に被災者に対する効果的な救援活動を実現するため、都や各関係ボランティア、NPOをはじめとした市民活動団体と日頃から連絡・連携体制を確立しておくよう努める。

6-1. 一般ボランティアの活動支援に係る小平市災害ボランティアセンター等との連携

(1) ボランティア活動体制の整備

小平市社会福祉協議会（小平市災害ボランティアセンター）は、東京都及び東京ボランティア・市民活動センターと連携するとともに、市民向けの養成講座を開催し、災害ボランティアコーディネーターを確保する。

小平市災害ボランティアセンターの設置・運営訓練等を実施する。

平常時から、市民活動団体等と協働し、幅広いネットワークを構築しておくとともに、地域ニーズの把握に努め、防災、減災活動や要配慮者の問題に対する啓発活動をコーディネートする。

(2) 外国人支援体制の整備

小平市国際交流協会は、市（市民協働・男女参画推進課）と連携して、避難所に退避している外国人が言語や文化・習慣の違いから不安やストレスを感じていることを想定し、災害情報の多言語化（やさしい日本語を含む）と避難所の巡回を役割とする小平市災害時外国人支援センターを設置する。また、小平市災害ボランティアセンターと連携し、小平市災害時外国人支援センターの運営訓練等を実施する。

(3) 社会福祉協議会との連携

市（生活支援課）は、小平市社会福祉協議会等との連携による災害ボランティアセンターの設置・運営訓練等を実施する。

平常時から、市民活動団体等と協働し、幅広いネットワークを構築しておく。

6-2. 各種ボランティアとの連携

市は、災害時に設置される東京都災害ボランティアセンターと連携して、一般ボランティアが被災地のニーズに即した円滑な活動ができるよう協力する体制を整える。

【東京都における防災ボランティア等の活動内容】

ボランティア名	関係機関	内 容
防災（語学）ボランティア	東京都生活文化スポーツ局	大規模な災害発生時において、語学力を活用し、被災外国人等を支援
応急危険度判定員	東京都都市整備局	余震等による建築物の倒壊などの二次災害を防止するため、地震発生後できるだけ早く、かつ短時間で建築物の被災状況を調査し、その建築物の当面の使用の可否を判定
被災宅地危険度判定士	東京都都市整備局	災害対策本部が設置される規模の地震または降雨等の災害により、宅地が大規模に被災した場合に、被害の発生状況を把握し、危険度判定を実施
建設防災ボランティア	東京都建設局	建設局所管施設の被災状況の点検業務支援、都立公園等避難場所における建設局所管施設の管理業務支援、参集途上における公共土木施設等の被災状況の把握
交通規制支援ボランティア	警 視 庁 小平警察署	<ol style="list-style-type: none"> 1. 大震災の発生時に、警察官に協力し、交通の整理誘導、交通広報並びに交通規制用装備資器（機）材の搬送及び設置を行う活動 2. 平素から、交通規制の内容を表示した案内板、垂れ幕等を保管し、大震災等の発生時に、署長が指定する箇所にこれらの設置を行う活動 3. その他大震災等の発生時に実施する交通規制に関し署長が必要と認める活動
東京消防庁災害時支援ボランティア	東京消防庁 小平消防署	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害時 災害時には、東京消防庁管内の消防署に参集し、チームを編成後、消防職員の指導と助言により、消防署内での後方支援活動や、応急救護活動などを実施 2. 平常時 消防署が都民に対して行う防火防災訓練、応急救護訓練、広報活動等の支援を実施 <p>チームリーダー以上を目指す人を対象とした「リーダー講習」、「コーディネーター講習」、「震災時消防活動支援特別講習」を実施</p>
東京都赤十字救護ボランティア	日赤東京都支部	平常時には、災害救護に関する研修会・訓練等を行い、災害時には医療救護班の支援活動及び赤十字ボランティアによる救護活動のコーディネートなど、災害救護に必要な諸活動の実施
地域赤十字奉仕団	日赤東京都支部	災害時には市と連携し避難所及び赤十字エイドステーション（帰宅困難者支援所）等において被災者等への支援活動の実施
特別赤十字奉仕者	日赤東京都支部	各団の特色を活かし、避難所等における被災者のケア等の活動の実施
赤十字個人ボランティア	日赤東京都支部	災害時には個人の能力・技能活動期冒頭により被災者等への支援活動の実施

7. 市民・行政・事業所等の連携

市民、自主防災組織等、自治会・町会等地域コミュニティ、行政、事業所等において、個別に実施されていた対策の垣根を取り払い、平常時から相互に連携・協力し合える「顔の見える関係」とネットワークを構築する。

7-1. 小平市及び協力機関等

市（防災危機管理課）、協力機関は連携して下記事項に取り組む。

- ① 地域、事業所、ボランティア間相互の連携体制の構築・推進
- ② 自治会・町会等の体制強化をはじめとした地域コミュニティの活性化対策を図り、地域の防災まちづくりへの積極的な参加等を促すなど、地域防災体制の強化促進
 - ・地域の自主防災組織、事業所、ボランティア等が相互に連携するための協議会の設置等、情報連絡体制の確保
- ③ 合同防災訓練の実施
- ④ 地区防災計画の作成の推進
 - ・住民等から提案があった場合、必要があると認められれば、市地域防災計画の中に位置づける。

7-2. 東京消防庁小平消防署

小平消防署は、市民及び事業所等との協働による、自助・共助による応急手当の普及促進に取り組む。

専門的な知識技能を有する消防団、東京消防庁災害時支援ボランティア等と協働した救命講習会の実施を推進する。

《応急対策》

対策一覧	担当
1 自助による応急対策の実施	市民、広聴協力班、秘書広報班、小平市社会福祉協議会、小平市国際交流協会
2 地域による応急対策の実施	自主防災組織、消防団、事業所
3 マンション防災における応急対策の実施	管理組合・マンションに係る自治会・自主防災組織等
4 消防団による応急対策の実施	消防団
5 事業所による応急対策の実施	事業所
6 ボランティアとの連携	援護班、小平市社会福祉協議会、小平市国際交流協会、小平警察署、小平消防署、東京都防災ボランティア、小平青年会議所等

1. 自助による応急対策の実施**1-1. 市民自らが取り組む内容**

市民は、災害時には、まず自身と家族の安全を確保したうえで、次に出火防止に努める。災害情報、避難情報の収集を行う。

避難所においては自主的に活動する。

災害発生後、数日間は上下水道・ガス・電気・電話（固定電話、携帯電話とも）等ライフラインをはじめ、食料の供給が途絶える可能性が高いことから、当面は、各家庭で準備した食料・水・生活必需品を活用する。

1-2. 小平市、関係機関が行う外国人の情報収集支援**(1) 小平市**

市（広聴協力班、秘書広報班）は次の項目を行う。

- ・関係機関と連携した在住外国人への情報提供
- ・外国人災害時情報センターとの情報交換

(2) 小平市災害ボランティアセンター（小平市社会福祉協議会）

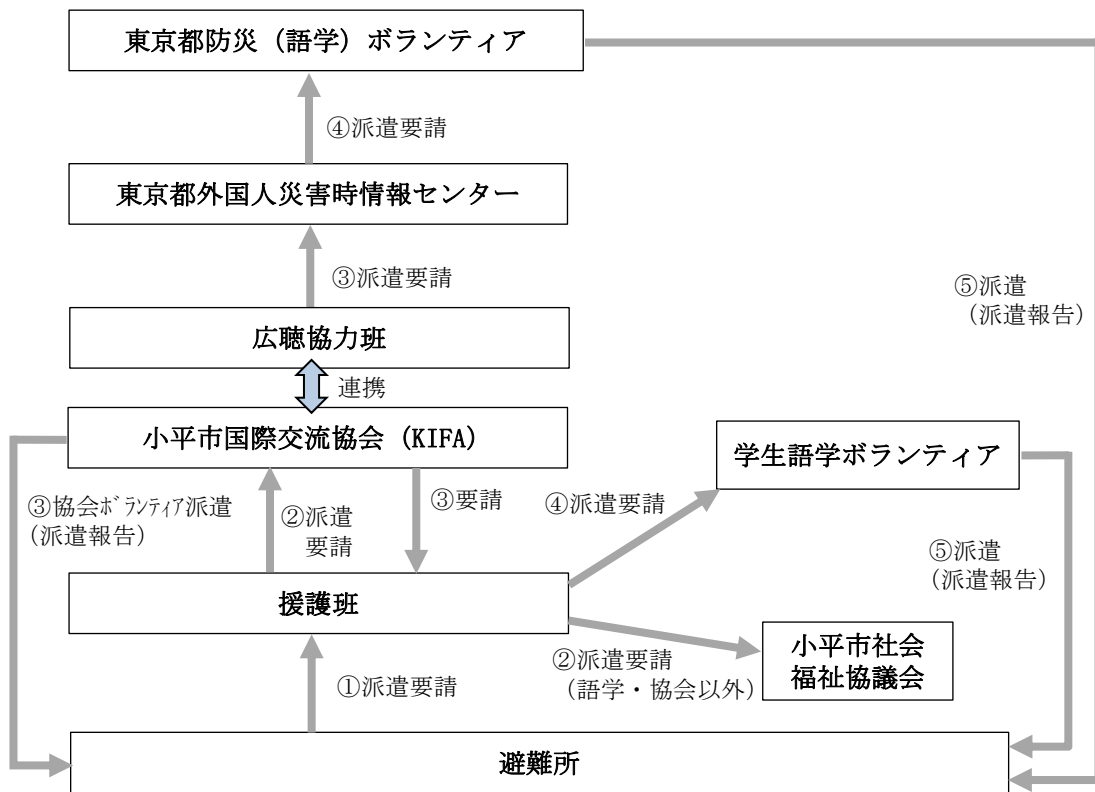
小平市社会福祉協議会は小平市国際交流協会と連携し、在住外国人への情報の収集及び提供を行う。

(3) 小平市災害時外国人支援センター（小平市国際交流協会）

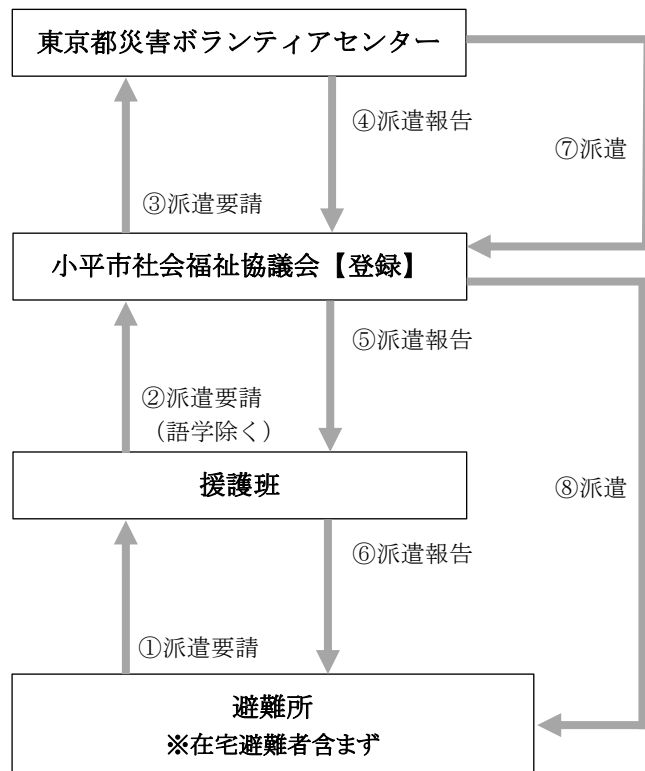
小平市国際交流協会は次の項目を行う。

- ・在住外国人への情報提供
- ・外国人相談窓口の開設
- ・避難所を巡回し、状況の把握、ニーズの選別、多言語での情報提供

【語学ボランティア派遣の流れ】



【災害ボランティア派遣の流れ】



※専門知識・技術や経験に関係なく労力等を提供するボランティア（避難所運営支援やがれき撤去）

2. 地域による応急対策の実施

2-1. 地域の自主防災組織、消防団及び事業所

(1) 自主防災組織

自主防災組織は次の項目に取り組む。

- ① 近隣での助け合い（出火防止、初期消火、救助等）
- ② 安否や被害についての情報収集
- ③ 初期消火活動（市民消火隊による活動）
 - ・火災が発生した場合は、自主防災組織が協力して、スタンドパイプ等を活用した初期消火を実施する。
 - ・地域で行う初期消火活動は、火災の拡大防止を主眼に行い、資器材の能力や市街地の特性を勘案して行う。消防団員や消防隊が到着後は、その指示に従う。
- ④ 救出・救護活動
 - ・地域の資器材保管場所や最寄りの消防署等にある簡易救助資器材を活用する。
 - ・倒壊建物等の二次災害の防止を図り、負傷者の救出を実施する。
 - ・負傷者に対し、応急救護を実施するとともに、医療救護所等への搬送を実施する。
- ⑤ 住民の避難誘導活動
 - ・消防団等と連携した避難誘導を実施する。
- ⑥ 避難行動要支援者の避難支援
 - ・避難行動要支援者の安否確認を行うとともに、避難の支援を実施する。
- ⑦ 避難所運営支援
 - ・市や地域住民と連携し、自主防災組織リーダーを中心に、女性や要配慮者等にも配慮した避難所運営支援を行う。
- ⑧ 自治体及び関係機関からの災害に関する情報の市民への伝達
- ⑨ 炊出し等の給食・給水活動等（「自主防災組織の手引」参照）

(2) 消防団

消防団は次の項目に取り組む。

- ① 消防署隊と連携した消火活動
- ② 地域住民との協働による救助活動、応急救護活動
- ③ 災害情報の収集・伝達活動
- ④ 住民指導、避難指示の伝達、避難者の安全確保等

(3) 事業所

事業所は、事業所相互間の協力体制及び自主防災組織等との連携による消火活動、救護活動等の支援を行う。

3. マンション防災における応急対策の実施

管理組合・マンションに係る自治会・自主防災組織等は、次の事項に取り組む。

- ・マンション居住者の安否確認
- ・マンション共有の資器材を用いた救出活動支援
- ・集会室等を利用した避難所運営
- ・建物被害調査と二次被害防止

- ・ライフライン復旧状況の確認
- ・在宅避難継続のためのマンション居住者への支援
- ・マンションの復旧に向けた調査、診断、居住者への説明、合意形成への支援、工事等の手配

4. 消防団による応急対策の実施

消防団は、次の事項に取り組む。

- ・発災と同時に付近の住民に対して出火防止と初期消火の呼びかけを行う。
- ・災害の初期対応を行うとともに、消防活動上必要な情報や被災状況の情報収集を行い、消防団本部等に伝達する。
- ・同時多発火災の拡大防止を図るため、消防署隊との連携を一層強化し、分団受持区域内の建物等の消火活動及び避難道路防護活動を消防団独自に、または消防署隊と連携して行う。
- ・消防署隊の消火活動等の応援をするとともに、活動障害を排除する等の活動を行う。
- ・救助器具等を活用し、地域住民との協働による救出活動を行うとともに、負傷者に対する応急措置を行い、安全な場所へ搬送を行う。
- ・避難のための指示が出された場合は、これを地域住民に伝達すると同時に、関係機関と連絡をとりながら、地域住民の避難誘導、避難者の安全確保及び避難場所の防護活動を行う。

5. 事業所による応急対策の実施

事業所は、次の事項に取り組む。

- ・来訪者や従業員等の安全を確保し、救助活動、救護活動を行う。
- ・出火防止を実施する。
- ・火災が発生した場合には安全確保した上で初期消火を実施する。
- ・正確な情報を収集し、来訪者や従業員等に伝達する。
- ・施設の安全を確認した上で、従業員の一斉帰宅を抑制する。
- ・事業所での災害対策完了後、地域の消火活動、救助活動、救護活動を実施する。
- ・応急対策後は、事業の継続に努め、地域住民の生活安定化に寄与する。

6. ボランティアとの連携

6-1. 小平市及び関係機関

(1) 小平市

市（援護班）は、社会福祉協議会等との協働による小平市災害ボランティアセンターの設置・運営を行う。

ボランティア活動支援にあたっては、地域の事情に精通した市のボランティアセンターが中心となり、避難所におけるボランティアニーズを把握し、必要な情報や資器材等の提供等、活動環境を整備し、ボランティア等を直接的に支援する。

なお、市は、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置・運営する市災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。

【小平市災害ボランティアセンターへの支援】

活動拠点の提供、 必要資機材	協定に基づき活動拠点の提供に努め、必要な資機材について協議のうえ、配備する。 ボランティアセンターは、市内での資機材等が不足する場合は、東京都に支援要請をする。
通信費や消耗器具 備品費等の経費の 負担	協定に基づき必要な経費について協議のうえ負担する。
災害情報の提供	援護班との連絡・調整を行い、ボランティア関係団体に対して災害の状況及び災害応急対策の実施状況等の情報を提供するとともに、ボランティアからもたらされる情報についても積極的に受け入れる。
情報の共有	地元や被災地外からのNPO・NGO等のボランティア団体と情報を共有する場を設置するなど、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握して、連携のとれた支援活動を展開するよう努める。また、ボランティアを行っている者の生活環境について配慮する。
調整事務の経費 の負担	災害救助法に基づき、調整事務を行う人員を確保するため、人件費（社協等職員の時間外勤務手当及び社協等が雇用する臨時職員及び非常勤職員の賃金）、旅費（災害ボランティアセンターに派遣する職員に係る旅費）を負担する。

(2) 小平市社会福祉協議会

市社会福祉協議会は、小平市災害ボランティアセンターを設置し、災害ボランティアコーディネーターが中心となり運営する。

市民活動団体等との連携、及び東京ボランティア・市民活動センター、青年会議所との連携による、不足する資器材やボランティア等の確保を行う。

(3) 小平市国際交流協会

市国際交流協会は、小平市災害ボランティアセンターと連携し、小平市災害時外国人支援センターを設置し、協会ボランティアによる支援活動を行う。

(4) 警視庁小平警察署

小平警察署は、交通規制支援ボランティアへの支援要請を行う。

(5) 東京消防庁小平消防署

小平消防署は、東京消防庁災害時支援ボランティア参集受付の設置及び東京消防庁災害時支援ボランティアへの活動要請を行う。

6-2. 東京都防災ボランティア等

関係機関	内容
防災（語学） ボランティア	外国人災害時情報センターからの要請を受け、都の災害情報の翻訳や被災者臨時相談窓口における外国人からの問合せ対応、区市町村が設置する避難所等での通訳・翻訳を実施し、被災外国人等を支援
応急危険度判定員	市からの協力依頼を受け、余震等による建築物の倒壊などの二次災害を防止するため、地震発生後できるだけ早く、かつ短時間で建築物の被災状況を調査し、その建築物の当面の使用の可否を判定
被災宅地危険度 判定士	都都市整備局からの協力依頼を受け、地震等による宅地への被害の発生状況を把握し、危険度判定を実施
建設防災 ボランティア	震度5強以下の地震発生時には都建設局からの出動要請を受け、また、震度6弱以上の地震発生時には自主的に、それぞれ出動し、建設局所管施設

	の被災状況の点検業務支援及び都立公園等避難場所における建設局所管施設の管理業務支援等を実施
交通規制支援ボランティア	警察署長からの要請を受け、警察官に協力し、交通の整理誘導、交通広報並びに交通規制用装備資器（機）材の搬送及び設置等を実施
東京消防庁災害時支援ボランティア	東京消防庁管内における震度6弱以上の地震発生時は、あらかじめ登録した消防署に自主的に参集し、消防署内での後方支援活動、応急救護活動などを実施

6-3. 専門的なボランティアの確保

市（援護班）は、各部からの要請をとりまとめ、専門的な技能を有するボランティアを要請するとともに、小平市ホームページ等を活用して募集する。

【必要とされる専門ボランティアの例】

活動区分	技能・資格
医療救護	看護師、助産師、救急法指導員、救急救命士等
保健・福祉	栄養士、保健師、保育士、社会福祉士、介護福祉士、ソーシャルワーカー等
災害相談	弁護士、建築士、不動産鑑定士、土地家屋調査士等

第3章 安全な都市づくりの実現

第1節 現状と課題

1. 地震に強いまちづくりの推進

「小平市都市計画マスタープラン（平成11年10月策定、平成29年3月改定）」で定める安全・安心なまちづくりの方針に基づき、災害に強いまちづくりを推進している。

災害に強い都市構造の構築は、道路、駅、公園などの公共空間、建築物、緑等の複数要素の総合的整備によって実現されるものであり、日常的なまちづくりを進めていく中で防災の視点を常に考えて、まちづくりに取り組む必要がある。そのため、市街地開発事業のまちづくりの手法を取り入れながら、延焼遮断帯の形成、オープンスペースの確保、まち全体の不燃化などに努め、燃えない、燃え広がらない防災性の高い安心して住めるまちづくりを進めてきている。

2. 市街地の不燃化

地域内の不燃化を図ることを目的とし、防災上重要な地域（避難所周辺や避難路の沿道など）を中心に防火地域等の指定の拡大に努めている。また、延焼遮断帯としての機能を有する幹線道路の整備や緑地等のオープンスペースの保全、確保に努めている。

- ・ 都市計画道路の整備状況：43.1%（令和6年3月31日現在）
- ・ みどり率：29.6%
（市内における緑被地割合・平成29年10月現在・小平市第三次みどりの基本計画より）
- ・ 不燃化率：60.7%
（「東京の土地利用 令和4年多摩・島しょ地域」建物棟数に占める耐火・準耐火造割合（建築面積ベース））

火災の延焼を遮断する都市計画道路の整備を進めるとともに、公園や生産緑地の保全、確保に努め、延焼遮断帯の機能強化を図る必要がある。併せて、不燃化率の向上に向け、防災性の高い建築物への建替えを促進していく必要がある。

3. 建築物の耐震化及び安全対策

平成29年2月に改定した「小平市耐震改修促進計画（平成28年度～令和7年度）」に基づき、地震による建築物の倒壊などから市民の生命及び財産を守るため、市内の建築物の耐震診断及び耐震改修等の促進を図る。

震災時に避難所となる学校等や被害対策指示等の応急活動の拠点となる防災上重要な市有建築物の耐震化は既に完了している。

また、木造住宅の耐震化の促進を図るため、木造住宅耐震診断費用補助や木造住宅耐震改修等費用補助制度を実施している。さらに、建物内の安全化を図るため、家具転倒防止器具助成事業を実施した。

◆東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例(平成23年3月東京都条例第36号)に規定する旧耐震基準の特定沿道建築物の耐震化状況(令和6年3月31日現在)
・対象建築物：11棟
・耐震診断終了：11棟
・耐震改修等終了：8棟(72.7%)
◆木造家屋の割合：82.9%(令和6年1月1日現在 東京都統計年鑑より)
◆家具転倒防止器具支給実績：8,565世帯 ※平成21~23年度に実施

公共施設に関しては、老朽化が進んでおり、重要な防災拠点となる施設を中心に改修・改築を含め設備更新を計画的に進める必要がある。

住宅に関しては、居住者の高齢化による建替え意欲の低下や、管理不全となっている空き家等の増加、敷地面積や接道の問題で建替えが困難な場合などがあり、改善が進みにくい状況となっている。小平市耐震改修促進計画に定める目標に向け、さらに施策を講じていく必要がある。

また、建物内での安全化を図るため、家具類の転倒・落下・移動防止対策等の必要性について啓発を行い、より一層推進していく必要がある。

4. 出火、延焼等の防止

市街地においては、初期消火の徹底を図っても、相当数の火災が発生し、延焼火災となることが予想されるため、可能な限り延焼防止措置を講じ、人命の安全確保を重点とした消防体制の確保を図っている。

・消防水利の現況等		令和6年4月1日現在						
区分	消火栓		排水栓	防火水槽	プール	受水槽	貯水池	その他
	公設	私設						
基数	1,611	33	59	608	42	55	0	47
・用水路の消防水利としての指定状況：40か所 ・市が設置した街頭消火器の現況：685本 ・消防水利の充足率：平常時95.1%、震災時97.1%								

震災時には、ブロック塀の倒壊等による道路閉塞やがれきの散乱等により、消防車両が進入できず、消火活動が困難となる地域が生じる可能性がある。

住宅が集中している地域における消火活動を円滑に行うため、資機材の適正な配備、消防水利としての用水の活用などをさらに進めていく必要がある。

第2節 取組の方向性

1. 建築物の耐震化及び安全対策の促進

平成29年2月に改定した小平市耐震改修促進計画に掲げる目標値に向け、民間特定建築物及び住宅の耐震診断、耐震改修等を促進するとともに、震災時において救出・救助や消火活動、緊急支援物資の輸送及び復旧復興活動を支える特定緊急輸送道路が、沿道建築物の倒壊により閉塞されることを防止するため、所有者等に対し耐震改修等への補助や意識啓発を行い、耐震化を促進する。

また、耐震性の不足するマンションに対し、耐震改修等への助成及び積極的な意識啓発の実施等、耐震化の促進に向けた施策を検討する。家具類の転倒・落下・移動防止等対策の重要性について普及・啓発を図る。

- ・ 民間特定建築物：耐震性が不十分なものを概ね解消する（令和7年度）
- ・ 住宅：耐震性が不十分なものを概ね解消する（令和7年度）
- ・ 特定緊急輸送道路沿道建築物：100%（令和7年度）

2. 市街地の不燃化促進及び狭あい道路の解消

市街地の不燃化を促進するため、市街地開発事業による、まちの変化に適応する様に、防火地域等の指定をしていく。

小平市第四次長期総合計画及び小平市都市計画マスタープランで定める安全・安心なまちづくりの方針に基づいた地区計画制度等を活用することで、不規則な密集市街地化を防ぎ、健全な市街地の進展に努める。

延焼遮断帯や避難路、消火活動のための空間としての機能強化のため、都市計画道路の整備を進めるとともに、災害に強いまちづくりのために既存道路の適切な維持補修を行う。狭あい道路については、開発行為による指導等により拡幅整備を図り、災害時の避難路、緊急車両の乗り入れ、消防活動の空間を確保する。また、農地や生産緑地の保全等により市街地におけるオープンスペースの確保に努め、道路網と併せて防災ネットワーク化を図る。

第3節 具体的な取組

《予防対策》

対策一覧	担当
1 地域特性に応じた防災まちづくり	都市計画課、道路課、建築指導課、下水道課、水と緑と公園課、地域整備支援課、産業振興課、市民協働・男女参画推進課、文化スポーツ課、防災危機管理課
2 高層建築物等における安全対策	小平警察署、小平消防署
3 ブロック塀等の倒壊、土砂災害の防止	防災危機管理課、建築指導課、教育総務課、施設所管課
4 建築物の耐震化及び安全対策の促進	建築指導課、施設所管課、保育課、教育総務課、道路課、文化スポーツ課、指導課、施設整備課、地域安全課、小平消防署、関係機関
5 長周期地震動への対策の強化	防災危機管理課、小平消防署
6 出火・延焼等の防止	防災危機管理課、指導課、小平消防署、東京都環境局、多摩環境事務所、東京都保健医療局、多摩小平保健所、健康安全研究センター、東京都教育庁、東京都生活文化スポーツ局、小平警察署、関係機関

1. 地域特性に応じた防災まちづくり

市では、災害の発生に備え、安全な市街地整備に配慮して都市計画及び公共事業を実施するとともに、公園や緑地・農地の保全を通じて安全なまちづくりを推進する。

(1) 地震に強いまちづくりの推進

① 基本方針

「小平市都市計画マスタープラン」は、都市計画法第18条の2で規定する「市町村の都市計画に関する基本的な方針」であり、市民の意向を反映して行う市のまちづくりの将来像と実現までの道筋を示すものである。

市（都市計画課）では、来たるべき災害に備え、次に示すマスタープランの安全・安心なまちづくりの方針に沿って、災害に強いまちづくりを推進する。

【小平市都市計画マスタープランにおける安全・安心なまちづくりの方針】

- ・ 安全な避難路の確保
- ・ 建築物の不燃化が進んだ市街地の形成
- ・ 密集市街地の改善に向けたまちづくりの推進
- ・ 建築物等の耐震化や適切な維持管理の促進
- ・ 防災機能に配慮したオープンスペースなどの確保
- ・ 局地的大雨等対策の推進

② 小平市における具体的な推進方策

ア 安全な避難路の確保

市（道路課、建築指導課）は、安全な避難路の確保のため次の取り組みを行う。

(ア) 幹線道路

幹線道路沿道は、延焼遮断帯としての整備を基本とし、建築物の不燃化、耐震化を促進することにより、延焼遮断帯及び避難路としての機能強化を図る。

幹線道路の整備を促進して、道路網の拡充を図るとともに、救援・消防活動にも有効な地域幹線道路の整備を進める。

併せて、安全な避難路確保のため、道路施設の改良を行う。

(イ) 生活道路

生活道路は、平常時は地区住民の日常生活のために利用するための道路であるが、震災時には地域の避難・救助活動あるいは延焼防止の機能を有していることから、震災時におけるこれらの機能を確保するため、適切な維持補修を行っていく。

(ウ) 緊急輸送道路

特定緊急輸送道路沿道建築物の倒壊による道路の閉塞を防ぐため、沿道建築物の耐震化に係る経費に対して補助することにより、広域的な避難路及び輸送路の確保を図る。

(エ) ブロック塀

ブロック塀等の倒壊による避難路の寸断を防止するため、ブロック塀等の改善事業に対し補助を実施する。

(オ) 電柱

災害時の電柱倒壊による避難路の寸断を防止するため、小平市無電柱化チャレンジプラン（令和2年3月策定）に基づき、たかの台本通り、都市計画道路事業及び市街地再開発事業で計画されている路線について、無電柱化を推進する。

また、避難路及び緊急輸送道路沿いの区間については、将来技術向上が図られた場合や、国や都の財政支援の拡充が図られた際に、無電柱化を検討する。

イ 建築物の不燃化が進んだ市街地の形成

市（都市計画課）は、用途地域の変更に際し、防火地域・準防火地域の指定による建築物の不燃化を進めるなど、火災に強い市街地を形成する。

ウ 密集市街地の改善に向けたまちづくりの推進

市（都市計画課）は、老朽化した木造建築物が密集している地域については、住民の防災意識の向上を図りつつ、必要に応じて地区計画などによる規制、誘導の方策を検討するなど、災害に強いまちづくりを推進する。

エ 建築物等の耐震化や適切な維持管理の促進

市（建築指導課、下水道課、施設所管課）は、特定緊急輸送道路沿道建築物の倒壊による道路の閉塞を防ぐため、沿道建築物の耐震化に係る経費に対して補助することにより、広域的な避難路及び輸送路の確保を図る。

また、災害時に災害対策の拠点となる公共施設及び公用施設について、耐震性を確保する。

市（道路課）は、道路・橋りょうは、輸送道路や避難路となるだけでなく延焼遮断帯となるなど多様な機能を有しているため、計画的な修繕や適正な維持管理に努める。安全な避難路確保のため、避難路となる道路・橋りょうを定期的に点検し、計画的な修繕を行う。

下水道施設については、適正な維持管理を行い、震災時においても下水道の機能確保・早期復旧が図られるよう努める。

オ 防災機能に配慮したオープンスペースなどの確保

市（水と緑と公園課、都市計画課）は、都市計画公園の整備を推進するとともに、緑地の保全を図る。また、生産緑地地区の指定を推進することで、農地の保全を図る。

カ 局地的大雨等対策の推進

市（下水道課、道路課、水と緑と公園課）は、公共下水道雨水管きょ整備の推進とともに、雨水貯留・浸透施設の設置促進により、下水道への雨水流入量の抑制を図る。

道路の雨水対策として、歩道舗装の一般部については、雨水を道路の路床下に浸透させる透水性舗装の採用を推進していく。

その他の公共・公益施設等の雨水対策として、公園の雨水流出抑制の実施や、大規模民

間施設及び一般住宅などの雨水流出抑制施設設置の推進に努める。

(2) 安全な市街地の整備と再開発

① 基本方針

令和3年に策定した「小平市第四次長期総合計画」におけるまちづくりの方向性を踏まえながら、安全な市街地の整備を推進する。

② 小平市における具体的な推進方策

ア 土地区画整理事業の推進

市（地域整備支援課）は、防災、減災の観点から道路、公園等公共施設の整備を図るため、土地区画整理事業による面的整備を推進する。

イ 市街地再開発事業の推進

市内の各駅は、一部の駅周辺において、道路の幅員が狭いなど都市基盤の整備が立ち遅れており、市街地の環境改善の必要性が見られる。

道路等の公共空間が狭あいな状況は、消防活動や震災時の避難救護において支障をきたすことが想定されることから、市（地域整備支援課）は、都市基盤の整備が不十分な地区については、小平市都市計画マスタープランで示された各駅周辺における特性や課題を踏まえ、土地の高度利用と都市機能の更新を図るため、市街地再開発事業を推進する。

【市街地再開発事業の取組内容】

事業名	内 容
小川駅西口地区市街地再開発事業（地域整備支援課）	《事業時期》 令和2年4月～令和11年12月（予定） 《事業概要》※小川駅西口地区市街地再開発組合が施行中 ・施行面積：約1.2ha ・施設建築物：地下1階、地上27階建（避難所機能及び帰宅困難者の一時滞在施設を設置予定） 公 共 施 設：都市計画道路小平3・4・12号線（交通広場 約3,700㎡） 区画道路3路線（計約190m） 広場（約1,000㎡、災害用トイレを設置予定）
小平駅北口地区市街地再開発事業（地域整備支援課）	《事業概要》※小平駅北口地区市街地再開発準備組合が検討中の内容 ・施行面積：約2.1ha ・施設建築物 ・公 共 施 設：都市計画道路小平3・4・19号線（交通広場を含む） 小平3・4・14号線

(3) 都市空間の確保

オープンスペースは、災害発生時には市民の避難場所として、また多様な応援機関の災害活動拠点、物資輸送拠点と多様な活用方法が検討されている。災害時の円滑な運用のため、平常時から活用用途について具体的検討を行う。

① 公園の整備

市（水と緑と公園課）は、公園について、小平市立公園条例に基づき、住民1人あたり10㎡以上のオープンスペース確保を目指す。また、「都市計画公園・緑地の整備方針」（東京都・特別区・市町）に基づき整備する。

大規模公園（大規模救出救助活動拠点、ヘリコプター活動拠点など）において大型車両の出入りに対応した入り口改修、ヘリコプター離着陸場としても利用可能な広場等の確保・整備について努める。

避難場所指定を受けている公園において、外周部の植栽や入り口の改修、非常用照明施設

の整備などを行い、避難場所としての安全性向上を図る。

防災機能に配慮したオープンスペースを確保するなど、既存公園の改修等を行い、安全性向上を図る。

今後整備を予定している都市計画公園整備事業の概要は次のとおりである。

【予定している都市計画公園整備事業の概要】

公園名	事業概要
鎌倉公園	昭和38年9月に都市計画決定した鎌倉公園について、約2.0haを整備する。農にふれあうエリアや防災機能を有した広場などのオープンスペースを整備し、農地の保全と地域の防災機能の向上を図る。
鷹の台公園	昭和38年9月に都市計画決定した鷹の台公園について、約1.3haをいつとき避難場所の機能を有する防災公園として整備する。鷹の台駅前としての立地特性を生かして、まちの活性化や防災機能の向上など、魅力的なオープンスペースの創出を図る。
東部公園	公園施設（体育施設等）の整備・改修を行う際には、公園の特性に応じて防災機能を向上させることで、公園の質を向上させるとともに、周辺地域の防災力向上を図る。
萩山公園	

⇒資料編「防災機能確保のために活用可能な公園一覧」

② 広場等の維持管理

市（文化スポーツ課）は、地域住民による防災訓練及び震災時の防災活動を行うための場として広場等の維持管理を行う。

③ 農地の保全

市街化区域内における農地は、火災の延焼遮断帯、井戸等の農業用施設の活用、災害時の市民の避難場所、被災者への生鮮食料供給等重要な役割を担っているため、生産機能や環境防災機能を持つ生産緑地地区の指定等を進め、農地の保全を推進する。

市（産業振興課、市民協働・男女参画推進課、都市計画課）は、小平市農業振興計画（平成30年3月）に基づき積極的に農地の維持・保全を図る。

ア 菜園の維持管理（計約7,670.2㎡）

市民菜園は2園（10㎡：1園、20㎡：1園）を維持管理する。

イ 生産緑地地区の指定（計約149ha）

農業の用に供されている土地で緑地機能及び多目的機能に着目し、面積が一団で300㎡以上の農地を指定し、指定日より30年間の営農義務を課す。

農地以外の利用は制限されるが、固定資産税、相続税など税制上の優遇措置が受けられる。

④ 緑地の保全

緑地は、火災時における延焼遮断機能や避難場所、あるいは仮設住宅建設可能な空地として重要な役割を担っていることから、市（産業振興課、道路課、水と緑と公園課）は、緑地の保全に努める。

樹林地等の保全	市内に現存する樹林地、竹林、樹木及び生垣の保全を図る。
公共施設の緑化	市の公共施設の緑化を推進する。
街路樹等の保全	市道の街路樹等の保全を図る。
民有地の緑化の推進	都市緑化を効果的に推進するため、工場、事業所、住宅における緑化を推進する。

⑤ 災害時における用水路の活用

市（防災危機管理課、水と緑と公園課）は、次のとおり用水路の活用を図る。

ア 防火用水としての活用

玉川上水や用水路については、土のうを積み、堰を構築するなどして、緊急時の防火用水または震災時の生活用水としての活用について検討する。

イ 避難路としての活用

用水路敷の通行可能な部分については、震災時の避難路として活用する。

⑥ 防災ネットワークの形成

市（防災危機管理課）は、市の防災機能を高めるため、公園、未利用地、用水路等、市内の様々な区間を活用し、防災ネットワークを形成する。

また、避難場所、避難所として指定している学校や公園等に防災倉庫、貯水槽を整備して、震災時の防災拠点としての機能を向上させる。

2. 高層建築物等における安全対策

市内の全建物に対する4階以上の階を有する建物の割合（建築面積ベース）は、令和4年度においては、平成29年度から変化はなく、14.0%となっている。引き続き、小平警察署、小平消防署との連携により、災害時の安全対策を進める。

(1) 警視庁小平警察署

小平警察署は、避難誘導、救出救助活動等の適正化のため、関係機関との連携による合同防災訓練の実施を行う。

(2) 東京消防庁小平消防署

小平消防署は、次の取り組みを行う。

① 高層建築物に係る防火安全対策に基づく指導

関係者に対し、高層の建築物の防火安全対策を講じるように指導する。

② 関係事業所に対する対策の指導

関係者に対し、次の対策を指導する。

火災予防対策	<ul style="list-style-type: none"> ・火気使用設備器具の安全化及び出火防止対策の推進 ・火気使用場所の環境整備及び可燃性物品の転倒落下防止措置 ・内装材料、家具調度品、装飾物品の不燃化 ・消火設備、防火区画等の機能確保による延焼拡大防止対策の推進
避難対策(混乱防止対策)	<ul style="list-style-type: none"> ・避難施設の適正な維持管理及び避難通路の確保 ・防災センターからの迅速な緊急放送体制の整備 ・ショーケース、看板、複写機等の転倒、落下、移動の防止 ・事前指定した避難誘導員の周知や訓練指導者の育成 ・避難口、避難階段を明示した館内図の掲示や施設利用者に対する災害発生時の行動要領の周知徹底 ・警報設備、避難設備の機能確保による避難対策の推進
防火・防災管理対策	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員に対する消防計画の周知徹底 ・管理権原者が複数の建物における管理責任区分及び全体についての消防計画の周知徹底 ・防災センターの機能強化及び要員教育の徹底 ・救出・救護知識の普及及び必要な資器材の整備 ・防火管理業務及び防災管理業務従事者を対象とした、実務講習等による教育 ・実践的かつ定期的な訓練の実施

消 防 活 動 対 策	・消火活動上必要な施設の機能確保による消防活動対策の推進
-------------	------------------------------

3. ブロック塀等の倒壊、土砂災害の防止

(1) ブロック塀等の安全対策

災害発生時、避難路の安全を確保するためには、狭あい道路や住宅街等においてブロック塀等の倒壊を事前に防止しておくことが重要である。このため、市（防災危機管理課、建築指導課、教育総務課）は関係機関と連携し、次の内容に取り組む。

- ・市民に対しブロック塀倒壊による危険性や対策の必要性について啓発・改善指導を行う。
- ・市が行うイベントや市民を対象とした出前講座等の機会を活用し、市で実施しているブロック塀等改善費用補助制度を周知し、安全化の促進を図る。
- ・公立小中学校及び通学路を含む不特定多数が通行する道路等に面する塀等について安全対策を促進する。
- ・災害時の拠点となる公共施設及び緊急輸送路に指定される道路に面した公共施設についてブロック塀の安全性等を点検し、必要に応じて改善する。

(2) 土砂災害対策

市（防災危機管理課）は、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）」に基づき、東京都より土砂災害警戒区域に1箇所指定されている。このため、市（防災危機管理課、教育総務課）は関係機関と連携し、防災マップ等により情報提供を行うとともに、警戒避難時の避難方法について周知徹底を図る。

また、土砂災害警戒区域の緊急性を考慮し、必要に応じてハード対策を実施する。

4. 建築物の耐震化及び安全対策の促進

4-1. 建築物の耐震化の促進

市（建築指導課）は、平成29年2月改定の小平市耐震改修促進計画に基づき、令和7年度末までに耐震性が不十分な住宅を概ね解消するため、木造住宅の耐震診断費用及び耐震改修等費用の一部を補助するとともに周知を図る。また、特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化に係る費用の一部を補助し、耐震化の促進を図る。

併せて、「木造住宅耐震診断費用補助制度」、「木造住宅耐震改修等費用補助制度」の更なる周知を図るなど、耐震化に係る啓発や総合的な安全対策など関連施策の推進を行う。

【小平市耐震改修促進計画における住宅・特定建築物の計画策定時点の耐震化率と目標値】

建築物の種類	耐震化率	
	計画策定時点（平成29年2月）の状況	令和7年度目標
住宅	83.3% (平成27年度)	耐震性が不十分なものを概ね解消
民間特定建築物	89.2% (平成26年度)	耐震性が不十分なものを概ね解消
防災上重要な市有建築物	100% (平成28年度)	—

(1) 公共建築物の耐震化

防災上重要な市有建築物は、耐震診断及び耐震化が完了しており、今後、市（施設所管課）は、計画的に施設改修を行うなど適切な維持管理に努める。

また、市有建築物の老朽化等に対し、施設の改修や更新等を計画的に進めるとともに、適切な維持管理に努める。

(2) 民間建築物の耐震診断・耐震改修の促進

市（建築指導課）は、東京都と連携し、私立病院、大学、大規模量販店等の不特定多数が利用する民間の建築物やマンションについて、主体的に耐震化に取り組めるよう、耐震化に関する情報提供や相談体制を整備する。

また、必要に応じて耐震改修促進法に基づく指導・助言を行う。

(3) 特定緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化

市（建築指導課）は、平成23年4月に東京都が施行した「東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例」に基づき、次の特定緊急輸送道路沿道建築物について、重点的に耐震化を進める。

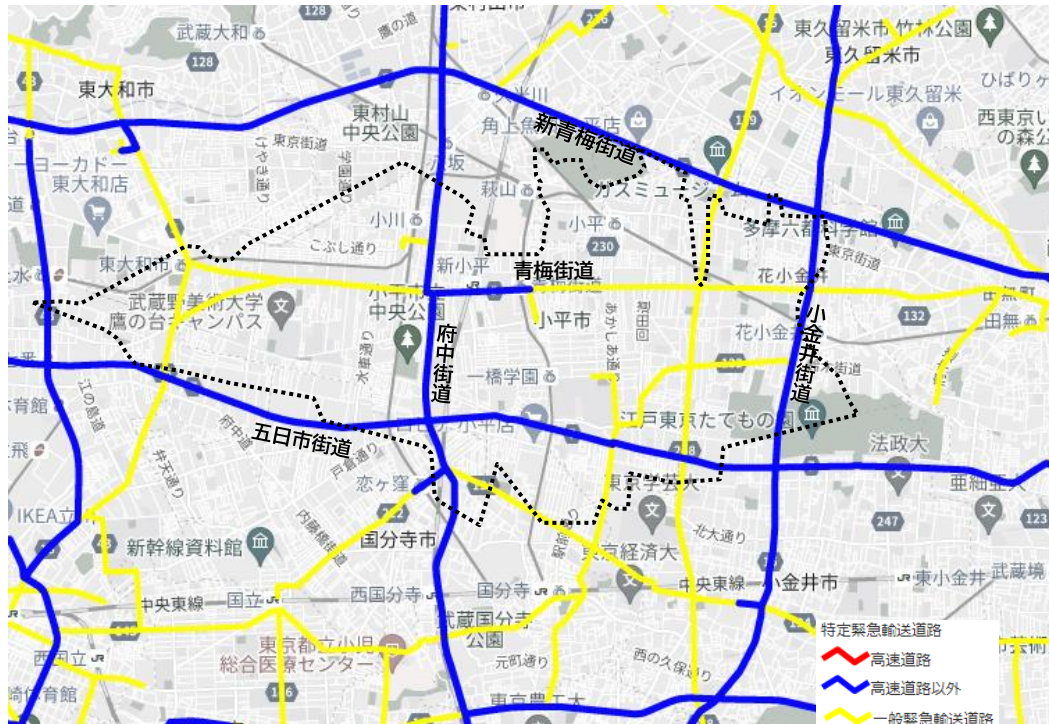
《対象路線》

- ・新青梅街道
- ・小金井街道
- ・府中街道
- ・五日市街道
- ・青梅街道の一部（府中街道から市庁舎まで）

具体的には、東京都と連携し、特定緊急輸送道路の沿道建築物について、所有者に対し耐震診断を義務付けるとともに、補助制度や耐震化アドバイザーの派遣、改修計画作成支援により耐震化を推進する。

また、東京都と連携し、所有者への戸別訪問等により制度の周知を図る。

【小平市内の特定緊急輸送道路（青色）】



資料) 東京都 耐震ポータルサイト 緊急輸送道路図

4-2. エレベーター対策

(1) エレベーターの閉じ込め防止機能の向上

市（施設所管課）は、都施設の対策に準じて、市施設へのエレベーター閉じ込め防止装置の設置に努める。

特に、災害時に災害対策の拠点となる公共施設及び公用施設については優先的にエレベーター閉じ込め防止装置の設置に努める。

(2) 救出体制・早期復旧体制の構築

東京消防庁小平消防署は、エレベーター閉じ込め事故からの救出体制の構築のため、日本エレベーター協会から講師を招き、エレベーター閉じ込め事故の指導者研修を実施し、迅速な救助体制を整備する。

日本エレベーター協会加盟各社は、全国的な応援体制の構築を支援するとともに、迅速な復旧に向けて、体制の強化を図る。

4-3. 落下物、家具類の転倒・落下・移動の防止

(1) 天井等の落下防止対策

市（建築指導課、保育課、教育総務課、施設所管課）は、特定天井（脱落によって重大な危害を生ずる恐れがある天井）、外壁タイル、はめ込み式窓ガラスについて、建築物防災週間や建築基準法に基づく定期報告制度等の機会を捉えて、建築物の所有者等に対し、改善指導を継続して行っていく。

また、学校施設や幼稚園・保育所等の釣り天井、照明器具などの非構造部材の落下防止対策を進める。

(2) 屋外広告物に対する規制

市（防災危機管理課、道路課）は、看板等の屋外広告物が脱落し、被害をもたらすことがないよう、東京都屋外広告物条例（昭和24年東京都条例第100号）に基づき、表示者等に対し、屋外広告物の許可申請時、指導を行うとともに設置後の維持管理の指導を行う。

また、一定規模以上の屋外広告物については、屋外広告物管理者を設置させるなど、指導の強化を図る。

(3) 家具類の転倒・落下・移動の防止**① 小平市**

市（防災危機管理課、施設所管課）は、家具類の転倒・落下・移動防止対策の必要性を周知、啓発し、家具転倒防止器具等の取り付けを推進する。

また、震災対策全般の相談窓口設置による利便性向上として、転倒・落下・移動防止対策とともに、耐震診断・耐震改修など、震災対策の相談内容に的確に対応できるよう、必要に応じて担当部署を案内し、市民の問題解決に努める。

市保有施設における家具類安全対策の推進のため、市保有施設におけるオフィス家具類の転倒・落下・移動防止対策を推進する。

② 東京消防庁小平消防署

小平消防署は、家具類の転倒・落下・移動防止対策等の重要性について、広く市民や事業者にも周知し、各種調査結果を活用して、対策実施率の更なる向上を図るとともに、正しい家具類の転倒・落下・移動防止対策についての指導を推進する。

また、家具類の転倒・落下・移動防止対策を示した資料等を活用した、市民や事業所に対する防災指導の実施、防災週間等のイベントや防災訓練時の普及・啓発及び家具類の転倒・落下・移動防止器具の取付講習の実施、市及び関係団体等と連携した周知、映像など多様な手法を活用し、家具類の転倒・落下・移動防止に向けた普及啓発を実施する。

(4) 美術品等の落下・転倒防止

市（文化スポーツ課）は、平櫛田中彫刻美術館、鈴木遺跡資料館をはじめとした美術館・博物館等における収蔵品及び展示品等の落下・転倒を防止するため、収蔵棚や展示ケース、固定具等の耐震化・免震化など、より安全な保管・展示方法への改善を図る。

4-4. 学校施設の安全対策

市（指導課）は、学校施設における毒物・劇物対策として、発生時の活動について、次の対策を計画し、これに基づき行動するよう指導する。

- ・ 発災時の任務分担、鍵の管理及び保管場所の周知
- ・ 出火防止及び初期消火活動
- ・ 危険物等の漏えい、流出等による危険防止
- ・ 実験中における薬品容器・実験容器の転倒及び落下の防止
- ・ 児童・生徒等に対して、発災時における緊急措置に関する安全教育の徹底
- ・ 被害状況の把握、情報収集及び伝達等
- ・ 避難場所及び避難方法

4-5. 文化財施設の安全対策

(1) 小平市

市（文化スポーツ課）は、所蔵文化財リストを整備する。

(2) 所有者または管理者

所有者または管理者は、定期的に消防機関への通報、消火、重要物件の搬出、避難誘導等の総合訓練等の防災訓練を実施するとともに、消防用設備及び防災設備等の点検・整備を行う。

また、次の項目に基づき、文化財防災点検表を作成する。

文化財周辺の整備・点検	・文化財の定期的な見回り・点検 ・文化財周辺環境の整備・整頓
防災体制の整備	・防災計画の作成 ・巡視規則や要綱の作成等
防災知識の啓発	・国、都道府県等が主催する文化財の防災に関する講習会等への参加 ・ポスターの掲示、防災訓練への参加の呼びかけ
防災訓練の実施	・防災訓練の実施
防災設備の整備と点検	・外観点検、機能点検、総合点検、代替措置の整備
緊急時の体制整備	・消防機関への円滑な通報体制の確立、隣者の応援体制、文化財防災点検表による定期的な自主点検

4-6. 社会公共施設等の応急危険度判定実施体制の整備

(1) 小平市

市（施設整備課）は、市有建築物が被災した場合に備え、応急危険度判定の実施体制を整備する。

市有施設のうち、社会公共施設等について、迅速な判定が実施できるよう、判定対象施設リストを作成し、判定技術者の配置に努めるとともに、計画的に応急危険度判定に必要な資機材を整備する。

関係機関が実施する講習会等を受講し、応急危険度判定の意義及び判定基準について習熟を図る。

(2) 社会公共施設

社会公共施設の管理者は、所管する社会公共施設が被災した場合に備え、必要に応じて応急危険度判定の実施方法を確保する。

4-7. 空き家等対策の促進

市（地域安全課）は、空き家等の倒壊による被害を防止するため、「第二次小平市空き家等対策計画（令和6年3月）」に基づき、空き家等の適切な管理、除却の促進を進める。

5. 長周期地震動への対策の強化

超高層建築物等における長周期地震動対策を推進するとともに、危険物等施設における被害の防止、室内安全確保を図る。

(1) 室内の安全対策の推進

市（防災危機管理課）及び東京消防庁小平消防署は、室内の安全対策の推進のため、長周期地震動の危険性や、家具の転倒・落下・移動防止措置等の重要性を広く市民や事業者に周知する。

6. 出火・延焼等の防止**6-1. 消防水利の整備、防火安全対策****(1) 出火等の防止**

東京消防庁小平消防署は、次の事項に取り組む。

① 火気使用設備・器具の安全化

火気設備・器具の安全化について、火災予防条例に基づき、石油燃焼機器類への耐震安全装置の設置の徹底、火気設備・器具周囲の保有距離の離隔及び固定等、各種の安全対策を推進する。

② 電気設備等の安全化

電気設備等の耐震化を指導するとともに、電気火災の防止に向けた普及啓発を推進し、出火防止等の安全対策の強化を図る。

③ その他出火防止のための査察・指導**ア 飲食店、病院等への査察・指導**

飲食店、病院等の防火対象物及び多量の火気を使用する工場、作業場等に対して、火気設備・器具等の固定、当該設備・器具への可燃物の転倒・落下防止措置、災害時における従業員の対応要領等について立入検査等において指導する。

イ その他事業所・一般住宅への防火指導

その他の事業所や一般住宅等についても、立入検査及び防火診断を通じた同様の指導とともに、地震後の出火防止徹底のため、安全確保要領の指導を行う。

ウ 事業所防災計画の作成指導

各事業所に対して、東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画の作成状況を確認し、作成していない事業所に対しては、計画の作成を指導する。

エ 市民への通電火災の周知・指導

発災直後の出火以外にも、地震発生から数日後の復電による通電火災等が発生する可能性があることに留意し、市民等への指導を行う。

(2) 初期消火体制の強化

東京消防庁小平消防署は、次の事項に取り組む。

① 消防用設備の耐震措置の指導

消防用設備等が地震時にも機能を十分に発揮し、火災を初期のうちに消火できるよう、市民及び事業者へ耐震措置を指導する。

② 住宅用防災機器の普及

各家庭からの出火や火災の拡大を防止するため、住宅用火災警報器をはじめ住宅用防災機器等の普及を図る。

(3) 火災の拡大防止

市（防災危機管理課）は、消防水利の確保のため、小平消防署と市が連携し、効果的な消火活動が行えるよう、消防水利の確保・整備に努める。

市有地の売却に際しては、既存の防火水槽等の存置や代替水利の確保に努める。

自主防災組織等による初期消火としての活用として、道路狭あい地域に設置されている消火栓・排水栓等の水道施設について、自主防災組織等が初期消火に使用する水源として活用を図る。

公共施設及び特殊建築物の整備に際して、防火水槽を設置するよう努める。

宅地開発等に関する条例や指導要綱に、防火水槽等の設置対象や容量規定を設けるなど、地域の実情を踏まえた内容とするよう努める。

6-2. 危険物施設、高圧ガス、毒物・劇物取扱施設等の安全化**(1) 石油等危険物施設の安全化**

東京消防庁小平消防署は、石油等危険物施設の安全化のため、危険物施設に対して耐震性強化の指導、自主防災体制の整備、活動要領の制定、防災資機材の整備促進、立入検査の実施など、出火防止や流出防止対策の推進を図る。

製造所、給油取扱所（営業用）及び化学反応工程を有する一般取扱所等に対しても立入検査等を実施し、適正な貯蔵取扱い及び出火危険排除のための安全対策について指導する。

震災時の安全性の確保のため、東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画の作成状況を確認し、未作成の場合は作成を指導する。

また、消防法等に基づき、自衛消防組織の結成を指導し、その訓練を定期的に行う。

(2) 液化石油ガス消費施設の安全化

多摩環境事務所は、液化石油ガス消費施設の安全に関して、次の事項に取り組む。

① 事業者に対する査察・保安の確保

所管する液化石油ガス（LPG）販売事業者等に対する立入検査等を行い、保安の確保に努める。

② 液化石油ガスの保安確保・実態把握

災害防止を図るため、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）に基づき、次の措置を講じるよう指導する。

- ・ 学校等公共施設及び集合住宅等に対するガス漏れ警報器の設置
- ・ 料理飲食店、一般住宅等を含めた全施設に対する安全装置付末端閉止弁（ヒューズコック）の設置

③ 液化石油ガスに関する指導

地震時の容器の転倒防止や配管の破損等の被害を最小限に抑え、LPG漏えい等による二次災害を未然に防止するため、「液化石油ガス供給・消費設備基準」に基づき指導する。

④ 液化石油ガスに関する実態把握及び課題抽出

災害時のLPG活用のあり方について、実態把握及び課題抽出を行い、これを踏まえて検討を行う。

(3) 火薬類保管施設の安全化

都（環境局）、多摩環境事務所は、火薬類保管施設に対し、保安検査及び立入検査を実施して、保安を確保する。少量の火薬類についても、随時、立入検査を実施して保安に関する指導

監督を行う。

また、平常時に整備しておく保安対策、警戒宣言時にとるべき対応策及び震災時の危険防止のための応急措置等について、自主保安体制の整備を指導する。

(4) 高圧ガス保管施設の安全化

① 東京都

都（環境局）、多摩環境事務所は、高圧ガス保管施設の安全確保のため、次の事項に取り組む。

ア 事業者に対する査察・保安の確保

施設を設置する際には法令に基づく基準への適合状況を審査するとともに、許可対象事業者が定める危害予防規程の届出を受理し、設置時の完成検査を実施するとともに定期的な保安検査を行う。

随時立入検査を実施し、施設の適正な維持管理や安全性確保に努める。

都は東京都震災対策条例に基づき、塩素施設、アンモニア施設、液化石油ガス施設等について都内の高圧ガス施設について「東京都高圧ガス施設安全基準」を定めており、それに基づき、配管類や除害設備等について安全性を強化するとともに、過密化した東京の特殊性に合った、きめ細かい指導を行う。

イ 自主保安の普及・促進・啓発

高圧ガス関係事業者が定める防災計画に関する指針等に基づき、自主保安の普及・促進を行う。

関係業界への自主保安意識の高揚と保安管理体制の充実を図るための啓発活動を行う。

高圧ガス施設について、防災計画指針を改正し対象事業者の防災計画を確認するとともに、耐震性能を確認することにより安全性を確保する。

② 東京都、東京都高圧ガス地域防災協議会・加盟事業所関係機関等

都（環境局）、多摩環境事務所、東京都高圧ガス地域防災協議会及び加盟事業所、関係機関等は協力して、年1回基礎訓練、総合訓練等を実施し、訓練による高圧ガス保管施設の安全強化をはかる。

(5) 毒物・劇物取扱施設の安全化

① 東京都

都（保健医療局、教育庁、生活文化スポーツ局）、多摩小平保健所、健康安全研究センターは、毒物・劇物取扱施設の安全化に関して、次の事項に取り組む。

ア 毒物・劇物取扱施設への監視・指導

危害の未然防止のため、所管する毒物・劇物取扱施設への立入検査を実施する。また、保守点検等の励行、事故発生時の対応措置等を指導する。

講習会等を開催し、災害時を想定した啓発を実施し、定期的防災訓練の実施等を指導する。

イ 危害防止規定の作成状況の確認・作成指導

震災時の安全性の確保のため、危害防止規定等の作成状況を確認し、未作成の場合は作成を指導する。

ウ 学校における毒物・劇物災害の防止

公立学校における毒物・劇物災害を防止するため、「学校における理科系実験用品類の管理について」を公立の小中高等学校及び特別支援学校に周知し、事故防止に努めていく。

私立学校における毒物・劇物災害を防止するため、化学実験室等の管理にあたり、必要

に応じて情報提供を行う。

② 事業者

事業者は、漏洩を防止するための体制をあらかじめ整備する。

③ 小平市

市（指導課）は、学校における毒物・劇物災害の防止のため、「学校における理科系実験用薬品類の管理について」を公立の小中学校に周知し、事故防止に努める。

（6）化学物質関連施設の安全化

多摩環境事務所は、化学物質関連施設の安全化に関して、次の事項に取り組む。

① 化学物質による被害防止

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）で規定している化学物質適正管理指針に震災対策を盛り込み、化学物質を取り扱う全ての事業者が指針に基づいて震災対策を講じる。更に、同条例で適正管理化学物質取扱事業者に作成義務を課している化学物質管理方法書に震災対策を盛り込み記載する。加えて、「化学物質を取り扱う事業者のための震災対策マニュアル」により対策の周知を徹底する。

化学物質取扱事業所で発生する震災時の事故に的確に対応できるよう、適正管理化学物質に関する情報を消防機関等と共有する。

② 廃棄物判別表示・PCB保管状況の市との情報共有

PCBの流出、拡散防止の観点から、PCB廃棄物を判別するためのステッカーなどによる表示を行う。また、現在把握しているPCB機器の使用、保管状況について、市との情報共有を図っていく。

（7）放射線等使用施設の安全化

都（保健医療局）、多摩小平保健所は、RI使用医療機関で、被害が発生した場合には、4人を1班とするRI管理測定班を編成し、漏えい放射線の測定、危険区域の設定、立入禁止措置を行うなど、地域住民の不安除去に努める。

（8）石綿含有建築物等からの石綿飛散防止体制の構築

① 東京都

都（環境局）は、災害時における石綿飛散防止対策に関する情報を得られるよう、住民等へ周知する。更に、災害時に都民、作業員、ボランティア等へ配布する周知用チラシを準備する。

また、協定締結団体及び市区町村と協力して、年1回災害訓練を実施する。

② 小平市

市（環境政策課）は、東京都の協力を受け、石綿含有建築物等の把握や、必要な資器材の確保に努める。

6-3. 危険物等の輸送の安全化

（1）東京都多摩環境事務所

多摩環境事務所は、次の事項を実施する。

① 高圧ガスに関する保安講習会等による事故防止対策の普及啓発

販売事業者や運送指導員などを対象とした保安講習会において、高圧ガスの移動に関する法令や技術上の基準、違反事例などを解説し、移動に伴う災害・事故の未然防止、法令遵守

の啓発を行い、保安の強化を図る。

② 高圧ガス及び液化石油ガス移動車両の路上点検の実施

高圧ガス及び液化石油ガス移動車両の路上点検を実施し、法令や技術上の基準に適合するように指導取締りを行う。

③ 高圧ガス移動車両の事故を想定した訓練の実施

東京都高圧ガス地域防災協議会及び加盟事業所、関係機関等により年1回開催している高圧ガス防災訓練において、高圧ガスの車両による移動に関する法令遵守訓練などを実施し、防災意識の高揚と緊急措置技術の向上を図る。

(2) 東京都

都（保健医療局）、健康安全研究センター、多摩小平保健所は、次の事項を実施する。

① 法令基準に適合するよう指導取締りの実施

毒物・劇物運搬車両の路上点検及び集積する場所での監視を行い、法令基準に適合するよう指導取締りを行う。

② 関係機関との連絡通報体制の確立

要届出毒物・劇物運送業者の所有する毒物・劇物運搬車両の検査の徹底に努めるとともに、関係機関との連絡通報体制を確立する。

(3) 東京消防庁小平消防署

小平消防署は、法令基準に適合するよう次の事項を実施する。

① タンクローリー等による危険物輸送の指導、安全対策の実施

タンクローリー、トラック等の危険物を輸送する車両については、立入検査等を適宜実施して、構造、設備等について、法令基準に適合させる。

当該基準が維持されるよう指導を強化する。指導に当たっては、隣接各県と連絡を密にし、安全指導を進める。

また、鉄道タンク車による危険物輸送について、東京都震災対策条例に基づき関係事業所が作成した防災計画の遵守、徹底を図る。

② イエローカードの車両積載の確認及び活用推進

「危険物の運搬又は移送中における事故時の措置・連絡用資料（イエローカード）」の車両積載を確認し、活用の推進を図る。

(4) 警視庁小平警察署

小平警察署は、次の事項を実施する。

- ・危険物等運搬車両の通行路線の検討
- ・危険物等運搬車両の路上点検、指導取締りの推進
- ・関係機関等の連絡通報体制の確立

《応急対策》

対策一覧	担当
1 消火・救助・救急活動	市民、自主防災組織、消防団、事業所、小平市社会福祉協議会等
2 社会公共施設等の応急対策による二次災害防止	建築班、都市整備班、学校班、学校施設班、保育班、物資拠点班、避難班、本部班、社会公共施設等の管理者、多摩小平保健所
3 危険物等の応急措置による危険防止	本部班、避難班、下水復旧班、環境衛生班、小平消防署、小平警察署、東京都環境局、多摩環境事務所、東京都総務局、東京都保健医療局、東京都産業労働局、事業者等

1. 消火・救助・救急活動

災害発生後、被災者の救助・救急活動を実施するとともに、火災が発生した場合には、迅速かつ的確に消火活動を行う。

⇒（第2部第2章「市民と地域の防災力向上」）

⇒（第2部第5章「広域的な視点からの応急対応力の強化」）

2. 社会公共施設等の応急対策による二次災害防止

災害発生時、応急対策上重要な役割を果たす社会公共施設等について、余震等による倒壊や部材の落下等による二次災害を防止するため、早急に被害状況を調査し、使用可否を応急的に判断する。

2-1. 社会公共施設等の応急危険度判定**（1）小平市**

市（建築班、都市整備班）は、市有建築物が被災した場合、必要に応じて応急危険度判定を実施する。

応急危険度判定員が不足するなど判定が困難な場合は、都本部に設置される被災建築物応急危険度判定支援本部に支援を要請する。

社会公共施設の管理者から判定実施の支援要請があった場合、公共建築物に準じて、社会公共施設の判定を実施する。

（2）社会公共施設の管理者

社会公共施設の管理者は、その所管する社会公共施設が被災した場合、必要に応じて応急危険度判定を実施する。

判定が困難な場合、都または市に判定実施の支援を要請する。

2-2. 社会公共施設等の応急対策**（1）医療機関の応急対策****① 都立病院**

病院管理者は次の事項に取り組む。

停電時の措置

自家発電装置に切り替え、手術等緊急に必要な電源を確保する。

給水不能時の措置

緊急時、受水槽の水を給水するが、なお不足するときは、都災害対策本部が設置された場

合には都本部を通じて、都水道局に連絡し、応急給水（給水車等）を要請する。

一般回線不通時の措置

衛星通信機器等を活用し、法人本部及び各都立病院間で音声通信、データ通信等による情報収集を行う。

患者の避難措置

常時、担架送者と独歩可能者を把握し、震災時において必要がある場合、担架送者を優先的に避難させるとともに、独歩可能者を安全な場所に誘導する。

避難場所をあらかじめ選定しておく。

職員参集上の措置

緊急時安否確認システムにより、職員の安否確認及び参集確認を行い、参集体制の構築を図る。

重要器材等の保管措置

手術用器材その他緊急必要器材については、常時、安全保管及び緊急持ち出しの体制を確保する。

放射性同位元素（R I）使用施設については、災害の状況に応じて立入禁止等危険防止の措置を講じる。

② 各医療機関

各医療機関の施設長は、事業継続計画（BCP）等あらかじめ策定した計画に基づき、患者の生命保護を最重点に対応する。

また、通信手段の確保に努めるとともに、状況に応じて必要な措置をとるなど万全を期する。

（2）社会福祉施設等の応急対策

社会福祉施設等の責任者は被災後速やかに施設内外を点検し、落下・倒壊等の危険箇所の有無を確認する。必要に応じて応急修理を行い、安全を確保する。

業務継続計画（BCP）等あらかじめ策定した計画に基づき、利用者の安否確認や安全確保、サービスの継続を行う。

施設独自の復旧が困難である場合は、市等関係機関に連絡し援助を要請する。

震災の被害を受けなかった施設の責任者は、援助を必要とする施設の責任者に積極的に協力し、入所者の安全を確保する。

（3）学校施設の応急対策

学校長は、児童・生徒等の安全確保を図るため、避難計画を作成し、この計画に基づいて行動する。また、自衛防災組織を編成して、役割分担に基づき行動し、緊急時には、関係機関へ通報して臨機の措置を講じる。

学童クラブ指導員は、児童の安全確保を図るため、防災対策マニュアル等に基づいて行動する。

市（学校班、保育班）は、学校施設が、避難所になった場合は、避難者の健康と安全の確保に努めるとともに、余震や火災予防についても十分な措置をとる。

市（学校施設班）は、学校施設の応急修理を迅速に実施する。

（4）保育園の応急対策

園長は、園児の安全確保を図るため、防災対策マニュアル等に基づいて行動する。また、自主防災組織を編成して、役割分担に基づき行動し、緊急時には、関係機関へ通報して臨機の措置を講じる。

市（保育班）は、施設の応急修理を迅速に実施する。

(5) 文化財施設の応急対策

文化財に被害が発生した場合には、その所有者または管理者は、直ちに東京消防庁等の関係機関に通報するとともに被害の拡大防止に努める。

市（物資拠点班）は、被災状況を速やかに調査し、都教育委員会を經由して、その結果を文化庁長官に報告する。

関係機関は被災文化財の被害拡大を防ぐため、協力して応急措置を講じる。

(6) 社会教育施設の応急対策

社会教育施設の管理者は、施設の利用者等が不特定多数であることから、利用者等の避難誘導に当たっては、あらかじめ定められた避難場所に誘導し、混乱防止及び安全確保に万全を期する。

市（物資拠点班）・社会教育施設管理者は、災害状況に即した対応ができるよう関係機関との緊急連絡体制を確立する。

(7) 応急仮設住宅となりうる公的住宅等

各住宅の管理者は、発災後速やかに被害の概況を調査し、必要に応じて応急措置を講じる。

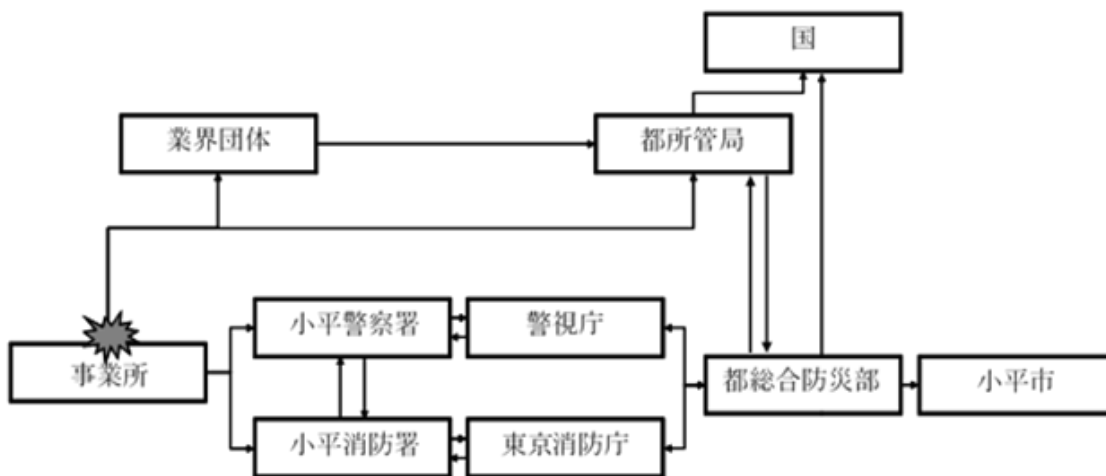
2-3. 土砂災害警戒区域への応急対策

市（避難班、本部班、学校施設班）は、土砂災害の発生状況等を情報収集し都建設局に報告する。関係機関や住民に周知を図り、応急対策を行うとともに、災害のおそれがある場合は避難対策を実施する。

3. 危険物等の応急措置による危険防止

3-1. 危険物施設、高圧ガス、毒物・劇物取扱施設等の応急措置

【一般的な事故報告等の流れ】



(1) 石油等危険物施設の応急措置**① 東京消防庁小平消防署**

小平消防署は、関係事業所の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者に対し、被害軽減措置のため、当該危険物施設の実態に応じた措置を講じるよう指導する。

必要があると認められるときは、法令の定めるところにより応急措置命令等を行う。

災害状況の把握及び状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命安全措置並びに関係機関との連携活動を行う。

② 小平市

市（本部班、避難班）は、事故時には必要に応じて、次の措置を実施する。

- ・ 市民に対する避難の指示
- ・ 市民の避難誘導
- ・ 避難所の開設、避難住民の保護
- ・ 情報提供、関係機関との連絡

③ 事業者等

事業者等は、発災により施設が被害を受けた場合や事故が発生した場合、または危険が予想される場合は、速やかに関係機関に連絡するとともに、応急措置を実施する。

(2) 液化石油ガス消費施設の応急措置**① 東京都**

多摩環境事務所は、次の事項に取り組む。

ア 事業者等への被害拡大防止措置の指導

液化石油ガス消費施設で事故が発生した場合、販売事業者等に対し、災害の拡大防止及び被害の軽減を指示する。

イ 被害情報の収集・報告

関係機関から被害情報を収集し、関東東北産業保安監督部へ報告する。

ウ 緊急措置命令

被害状況を確認した結果、被害が拡大するおそれがある場合は、防災事業所に緊急出動を要請する。さらに被害拡大が予想され、公共の安全維持等のため必要と認められる場合は、販売事業者等に対し緊急措置を講じるよう指示する。

② 小平市

市（本部班、避難班）は、事故時には必要に応じて、次の措置を実施する。

- ・ 市民に対する避難の指示
- ・ 市民の避難誘導
- ・ 避難所の開設、避難住民の保護
- ・ 情報提供、関係機関との連絡

③ 事業者等

事業者等は、発災により施設が被害を受けた場合や事故が発生した場合、または危険が予想される場合は、速やかに関係機関に連絡するとともに、応急措置を実施する。

(3) 火薬類保管施設の応急措置**① 東京都**

都（環境局）、多摩環境事務所は、次の措置を実施する。

ア 管理者への危険防止措置の指導

火薬庫及び火薬庫外貯蔵施設の所（占）有者に対し、施設及び貯蔵火薬類に関する管理責任者を定め、施設が災害の発生により危険な状態となった場合、または危険が予想される場合には、あらかじめ定めるところにより危険防止措置を講じるよう指導する。

イ 被害情報の収集・報告

関係機関から被害情報を収集し、関東東北産業保安監督部へ報告する。

ウ 緊急措置命令

必要があると認めるときは、法令の定めるところにより緊急措置命令等を行う。

② 小平市

市（本部班、避難班）は、事故時には必要に応じて、次の措置を実施する。

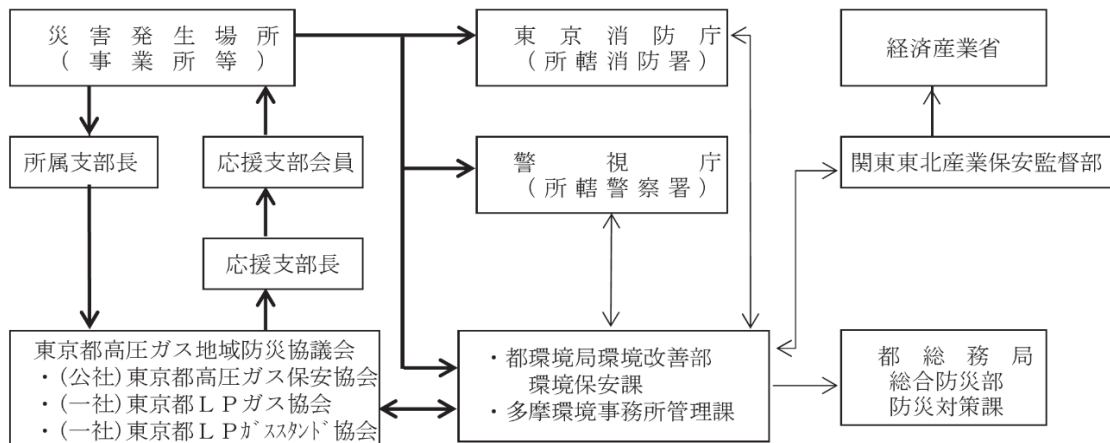
- ・ 市民に対する避難の指示
- ・ 市民の避難誘導
- ・ 避難所の開設、避難住民の保護
- ・ 情報提供、関係機関との連絡

③ 事業者等

事業者等は、発災により施設が被害を受けた場合や事故が発生した場合または危険が想定される場合等は、速やかに関係機関への通報等、応急措置を取る。

（４） 高圧ガス保管施設の応急措置

【高圧ガス震災時応援連絡体制図】



(注) 太線は応援出動体制を示す。

① 東京都

都（環境局）、多摩環境事務所は、次の事項に取り組む。

ア 事業者等への被害拡大防止措置の指導

高圧ガス漏えい等の事故が発生した場合、事業者に対し、災害の拡大防止及び被害の軽減を指示する。

イ 被害情報の収集・報告

関係機関から被害情報を収集し、関東東北産業保安監督部へ報告する。

被害状況を確認した結果、被害が拡大するおそれがある等の場合は、防災事業所に緊急出動を要請する。

ウ 緊急措置命令

さらに被害拡大が予想され、公共の安全維持等のため必要と認められる場合は、事業者に対し緊急措置を命じる。

② 警視庁小平警察署

小平警察署は、ガス漏れ等の事故が発生した場合、関係機関と連絡通報を行う。

市長が避難の指示を行うことができないと認めた場合または市長から要求があった場合は、避難の指示を行う。

避難区域内への車両の交通規制、避難路の確保及び避難誘導を行う。

③ 東京消防庁小平消防署

小平消防署は、災害の進展等により、住民を避難させる必要がある場合に市へ通報する。

人命危険が著しく切迫し、通報するいとまのない場合の関係機関と連携した避難指示及び市へのその内容の通報を行う。

事故時の広報活動、警戒区域に対する規制及び関係機関との間に必要な情報連絡を行う。

これら施設の災害応急対策は、第Ⅱ部第5章「広域的な視点からの応急対応力の強化」に基づき実施する。

④ 小平市

市（本部班、避難班）は、事故時には必要に応じて、次の措置を実施する。

- ・ 市民に対する避難の指示
- ・ 市民の避難誘導
- ・ 避難所の開設、避難住民の保護
- ・ 情報提供、関係機関との連絡

⑤ 防災事業所

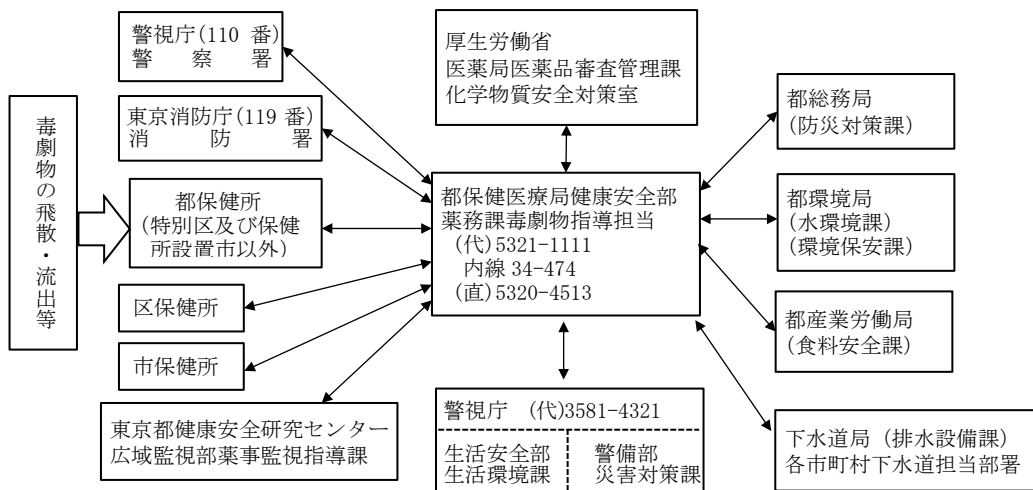
防災事業所は、高圧ガスの移動や事業所における事故に対し、出動要請を受けて応援出動する。

⑥ 事業者等

事業者等は、発災により施設が被害を受けた場合や事故が発生した場合、または危険が予想される場合は、速やかに関係機関に連絡するとともに、応急措置を実施する。

（5）毒物・劇物取扱施設の応急措置

【毒物・劇物取扱施設の応急措置に関する機関別対応】



① 東京都

都（保健医療局）、多摩小平保健所、健康安全研究センターは、次の事項に取り組む。

ア 事業者等への応急措置の指示・指導

毒物・劇物取扱事業者に対して、毒物・劇物の飛散、漏えい、浸透、及び火災等による有毒ガスの発生を防止するための応急措置を講じるよう指示する。

毒物・劇物が飛散、漏えいした場合には、中和剤等による除毒作業を毒物・劇物取扱事業者に対し指示する。

イ 被害情報の収集・伝達

関係機関との連絡を密にし、毒物・劇物に係る災害情報の収集、伝達に努める。

② 警視庁小平警察署

小平警察署は、毒物・劇物の飛散、漏出等の事故が発生した場合、関係機関と連絡通報を行う。市長が避難の指示を行うことができないと認めた場合、または市長から要求があった場合は、避難の指示を行う。

避難区域内への車両の交通規制、避難路の確保及び避難誘導を行う。

③ 東京消防庁小平消防署

小平消防署は、災害の進展等により、住民を避難させる必要がある場合に市へ通報する。人命危険が著しく切迫し、通報するいとまのない場合の関係機関と連携した避難指示及び市へのその内容の通報を行う。

事故時の広報活動、警戒区域に対する規制及び関係機関との間に必要な情報連絡を行う。

これら施設の災害応急対策は、第2部第5章「広域的な視点からの応急対応力の強化」に基づき実施する。

④ 小平市

市（本部班、避難班）は、事故時には必要に応じて、次の措置を実施する。

- ・市民に対する避難の指示
- ・市民の避難誘導
- ・避難所の開設、避難住民の保護
- ・情報提供、関係機関との連絡

市（下水復旧班）は、事業所で有毒物質が下水道に流入する事故が発生したときには、消防署へ通報し、都流域下水道本部に流入状況を報告するとともに、事業所に対し、下水道への排出を防止するための応急の措置を講じるよう指導する。

また、関係機関との連絡を密にし、有害物質等に係る災害情報の収集、伝達に努める。

⑤ 事業者等

事業者等は、発災により施設が被害を受けた場合や事故が発生した場合、または危険が予想される場合は、速やかに関係機関に連絡するとともに、応急措置を実施する。

(6) 化学物質関連施設の応急措置

① 東京都多摩環境事務所

多摩環境事務所は、次の事項に取り組む。

ア 化学物質対策

被災状況により、区市町村と連絡調整を行い、適正管理化学物質取扱事業者に関する情報収集を行うとともに、必要に応じて関係機関に情報を提供する。

イ PCB対策

被災状況により、区市町村と連絡調整を行い、PCB保管事業者に関する情報収集を行

うとともに、環境省環境再生・資源循環局へ報告する。

② 小平市

市（環境衛生班）は、次の事項に取り組む。

ア 化学物質対策

適正管理化学物質取扱事業者から事故に関する情報を収集し、必要に応じて同事業者に応急措置を実施するよう指示するとともに、関係機関に情報を提供する。

イ PCB対策

PCB保管事業者等から事故に関する情報を収集し、必要に応じて、破損・漏洩している機器の調査・確認、並びに同事業者等に対する応急措置の実施及びPCB汚染状況を表示するよう指示する。また、関係機関に情報を提供する。

③ 事業者

適正管理化学物質取扱事業者は、次の事項に取り組む。

ア 化学物質対策

事故により危険が想定される場合は速やかに市及び関係機関に連絡するとともに、応急措置を実施する。

イ PCB対策

発災によりPCB機器が破損・漏えいしている場合、または危険が予想される場合は、速やかに関係機関に連絡するとともに、応急措置を実施する。

(7) 放射線等使用施設の応急措置

① 東京消防庁小平消防署

小平消防署は、放射性物質の露出、流出による人命危険の排除を図ることを主眼とし、使用者に次の措置をとるよう要請する。

- ・施設の破壊による放射線源の露出、流出の防止を図るための緊急措置
- ・放射線源の露出、流出に伴う危険区域の設定等、人命安全に関する応急措置

事故の状況に応じ、火災の消火、延焼の防止、警戒区域の設定、救助、救急等に関する必要な措置を実施する。

② 東京都

都（保健医療局）、多摩小平保健所、健康安全研究センターは、RI使用医療施設での被害が発生した場合、人身の被害を最小限にとどめるため、4人を1班とするRI管理測定班を編成し、漏えい放射線の測定、危険区域の設定、立入禁止、住民の不安の除去に努める。

③ 小平市

市（本部班、環境衛生班、避難班）は、関係機関との連絡を密にし、事故時には必要に応じて、次の措置を実施する。

- ・市民に対する避難の指示
- ・市民の避難誘導
- ・避難所の開設、避難住民の保護
- ・情報提供、関係機関との連絡

(8) 石綿含有建築物等の応急措置

① 東京都

都（環境局）は、事故時には必要に応じて、次の措置を実施する。

- ・都民、作業員、ボランティア等に対し、石綿ばく露防止について注意喚起を行う。

- ・ 協定締結団体及び区市と連携して、倒壊建築物等の石綿露出状況調査及び環境モニタリングを実施する。
- ・ 区市と連携し、建築物所有者等が実施する応急措置の支援を行う。

② 小平市

市（本部班、環境衛生班、避難班）は、事故時には必要に応じて、次の措置を実施する。

- ・ 住民、作業員、ボランティア等に対し、石綿ばく露防止について注意喚起を行う。
- ・ 都の協定締結団体と連携して、倒壊建築物等の石綿露出状況調査及び環境モニタリングを実施する。
- ・ 建築物所有者等が実施する応急措置の支援を行い、必要に応じて応急措置を実施する。

③ 建築物所有者等

建築物所有者等は、アスベストの露出等が確認された場合は、速やかに飛散・ばく露防止の応急措置を実施する。

3-2. 危険物輸送車両等の応急対策**(1) 危険物輸送車両の応急対策****① 東京都**

多摩環境事務所は、関係機関との密接な情報連携を行う。

必要に応じ、一般高圧ガス等の移動制限または一時禁止等の緊急措置を命令する。

災害拡大のおそれがある場合、東京都高圧ガス地域防災協議会が指定した防災事業所に応援出動を要請する。

② 警視庁小平警察署

小平警察署は、事故の状況把握及び把握した事故の概要、被害状況等について市民等に対する広報を実施するとともに、施設管理者等に対し、災害の発生及び被害拡大等防止の応急措置を指示する。

関係機関と連携を密にし、事故の状況に応じた交通規制、警戒区域の設定、救助活動等の措置を取る。

③ 東京消防庁小平消防署

小平消防署は、関係機関と密接な情報連絡を行う。

また、災害応急対策を実施する。

④ 小平市

市（本部班、避難班）は、事故時には必要に応じて、次の措置を実施する。

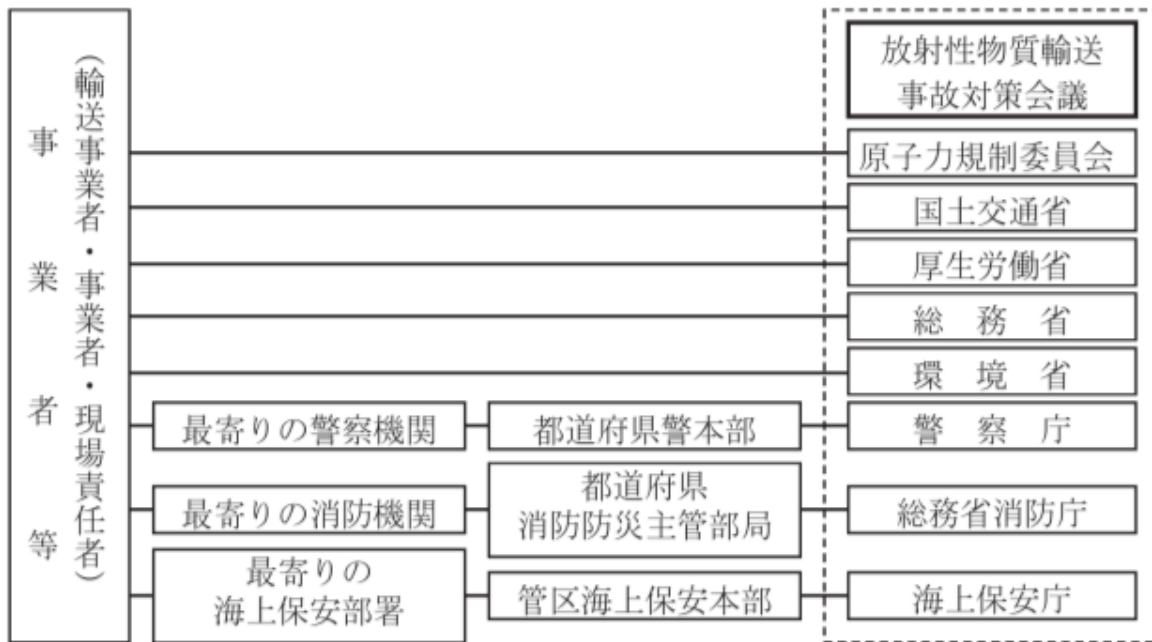
- ・ 市民に対する避難の指示
- ・ 市民の避難誘導
- ・ 避難所の開設、避難住民の保護
- ・ 情報提供、関係機関との連絡

⑤ 事業者等

事業者等は、発災により施設が被害を受けた場合や事故が発生した場合、または危険が予想される場合は、速やかに関係機関に連絡するとともに、応急措置を実施する。

(2) 核燃料物質輸送車両の応急対策

【核燃料物質輸送車両の応急対策の流れ】



① 警視庁小平警察署

小平警察署は、事故の状況把握及び把握した事故の概要、被害状況等について市民等に対する広報を実施するとともに、施設管理者等に対し、被害拡大等防止の応急措置を指示する。
また、関係機関と連携を密にし、事故の状況に応じた交通規制、警戒区域の設定、救助活動等の措置を講じる。

② 東京消防庁小平消防署

小平消防署は、事故の通報を受けた場合、直ちにその旨を都総務局に通報するとともに、事故の状況把握に努め、事故の状況に応じて、火災の消火、延焼の防止、警戒区域の設定、救助、救急等に関する必要な措置を講じる。

③ 東京都

都（総務局）は、事故の通報を受けた場合、都の窓口として、直ちに小平市、関係機関に連絡するとともに、国とも連携を密にし、専門家の派遣要請や住民の避難など必要な措置を講じる。

④ 小平市

市（本部班、環境衛生班、避難班）は、関係機関と連絡を密にし、事故時には必要に応じて、次の措置を講じる。

- ・ 市民に対する避難の指示
- ・ 市民の避難誘導
- ・ 避難所の開設、避難住民の保護
- ・ 情報提供、関係機関との連絡

⑤ 事業者等

事業者等は、事故発生後直ちに、関係機関への通報、人命救助、立入制限等事故の状況に応じた応急の措置を講じる。

警察官、海上保安官または消防吏員の到着後は、必要な情報を提供し、その指示に従い適

切な措置を講じる。

3-3. 危険動物の逸走時対策

① 警視庁小平警察署

小平警察署は、情報の受理及び伝達並びに警告、避難等必要な措置（警察官職務執行法）を行う。

② 東京消防庁小平消防署

小平消防署は、情報の受理及び伝達並びに被災者の救助及び搬送を行う。

③ 東京都

都（総務局）は、情報収集並びに国及び他府県等との連絡調整等の運営管理を行う。

都（保健医療局）は、情報収集、特定動物等の捕獲等に関する措置及び関連局（庁）との連絡調整を行う。

都（産業労働局）は、産業動物の飼い主に対する逸走した家畜の捕獲等を指導する。

④ 小平市

市（本部班、避難班、環境衛生班）は、事故時には必要に応じて、次の措置を講じる。

- ・市民に対する避難の指示
- ・市民の避難誘導
- ・避難所の開設、避難住民の保護
- ・情報提供、関係機関との連絡

《復旧対策》

対策一覧	担当
1 公共の安全確保、施設の本来機能の回復	防災危機管理課、学校班、学校施設班、保育班、物資拠点班、施設所管課

1. 公共の安全確保、施設の本来機能の回復**1-1. 社会公共施設等の復旧****(1) 学校施設**

市（学校班、学校施設班、保育班）は、応急危険度判定等を踏まえ、教育活動等の継続について判断する。市教育委員会は、教育活動ができない場合に、学校長及び都教育委員会と協力し、応急教育計画等を作成する。児童・生徒の不安を解消するため、教育活動に中断がないように努める。

学童クラブは、震災の推移を把握し、早期の通常保育の再開に努める。

(2) 保育園

市（保育班）は、震災の推移を把握し、早期の通常保育の再開に努める。

(3) 文化財施設

市（物資拠点班）は、被災した文化財等の廃棄、散逸を防止するため、被害状況と文化財等の重要度に応じて、都教育委員会、市教育委員会及び文化財管理者等において修復等について協議を行う。

(4) 社会教育施設

市（施設所管課）は、災害後直ちに被害状況を調査し、被害状況によっては、施設ごとに再開等の計画を立て、早急に開館する。

当面の応急措置が終了し、社会一般が安定し日常生活が平常に戻れば、復旧計画を立て、本格的な復旧を行う。

1-2. 二次的な土砂災害防止対策

市（防災危機管理課）は、地震による地盤の緩み等により、土砂災害の危険性が高まっている箇所について、二次災害防止の観点から、可能な限り土砂災害防止対策を行う。

第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

第1節 現状と課題

1. 交通関連施設の安全確保

災害時の救出・救助活動及び緊急輸送、住民避難の円滑化を図るため、特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化、ブロック塀等の改善及び都市計画道路の整備を促進している。加えて、市内13橋を対象に「小平市橋りょう長寿命化修繕計画」を策定し、地域の道路網の安全性・健全性の向上を図っている。

- ・旧耐震基準の特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化率：72.7%（令和6年3月31日現在）
- ・橋りょうの耐震化（橋りょう安全調査（平成7～8年度実施）による耐震化）：完了
- ・都市計画道路の整備状況：43.1%（令和6年3月31日現在）
- ・ブロック塀の改善事業申請数：234件（平成20年度～令和5年度実績）

特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化が急務である。また、救出・救助活動や緊急輸送を円滑に実施するため、障害物除去路線と交通規制の対象となる緊急交通路との整合性を図るとともに、道路ネットワーク機能を確保するため、災害時の道路啓開に関する協定を締結している協定締結協力機関と事前に協議等を行い、発災後、速やかに道路啓開を行うことができる体制整備が必要である。

東日本大震災の際、踏切の閉鎖により、市域の東西交通が一時遮断された。救出・救助活動等の妨げになる可能性が高く、緊急交通路上の踏切に関して、鉄道事業者等と協議し、適切な対策を講じる必要がある。

また、幹線道路の整備に加え、狭あい道路の拡幅整備を行うとともに、沿道に存するブロック塀等の改善事業を推進することにより道路閉塞を防ぎ、避難経路の安全確保及び火災の延焼防止帯の確保を行う必要がある。

2. ライフライン施設の安全化

水道事業は都が運営しており、都は東日本大震災以後「大規模災害対策指針」を策定し、浄水場や給水所などの耐震化や自家用発電設備の増強、水道管路の耐震継手化、管路の二重化・ネットワーク化など、震災に強い水道システムの構築を図っている。

下水道施設については、小平市第二次下水道プランに基づき、適正な維持管理に努めるとともに、速やかに下水道が使用できるための体制の構築を進めている。

電気、ガス、通信については、各事業者において、送電線のネットワーク化、地震計や安全装置付ガスメーターの設置、電気通信設備等の防災設計といった取り組みが進められている。

水道、下水道については、都と連携した応急復旧体制の強化、充実を図る必要がある。

3. エネルギーの確保

市では、電力確保のために災害対策本部となる市庁舎を始め、防災上重要な拠点となる公共施設

に非常用発電設備を設置している。市庁舎は、外部からの供給なしで72時間稼働可能な非常用発電設備に更新した。

- ・全小中学校の体育館への非常用発電機設置状況：完了
- ・発電機の備蓄状況（100V/3000W～100V/900W）：164台
- ・公共施設を活用した太陽光発電システムの導入施設数：40施設（令和6年3月）
発電出力487.8kW
- ・蓄電池の設置状況：1台（市民総合体育館）28kWh
- ・市内給油取扱所3事業所と災害時における石油燃料の安定供給に関する協定締結（平成24年3月12日締結）
- ・災害時における石油燃料の安定供給に関する協定（平成29年6月1日締結）

防災拠点となる施設の機能維持に向けた自立電源確保のためには、エネルギー確保の多様化を図る必要がある。市庁舎を始め、複数の公共施設で太陽光発電システムを導入しているほか、市民総合体育館では蓄電池を設置している。今後もさらなる太陽光発電システム、蓄電池の導入及び電気自動車の活用についても検討する必要がある。

また、非常用発電設備等への安定的な燃料供給を行うため、市内事業者と災害時における石油燃料の安定供給に関する協定を締結しているが、具体的な体制整備を図る必要がある。

第2節 取組の方向性

1. 幹線道路網の整備

道路や橋りょう等は、交通機能のみならず、震災時には、火災の延焼防止効果や避難道路、緊急物資等の輸送ルートとなるなど多様な機能を有している。このことから、防災効果の高い都市計画道路を重点に新設・拡幅等の整備に努めるとともに、電柱等の倒壊や踏切の閉鎖による道路閉塞を防止するため、無電柱化の検討や道路と鉄道の立体化の推進を図る。

また、都市計画道路、生活道路等のそれぞれに応じた防災機能の確保及び公園、緑道、震災時における広域避難場所等とのネットワーク化を計画的かつ総合的に考え、整備を推進する。

2. 緊急輸送道路沿道建築物の耐震化促進

特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を令和7年度までに100%完了し、震災時の物資等の輸送や避難ルートの確保、救出・救助活動、消火活動等の機能を確保する。

3. ライフライン等の確保

下水道施設の適正な維持管理に努めるとともに、震災時に避難所や公園等におけるトイレ機能の確保を図るため、仮設トイレが設置可能なマンホールの整備等を検討する。

水道施設については、事業を運営する都と連携し、災害時の態勢を整備する。

また、断水が長期化した場合等に備え、市内に現存する民間所有の井戸を震災対策用井戸として指定し、応急給水の水源確保を行う。

4. 非常用発電設備の整備及び燃料確保体制の整備

公共施設や防災拠点となる施設の機能を維持するために必要な電力確保策として、各施設において非常用発電設備の整備を進めるとともに、太陽光発電システムやコージェネレーションシステム等のエネルギー確保の多様化を図る。

非常用発電設備の稼働に必要な燃料の安定的確保のため、協定締結事業所と協議の上、震災時の体制を明確化し連携強化を図る。

第3節 具体的な取組

《予防対策》

対策一覧	担当
1 道路・橋りょうの安全確保等	防災危機管理課、道路課、建築指導課、交通対策課、総務課、小平警察署、東京都北多摩北部建設事務所、東京都建設局、東京都関係各局
2 鉄道施設の安全確保	各鉄道事業者、東京都都市整備局、小平消防署
3 用水路の安全対策	防災危機管理課
4 緊急輸送ネットワークの整備	防災危機管理課
5 水道・下水道の安全対策	下水道課、防災危機管理課、東京都水道局、東京都流域下水道本部
6 電気・ガス・通信等の安全対策	防災危機管理課、環境政策課、総務課、市関係各課、小平消防署、各ライフライン事業者

1. 道路・橋りょうの安全確保等

1-1. 道路・橋りょうの安全確保等

(1) 小平市

市（防災危機管理課、道路課、建築指導課、交通対策課）は、次の事項に取り組む。

① 道路・橋りょう等の安全確保

被災時における円滑な交通を確保し、応急対策や早期復旧を迅速に行うため、道路・橋りょう等の安全確保を図っていく。

「小平市橋りょう長寿命化修繕計画」に基づき、定期的に点検を実施し、予防保全型管理を行い、長寿命化を図っていく。

英語表記やピクトグラム等を追加する等、外国人を含めたすべての人にわかりやすい道路案内標識の整備を推進する。

② 道路の震災対策強化

震災時に、道路上の障害物除去等の道路啓開及び応急復旧について迅速に対応できるよう、協定締結協力機関等との連絡体制を強化する。

③ 緊急輸送道路網の防災性の向上

東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例に基づき特定緊急輸送道路の沿道建築物について、補助制度の活用等により、耐震化を強力に推進する。

都と連携し、緊急輸送道路等における無電柱化の推進に向けた施策を検討する。

④ 道路啓開用資機材の確保

情報収集用資機材や、障害物除去用資機材の確保に努める。

(2) 東京都関係機関

① 警視庁小平警察署

小平警察署は、震災発生時には、車両感知器のみでは交通情報の収集が困難となる可能性があることから、インターネットの活用など、交通情報の収集方法の多様化等により、震災発生時においても必要な情報が的確に収集・活用できる方策について検討する。

② 東京都

都（建設局）、北多摩北部建設事務所は、震災時の迅速な救援・救助活動や緊急物資輸送を支えるため、新たな緊急輸送道路となり得る骨格幹線道路整備を推進する。

具体的には、多摩南北・東西道路の整備を推進する。

都道の案内標識の英語併記化や表示内容にピクトグラムを追加するなど、外国人を含めたすべての人に分かりやすい道路案内標識を整備するとともに、案内サインの整備を促進する。

また、震災時の迅速な救援・救助活動や緊急物資輸送を支えるため、道路と鉄道の立体化を推進する。

1-2. 緊急通行車両等の確認

(1) 小平市

市（防災危機管理課、総務課）は、次の事項に取り組む。

① 規制除外車両等の事前届出制度の周知・推進

市内において、災害発生時に必要となる道路等の応急復旧を行う事業者車両や福祉関係車両、食品等を運搬する物流関係車両等について、規制除外車両等の事前届出制度について関係機関に周知を図り、事前届出を推進する。

② 緊急通行車両等の標章及び緊急通行車両確認証明書の受領

災害応急対策に要する緊急通行車両等は、小平警察署を窓口として東京都公安委員会から標章及び緊急通行車両確認証明書の交付を受ける。

(2) 警視庁小平警察署及び東京都関係各局

小平警察署及び東京都関係各局は、次の事項に取り組む。

① 緊急通行車両等の確認

各機関（警視庁、都財務局、都交通局、都水道局、都下水道局、東京消防庁）は、震災時に緊急通行車両等としての使用を予定している車両について、緊急輸送業務等の実施の責任者から申請書の提出を受けた場合には、事前に審査を行う。

小平警察署は、緊急通行車両等に該当すると認められるものについては、標章及び緊急通行車両確認証明書を申請者に交付する。

2. 鉄道施設の安全確保

各鉄道事業者は、耐震化をはじめとした鉄道の安全確保策に取り組むとともに、災害時の早期復旧に向けた対策を図る。

(1) 各鉄道事業者

各鉄道事業者は、鉄道駅や駅間施設の耐震化を促進するとともに、災害に関する取組について、分かりやすく周知する。

また、国土交通省が開催する「大規模地震発生時における首都圏鉄道の運転再開の在り方に関する協議会」の検討成果等を踏まえ、早期の運行再開を図るため、国や各鉄道事業者と再開時刻等を調整するための通信手段を確保する。

(2) 東京都都市整備局

鉄道耐震に係る省令等に基づく耐震対策を進めるため、国と協調した鉄道施設耐震対策事業費補助を実施する。

引き続き、鉄道施設の耐震対策を進めるため必要財源の確保を図ることを国へ求めていく。

(3) 東京消防庁小平消防署

小平消防署は、震災時の安全性の確保のため、東京都震災対策条例第10条及び第11条に基づき、事業所防災計画の作成を指導する。

3. 用水路の安全対策

市（防災危機管理課）は、資器材の備蓄、設備・施設の整備により、災害を予防するとともに、発災時に対応できる体制を整備する。

管内における水防活動を十分に行うことができるよう、水防資器材及び施設の整備並びに輸送の確保に努める。

また、管内の水防活動に直ちに対応できるよう、車両等の確保、輸送経路等を確認しておく。

4. 緊急輸送ネットワークの整備

市（防災危機管理課）は、災害発生時の緊急輸送を円滑に行うため、都が行う指定拠点間を結ぶ緊急輸送ネットワークの整備を支援する。

震災時に果たすべき輸送路の機能に応じて、第一次（市、他県との連絡）、第二次（主要初動対応機関との連絡）、第三次（緊急物資輸送拠点との連絡）の緊急輸送ネットワークの整備を支援する。

緊急輸送ネットワークの実効性を担保するため、交通規制を実施する「緊急自動車専用路」、「緊急交通路」及び道路障害物の除去や応急補修を優先的に「緊急道路障害物除去路線」との整合を図る。

5. 水道・下水道の安全対策

5-1. 水道の安全対策

東京都水道局は、水道の安全対策について次の事項に取り組む。

(1) 水道施設の耐震化の着実な推進

震災時における水道施設の被害を最小限にとどめ、給水を可能な限り確保するため、浄水場や給水所等の耐震化について、浄水処理の系列ごとに工事を進め、施設の能力低下を可能な限り抑制するほか、隣接する給水所の同時施工を避けるなど、計画的に進めていく。また、その他の水道施設についても耐震化を一層推進する。

(2) 効果的な耐震継手化の推進

管路については、より効果的に地域全体の断水被害を軽減するため、都の被害想定で震災時の断水率が高いと想定される地域の耐震継手化を重点的に進め、令和10年度までに解消する。

(3) バックアップ機能の更なる強化

震災などで個別の施設が停止しても給水が継続できるよう、導水施設の二重化、広域的な送水管のネットワーク化などを進め、水道施設全体としてのバックアップ機能を強化する。

(4) 自家発電設備の増強整備による電力の自立化

大規模停電時や電力使用が厳しく制限された場合においても、安定的に給水を確保できるよう、浄水場等に自家用発電設備を新設・増強し運用に必要な電力を確保する。

(5) 災害復旧資材の整備

震災時における材料の調達は、迅速・確実に確保する観点から、都水道局が協定を締結している民間事業者等から調達して、復旧活動に従事する請負者に支給する方式（支給材方式）で行う。

医療施設等への応急給水については、迅速に行う必要があることから、給水車の拡充を行った。

5-2. 下水道の安全対策**(1) 東京都**

都（流域下水道本部）は、水再生センター等の耐震化を推進する。また、停電時などにおける下水道機能の維持のため、非常時の電源や燃料を確保する。発災時等の緊急時においても水処理や汚泥処理をより安定的に行えるよう、水再生センター間の連絡管を活用し、バックアップ機能を確保する。

市と連携したし尿の搬入・受入体制を強化・充実する。

他市町村及び応急復旧業務に関する協定を締結している民間団体等との連携を強化・充実する。

(2) 小平市

市（下水道課）は、小平市第二次下水道プランに基づき、下水道施設の適正な維持管理に努める。

都と連携した応急復旧体制の強化・充実を図るとともに、災害復旧用資機材の確保を行う。

市（防災危機管理課）は、仮設トイレの設置が可能なマンホールの指定拡大を図る。

6. 電気・ガス・通信等の安全対策**6-1. 電気の安全対策****(1) 小平市**

関係各課は、都市機能を維持するために不可欠な施設、被災者受入施設や公園など災害時の応急・復旧活動拠点となる施設に、常用または非常用の自立・分散型電源の設置を推進する。

災害発生時には、非常用発電設備用の燃料など各種の燃料油の調達が極めて困難な状況となることが予測される。このため、市内事業所と災害時における石油燃料の安定供給に関する協定を締結しているが、より安定的に確保できる手段を検討するとともに、各施設においては電力を供給する設備の優先順位を定めておく。

各種システム等の機能維持にかかるバックアップ体制の確保、及び電力供給停止に備えて、市施設における発電設備等の整備を進めるとともに、住民情報システム等の機能維持について、電力が供給停止となった場合を想定し、非常用電源による給電やバックアップ体制を確保する。

市（総務課）は、市庁舎について、防災拠点としての機能を維持向上させる。

市（防災危機管理課、環境政策課）は、次の事項に取り組む。

① 計画停電への対応

- ・計画停電に関する情報提供については、一義的には電力事業者による迅速かつ正確な対応が求められることから、電力事業者に対し適切な情報提供の実施を働きかける。
- ・情報連絡の専用窓口を明確にするなど、円滑な情報提供を行うとともに、非常時の通信手段等の充実を図るなど、的確な情報連絡体制を構築する。

② 停電時を想定した訓練の実施

- ・停電時を想定した庁内訓練を実施し、災害対応力の強化を図る。

③ 家庭及び事業者への非常用電源の普及促進

- ・太陽光発電システム、蓄電池、家庭用燃料電池等の導入を支援する。
- ・都と連携して太陽光発電システムの非常用電源としての活用法について、普及啓発を行う。
- ・都と連携して、電気自動車等の導入を促進する。また、非常用電源としての活用法について普及啓発を行う。

(2) 関係機関

① 東京電力パワーグリッド

東京電力パワーグリッドは、次の事項に取り組む。

ア 設置別基準の設定

電気施設は、耐震設計基準に基づき設置されており、軟弱地盤の地域など特に問題のある箇所については、きめ細かい設計を実施している。

イ 「被災しにくい設備づくり」「被災時の影響軽減」「被災設備の早期復旧」を基本方針とした対策の推進

電力系統は、発電所から連係する放射状の送電線からの電力供給を、首都圏の周囲に張り巡らした二重三重の環状の送電線で一旦受け止め、そこから網の目のようなネットワークを使い電力供給するよう構成されている。

送電線は変電所で接続変更できるため、万一、一つの送電ルートが使用できなくなっても、別のルートから速やかに送電することができる。

電気の供給信頼度の一層の向上を図るため、災害時においても、系統の切り替え等により、早期に停電が解消できるよう系統連携の強化に努める。

国などから発表された津波被害想定については、電気施設への影響を詳細に評価のうえ、継続して対策内容の検討を進めている。

② 警視庁小平警察署

小平警察署は、停電による信号機の滅灯に備え、自動起動式発動発電機等の信号機用電源設備の整備を推進する。

③ 東京消防庁小平消防署

小平消防署は、震災時の安全性の確保のため、東京都震災対策条例第10条及び第11条に基づき、事業所防災計画の作成を指導する。

6-2. ガスの安全対策

(1) 関係機関

① 東京ガスグループ

東京ガスグループは、ガスの安全対策に関して、次の事項に取り組む。

ア 製造所・整圧所設備

- (ア) 重要度及び災害危険度の大きな設備の耐震性を向上させ、安全性を確保する。
- (イ) 防消火設備、保安用電力等の強化を行い、二次災害防止に努める。

イ 供給設備

- (ア) 導管を高・中・低圧別に区分し、それぞれの状態に応じた最適な材料・継手構造等を採用し、耐震性の向上に努める。
- (イ) 全ての地区ガバナにS Iセンサーを設置し、揺れの大きさ(S I値)、ガスの圧力・流量を常時モニタリングする。この情報を解析し、高密度に被害推定を行い、迅速な供給停止判断及び遮断する体制を整備する。

② ガス事業者

ガス事業者は、災害時におけるLPガスの活用促進に取り組む。

③ 東京消防庁小平消防署

小平消防署は、震災時の安全性の確保のため、東京都震災対策条例第10条及び第11条に基づき、事業所防災計画の作成を指導する。

6-3. 通信の安全対策**(1) 関係機関****① NTT東日本**

NTT東日本は、避難所(小・中学校、公民館等)のうち市から設置要望のあった施設に災害時用公衆電話(特設公衆電話)を事前に設置する。

② 各通信事業者

各通信事業者は、次の事項に取り組む。

ア 電気通信設備等の信頼度強化

次のとおり電気通信設備と、その附帯設備(建物を含む。以下「電気通信設備等」という。)の防災設計を実施する。

- ・ 豪雨、洪水、高潮または津波等のおそれがある地域にある電気通信設備等について、耐水構造化を行う。
- ・ 暴風または豪雪のおそれのある地域にある電気通信設備等について、耐風または耐雪構造化を行う。
- ・ 地震または火災に備えて、主要な電気通信設備等について耐震及び耐火構造化を行う。

イ 電気通信システムの信頼度強化

災害が発生した場合においても通信を確保するため、次の各項に基づき通信網の整備を行う。

- ・ 主要な伝送路を多ルート構成またはループ構成とする。
- ・ 主要な中継交換機を分散設置する。
- ・ 大都市において、とう道(共同溝を含む)網を構築する。
- ・ 通信ケーブルの地中化を推進する。
- ・ 主要な電気通信設備について、必要な予備電源(移動電源車配備、燃料確保/供給オペレーション等)を確保する。

ウ 通信の確保

人口密集地及び行政機関の通信確保に向けた対策を行う。また、早期のサービスエリア復旧のための対策等を行う。

③ NTTドコモ、KDDI、ソフトバンク

NTTドコモ、KDDI、ソフトバンクは、市役所等の重要エリアの通信を確保するためにエンジンによる無停電化やバッテリー長時間化を実施する。

④ 東京消防庁小平消防署

小平消防署は、震災時の安全性の確保のため、東京都震災対策条例第10条及び第11条に基づき、事業所防災計画の作成を指導する。

《応急対策》

対策一覧	担当
1 道路・橋りょうの応急対策	道路復旧班、小平警察署、東京都建設局、東京都北多摩北部建設事務所
2 鉄道施設の応急対策	各鉄道事業者
3 河川・用水路の応急対策	環境衛生班、下水復旧班、道路復旧班、東京都建設局、東京都北多摩北部建設事務所
4 水道・下水道の応急対策	下水復旧班、東京都水道局
5 電気・ガス・通信の応急対策	各ライフライン事業者

1. 道路・橋りょうの応急対策**1-1. 道路交通規制等****(1) 交通規制の実施（震度6弱以上の地震が発生した場合）**

警視庁小平警察署は、次の事項に取り組む。

① 発災直後：道路交通法に基づく第一次交通規制の実施

道路における危険を防止するとともに、人命救助、消火活動等に従事する緊急自動車等の円滑な通行を確保するため、速やかに次の交通規制を実施する。

- ・環状7号線内側への一般車両の流入禁止
- ・環状8号線内側への一般車両の流入抑制
- ・緊急自動車専用路の指定

都内にきわめて甚大な被害が生じている場合、被災状況に応じて、一般車両の交通規制を実施する。

② 発災から一定時間経過後：第二次交通規制の実施

被災地域・被災状況等の実態に対応した交通規制を実施する。（第一次交通規制において実施中の規制は、状況に応じ、その一部を変更し、または解除する。）

- ・緊急交通路を指定する。
- ・その他緊急交通路を指定する。

【市域におけるその他の緊急交通路指定予定路線】

- 新青梅街道
- 五日市街道
- 小金井街道
- 府中街道
- 新小金井街道

(2) 緊急通行車両の確認**① 警視庁小平警察署**

小平警察署は、次の事項に取り組む。

ア 緊急通行車両の確認

第二次交通規制実施時には、災害対策基本法施行令第33条に基づく緊急通行車両を優先して通行させる。

緊急通行車両等であることの確認は、都内では原則として警視庁が行う。ただし、やむを得ない場合は、他道府県の警察で行うことができる。

イ 緊急交通路等の実態把握

緊急交通路等の交通情報の収集は、ヘリコプター及び現場警備本部長（各警察署長）等

からの報告によるほか、白バイ、パトカー等による緊急交通路等の視察、交通テレビシステムによる情報収集及び東京消防庁、道路管理者等の関係機関との情報交換等により、全般的な状況の把握に努める。

ウ 交通規制の実効性を確保する手段・手法

(ア) 主要交差点への規制要員の配置

緊急交通路等の主要交差点に重点的に規制要員を配置して、緊急交通路等の確保に努める。

(イ) 広域緊急援助隊（交通部隊）の配置運用

道府県公安委員会から広域緊急援助隊（交通部隊）の派遣があった場合は、視察・移動規制、緊急交通路の確保、緊急通行車両の先導等広域緊急援助隊の機動性に配慮した効果的な配置運用を図る。

(ウ) 警備員、ボランティア等の協力の受入れ

規制要員は、制服警察官を中心に編成するが、小平警察署長は、平素から警備業者、市民等による交通規制支援ボランティア等の協力を得られるよう配慮する。

(エ) 装備資器（機）材等の効果的な活用

交通規制の実施に当たっては、サインカー等の規制用車両を有効的に活用するほか、移動標識、セイフティコーン等の装備資器（機）材を効果的に活用する。

(オ) 交通管制システム等の効果的な運用

交通管制センターをはじめ、防災型信号機、可変式規制標識、交通情報板等の交通管制システム等を適切に運用する。

エ 広報活動

東日本大震災を踏まえて見直した交通規制の内容等を市民に対して、次のとおり周知する。

(ア) 報道機関への広報要請

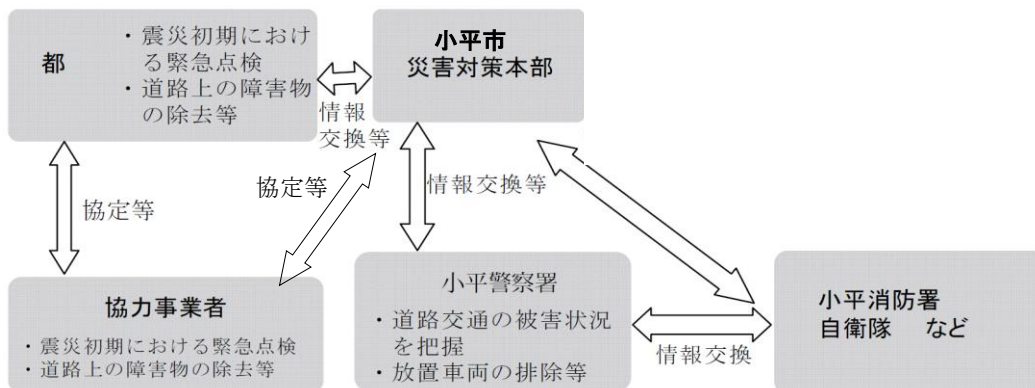
新聞、ラジオ、テレビ等の報道機関に対して、運転者や一般家庭に向けた避難時の車利用抑制や交通規制への協力呼びかけ等についての広報の要請を行う。

(イ) 運転者等に対する広報

現場の警察官は、交通規制の実施について、サインカー、パトカー、白バイ、広報車等による現場広報を行うとともに、運転者のとるべき措置について広報を行う。

1-2. 緊急道路障害物除去

【緊急道路障害物除去に関する流れ】



(1) 小平市

市（道路復旧班）は、次の事項に取り組む。

① 被害状況・通行可能道路情報等の収集

緊急輸送路の被害状況について、緊急点検等を迅速・的確に行い、速やかに災害対策本部に報告する。

② 障害物除去作業の実施

市長は災害対策基本法第76条の6に基づき、緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、かつ、緊急通行車両の通行を確保するために緊急の必要があると認めるときは、市の管理する道路についてその区間を指定して、当該車両その他の物件の占有者、所有者または管理者に対し、当該車両その他の物件を付近の道路外の場所へ移動すること、その他当該指定をした道路の区間における緊急通行車両の通行を確保するために必要な次の措置を命じる。

- ・緊急道路障害物除去路線等の作業分担に基づき、都と連携し実施する。
- ・災害対策本部から指示された箇所の安全確保を図る。
- ・被害の状況により応急的な復旧ができないと判断されるときには、小平警察署等の関係機関と連携のうえ、通行止め等の必要な措置を講じる。
- ・人員・車両・資機材等が不足する場合は、他班または協定締結協力機関に応援を求める。
- ・車両や歩行者の通行に支障を及ぼす場合には、必要に応じて交通整理・誘導を行う。

③ 協力協定締結事業者への障害物除去依頼

「災害時における応急対策業務に関する協定」に基づき、協定締結協力機関に道路上の障害物の除去等を依頼・要請する。

【市域における緊急輸送道路・緊急道路障害物除去路線】

- 青梅街道・新青梅街道
- 立川通り
- 鈴木街道
- 五日市街道
- 小金井街道
- 新小金井街道
- 府中街道
- 東京街道
- 国分寺街道
- 一般都道144号
- 市道（⇒資料編「緊急道路障害物除去路線図」）

(2) 関係機関

① 東京都

都（建設局）、北多摩北部建設事務所は、道路の被害状況や障害物状況に基づき、総合的な除去対策を講じ、必要な指導、調整を行うとともに、所管の道路障害物の除去に努める。

② 警視庁小平警察署

小平警察署は、次の事項に取り組む。

ア 被害状況・通行可能道路情報等の収集

道路交通に関する被害状況等については、ヘリコプター、パトカー、白バイ、交通テレビシステム、警察署等からの報告によるほか、東京消防庁、自衛隊、道路管理者等の関係機関の現場担当者と緊密な情報交換を図り、実態把握に努める。

イ 道路障害物除去作業への協力

緊急交通路等の確保のため、各警察署及び高速道路交通警察隊に放置車両対策班を編成し、放置車両の排除にあたるほか、道路管理者及び関係防災機関に協力し、道路上の障害物の除去にあたる。

1-3. その他の応急措置**(1) 小平市**

市（道路復旧班）は、次の事項に取り組む。

① 通行者の安全対策

被災状況や交通状況を把握し、道路交通を確保するため、通行規制の措置や迂回道路の選定など、通行者の安全対策を行う。

② 被災道路・橋りょうについての応急措置

緊急道路障害物除去路線に指定された市道について、緊急点検を行う。なお、必要に応じて、災害対策本部より都に対し、東京都建設防災ボランティアに協力要請する。

「災害時における応急対策業務に関する協定」に基づき、協定締結協力機関が道路における緊急点検及び損壊箇所の応急措置等を実施する。

(2) 警視庁小平警察署**① 通行者の安全対策**

発災時における、被災状況に応じた交通規制等の措置など、通行者の安全対策を講じる。

② パトロール・広報

パトロール等を兼ねた広報を実施する。

2. 鉄道施設の応急対策

各鉄道事業者は、初動措置として運転規制や乗客の避難誘導を行うほか、浸水事故発生対応や、駅等での各種情報提供等を行う。

(1) 各鉄道事業者**① 災害対策本部等の設置等、災害時の活動態勢の確立**

震災が発生した場合、各鉄道事業者は全機能を挙げて、旅客及び施設等の安全確保と緊急輸送を行うため、災害対策本部等を設置する。

災害情報及び応急措置の連絡指示並びに被害状況の収集等の通信連絡は、列車無線、指令電話、鉄道電話等を利用するとともに、必要に応じて、移動用無線機等の無線設備を利用する。

② 運転規制等、発災時の初動措置の実施

震災初動期に列車及び旅客の安全を確認するため、各社の規定に従い徐行等の運転規制を実施する。

③ 乗客の避難誘導

震災時に予想される駅における旅客の集中による混乱防止や、列車内の乗客の安全確保のため、各鉄道事業者は各社の規定により速やかに避難誘導を実施する。

駅にいる乗客に対しては、混乱防止のため案内放送や、ホームページやSNS等による情

報提供を行い、あらかじめ定めた場所に誘導する。

列車内の乗客に対しては、混乱防止のため案内放送や、ホームページやSNS等による情報提供を行い、安全な場所または最寄り駅まで、駅長（運転司令等）と連絡の上、誘導する。

外国人の旅客に対しては、多言語を用いた文字や音声による情報提供を行い、適切な避難誘導を実施する。

自家発電設備、蓄電池設備等により、停電時であっても、乗客の避難誘導に必要な照明、非常灯等最低限の電力を確保する。

④ 事故発生時の救護活動

各鉄道事業者は、震災時に事故が発生した場合、災害対策本部と関係機関が協力し、負傷者や障がい者・高齢者等の避難行動要支援者の救護を優先して実施する。

併発、続発事故等の二次災害の防止に万全を講じるとともに、引き続き旅客の安全確保を図り輸送力の確保に努め、必要に応じ関係機関の出動・救護の要請を行う。

(2) JR東日本

JR東日本は、防水扉、止水板、土のう等を配備し、地下駅、トンネル内の浸水防止に備えるとともに、浸水により列車の運行に支障があると予想される場合は指令室に連絡し、必要な措置をとる。

また、トンネル立坑に設置してある排水設備により排水に努める。

3. 河川・用水路の応急対策

市及び関係機関は、河川管理施設を巡視するとともに、被害箇所があれば必要な措置を講じる。

(1) 小平市

市（環境衛生班、下水復旧班、道路復旧班）は、被害箇所について、直ちに災害対策本部に報告するとともに必要な措置を実施する。

災害対策本部は、被害箇所を直ちに都本部に報告する。

(2) 東京都

都（建設局）、北多摩北部建設事務所は、河川管理施設及び工事箇所の被災の発見に努め、必要な応急措置を実施する。

4. 水道・下水道の応急対策

4-1. 水道の応急対策

東京都水道局は、水道の応急対策に関して、次の事項に取り組む。

(1) 情報収集・連絡体制の確立

給水対策本部を設置し、異常箇所等についての情報収集・連絡を徹底する。

(2) 施設の点検・被害調査の実施

地震発生後、速やかに浄水場、給水所等のポンプ運転状況、管路に設置されたテレメータやスマートメータ等の記録等から異常箇所の情報を把握するとともに、水道施設及び工事現場等を点検し、被害状況を把握する。

貯水、取水、導水、浄水施設及び給水所等の被害調査は、速やかに施設ごとに行う。

管路については、あらかじめ定めた重要点検箇所を巡回点検を実施し、管路の水圧、漏水、道路陥没等の有無及びその程度のほか、地上構造物にあつては被害の程度等の把握に努める。

お客さまセンターが、水道施設や給水に関する異常等の情報を、住民等から寄せられる通報によって把握する。

(3) 応急措置の実施

被害箇所の復旧までの間、二次災害発生のおそれがある場合及び被害の拡大するおそれがある場合の応急措置を実施する。

取水塔、取水せき等の取水施設及び導水施設に亀裂、崩壊等の被害が生じた場合は、必要に応じて取水・導水の停止または減量を行う。

漏水により道路陥没等が発生し、道路交通上非常に危険と思われる箇所については、断水後、保安柵等による危険防止措置を可能な限り実施する。

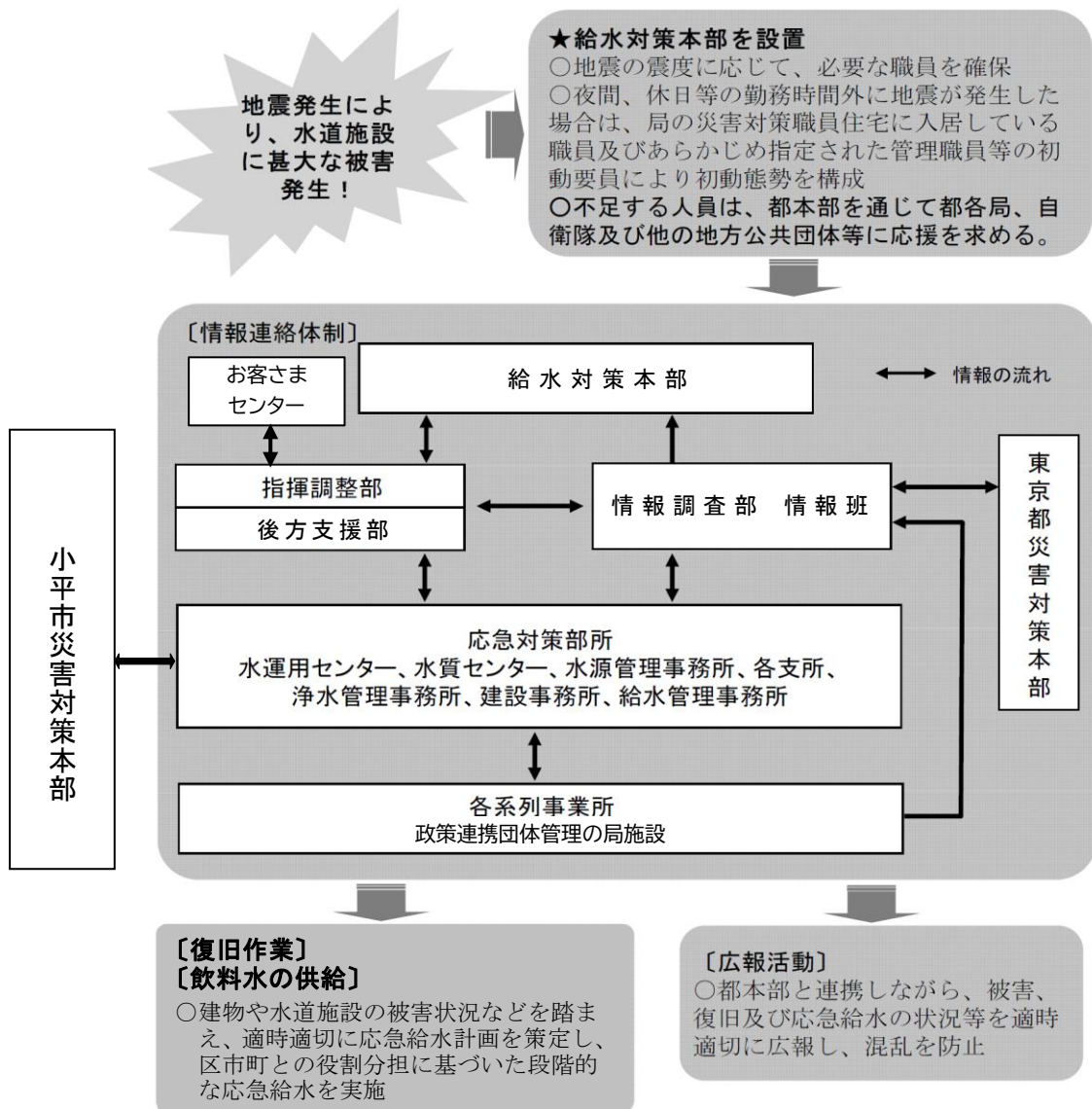
管路の被害による断水区域を最小限にとどめるため、速やかに配水調整を行う。

配水調整作業は、浄水場から給水所への送水及び主要幹線機能の確保を優先し、各路線の上流側から順次進める。

浄水場及び給水所の運転状況や管路復旧作業の進捗にあわせ、再調整を実施する。

倒壊家屋、焼失家屋及び所有者が不明な給水装置の漏水は、仕切弁により閉栓する。

【水道の応急対策の業務手順】



4-2. 下水道の応急対策

(1) 小平市

市（下水復旧班）は、次の事項に取り組む。

① 燃料油の優先供給

燃料油の優先供給を受け、施設の運転を継続する。

② 施設の被害調査の実施

管きょ・下水道管理センター等の緊急調査及び措置、被害状況調査、工事箇所の保安点検等を行う。

管きょについては、あらかじめ定めた重要点検個所の巡回点検を実施し、管きょの漏水、道路陥没等の有無及びその程度のほか、地上構造物にあっては被害の程度等の把握に努める。

③ 応急措置の実施

各施設の点検を行い、施設の被害に対しては、箇所、程度に応じて応急措置を実施するとともに、本復旧の目標をたてて復旧する。

応急復旧活動に当たっては、災害時における応急復旧業務に関する協定を締結している民間団体と連携して対処する。

④ 施設・箇所別の対策

ア 管きよ等

緊急輸送道路等を地上巡視し、下水道施設が起因する道路陥没等を早急に把握し、損傷状況に応じた応急復旧を実施する。

速やかに震災復旧活動の拠点を設置し、管きよの被害状況など、防災上重要な施設について重点的に被害状況及び措置状況を集約する。

イ 工事現場

工事中の箇所においては、受注者との緊密な連携の下、速やかに被災状況を把握し、被害を最小限に抑えるとともに二次災害の発生を防止するための緊急措置を実施する。

避難路等での工事箇所については、道路管理者並びに交通管理者の指示に従い応急措置等を行う。

発災後の緊急措置や応急復旧を迅速に実施するために、現場要員や資機材の現状把握に努めるとともに、必要に応じて他の現場への支援にも備える。

5. 電気・ガス・通信の応急対策

各事業者は、自社の被害状況を収集し、市災害対策本部に報告するとともに、自施設について、点検・応急措置、市民への広報活動等を行う。

(1) 東京電力パワーグリッド

東京電力パワーグリッドは、次の事項に取り組む。

① 資材の調達・輸送力の確保

第一線機関等においては、予備品、貯蔵品等の在庫品を常に把握し、調達を必要とする資材は、近隣の第一線機関等相互による流用を実施する。広域にわたる被害等によりそれらの対応が困難な場合は、本社対策本部にて全ての資材を管理・確保する。

非常災害対策用の資機材の輸送は、あらかじめ調達契約をしている協力会社の車両、船艇、ヘリコプター等により行うが、必要に応じ他電力会社等からの調達を対策本部において要請し、輸送力の確保を図る。

② 災害発生時の危険予防措置

震災時においても送電を継続することを原則とするが、水害または火災の拡大時等における円滑な防災活動のため、警察、消防機関等からの要請があった場合には、送電停止等の適切な危険予防措置を講じる。

③ 応急工事の実施

応急工事の実施に当たっては、人命に係る箇所、復旧対策の中核となる官公庁等の機関、避難所等を優先することを原則とするが、各設備の復旧は、災害状況、被害状況、復旧の難易度を勘案して、電力供給上、復旧効果の大きいものから、あらかじめ定めた手順により実施する。

④ 災害発生時の電力の融通

電力広域的運営推進機関の指示に基づき、緊急災害時においてもこれに準じて実施する。

(2) 東京ガスグループ

東京ガスグループは、次の事項に取り組む。

① 災害時の活動体制

地震の規模に応じて、本社に非常事態対策本部を設置するとともに、必要な要員は自動参集する。（東京ガスグループ以外の各社も各社の規定に基づき態勢をとる。）

② 応急対策

ア 震災時の初動措置

(ア) 社内事業所及び官公庁、報道機関等からの被害情報の収集を行う。

(イ) 事業所設備等の点検

(ウ) 製造所、整圧所における送出入量の調整または停止等の措置

(エ) ガス導管網の地域ブロック化及び被害状況に応じた減圧措置

イ 応急措置

(ア) 被害状況に応じてあらかじめ定めたBCP（事業継続計画）を発動し、災害対応業務と最低限必要な通常業務の両立を図る。

(イ) 施設を点検し、機能及び安全性を確認するとともに、必要に応じて調整修理する。

(ウ) ガス供給設備等に設置した地震センサーの観測状況に応じて、迅速な被害把握に努め適切な応急措置を行う。

(エ) 被害が軽微な供給停止地域については、遠隔再稼働等を行い、速やかなガス供給再開に努める。

(オ) その他現場の状況により、二次災害防止のため適切な措置を行う。

ウ 資機材等の調達

復旧用の資機材を確認し、調達を必要とする資機材は、平素から分散して備蓄する。

(3) 各ガス事業者（東京ガスグループ以外）

各ガス事業者は、震災により都市ガス施設に被害が生じた場合、都と一般社団法人東京都LPガス協会が協力し、避難所等にLPガスを救援物資として供給するよう努める。

(4) 各通信事業者

各通信事業者は、次の事項に取り組む。

- ・被害状況、通信施設の疎通状況等の情報収集
- ・重要通信の確保による応急復旧対策、広報活動等
- ・災害対策用機材、車両等の確保
- ・通信回線の確保や通信の途絶防止などの応急対策

《復旧対策》

対策一覧	担当
1 道路・橋りょうの復旧対策	道路復旧班、東京都建設局、東京都北多摩北部建設事務所
2 鉄道施設の復旧対策	各鉄道事業者
3 河川・用水路の復旧対策	下水復旧班、東京都建設局、東京都北多摩北部建設事務所
4 水道・下水道の復旧対策	下水復旧班、東京都水道局、東京都下水道局
5 電気・ガス・通信の復旧対策	各ライフライン事業者

1. 道路・橋りょうの復旧対策

道路の障害物除去及び搬出、復旧作業を実施する。

(1) 小平市

市（道路復旧班）は、市道・橋りょう上の障害物除去等の道路啓開及び応急復旧を実施する。

(2) 東京都

都（建設局）、北多摩北部建設事務所は、道路の被災箇所、被害がある箇所の復旧、及び都道上の障害物除去作業及び障害物の搬出を行う。

2. 鉄道施設の復旧対策

各鉄道事業者は、被害状況に応じた復旧対策を実施し、早期復旧に努める。

鉄道施設は、震災後の都市機能の確保や各種の復旧対策に寄与するため、速やかに応急復旧を行って輸送の確保に努める。

各鉄道事業者は、応急対策の終了後、被害原因等の調査分析を行い、この結果に基づき、再び同様な被害を受けないよう、本復旧計画を立て実施する。

3. 河川・用水路の復旧対策

市及び北多摩北部建設事務所は、被害の状況に応じて河川、用水路の復旧対策を実施し、早期復旧に努める。

(1) 小平市

市（下水復旧班）は、排水場施設に被害が生じた場合は、直ちに都建設局に報告し、移動式排水ポンプ車の派遣を求め、これにより排水作業を継続し、内水の氾濫による被害の拡大を防止する。

(2) 東京都

都（建設局）、北多摩北部建設事務所は、被害状況に応じた復旧対策を実施する。

破損等の被害を受けた場合には、特に、氾濫水による被害の拡大防止に重点を置き、速やかに施設の復旧に努め、市の行う応急措置に関し、必要に応じて技術的指導を行う。

市の実施する応急措置に関し、技術的助言及び総合調整を行うほか、応急復旧対策を総合的判断の下に実施する。

総合的判断の下に、移動式排水ポンプ車の派遣を決定する。

4. 水道・下水道の復旧対策

東京都及び小平市は、一刻も早いライフライン復旧のため、水道・下水道施設被害に応じて速やかに復旧対策を実施し、早期復旧に努める。

4-1. 水道の復旧対策（東京都水道局）

東京都水道局は、水道の復旧対策に関して、次の事項に取り組む。

（1）取水・導水施設の復旧対策

取水・導水施設の被害は、浄水機能に大きな支障を及ぼすため、その復旧は、最優先で行う。

（2）浄水・配水施設の復旧対策

浄水施設及び配水施設の被害のうち、施設の機能に重要な影響を及ぼすものについては、速やかに復旧活動を行う。管路の復旧に当たっては、随時、配水系統などの変更等を行いながら、あらかじめ定めた順位をもとに、被害の程度及び復旧の難易度、被害箇所の重要度、浄水場・給水所の運用状況等を考慮して給水拡大のために最も有効な管路から順次行う。

なお、資機材の調達、復旧態勢及び復旧の緊急度等を勘案し、必要に応じて仮配管、路上配管等の仮復旧を実施する。

（3）送・配水管路、給水装置の復旧対策

送・配水管路における復旧活動は、断水区域を限定し、可能な限り給水を継続しながらあらかじめ定めた優先施設から順次復旧する。

公道内の給水装置の復旧は、配水管の復旧及び通水と並行して実施する。

首都中枢機関、災害拠点病院等の重要施設は、配水小管の復旧及び通水状況にあわせ、機能が回復するよう優先して復旧に当たり、順次その他の給水管についても復旧を行う。

一般住宅等の給水装置の復旧は、その所有者等が自ら行うことを原則とする。ただし、配水に支障を及ぼす給水装置の破損等については、応急措置を実施する。

4-2. 下水道の復旧対策

（1）東京都下水道局

東京都下水道局は、次の事項に取り組む。

① 管路の復旧対策の実施

被害が発生したときは主要施設から復旧を図る。

被害状況に応じ、他の大都市等へ復旧支援を要請し、その受入に対応する。

市の要請に応じて、相互支援の調整を行い、必要に応じて市への技術支援を実施する。

② 施設別復旧対策

ア 流域下水道幹線管きよ等

緊急調査で判明した被害について、より詳細に被害状況を把握・整理し、汚水の流下機能を確保するための復旧を行う。

イ 水再生センター

水再生センターは、流下機能の確保と沈殿、消毒、放流などの機能の回復を図り、さらに環境負荷の低減、公共用水域の水質の向上に努める。

水再生センターにおいて、停電のためポンプの機能が停止した場合、非常用発電機によってポンプ運転を行い、揚水不能の事態が起こらないよう対処する。なお、非常用発電機と

電力貯蔵型電池を組み合わせることなどにより、電源の信頼性向上を図る。

停電が続いた場合には、水再生センターの安定稼動のための自家発電設備用燃料油について、石油会社との協定に基づき、優先供給を受ける。

(2) 小平市

市（下水復旧班）は、次の事項に取り組む。

① 管路の復旧対策の実施

被害が発生したときは主要施設から復旧を図る。

復旧順序については、幹線管きよ、下水道管理センター等の主要施設の復旧に努め、その後、枝線管きよ、マンホール、取付管の復旧を行う。

② 施設別復旧対策

ア 管きよ等

緊急調査で判明した被害について、より詳細に被害状況を把握・整理し、汚水の流下機能を確保するための復旧を行う。

イ 下水道管理センター

最低限の機能確保のための復旧を行う。

③ 拡張工事施工中の箇所の復旧

被害を最小限に止めるよう、受注者に対して指導監督するとともに、状況に応じて現場要員、資機材の補給を行わせる。

④ 復旧体制に係る応援要請

下水道の復旧体制が、市の対応力では十分でないと思われる場合は、必要に応じて都下水道局に技術支援の応援を求める。

5. 電気・ガス・通信の復旧対策

各ライフライン事業者は、復旧効果の大きさや二次災害防止の観点から復旧作業を実施する。

(1) 東京電力パワーグリッド

東京電力パワーグリッドは、次の事項に取り組む。

① 優先順位に基づいた復旧対策の実施

災害に伴う応急・復旧対策については、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速・適切に実施する。

各設備の復旧は、災害状況、被害状況、復旧の難易度を勘案して、電力供給上復旧効果の大きいものから、復旧要員の確保、復旧資機材の確保など、あらかじめ定めた手順により実施する。

② 被害状況の収集・復旧資材の調達

供給区域内において震度6弱以上の地震が発生し自動的に非常態勢に入る場合は、呼集を待つことなく、あらかじめ定められた基準に基づき所属事業所に出動する。

電力施設等の被害状況及び復旧状況や停電による主な影響状況等を迅速、的確に把握する。

復旧資材の確保のため、予備品、貯蔵品の在庫量を確認し、調達を必要とする資材は、可及的速やかに確保する。

③ 設備別復旧対策

発電設備については、共通機器、流用可能備品、貯蔵品を活用した応急復旧措置を行う。

送電設備については、ヘリコプター、車両等の機動力の活用により仮復旧の標準工法に基づき、迅速に行う。

変電設備については、機器損壊事故に対し、系統の一部変更または移動用変圧器等の活用による応急措置で対処する。

配電設備については、応急復旧による迅速、確実な復旧を行う。

通信設備については、可搬型電源、車載型衛星通信地球局、移動無線機等の活用により通信を確保する。

④ 市民への復旧状況の広報

停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況及び復旧状況について広報する。また、電気火災を防止するため、屋外に避難するときは安全器またはブレーカーを必ず切ることなどについても広報する。

(2) 東京ガスグループ

東京ガスグループは、ガスの供給を停止した場合の復旧作業については、被災した地域施設または設備の復旧を可能な限り迅速に行うとともに、二次災害を抑止するため、あらかじめ定めた次の手順により実施する。

- ・非常体制が発令された場合は、対策要員はあらかじめ定められた動員計画に基づき速やかに出動する。
- ・予備品・貯蔵品等の復旧用資機材の在庫量を確認し、調達を必要とする資機材は、速やかに確保する。
- ・復旧する地域の被害状況を調べ、被害の程度に応じた復旧方法を選び、材料や要員・車両を手配する。
- ・被害が一定以上の場合には、ガスメーターの近くのメーターガス栓を閉め、地面に埋められているガス管と宅内のガス管を分離する。
- ・都市ガスの復旧は、2,000～3,000軒くらいの地域ごとに行うため、バルブを閉めたりガス管を切断して地域を分割する。
- ・検査用のガスを封じてガス管の健全性をチェックし被害箇所での修理や仮配管等を行い、発生材で埋め戻しを行う。
- ・宅内配管を確認して、被害箇所を修理する。被害が大きい場合は仮配管を行う。
- ・ガス管の中に入っている空気を抜いて、ガスが出ることを確認する。ガスが安全に使用できる状態を確認して利用再開する。

さらに、必要に応じて次の対策を行う。

- ・社会的優先度の高い病院や老人福祉施設、避難所などには、「移動式ガス発生設備」を用いてスポット的にガスを臨時供給する。
- ・地震災害などの大きな被害があった場合、全国のガス会社は相互に応援し合って、一日も早い供給再開に向けて対応する。
- ・地震が発生した時には安全な換気方法、ガスメーターの復帰方法、都市ガスの供給停止地域、都市ガスの復旧予定等の情報をいち早く広報する。

(3) 各ガス事業者（東京ガスグループ以外）

各ガス事業者は、ガスの供給を停止した場合の復旧作業については、被災した地域施設または設備の復旧を可能な限り迅速に行うとともに、二次災害を防止するため、あらかじめ定めた手順により実施する。

LPガスの使用の再開に当たっては、安全の確認を十分に行う必要がある。このため、都は

一般社団法人東京都LPガス協会の点検体制の確立について支援を行う。

(4) 各通信事業者

各通信事業者は、次の事項に取り組む。

① 復旧体制の構築・被害状況の収集

重要通信の確保または被災した電気通信設備等を迅速に復旧するため、自治体・ライフラインの活動状況、及び気象等の状況や電気通信設備等の被害状況などの情報を収集し、関係組織間相互の連絡を行う。

非常態勢が発令された場合は、速やかに対策本部等に出動するとともに、自治体にリエゾンを派遣し、連絡態勢を構築する。

② 応急復旧工事の実施

被災した電気通信設備等の応急復旧工事は、災害復旧に直接関係のない工事に優先して、復旧工事に要する要員・資材及び輸送の手当てを行うなど、早期復旧に努める。

応急復旧工事終了後、速やかに被害の原因を調査分析し、この結果に基づき必要な改良事項を組み入れて災害復旧工事を計画、設計する。

被災地における地域復興計画の作成・実行に当たっては、これに積極的に協力する。

第5章 広域的な視点からの応急対応力の強化

第1節 現状と課題

1. 市の初動対応

市の地域において大規模な災害が発生し、または発生するおそれがあり、非常配備態勢を発令する必要があると認めるときは、迅速に災害対策活動を実施できるよう状況に応じて小平市災害対策本部を設置する。また、市において震度6弱以上の地震が発生したときは、自動的に職員が参集する体制を整備している。

東日本大震災では、市において甚大な被害は発生しなかったが、市内の被害状況の把握や、その後の被災地支援、計画停電への対応のため小平市災害対策本部を設置した。また、被災地においては、自治体自身が被災し市の初動体制に遅れが発生した例もあった。

現行の被害想定では、多くの被災者等が発生することが想定されていることから、こうした教訓・経験を踏まえ、より効率的・かつ効果的な初動体制を検討する必要がある。

2. 広域的な視点を踏まえた連携体制

市では災害時において円滑な協力が得られるよう、市内民間事業者との協力協定、近隣各市及び都外自治体との災害時相互応援協定を締結している。また、応急対策に不足する物資・人員を都等に対し広域的な対応を要請できるよう連絡・連携体制を構築している。

初動時における緊急物資等の調達や各種応急対策については、市内民間事業者の協力が不可欠であることから、平常時より訓練などを通じて連絡・連携体制を構築し、災害時の協力体制の実効性を高める必要がある。

また、広域的な物資調達や広域避難などについては、市を超えた対応が求められることから、近隣市、災害時相互応援協定締結市、全国市長会及び都等と円滑な連携を図るため、広域連携体制の実効性を高める必要がある。

3. 受援体制の構築

平成7年の阪神・淡路大震災をきっかけに災害対策基本法が改正され、自治体間等の相互応援に関する協定の締結等により、協力体制の整備、充実を図ることなどが規定された。それ以降も、度重なる震災等の教訓として受援体制の重要性が指摘されている。

市においても、都内市町村や都外自治体をはじめ様々な関係団体と災害協定を締結し、災害時の人的不足等に備えてきた。

しかし、災害時に医療救護活動や避難者支援、復旧・復興活動を迅速に実施するためには、応援機関の活動拠点や資器材等の置き場所、応援機関との役割分担のあり方などの事前の整理が必要であり、これらを踏まえた受援体制を構築する必要がある。

また、庁内の応急対策業務の受援ニーズを的確に把握する体制を整備する必要がある。

第2節 取組の方向性

1. 初動対応体制の再構築

市と警察・消防等の関係機関や災害協定を締結している事業者等と一体となって活動できるよう、更なる連携強化を図る必要がある。

また、市庁舎が被災した場合に備え、現在計画中の（仮称）新建物にて災害対策本部の運営について本庁舎を補完する機能を整備することや、災害対策本部の組織についても、震災時において確実に応急・復旧対策を遂行できるよう再構築する。

2. 広域的な視点を踏まえた連携体制の構築

災害時において迅速に緊急物資等の調達や各種応急対策を行うため、民間事業者との災害時の協力体制の構築に努めるとともに、総合防災訓練等により連絡・連携体制の強化を図る。

また、広域的な物資調達や広域避難などについて、災害時相互応援協定締結市や都等との連携体制を構築する。

3. 受援体制の構築

市が被災した場合、市職員だけで災害対応を行うことは、過去の災害の教訓からも困難であることから、災害対応に必要な職員等を早期に確保するため、躊躇なく応援要請を行う必要がある。

そのためには、庁内の応急対策業務の受援ニーズを的確に把握し、応援要請を行い、職員を受け入れるための体制を整える必要があることから、受援に関するマニュアル等を整備していく。

第3節 具体的な取組

《予防対策》

対策一覧	担当
1 初動対応体制の整備	施設所管課、防災危機管理課、職員課、指導課、下水道課、資源循環課、消防団、小平消防署、小平警察署
2 業務継続体制の確保	防災危機管理課
3 消火・救助・救急活動体制の整備	防災危機管理課、小平警察署、小平消防署
4 広域連携体制の構築	防災危機管理課、各課
5 応急活動拠点の整備	防災危機管理課、施設所管課、東京都総務局

1. 初動対応体制の整備

1-1. 災害対策活動拠点となる庁舎等の整備、維持管理

市（施設所管課）は、災害対策活動拠点となる庁舎等の整備、維持管理を行う。

1-2. 職員の災害対応能力の向上

震災等大規模災害発生時の非常配備態勢の円滑な実施を期するため、職員の災害対応能力の向上を図る。

（1）初動期の市職員情報連絡体制の確保

休日・夜間等の勤務時間外に災害が発生した場合に、職員の動員、配備等の連絡手段を確保するため、職員の電話番号の把握や、職員間の携帯電話メールを用いた通信体制の整備を行う。

勤務時間中に災害が発生した場合に備え、災害伝言ダイヤルや災害用伝言板等による家族等の安否確認実施方法を職員に周知する。

（2）マニュアルの作成

応急・復旧対策を初動から円滑に実施できるよう、本地域防災計画に基づき、具体的な応急・復旧対策について各災対班においてマニュアルを作成し、職員へ周知する。

（3）研修の実施

職員研修等を通じ、職員の防災に関する知識の向上を図る。

（4）訓練の実施

職員を対象とした訓練を実施する。

- ・災害時通信連絡訓練
- ・緊急初動要員訓練
- ・災对本部員訓練
- ・職員参集訓練

1-3. 災害発生時の受援体制の整備

市（防災危機管理課、職員課）は、災害発生時には、他府県・市区町村等から人的支援を受けることとなり、それら支援を受入れるための市の受援体制を構築する。

1-4. 防災訓練の実施

市（防災危機管理課、指導課、消防団）は、地域における第一次的防災機関として災害対策活動の円滑を期するため、防災訓練に必要な組織及び訓練実施方法等に関する計画を定め、平常時よりあらゆる機会をとらえ、訓練を実施する。

総合防災訓練	関係機関、市民、事業所、学校等の参加を得て防災訓練を総合的に実施し、各機関相互の緊密な協力体制を確立するとともに、地域防災計画に基づく応急対応の習熟と防災意識の高揚を図る。
地域防災訓練	自主防災組織、自治会等を単位とする訓練及び複数の組織の連合による訓練を警察署、消防署及び消防団とともに支援する。
職員参集訓練	交通機関や交通用具の使用を制限または禁止し、勤務時間内外の条件を加えて実施する。
無線通信訓練	防災無線による通信の要領、機器操作の習熟及び市民への情報伝達、関係機関相互の情報伝達・収集のために訓練を実施する。
小・中学校等の防災訓練	教育委員会指導のもと、定期的に訓練を行う。
小平市消防団による訓練	小平市消防団年間主要行事計画に基づき実施する。防災週間等をとらえ、町会、自治会等と総合的に実施する。

(1) 総合防災訓練の実施

市（防災危機管理課）は、各機関相互の緊密な協力体制を確立するとともに、地域防災計画に基づく応急対応の習熟と防災意識の高揚を図るため、指定地方行政機関、防災機関、自衛隊、事業者、都、市民等の参加を得て総合防災訓練を実施する。

(2) 関係機関による防災訓練

① 東京消防庁小平消防署

小平消防署は、震災消防活動能力の向上を図るため震災消防訓練を実施するとともに、年1回、全庁的に総合震災消防訓練を実施する。

また、震災時の各種災害に対処するため、署、消防団、東京消防庁災害時支援ボランティア、事業所、住民等を対象として、様々な機会をとらえ、各機関との連携及び住民との協働による活動を重視した総合訓練を実施する。

連携先	内容	訓練項目
東京消防庁災害時支援ボランティア	火災予防運動、防災週間及びボランティア週間などをとらえ、講習会、総合訓練等を積極的に実施する。	応急救護訓練、災害情報提供訓練、消火訓練、救出・救助訓練、その他訓練
市民等	基本的訓練は、年間防災訓練計画を作成し実施するほか、火災予防運動、防災週間及び防災とボランティア週間などをとらえ、随時実施する。総合訓練は年1回以上実施する。	応急救護訓練、災害情報提供訓練、消火訓練、救出・救助訓練、その他訓練
事業所	消防計画等に基づいて訓練計画を樹立し、事業所防災訓練を実施する。そのうち一連の訓練を総合訓練として実施する。	出火防止訓練、防護訓練、消火訓練、救出・救助訓練、応急救護訓練、避難訓練、情報提供訓練
医療機関	毎年3月に市内の医療機関において、連携した訓練を実施する。	現場救護所等の設置・運営訓練、傷病者の緊急度に応じた分類（トリアージ）及び応急処置並びに搬送訓練

協定締結等の民間団体	火災予防運動期間等において連携した訓練を実施する。	消火用水の搬送及び消火活動支援訓練、救急救助資器材の搬送・活用訓練
------------	---------------------------	-----------------------------------

② 警視庁小平警察署

小平警察署は、9月1日の震災警備総合訓練、及び機会を捉えた各種訓練等、年間を通じて随時実施する。また、防災週間等をとらえ、町会、自治会等と協力し、総合的に実施する。

③ 下水道施設の復旧等に関する訓練

市（下水道課、資源循環課）は、流域下水道本部と多摩30市町村・新島村との情報連絡訓練（被災情報の連絡訓練、支援要請の連絡訓練、支援内容の連絡訓練など）に参加するとともに、清瀬水再生センターへのし尿の搬入・受入れ訓練を実施する。

2. 業務継続体制の確保

市は、災害に備えて平常時から救出体制や災害医療体制の整備などを行い、災害が発生した場合に、市民の生命、財産を守ることを目的に、消火、救助、救急などの応急活動を迅速に実施するため、地域防災計画を策定している。

大規模災害が発生した場合、市は、応急対策や復旧・復興対策の主体として重要な役割を担うとともに、災害時においても継続して行わなければならない通常業務にも従事する必要がある。

市自らも被災し、利用できる資源に制約がある状況下に置かれる場合に備えて、市（防災危機管理課）では、「小平市業務継続計画（震災編）」を策定している。今後計画の再検討を行い、大規模災害発生時に優先的に実施する業務と、これを実施するために必要な執行体制、執行環境、必要な資源の確保等実効性の向上に努め、業務の継続性を確保していく必要がある。

3. 消火・救助・救急活動体制の整備

市及び関係機関は、災害時に消火・救助・救急活動等を迅速かつ的確に行うため、必要な体制を整備する。

（1）小平市

市（防災危機管理課）は、小平消防署と連携し、消防団の教育訓練を実施するとともに、災害時に必要な装備、資器材の充実強化を図る。

（2）警視庁小平警察署

① 災害時の装備・資器材の充実強化

災害時に必要な装備資器材の整備及び充実強化を図り、効果的に資器材を活用した迅速、的確、安全な救出救助活動ができるようにする。

発災時に迅速な救出救助活動が実施できるよう、各種訓練を反復、継続して実施することにより、署員の災害対処能力の向上に努めるとともに、各種震災対策用資器材の整備を図る。

② 緊急交通路等を確保するために必要な体制の強化

発災直後から緊急自動車専用路を速やかに確保するため、継続して交通規制訓練を実施するとともに、交通規制用資器材の整備を図る。

(3) 東京消防庁小平消防署**① 災害時に必要な装備・資器材の充実強化を図り、消火・救助・救急体制の整備**

平常時の消防力を地震時においても最大限に活用するため、地震被害の態様に即した各種の計画等を策定し、有事即応体制を確立する。

震災時等に重機等の特殊な車両やドローン等資器材の円滑な活用が図れるよう、平時から技術者養成や訓練を継続して行うことで更なる災害対応力の向上に努める。

長期間に及ぶ消防活動を間隙なく継続するため、震災時等における職員の後方支援体制や、消防車両の整備体制の充実強化を図る。

② 関係機関と連携した多数傷病者の搬送体制の確立

救急救護活動を効果的に実施するため、救急救命士等救急隊員の教育訓練をさらに充実する。

高度救急資器材や消防隊用救急救護資器材を活用し、救急現場での救命効果向上を図る。

傷病者の速やかな搬送及び市民への情報提供を的確に行うため、「広域災害・救急医療情報システム（EMIS）」を活用し、医療情報収集体制の強化を図る。

緊急消防援助隊など全国からの応援部隊の受け入れや平常時の消防隊の訓練などが可能な総合的な防災拠点を活用し、災害対応力の強化を図る。

③ 孤立が想定される地区における救助訓練を実施

地震による土砂崩れ等で孤立が想定される地区において、ヘリコプター等による救助訓練を実施し、効果向上を図る。

④ 立体救助訓練ユニットを配備し、安全かつ実践的な訓練を実施

国内の災害特性に即した実戦的訓練を安全かつ効率的に、また各部隊・職員の専門性・経験・能力に応じてより実戦に近い訓練ができるよう、訓練施設を充実する。

⑤ 外国人への救急対応の充実強化

災害救急情報センター及び多摩災害救急情報センターでは、常時英語担当者を配置し、外国人からの通報に対応している。さらに英語以外の言語にも対応できるように、電話通訳センターを介した同時通訳を導入し、日本語でコミュニケーションが取れない通報者からの通報にも対応できる態勢を、より強化していく。

4. 広域連携体制の構築**4-1. 他市町村との応援協定締結の促進****(1) 近隣・遠隔市町村との協定締結の促進**

市（防災危機管理課）は、東日本大震災の課題と教訓を踏まえ、同時被災の可能性や、速やかな応援実施の観点から、他市町村との災害時相互応援協定の締結を進める。

協定締結自治体との顔の見える関係を日常的に構築するとともに、災害時を想定した応援要請・受援・応援訓練を実施する。

応援職員の宿泊施設については、原則として応援側で確保するよう要請するが、確保が困難となる場合も想定して、応援職員に対して紹介できるホテル・旅館、公共施設の空きスペース等、また、施設の提供が可能な民間事業者との災害時協力協定の締結を図り、宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努める。

⇒資料編・別冊災害協定書編

(2) 円滑な応援・受援のため、協定において明確にすべき内容

協定において明確にすべき内容は次のとおりである。

- ・ 応援の具体的な内容
- ・ 応援実施の判断
- ・ 応援要請の手続き・方法

4-2. 民間団体との応援協力体制の確立

市（各課）は、その所掌事務に係る民間団体に対し、震災時に積極的な協力が得られるよう協力体制の確立に努める。

民間団体の市に対する協力内容、協力申請手続き、費用弁償等をあらかじめ明らかとする災害時協力協定の締結を進める。

各課はその所掌事務に関し、関係する団体とあらかじめ協議して、これら団体の市に対する詳細な協力内容、協力方法、協力要請手続き等を明らかにし、震災時に積極的な協力が得られるよう努める。

4-3. 公共的団体との応援協力体制の確立

市（防災危機管理課）は、市域における公共的団体の防災に関する組織の充実を図るとともに、相互の連携を密にし、その機能を震災時に十分発揮できるよう体制を整備する。

住民の相互助け合いの精神に基づく自発的な防災組織に対しても、組織の充実、連帯協力の強化を図る。

※公共的団体とは、医師会、歯科医師会、薬剤師会、農業協同組合等をいう。

4-4. 東京都が締結する応援協定への協力

市（防災危機管理課）は、都が締結する応援協定に際し、必要な協力を実施する。また、「応急対策職員派遣制度に関する要綱」に基づき、総務省及び関係機関が協力して、全国の地方公共団体の人的支援を最大限活用して被災市区町村を支援することとなっている。

5. 応急活動拠点の整備

5-1. オープンスペースの確保・整備

震災時には、オープンスペースを有効に活用することで、避難誘導、救出・救助、医療搬送、ボランティア参集、ライフライン復旧などの応急対策活動を迅速かつ効率的に行い、人命の保護と被害の軽減が図れるとともに、震災後の生活の再建と都市復興を円滑に進めることができる。

そのため都は、事前にこれら活動の拠点等となる土地及び家屋の確保に努めることを都震災対策条例で定めている。

(1) 小平市

市（防災危機管理課）は、都と連携して利用可能なオープンスペースの確保及び具体的な使用方法について検討する。

(2) 東京都

都（総務局）は、都内の利用可能なオープンスペースを市並びに関係機関と協議の上、把握し具体的な使用方法等を確認する。

震災時の応急対策活動が円滑に行えるよう、活動拠点やアクセス機能の整備について、施設管理者が都及び関係区市町村の協力の下に取り組むとともに、都と施設管理者は、発災時の使用に係るマニュアル等を作成する。

5-2. ヘリコプター活動拠点の確保

(1) 小平市

市（防災危機管理課）は、都と連携してヘリコプターの緊急離着陸場の確保に努める。

災害時臨時離着陸場候補地	<ul style="list-style-type: none"> ・市立中央公園（津田町1-1） ・丸井総合グラウンド（花小金井8-25） ・千代田区グラウンド（花小金井南町3-2-7）
--------------	--

(2) 東京都

都（総務局）は、迅速な救出・救助、消防活動、物資輸送等に資するためにヘリコプターの緊急離着陸場を国や市及び関係機関と協議の上、あらかじめ確保する。

医療機関近接ヘリコプター緊急離着陸場については、都が指定する災害拠点病院から概ね5km以内の陸路地点に医療機関近接ヘリコプター緊急離着陸場を選定する。

5-3. 大規模救出救助活動拠点等の整備

市（防災危機管理課）は、都が自衛隊、警察災害派遣隊（警察）、緊急消防援助隊（消防）及びその他の広域支援・救助部隊等のベースキャンプのためのオープンスペースをあらかじめ確保することについての協力体制を整える。

(1) 小平市近隣における大規模救出救助活動拠点等の確保

都立の3か所の公園が候補地となっており、立川地域防災センターを中心とした立川防災基地の諸機能をひとつの拠点としている。

小平市近隣における大規模救出救助活動拠点の候補地	<ul style="list-style-type: none"> ・都立小金井公園 ・都立東村山中央公園 ・都立東大和南公園 ・都立川地域防災センター
--------------------------	---

(2) ヘリコプター活動拠点の確保への協力

都が迅速な救出・救助、消防活動、物資輸送等に資するためにヘリコプターの緊急離着陸場所等、活動拠点を確保するにあたり、協力を行う。

5-4. ヘリサインの整備

ヘリサインは震災時に、被災地上空から被災状況を確認するとともに、地上の救助機関部隊や災害対策本部と連携し、迅速・効率的なヘリコプターによる応急対策活動を行うための、応援航空部隊の道しるべとして、また、避難所など災害対策上重要な施設を上空から即時に特定する上で、重要な役割を果たす。

(1) 小平市

市（施設所管課）は、都和連携して、市の所有する建築物等の屋上にヘリサイン表示を行うよう努める。

(2) 東京都

都（総務局）は、都立建築物の屋上へ、ヘリコプターから視認できる施設名を表示する取組を進める。また、著名建築物等の既存のランドマークを活用し、視認性を向上させる方策を検討するなど、広域航空部隊の円滑な活動の実現に向け、必要な取組を進めていく。

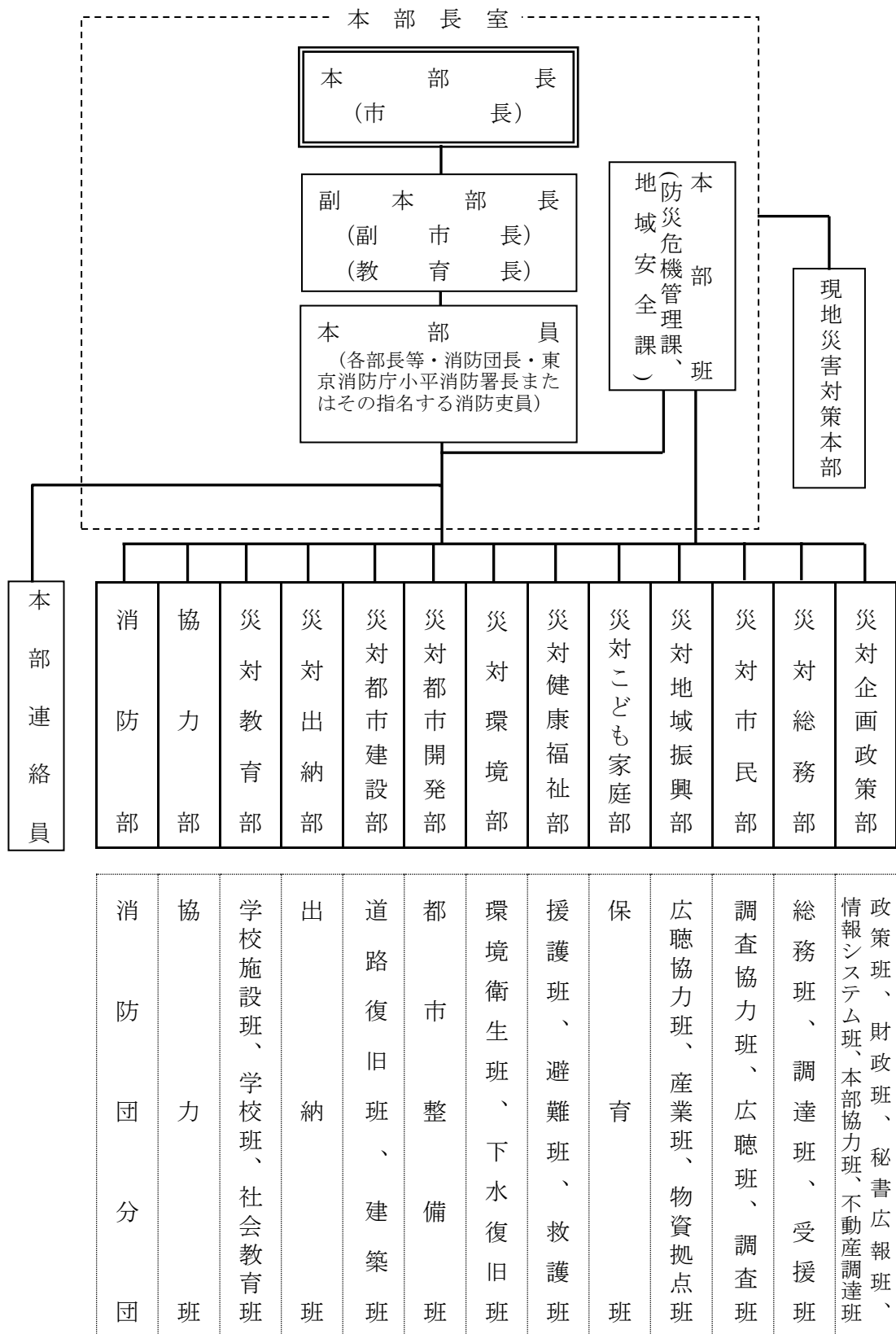
ヘリサインの整備に当たっては、「九都縣市首脳会議防災対策委員会による申し合わせ」を基準にする。

《応急対策》

対策一覧	担当
1 初動態勢	各課
2 防災会議の開催	防災危機管理課
3 消火・救助・救急体制	本部班、消防団、小平警察署、小平消防署
4 応援協力・派遣要請	受援班、各班、本部班
5 応急活動拠点の調整	本部班

1. 初動態勢**1-1. 小平市災害対策本部の組織**

【小平市災害対策本部の組織】



(1) 小平市災害対策本部

小平市災害対策本部（以下「市本部」という）は、本部長室、部を持って構成する。
本部長室は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。
本部長は、災害応急対策のため必要があると認めるときは、現地災害対策本部を置く。

(2) 現地災害対策本部

現地災害対策本部長は、本部長が指名する副本部長とする。
現地災害対策本部副本部長は、本部長が指名する本部の職員をもって充てる。
現地災害対策本部に、現地災害対策本部員を置き、本部長が指名する者をもって充てる。

1-2. 小平市災害対策本部の設置**(1) 市本部の設置**

市長は、市域において災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、防災の推進を図るため、必要があると認めるときは、小平市災害対策本部（以下「市本部」という。）を設置する。

市本部の組織及び運営については、災害対策基本法、小平市災害対策本部条例、同条例施行規則及び小平市災害対策本部運営要綱により定めるところによる。

(2) 関係機関への通知

災対調整部長は市本部が設置されたときは、ただちにその旨を副本部長、本部員及び都（総務局総合防災部）に通知しなければならない。また、必要があると認めるときは、次のものに対して、市本部の設置を通知するとともに、市民へ周知するよう災対企画政策部長へ指示する。

- ・小平警察署長
- ・小平消防署長
- ・指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関の長
- ・隣接市長
- ・その他の防災関係機関の長または代表者

災対企画政策部長は、市本部が設置されたときは、ただちにその旨を報道機関に発表する。

各部長は、災対調整部長から市本部の設置の通知を受けた場合、その旨を所属職員に周知徹底する。

市本部が設置された場合は、市庁舎玄関または適当な場所に「小平市災害対策本部」の標示を掲出する。

(3) 現地災害対策本部

本部長は、市域において地震による局所的な被害が生じた場合で、被災地において機動的かつ迅速な応急対策等の実施が必要であると認められた場合は、「小平市大規模事故発生時の対処マニュアル」に基づき現地災害対策本部を設置する。

設置場所は、災害現場または東部・西部市民センター等の市が管理する施設等とする。

1-3. 小平市災害対策本部の運用**(1) 災害対策本部の運用**

本部長室は、市本部が設置されたとき、原則として災害対策本部室（市庁舎3階）に直ちに設置する。代替施設として、（仮称）新建物（代替順位第1位）、その他公共施設（代替順位

第2位)を設定する。

施設名	所在地
小平市役所	小平市小川町 2-1333
(仮称) 新建物	福祉会館前市民広場に建築予定
その他公共施設	今後選定する

本部長は市長とし、本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。

副本部長は、副市長、教育長をもって充て、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

副本部長が本部長の職務を代理する場合は次の順位とする。

順位	職
第1	総務部に関する事務を担当する副市長である副本部長
第2	他の副市長である副本部長
第3	教育長である副本部長

市本部員は、各部長、担当部長、議会事務局長、監査事務局長、消防団長、東京消防庁小平消防署長またはその指名する消防吏員及び本部長が市の職員から指名した者をもって充てる。

本部長は、特に必要があると認めるときは、本部長室の構成員以外の職員のうちから本部員を指名することができる。

市本部員は、本部長の命を受け、本部長室の事務に従事するとともに、所管する部の事務を統括する。

市本部員は、所管する各部における次の事項について、速やかに本部長に報告する。

<ul style="list-style-type: none"> ・ 調査把握した被害状況等 ・ 実施した応急措置の概要 ・ 今後実施しようとする応急措置の内容 ・ 本部長から特に指示された事項 ・ その他必要と認められる事項
--

本部長室は、災対調整部長が運営を統括し、本部班班長が補佐する。

本部長室の庶務は本部班が行う。

(2) 本部長室の所掌事務

本部長室は、次の事項について市本部の基本方針を審議策定する。

<ul style="list-style-type: none"> ・ 本部の非常配備態勢の発令及び廃止に関すること。 ・ 重要な災害情報の収集及び伝達に関すること。 ・ 避難指示等に関すること。 ・ 都及び公共機関に対する応援の要請に関すること。 ・ 近隣市との相互応援に関すること。 ・ 災害救助法の適用の要請に関すること。 ・ 公用令書による公用負担に関すること。 ・ 災害対策に要する経費の処理方法に関すること。 ・ その他、重要な災害対策に関すること。

(3) 災害対策調整部長の所掌事務

災対調整部長は、本部長の命を受け、次の事務を行う。

- ・災害対策の総合調整に関すること。
- ・各防災機関との総合調整に関すること。
- ・災害対策本部会議及び部班長会議の運営に関すること。
- ・災害関連情報の総括に関すること。
- ・防災行政無線の統制及び活用に関すること。
- ・避難指示等その他本部長命令の伝達に関すること。
- ・都、他の市町村及び防災関係機関等との連絡調整に関すること。

(4) 災害対策本部会議の運用

本部長は、本部の所掌事務について審議する必要があるときは、副本部長及び本部員を本部長室に招集し、災害対策本部会議を開催する。

本部長は、特に必要があると認められるときは、本部員以外の者の出席を求める。

各部長は、その所掌事務に関し、災害対策本部会議に付議すべき事項があるときは、速やかに災害対策本部会議に付議する。

災害対策本部会議は原則として災害対策本部室で開催する。ただし、災害対応等の状況により、庁議室（市庁舎3階）または大会議室（市庁舎6階）等で開催する。

(5) 部班長会議

本部長は、部相互間の連絡調整を図る必要があると認めたとき、または各部長及び副部長並びに班長から要請があったときは、部班長会議を開くものとする。

(6) 本部員代理について

本部員に事故がある場合に備え、部所属の職員のうちから本部員の職務を代理する職員（本部員代理という。）をあらかじめ指定するものとする。

本部員代理は、災害発生時に本部員が参集するまでの間、本部の指示や応急対策について職員を指揮するなど本部員の職務を代理する。

(7) 本部連絡員等について

本部連絡員は、部長が部所属の職員のうちから複数指名し、本部長室と部及び部班相互間の連絡調整にあたる。

本部連絡員は、本部が設置されている間交代で勤務し、災対調整部長の指示があるまで退庁することができない。

本部連絡員は、勤務を交代したときは、直ちに災対調整部長に報告する。

災対調整部長は、必要があると認めたときは、指定した場所に本部連絡員を召集する。

(8) 現地災害対策本部の運用

分掌事務は次のとおりとする。

- ・被災及び復旧状況の情報分析に関すること。
- ・都及び関係機関との連絡調整に関すること。
- ・現場部隊の役割分担及び調整に関すること。
- ・自衛隊の災害派遣についての意見具申に関すること。
- ・本部長の指示による応急対策の推進に関すること。
- ・各種相談業務の実施に関すること。
- ・その他緊急を要する応急対策の実施に関すること。

1-4. その他の機関との連携

(1) 都の現地対策本部との連携

都の現地対策本部が設置された場合、市本部は都の現地対策本部との連携を密にして、円滑な応急対策の推進を図る。

(2) 市本部と報道機関との連絡

市本部の報道機関に対する発表は、災対企画政策部長が505会議室（市庁舎5階）または臨時記者室において行う。なお、夜間、勤務時間外等に突発災害が発生し災対企画政策部長が決定できないときは、秘書広報班長（秘書広報課長）が関係部の連絡責任者と協議のうえ発表する。

(3) 市本部の通信

市本部の通信の運用管理は、災対調整部長が統括し、本部班班長（防災危機管理課長）が補佐する。

各部長は、市本部が設置されたときには、ただちに通信連絡態勢の確保を図る。

1-5. 小平市職員の初動体制

(1) 初動期における応急対策活動

震災の発生から72時間までは、救出救助、消火、医療救護、輸送路の確保など、人命に係る応急対策活動に重点を置く。

市災害対策本部が設置される施設や避難所など防災上重要な市有施設を優先して、応急危険度判定を実施する。

(2) 職員配備態勢

① 災害対策本部を設置するに至らない場合

市長は、市域において、本部を設置するに至らない程度の災害が発生し、または発生するおそれがある場合で、その対策に緊急を要すると認めるときは、情報連絡態勢の指令を発令し、職員を配備する。

種 類	発令の要件	態 勢
第1情報連絡態勢	震度5弱の地震が発生したときその他状況により市長が必要があると認めるとき。	総務部防災危機管理課
第2情報連絡態勢	震度5弱の地震が発生した場合であって局地的な災害が発生し、または発生するおそれがあるときその他状況により市長が必要があると認めるとき。	総務部防災危機管理課 災対各部の班長及び副班長

② 災害対策本部が設置された場合

市長は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合で、市本部を設置したときは、状況により次の区分に基づき職員配備態勢の指令を発令し、職員を配備する。

種 類	発令の要件
第1非常配備態勢	震度5強の地震が発生したときその他状況により本部長が必要があると認めるとき。

第2 非常配備態勢	震度6弱以上の地震が発生したときその他状況により本部長が必要があると認めるとき。
------------------	---

③ 職員配備態勢の特例

市長（本部長）は、災害の状況に応じ必要があると認めるときは、特定の部に対してのみ職員配備態勢の指令を発し、または特定の部に対し前記に掲げる職員配備態勢とは種別の異なる職員配備態勢の指令を発することができる。

④ 職員配備態勢に基づく措置

各部長は、あらかじめ部が職員配備態勢の種類に応じて措置すべき要領を定め所属職員に対し周知徹底しなければならない。

各部長は、職員配備態勢の指令を受けたときは、前記の要領に基づき、所属職員に対し必要な指示をしなければならない。

⑤ 職員配備態勢の動員

職員の配備態勢は、小平市災害対策本部運営要綱によるものとする。

各部長は、災害の状況及び応急措置の進捗状況等により、所属職員の動員人数を適宜増減することができる。

(3) 休日、夜間等の初動体制の確保

休日、夜間等の勤務時間外の地震発生に備え、情報連絡体制を整備する。

① 緊急初動態勢

小平市では、地震災害等の非常事態に対処するため、「小平市災害発生時の緊急初動態勢に関する要領」を作成し、発災後にその拠点に参集して初動活動に従事する「緊急初動要員」を市内居住者及び隣接居住者で編成し、発災初期の活動に必要な態勢を確立している。

緊急初動要員は、初動地区隊（以下「地区隊」という。）、または市役所隊に所属する。なお、市役所隊は市庁舎を拠点として活動する。

⇒資料編「小平市災害発生時の緊急初動態勢に関する要領」

② 地区隊の規模

ア 地区隊の区画

小学校及び中学校学区単位を原則として、28の防災対策地区に区画し、市役所隊を加え29の地区隊を編成する。

イ 活動の拠点

初動本部となる市庁舎及び各防災対策地区の市立小学校、中学校等を拠点として活動する。

ウ 構成員

市内及び近隣に居住する職員のうちから、地区隊員として市長があらかじめ指名する職員をもって構成する。

③ 地区隊の職務

地区隊は、地区内の拠点を中心に、発災初期の応急活動を実施する。

④ 地区隊員の行動

地区隊は、震度6弱以上の地震が発生したとき、震度5強の地震が発生し、大きな被害が予想される場合、またはその他災害発生により緊急初動態勢が必要とされる場合において市長が出動を命じたとき、出動する。

ア 勤務時間中

市庁舎内で地区隊を編成し、隊長の指揮の下に担当の活動拠点に向かう。

イ 休日、夜間等の勤務時間外

自分と家族の安全を図り、近隣の安全を確認したうえで（必要があれば応援する。）、担当の活動拠点に参集する。

⑤ 地区隊の所掌事務

ア 地区拠点としての連絡所の設置

イ 発災初期の地区内の被害情報等の収集、連絡

ウ 地区内の市民の避難誘導

エ 給水、救援物資の支給援護

オ 被害実態調査

カ 避難所の設置、運営

キ 救護所の設営協力

ク その他地区内における応急対策

以上の職務のうち、ア及びイは地区隊の固有の業務である。ウ以降は災害対策活動の体制が確立されるまでの暫定的な中継ぎ業務である。

本来の活動組織が到着し、本格的な災害対策活動が展開されたときは引継ぎを行う。

2. 防災会議の開催

市の地域に災害が発生した場合において、必要があると認められるときは、市防災会議を開催し、災害復旧に関して、市及び関係機関相互間での連絡調整を図る。

3. 消火・救助・救急体制

3-1. 小平市等**(1) 小平市**

第一次的防災機関として、都、他の区市町村及び指定地方行政機関等並びに区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、その有する全機能を発揮して災害応急対策の実施に努める。

必要があるときは災害対策本部を設置し、直ちに、知事にその旨を報告するとともに、警察署、消防署等の関係機関に通報する（「1. 初動体制」参照）。

市域に災害救助法が適用されたときは、市長は、知事（本部長）の指揮を受けて、法に基づく救助事務を補助する。

（第12章3節応急対策9. 「災害救助法等の適用」参照）。

夜間休日等の勤務時間外の地震発生に備え、情報連絡体制を確保する。

人命救助活動の円滑化を図るため、東京都へ安否不明者の氏名情報等の情報提供を行う。

(2) 消防団**① 参集基準**

小平市域内で震度5強以上の地震が発生したとき、または小平市域内で震度5弱以下の地震が発生し、消防団長が必要と認めたとき

② 参集場所

ア 本団

消防団本部（防災危機管理課（本部班））に参集する。

副団長1名は、消防団本部に参集後、団長の命により小平消防署署隊本部へ派遣し災害情報連絡を行う。

イ 分団

各分団員は、参集基準を満たした状況を覚知した場合、非常携行品を持参し速やかに分団詰所に参集する。

各分団員は、参集途上の災害情報を分団長に報告する。

③ 活動基準

	統括者	内 容
本団	団 長	<ul style="list-style-type: none"> 消防団の指揮統制に関すること。 分団の出動命令に関すること。 署隊本部との連絡調整に関すること。 消防団の活動状況の把握に関すること。 出動した団員の把握に関すること。 市内全域の被害状況等の把握に関すること。 その他、団長が指示する事項
分団	分団長	<ul style="list-style-type: none"> 受持区域内の災害を覚知した場合の出動に関すること。 ポンプ車隊及び可搬ポンプ隊の編成に関すること。 分団の活動状況の把握及び団本部への報告に関すること。 分団員の参集状況の把握及び団本部への報告に関すること。 分団区域内の被害状況の把握及び団本部への報告に関すること。 団本部からの指示及び命令の処理に関すること。 他市消防団の支援を受けた場合の連携に関すること。 その他、分団長が必要と認めた任務に関すること。

④ 活動要領

	統括者	内 容
本団	団 長	<ul style="list-style-type: none"> 各分団の出動体制を把握する。 署隊本部及び各分団長の要請による応援隊の出動命令を行う。 各分団の参集状況及び活動状況を把握する。 消火、救助及び避難誘導等の活動状況を把握する。 災害現場の指揮活動を行う。 ポンプ車等の燃料補給及び団員宅の被害状況等を把握する。 その他必要な活動を行う。
分団	分団長	<ul style="list-style-type: none"> 自己分団のみで活動困難と判断した場合は、速やかに団本部に応援要請する。 受持区域内の消火、救助及び避難誘導を行う。 災害出動した場合は、活動状況を団本部へ報告する。 ポンプ車隊は3口、可搬ポンプ隊は2口放水を原則とする。 受持区域外の活動は、団本部命令による活動を原則とする。 警戒広報・住民情報等により被害の発生状況を把握し、団本部へ報告する。 他市消防団からの出動があった場合は、団本部に報告するとともに連携し活動を行う。

⑤ 服装

服装は防火衣着装とする。

3-2. 東京都関係機関

(1) 東京都

都は、救出・救助活動並びに応急対策に関し、総合防災部・自衛隊・警視庁・東京消防庁・海上保安庁を構成員とする救出救助統括室において調整を図る。また、人命救助活動の円滑化を図るため、区市町村からの情報提供を受け、安否不明者の氏名情報等を公表する。

(2) 警視庁小平警察署

小平警察署は、東京都内に大地震が発生した場合には、警備本部を設置して指揮態勢を確立する。

東京都（島部を除く。）に震度6弱以上の地震が発生した場合には、被害実態の把握、交通規制、救出救助、避難誘導等活動を行うため、事前計画に基づく活動を実施する。東京都（島部を除く。）に震度5強の地震が発生した場合は、被害情報の収集、関係防災機関との連絡調整等にあたるため、事前計画に基づく活動を実施する。交通機動隊等と協力して、道路の被災状況及び道路交通状況の把握、交通規制等を実施する。

建物倒壊、火災等により発生する被害の拡大防止のため、次の警備活動等を行う。

- ・被害実態の把握及び各種情報の収集
- ・交通規制
- ・被災者の救出救助及び避難誘導
- ・行方不明者の捜索及び調査
- ・遺体の調査等及び検視
- ・公共の安全と秩序の維持

災害が発生した場合、総力をあげて、被災地における治安維持に万全を期するため、必要な装備資機材の整備を図る。

(3) 東京消防庁小平消防署

① 活動体制

発災時において、市民や事業者に出火防止と初期消火の徹底を期するよう、あらゆる手段をもって呼びかけを行うとともに、消防団と連携し、その全機能をあげて避難の安全確保と延焼の拡大防止に努めるなど、災害に即応した防御活動を展開して、震災から市民の生命、財産を守る。

② 署隊本部等の運営

署隊本部を常設し、震災に即応できる体制を確保している。発災時にはこの署隊本部が機能を強力に発揮して震災消防活動体制を確立する。

③ 配備態勢等

項目	活動体制
態非震 常災 配第 勢備一	東京都23区、東京都多摩東部及び東京都多摩西部のいずれかに震度5強の地震が発生した場合、または地震により火災若しくは救助・救急事象が発生し、必要と認めた場合は、直ちに震災第一非常配備態勢を発令し、事前計画に基づく活動を開始する。
態非震 常災 配第 勢備二	東京都23区、東京都多摩東部及び東京都多摩西部のいずれかに震度6弱以上の地震が発生した場合、または地震により火災若しくは救助・救急事象が発生し、必要と認めた場合は、ただちに震災第二非常配備態勢を発令し、事前計画に基づく活動を開始する。

招集 非常	震災配備態勢を発令したときは、招集計画に基づく所要の人員、震災第二非常配備態勢を発令したときは、全消防職員が招集計画に基づき、ただちに所定の場所に参加する。
----------	--

④ 震災消防活動

項目	内 容
方針 活動	<ul style="list-style-type: none"> 延焼火災が多発したときは、全消防力をあげて消火活動を行う。 震災消防活動体制が確立したときは、消火活動と並行して救助・救急等の活動を行う。 延焼火災が少ない場合は、救助・救急活動を主力に活動する。
運用 部隊 等の	<ul style="list-style-type: none"> 地震に伴う火災、救助、救急等の災害発生件数、規模等により所定の計画に基づき部隊運用及び現場活動を行う。 地震被害予測システム、延焼シミュレーションシステム、震災消防活動支援システム等の震災消防対策システムを活用し、効率的な部隊運用を図る。
消火 活動	<ul style="list-style-type: none"> 防火水槽をはじめ、あらゆる水源を活用するとともに、現有の消防部隊及び消防装備を最大限に活用して、火災の早期発見及び一挙鎮圧を図る。 延焼火災が拡大または合流し、大規模に延焼拡大した場合は、人命の安全確保を優先し、延焼阻止線活動や避難場所・避難道路の防護活動を行う。この場合、巨大水利等の取水源がある場合には、遠距離送水装備を構築する。 道路閉塞、がれき等により消火活動が困難な地域では、消防団、自主防災組織等と連携し、可搬ポンプ等を活用して消火活動を実施する。
救助 ・ 救急 活動	<ul style="list-style-type: none"> 消防隊及び救急隊が連携し、救助・救急資機(器)材を活用して組織的な人命救助・救急活動を行う。 救助・救急活動に必要な重機・救急資器材等に不足が生じた場合は、関係事業者との協定等に基づく迅速な調達を図り、実効性のある活動を行う。 救急活動に当たっては、医療救護所が開設されるまでの間、消防署に仮救護所を設置するとともに、救助・救急現場に現場救護所を設置し、医療関係機関、東京消防庁災害時支援ボランティア等と連携し、救急資器材等を有効に活用して傷病者の救護に当たる。 救急救命士等のトリアージに基づき、緊急度の高い傷病者を最優先とし、救急車等を活用して、医療機関へ迅速に搬送する。 警視庁、自衛隊、東京DMAT、自主防災組織等と連携協力し、救助・救急の万全を期する。
情報 収集 等	<ul style="list-style-type: none"> 署隊本部は、所定の計画に基づき地震被害予測システムの結果、119番通報、高所見張情報、情報活動隊による情報、参集職員等による早期災害情報システム等を活用した情報収集を積極的に行う。 震災消防対策システムを活用し、円滑な情報伝達、管理を行う。 関係防災機関へ職員を派遣し、相互に知り得た災害の情報交換を行う。

4. 応援協力・派遣要請

4-1. 応援要請と応援の受入れ

(1) 応援要請

① 総合的な応援要請

市長は、市内の被害概況、職員の参集状況・被害状況、各部・各班からの応援要請などを勘案し、東京都、区市町村、指定地方行政機関、自衛隊等への市を代表して行う総合的な応援要請の実施について判断する。応援要請は、受援班が行う（自衛隊は本部班が行う）。

② 専門的な応援要請

各班は、それぞれの応急・復旧活動の実施に当たり、東京都各局、民間事業者・団体等の専門分野に関する応援要請の実施について判断し、応援要請を行う。

(2) 応援の調整

各班は、外部からの応援職員等の受入れを希望する場合には応援担当者を配置する。

受援班は、各班の受援担当者からなる受援調整会議を開催し、総合的な応援要請、受入れに関する部内調整、各班からの要請による応援者の適正配置等の調整を行う。

(3) 応援の受入れ**① マニュアルの作成と準備**

各班は、応援職員に対して、応援を求める作業等の手順等を記載したマニュアルを作成する。また、作業に必要な資器材の準備、施設利用に関する管理者の事前了解、感染症等に対する健康管理、適切な作業スペース等の確保等の準備を進める。

受援班は、市に到着した応援職員の人員配置を行い、各部に引き渡す。

② 受入れ拠点の確保

受援班は、応援要員の受入拠点を確保する。

③ 食料・資機材等の確保

受援班は、応援職員の食料・資機材等について、原則として応援側で確保するよう要請する。

④ 宿泊施設の確保

受援班は、宿泊施設について、原則として応援側で確保するよう要請する。また、本部班と調整の上、可能な範囲で公共施設等を提供する。

4-2. 東京都に対する協力要請**(1) 要請の考え方**

市長は、都知事に応援または応援のあっ旋を求めるなどして災害対策に万全を期することとする。

大規模な震災が発生し、市内の関係機関の防災能力だけでは対応が不十分であり、東京都及び他の区市町村に応援を求める必要があると判断される場合は、各種法令、相互応援協定等に基づき、災害対策本部が応援要請の手続きを行う。

応援要請は、直接協定等を締結している防災機関を除き、原則として東京都を窓口とした要請（東京都への応援のあっ旋依頼）を基本とする。

(2) 都に対する協力要請

市が都に応援または応援のあっ旋を求める場合、都総務局（総合防災部防災対策課）に対し、次の事項についてまず口頭または電話等を持って要請し、後日文書により改めて処理する。

- ・災害の状況及び応援を求める理由（あっ旋を求める理由）
- ・応援を希望する機関名
- ・応援を希望する人員、物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
- ・応援を必要とする場所、期間
- ・応援を必要とする活動内容
- ・その他必要な事項

(3) 受援の調整

各班は、外部からの応援を担当する受援担当者を配置する。

受援班は、各班の受援担当者からなる受援調整会議を開催し、総合的な応援要請、受入れに関する部内調整、各班からの要請による応援者の適正配置等の調整を行う。

4-3. 協定等を締結している市町村、団体や指定地方行政機関等に対する協力要請

(1) 応援要請

市長は、災害時応援協定等を締結している市町村、公共的団体、民間団体等に対して応援を求めるとき、あらかじめ協定に定めている協力要請の手続きに沿って実施する。

市長は、他の市町村長または指定地方行政機関の長に対し、職員の派遣を要請する場合には、次の事項を明らかにして要請を行う。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・派遣を要請する理由 ・派遣を要請する職員の職種別人員数 ・派遣を必要とする期間 ・派遣される職員の給与その他の勤務条件 ・その他職員の派遣のあつ旋について必要な事項 |
|---|

(2) 応援の受入れ

応援の受入れにあたっては、これを必要とする災害対策本部各部班において活動現場への案内、効果的な活動を行うための活動の計画化、各応援機関との間の活動調整、宿舎、食事等の確保に努める。特に応援の受入れ窓口は、受援班に一本化しておき、具体的な現場活動要領は、応援を必要とする各部班が主体的に計画、調整する。

民間団体等の協力を得て応急対策等を進める場合、現地に派遣した市職員等にその活動状況を常に監視させ、市本部との連絡にあたらせる。

応援を受けた場合の応急措置に要する費用の負担については、災害対策基本法第92条の、職員の派遣を受けた場合の派遣職員の給与及び経費の負担については同法施行令第18条の定めるところにより行う。

4-4. 自衛隊への災害派遣要請

(1) 災害派遣要請

市長は、地震により災害が発生し、人命または財産の保護が市の態勢では困難であり、自衛隊の出動が必要であると認めた場合は、都知事に対し自衛隊派遣のあつ旋を要請する。

(2) 災害派遣の範囲

自衛隊の災害派遣には、災害の様相等に対応して次の派遣方法がある。

都知事の要請による災害派遣	<ul style="list-style-type: none"> ●災害が発生し、都知事が人命または財産の保護のため必要があると認めて自衛隊に災害派遣要請をした結果、派遣される場合 ●災害に際し、被害がまさに発生しようとしている場合で、都知事が予防のため自衛隊に災害派遣要請をした結果、派遣される場合 ●災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合で、市長が応急措置を実施するため必要があると認めて、都知事に対して災害派遣を要請するよう求め、これを受けて都知事が自衛隊に災害派遣要請をした結果、派遣される場合
---------------	--

都 知 事 が 要 請 す る い と ま が な い 場 合 に お け る 災 害 派 遣	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害に際し、通信の途絶等により、都知事との連絡が不能である場合に、市長または警察署長その他これに準じる官公署の長から災害に関する通報を受け、ただちに救援の措置をとる必要があると認められる場合 ● 災害に際し、通信の途絶等により、都知事との連絡が不能である場合に、部隊による収集その他の方法により入手した情報から、ただちに救援の措置をとる必要があると認められる場合 ● 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる場合 ● 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められる場合 ● 災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、都知事からの災害派遣要請を待ついとまがないと認められる場合 ● 市庁舎、営舎その他の防衛省の施設またはこれらの近傍に災害が発生し、自衛隊が自主的に派遣する場合
--	--

(3) 市が行う派遣要請手続

市長は、災害応急対策を円滑に実施するため必要があるときは、次の事項を明らかにし、都災害情報システムデータ端末入力により、都知事に対し自衛隊派遣の要請を求める。ただし緊急を要する場合については、電話または口頭を持って要請し、事後速やかに文書を送達するものとする。また、市域に災害が発生し、都知事に災害派遣の要請ができない場合には、直接関係部隊に通報する。この場合、速やかに都知事に通知する。

- ・ 災害の状況及び派遣を要請する理由
- ・ 派遣を希望する期間
- ・ 派遣を希望する区域及び活動内容
- ・ その他参考となるべき事項
- ※患者輸送の場合の航空機の要請には、次の事項を追加
- ・ 患者の住所、氏名、性別、職業、疫病名、容体
- ・ 患者の付き添い、意思の有無、収容先
- ・ 気象状況、使用飛行機（ヘリポート）

(4) 防災機関が行う派遣要請手続

市長は、災害派遣の対象となる事態が発生し、各防災機関の長が自衛隊の災害派遣を依頼しようとするときは、上記に掲げる事項を明らかにし、電話または口頭をもって都総務局（総合防災部防災対策課）を通じ都知事に依頼する。

緊急避難、人命救助の場合で事態が急迫し、都知事に要請するいとまがない場合は、市長を通じ直接関係部隊等に通報するものとし、事後所定の手続きを速やかに行う。

(5) 自衛隊との連絡

① 連絡班の相互派遣

市長は、派遣された部隊に対し、災害対策本部に連絡員の派遣を要請する。また、派遣された部隊の要求により、自衛隊の主な活動拠点に市の職員を派遣し、派遣要請等の接受及び資器材等の迅速な措置が図られるよう対処する。

② 連絡所の設置

本部班は、自衛隊災害派遣業務を調整し、または迅速化を図るために、災害対策本部に自衛隊連絡所を設置する。

(6) 災害派遣部隊の受入れ態勢

市長及び各防災機関の長は、自衛隊の活動が他機関と競合重複しないよう重点的・的確・効

率的な作業分担となるよう配慮をする。

各防災機関の長は、いかなる状況において、どのような分野（救助、救急、応急医療、緊急輸送等）について、派遣要請を行うのか、平常時より計画しておくとともに必要な資器材を準備し、また、施設の使用に際しての管理者の理解を取りつけておく。

救助・救急部隊が使用する重機類等に不足が生じる場合は、市（本部班）は民間事業者との応援協定に基づき、重機等のレンタル器材の提供について要請する。

都知事及び各防災機関の長は、派遣された部隊が的確かつ円滑に活動ができるよう、自衛隊の活動拠点、ヘリポート及び宿舎等必要な設備について、市と協議の上、使用調整を実施し部隊に通報する。なお、陸上自衛隊小平駐屯地は、震災時においてこれらの機能を担うべく予定されている。

(7) 経費の負担

自衛隊の救援活動に要した次に列挙する経費は、原則として派遣を受けた機関が負担するものとし、2以上の地域にわたって活動した場合の負担割合は、関係機関が協議して定める。

これによりがたい場合には、都知事は、陸上自衛隊第1師団長または海上自衛隊横須賀地方総監及び航空自衛隊防空システム運用隊等と協定を締結する。

- ・派遣部隊が救援活動を実施するため必要な資器材（自衛隊装備品を除く）等の購入費、借上料及び修繕費
- ・派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用及び借上料
- ・派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費・電話料等
- ・天幕等の管理換に伴う修理費

その他救援活動の実施に要する経費で、負担区分に疑義がある場合は、自衛隊と派遣を受けた機関が協議する。

【自衛隊への要請文の宛先】

区 分	あて先	所在地	活動内容
陸上自衛隊に対するもの	第1師団長	〒179-0081 練馬区北町4-1-1	車両・航空機・地上部隊による各種災害の救護活動

【自衛隊の緊急連絡先】

部隊名等 (駐屯地名)	所在地	連絡責任者	
		時 間 内	時 間 外
陸上自衛隊 第1師団司令部 (練馬)	〒179-0081 練馬区北町 4-1-1	第3部長または同部防衛班長 03-3933-1161(代) 内線 2230・2750 F A X 254	司令部当直長 03-3933-1161(代) 内線 2788
陸上自衛隊 第1後方支援連隊 (練馬)	同 上	第3科長または後方・計画幹部 03-3933-1161(代) 内線 2403・2436	部隊当直司令 03-3933-1161(代) 内線 2405

【災害派遣部隊の活動内容】

区 分	内 容
被害状況の把握	車両、航空機等の手段によって情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。
避難の援助	避難指示等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。

遭難者等の捜索救助	安否不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索活動を行う。
消防活動	火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火にあたる。（消火薬剤等は通常関係機関の提供するものを使用）
道路または用水路の啓開	道路もしくは用水路が損壊し、または障害物がある場合は、それらの障害物除去にあたる。
応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行う。 （薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用）
人員及び物資の緊急輸送	緊急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
被災者生活支援	被災者に対し、炊飯、給水、入浴及び宿泊等の支援を実施する。
救援物資の無償貸付または譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸与及び譲与等に関する省令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し、救援物資を無償貸付または譲与する。
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物及び有毒ガス等危険物の保安措置及び除去を実施する。
その他臨機の措置等	1 その他、自衛隊の能力で対処可能なものについては、臨機に所要の措置をとる。 2 災害対策基本法第63条第3項、第64条第8項～第10項及び第65条第3項に基づき、区市町村長、警察官または海上保安官がその場にいらない限り、自衛隊は区市町村長に代わって警戒区域の設定等の必要な措置をとる。

5. 応急活動拠点の調整

市（本部班）は、都本部がオープンスペースの被害状況、使用可否に関する情報収集を実施することについて協力する。

また、必要に応じて、オープンスペースの利用要望を都本部に提出する。都本部が市町村等の利用要望と、自衛隊、警察・消防の応援部隊の使用見込みとの調整を行い、その結果、市がオープンスペースを利用した場合には、使用状況を定期的に都本部に報告する。

第6章 情報通信の確保

第1節 現状と課題

1. 行政機関内の情報連絡、外部機関との情報連絡体制

都を中心とした都防災行政無線網や災害情報システム（DIS）、画像伝送システム端末（テレビ会議）を整備している。

また、小平市防災行政無線網を整備し、消防団及び関係機関との情報連絡体制を確保しているとともに、消防団に対しては小平市消防団指令システムを整備している。

災害時には、電話、FAX等の通信手段の機能が大きく低下し、市の内部における情報連絡や消防団及び関係機関との情報連絡に影響が生じる。その結果、市内の被災状況や各災対班の活動状況、関係機関の対応状況について、情報の一元化がスムーズに行われなくなるなど被害の全容が把握できず、その後の応急・復旧活動に支障を生じるおそれがある。

2. 住民等への情報提供

市の防災行政無線（固定系）、災害時緊急ホームページ、防災・防犯緊急メールマガジン、災害時緊急情報配信サービス、X（旧ツイッター）などのSNS、携帯電話通信事業者の緊急速報メール（エリアメール）などを活用した市民への情報提供体制を整えている。

また、民間事業者等との情報提供に関する協力協定を締結している。

- ・災害時における災害情報の放送等に関する協定（㈱ジェイコム東京西東京局）
- ・災害に係る情報発信等に関する協定（LINEヤフー㈱、㈱クルメディア）
- ・アマチュア無線による災害時応援協定（小平市アマチュア無線クラブ）
- ・防災・防犯緊急メールマガジン登録者数 6,654人（令和6年4月現在）

東日本大震災では、計画停電のお知らせに際し防災行政無線（固定系）を活用したところ、音声内容が場所によっては聞き取りにくいなどの市民の声を受けていること、また被災地では行政のホームページへのアクセス集中により、閲覧や更新に時間がかかるなどの問題が発生していることから、適切な情報を迅速かつ確実に提供できる体制整備が必要である。

3. 住民相互の情報収集・確認等

通信事業者による安否確認サービスの安否確認方法の普及啓発を実施している。
各避難所となる小・中学校体育館等に特設公衆電話を整備している。

- ・特設公衆電話設置場所 31箇所、146台（令和6年4月現在）

携帯電話が通信規制によりつながりにくくなること等により、家族等の安否や鉄道の運行状況に関する情報が不足し、帰宅困難者の冷静な判断を妨げるおそれがある。

また、通信事業者による安否確認サービスについての認知率を向上させ、発災時に十分活用されるよう更なる普及啓発が必要である。

第2節 取組の方向性

1. 行政機関内の情報連絡、外部機関との情報連絡

都と連携した災害情報システム（DIS）、画像伝送システム端末（テレビ会議）及び小平市防災行政無線や小平市消防団指令システムの定期的な訓練を実施し、災害時の取扱いに精通する。

また、学校施設等における通信手段を確保するため、携帯電話を配備し、情報連絡手段の多重化を図る。

2. 住民等への情報提供

防災行政無線（固定系）の機能拡充により、聞き取りにくい地域の解消に努めるだけでなく、エリアメール、防災・防犯緊急メールマガジンや災害時緊急情報配信サービスの登録促進、SNSなどによる新たな情報提供ツールを活用するなど、重層的な情報提供手段の確保に努める。また、鉄道事業者による情報提供により、住民等への情報提供を推進する。

3. 住民相互の情報収集・確認等

通信事業者による安否確認サービスの安否確認方法の普及啓発と訓練による市民の利用経験を促進する必要がある。

各避難所への特設公衆電話の整備や無線LANの設置を推進する必要がある。

第3節 具体的な取組

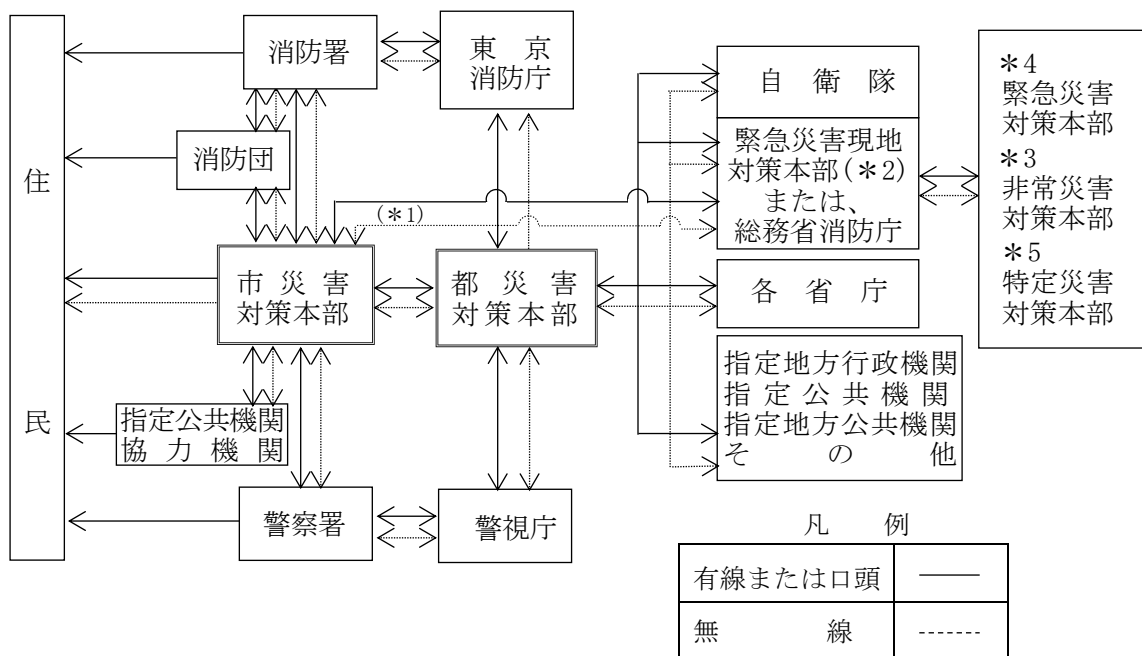
《予防対策》

対策一覧	担当
1 防災機関相互の情報通信連絡体制	防災危機管理課、各課、小平警察署、小平消防署、関係防災機関
2 住民等への情報提供体制の整備	防災危機管理課、秘書広報課、小平消防署、指定公共機関
3 住民相互の情報連絡等の環境整備	防災危機管理課、指定公共機関

1. 防災機関相互の情報通信連絡体制

震災時に関係防災機関と緊密に連携を図りながら被害状況を把握することができるよう、関係機関との情報連絡体制を構築する。

【震災時の通信連絡の系統図】



- * 1 災害の状況により都本部に報告できない場合
- * 2 災害の状況により緊急災害現地対策本部が設置された場合
- * 3 非常災害対策本部とは、災害対策基本法に基づき、非常災害が発生し、または発生するおそれのある場合において、当災害の規模その他の状況により当災害に係る災害応急対策を推進するための特別の必要があると内閣総理大臣が認めるときに、臨時に内閣府に設置されるもの。
- * 4 緊急災害対策本部とは、災害対策基本法に基づき、著しく異常かつ激甚な非常災害が発生し、または発生するおそれのある場合において、当災害に係る災害応急対策を推進するための特別の必要があると内閣総理大臣が認めるときに、臨時に内閣府に設置されるもの。ただし、緊急災害対策本部の設置には、非常災害対策本部の設置とは異なり、閣議にかける必要がある。
- * 5 特定災害対策本部とは、災害対策基本法に基づき、災害（その規模が非常災害に該当するに至らないと認められないもの）が発生し、または発生するおそれがある場合において、当災害に係る災害応急対策を推進するための特別の必要があると内閣総理大臣が認めるときに、臨時に内閣府に設置されるもの。

1-1. 情報連絡系統の構築

(1) 小平市

市（防災危機管理課）は、地域防災行政無線またはその他の手段により、関係防災機関及びその他重要な施設の管理者等との間で通信を確保する。

関係防災機関との間の情報連絡のため、地域防災行政無線の維持管理に努める。

有線が途絶し、震災対策上必要が生じた場合、市（防災危機管理課）は小平市アマチュア無線クラブに対し被害情報等の提供について協力を要請する。小平市アマチュア無線クラブは被害情報等の提供について協力する。

（２）東京都関係機関等

① 警視庁小平警察署

小平警察署は、警察無線、警察電話及び防災行政無線等により、本部関係部門、方面本部、管下交番及び関係防災機関と情報連絡体制を確保する。

② 東京消防庁小平消防署

小平消防署は、消防救急デジタル無線、消防電話及び防災行政無線等により、各方面本部、管下消防署、消防団及び各防災関係機関との情報連絡体制を確保する。

都、区市町村及び関係機関が有する災害情報等をリアルタイムで共有する体制の構築に向けた取組を進める。

震災消防活動支援システム、延焼シミュレーションシステム等の震災消防対策システムの効果的な運用を図る。

③ その他の防災機関

その他の防災機関は、情報の収集、伝達に関する直接の責任者として正副各1名の通信連絡責任者を選任する。また、通信連絡責任者は、通信連絡事務従事者をあらかじめ指名しておく。

- ・夜間、休日を含め、常時、通信連絡が開始できるよう必要な人員を配置する。
- ・それぞれの通信連絡システムのもと、無線通信等により通信連絡を行う。
- ・平常時より設備・機器の点検や操作の習熟等に努める。

防災対策に関係する行政機関、公共機関、地方公共団体等の団体相互間で防災活動を迅速に実施するために、これらの機関相互間で通信が必要な場合は、防災相互通信用無線を利用する。

それぞれの通常の通信系が被災により使用不能となることを想定し、他団体・他機関の自営通信システムを利用する方法をあらかじめ計画しておく。他団体・他機関の自営通信システムの利用計画策定に際しては、「関東地方非常通信協議会」を通じて事前の調整を行う。

1-2. 通信連絡体制の確立

（１）小平市

① 情報通信連絡責任者の選任等

市本部及び関係防災機関は、情報の収集、伝達に関する直接の責任者として通信連絡責任者を選任する。

通信連絡責任者は、通信連絡事務従事者をあらかじめ指名しておく。

震災時においては、指定電話を平常業務に使用することを制限し、指定電話に通信事務従事者を配置し、通信連絡責任者の統括のもとに通信連絡にあたる。

なお、指定電話及び通信連絡責任者に変更があった場合は、速やかに防災会議（事務局）に報告をする。

② 連絡体制の確保

ア 市本部設置前の通信連絡窓口

震災が発生し市本部が設置されるまでの市の通信連絡は、通常の勤務時間においては、総務部防災危機管理課が担当し、休日・夜間等の勤務時間外において災害対策要員が参集するまでは警務員室が担当する。

イ 市本部設置後の通信連絡窓口

市本部及び防災会議への通信連絡は、特に定める場合を除き、本部室において処理する。その際、本部室内に防災行政無線、電話等の通信設備を配備する。

ウ 連絡員の派遣

市各部は、本部長と各部との連絡を強化するため、必要に応じ複数の本部連絡員を本部長室に派遣する。

市本部に派遣された連絡員は、本部班長の指揮下に入り活動する。

各防災機関は、市本部との連絡のため、必要に応じ連絡員を派遣する。

連絡員は、各機関との連絡用無線機等を可能な限り携帯し、連絡にあたる。

③ 通信連絡の記録

通信連絡は、通信伝票（別記様式第2号）により行い、発信者・受信者がそれぞれ記録する。

④ 防災行政無線の通信統制

重要情報の収集、伝達を優先的かつ迅速に行うため、通信回線を確保する必要があるときは、小平市防災行政無線については災対調整部長が、東京都防災行政無線については都危機管理監が次のとおり通信統制を実施する。

ア 小平市防災行政無線（地域系）

市庁舎に設置してある無線機と接続する遠隔制御器（無線電話）及び車載無線機の回線利用は市本部が優先し、統制設定権は市本部が有する。

- ・各部署に設置した半固定型無線機は、原則として市本部が一括管理する。
- ・可搬型無線機及び車載型無線機は、全て本部班が管理し、市本部の指示に基づき使用する。
- ・市本部以外の無線局における通信は、すべて市本部に対して個別に行うものとし、原則として市本部を経由しない通信は禁止する。

イ 防災危機管理課等が管理する携帯電話（災害時優先電話）

防災危機管理課等が管理する携帯電話は、災対調整部長の指示により使用する。

また、原則として、携帯電話からの通話は市本部に対して行うものとし、市本部を経由しない通話は禁止する。

ウ 一斉指令時の統制

市本部から、全ての無線局に対して一斉に情報の伝達を行うときには、他の無線局の使用を制限する。

1-3. 通信施設の整備・運用

(1) 小平市

市（防災危機管理課）は次の事項に取り組む。

① 無線通信訓練の実施

東京都防災行政無線の通信訓練は、都が毎年定める「東京都災害通信訓練実施要領」に基づき実施する。

小平市防災行政無線の通信訓練は「小平市防災行政無線局管理運用規程」に基づき、消防団、警察署及び消防署、ライフライン等の無線設備設置機関を対象に実施する。

② 電気通信設備の優先利用（電報の優先利用）

ア 非常扱いの電報配達の順序

天災、事変その他の非常事態が発生し、または発生のおそれがある場合の災害予防若しくは、救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保または秩序の維持のために必要な事項を内容とする電報（以下「非常扱いの電報」という。）は、他の電報に先立って配達する。

電報は加入電話から、市外局番なし「115」（8時～19時）に申し込む。

非常扱い及び緊急扱い電報を発信する場合は、発信人は「非常扱いまたは緊急扱い電報」である旨を告げるものとする。

イ 接続及び配達順位

区 分	内 容
非常扱い電報	すべての電報に優先して取り扱う。
緊急扱い電報	他の電報に優先して取り扱う。 ただし、非常扱い電報より後順位とする。

③ 非常無線通信の利用（電波法第52条第4号に定める非常通信）

各防災機関は、それぞれの有線通信系が被災により不通になった場合、もしくは利用することが著しく困難な場合は、関係機関の無線局を利用し、災害に関する通信の確保を図る。

受信者と無線局の施設者は、非常通信協議会等を通じて事前に十分な協議を行い、震災時の通信の確保に協力する。

2. 住民等への情報提供体制の整備

市ホームページの強化や災害情報の充実により、住民への情報提供体制を整備するとともに、報道対応の円滑化を図る。

2-1. 小平市

市（防災危機管理課、秘書広報課）は、固定の同報系や移動系の防災行政無線を適切に維持管理するとともに、機能向上に努めることにより、地域住民への情報伝達体制を確保する。

コミュニティFMや防災・防犯緊急メールマガジン、災害時緊急情報配信サービス、エリアメール、市ホームページ、X（旧ツイッター）など様々な情報提供手段を検討するとともに、住民に情報入手方法等を周知する。

防災マップや防災アプリ等の手段により防災関連情報を提供する。

市ホームページの機能強化を図り、災害時のホームページへのアクセス集中に対応できるよう整備する。

市ホームページが使用できない場合、災害協定に基づき、代理掲載を依頼する。

2-2. 東京消防庁小平消防署

小平消防署は、火災の進展予測、要避難地域、安全避難方向等の情報を迅速・確実に住民へ周知するため、関係機関と連携して情報共有の体制を整える。

2-3. 指定公共機関

指定公共機関（東京電力グループ、東京ガスグループ、NTT東日本、NTTドコモ、NTTコミュニケーションズ、KDDI、ソフトバンク、楽天モバイル）は、災害発生時に的確な対応が図れるよう、ライフラインや通信網の情報収集発信体制を確立する。

3. 住民相互の情報連絡等の環境整備

住民が相互に安否確認が取れる環境を整えるとともに、市民に対してその方法を周知する。また、災害情報の入手方法についても周知する。

3-1. 小平市

市（防災危機管理課）は、市民に対して、安否確認手段の周知を図る。

3-2. 指定公共機関

（1）NTT東日本、NTTドコモ、NTTコミュニケーションズ、KDDI、ソフトバンク、楽天モバイル

通信事業者は、安否確認手段の確保、都民向け通信基盤の充実や耐震化を推進する。

広く住民等に安否確認手段や災害時の情報入手手段の多様化を周知するとともに、早期復旧に向けた取組内容について周知する。

（2）JR東日本グループ、西武鉄道

JR東日本グループ、西武鉄道は、駅での情報提供やホームページ及びSNS等を利用した情報提供など発災時における利用者への情報提供体制を整備する。

《応急対策》

対策一覧	担当
1 防災機関相互の情報通信連絡体制（警報及び注意報などの第一報）	本部班、小平警察署、小平消防署、東京都、各放送機関、指定公共機関等
2 被害状況等の収集・伝達	本部班、各部、小平警察署、小平消防署、指定公共機関等
3 広報体制	秘書広報班、消防団、小平警察署、小平消防署、指定公共機関等
4 広聴体制	広聴班、小平警察署、小平消防署
5 住民相互の情報連絡等	秘書広報班、指定公共機関等、市民等

1. 防災機関相互の情報通信連絡体制（警報及び注意報などの第一報）**1-1. 小平市**

市（本部班）は、東京都に対する情報連絡は、東京都防災行政無線を利用する。ただし、災害の状況により都本部に連絡することができない場合には、国の現地対策本部または総務省消防庁等に対して直接連絡する。

災害が発生するおそれのある異常な現象を発見した者またはその発見者から通報を受けた警察官もしくは海上保安官から通報を受けたとき、または自ら知ったときは、直ちに都及び気象庁に通報する。

緊急事態に係る情報について、緊急地震速報や全国瞬時警報システム（J-ALERT）、緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）、Lアラート（災害情報共有システム）等から収集する。

災害原因に関する重要な情報について、都または関係機関から通報を受けたとき、または自ら知ったときは、直ちに区域内の公共的団体その他重要な施設の管理者、自主防災組織及び市民等に周知する。

1-2. 小平市、東京都、各放送機関

市、東京都、各放送機関は、災害発生時、本部設置時には、放送要請による対応を行う場合があるほか、本部設置に至らない場合でも、市民等に対し各放送機関等と連携した避難指示等に関する情報提供を行うなど、より一層の災害対応を実施する。

具体的な対応については、「放送を活用した避難勧告等の情報伝達の申し合わせ」の内容による。

実施機関	東京都、小平市、東京都域または都域を超える広域区域を事業区域とする各放送機関
伝達する情報	高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保、警戒区域の設定

1-3. 東京都関係機関**（1）警視庁小平警察署**

小平警察署は、異常現象を認知したとき、または異常現象を発見した者から通報を受けたときは、速やかに市に通報する。

（2）東京消防庁小平消防署

小平消防署は、地震に起因する水防に関する情報を収集し、都総務局に通報するとともに、市及びその他の関係機関に通報し、あわせて市民に周知する。

1-4. 指定公共機関等

(1) NTT東日本

NTT東日本は、気象業務法に基づいて、気象庁からNTT東日本に伝達された各種警報は、市及び関係機関に通報する。警報に関する通信は優先して取り扱う。

(2) JR東日本グループ、西武鉄道

JR東日本、西武鉄道は、駅利用者等に対し、速やかに情報提供を行う。

2. 被害状況等の収集・伝達

2-1. 被害状況等の収集等の体制

(1) 小平市

① 市本部における被害状況の収集体制

各部は、職員が、参集途上に収集した被害状況等を把握し災対調整部長に報告する。

本部班は、関係機関等から被害状況等の情報収集に努めるとともに、必要に応じて、関係機関や協定先の協力を得ながら、ドローンにより、上空から被災状況の把握に努める。

統括責任者は災対調整部長とし、収集した情報を整理のうえ、都または防災機関に報告、通報するとともに、必要に応じ市民へ伝達する。

被害状況等の収集体制は次のとおりとする。

- ・初動地区隊：発災初期の地区内の人的被害・住家被害の概況
- ・調査班：住家被害、その他の物的被害、その他の機能被害
- ・各施設の管理者：所管施設の物的被害、来所・入所者等の人的被害及び施設の機能被害
- ・職務上の関連部課：所管業務に関する人的・物的被害

② 本部長に対する被害状況等の報告

市各部は、所管施設及び所管業務に関し、災害が発生したときから応急対策が完了するまで、次の要領により本部長に報告する。

報告事項及び報告主管部は、次表のとおりとする。ただし、各部長は、次で定めたもののほか、所管施設の被害について調査しなければならない。

③ 被害状況の調査

ア 調査班及び調査協力班の編成

災対市民部長は、災害現地の実態を把握及び市の災害応急対策活動の円滑を期するために調査班及び、調査班の活動支援を行うために調査協力班を編成する。

イ 調査班及び調査協力班の任務

調査班及び調査協力班（以下「調査班等」という。）は、本部長の特命により出動し、現地の状況を調査する。

調査班等の班員は、ただちに結果を取りまとめ、調査班長または災対市民部長に報告する。

④ 特命調査

ア 調査の実施

本部長または災対市民部長は、災害現地の実態を把握し、市の災害応急対策活動の円滑を期するため、必要に応じ調査班等に特命調査を命ずる。

イ 調査事項

- ・災害原因（二次災害原因）
- ・応急措置状況
- ・被災住民の動向
- ・現地活動の支障等の状況
- ・その他必要な事項

ウ 実施要領

調査に際しては、警察官、消防職員、消防団員、自主防災組織及びその他協力団体の協力を得て実施する。

無線機（可搬、車載）を最大限に有効活用するとともに、必要に応じて調査結果を市本部に報告する。

調査の際、重要な情報を得たときは、ただちに市本部に報告する。

エ 調査上の注意

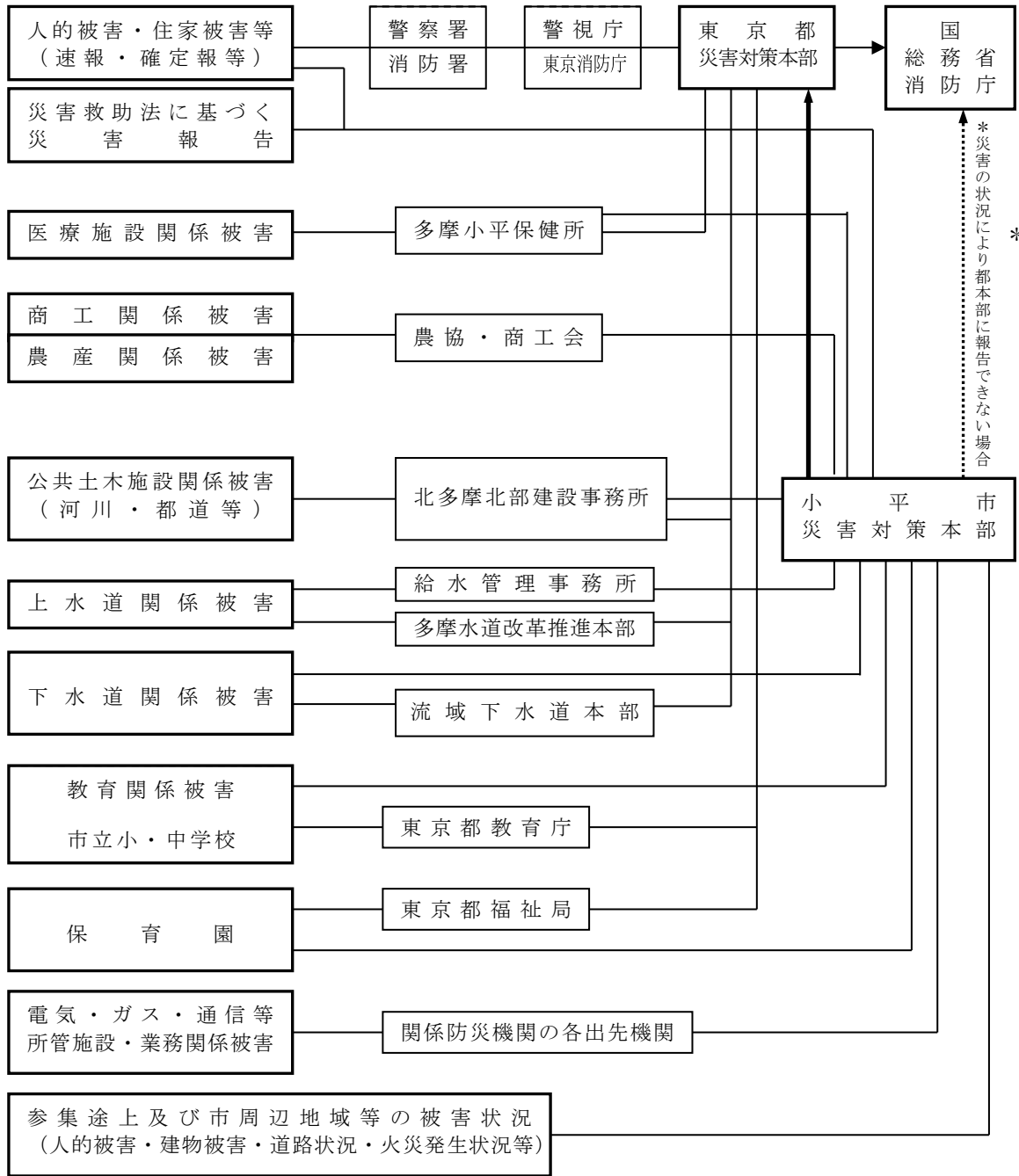
災害救助活動は、正確な被害状況を迅速に把握する必要があるため、また、災害救助法の適用要請等はこの被害状況により決定されるので、迅速かつ正確に調査しなければならない。

【本部長に対する報告事項及び報告主管部】

報告事項	報告項目	報告主管部	報告内容
発災状況	災害に関する情報	災対調整部	被災規模、二次災害発生状況等の概況
初動対応状況	職員動員数 避難所開設状況 その他の措置状況	災対総務部 災対健康福祉部 各部	参集状況に合わせ逐次報告
被害状況	人的、家屋被害 農産、畜産物被害 公共土木施設被害 下水道施設被害 市有財産被害 その他被害	災対市民部 災対地域振興部 災対都市建設部 災対環境部 各部 各部	各部ともあらかじめ所定の調査報告書用紙を備えておくとともに、調査体制を備えておく。
措置状況	物資施設等給与状況 医療救護状況 給水活動状況 救援物資等措置状況 その他の措置状況	災対総務部 災対健康福祉部 災対環境部 災対健康福祉部 各部	措置状況に合わせ逐次報告

2-2. 被害状況等の報告・伝達体制

【被害状況等報告・伝達系統図】



(1) 小平市

市（本部班）は、災害が発生したときから当該災害に関する応急対策が完了するまで、被害状況等について、次表により都に報告する。なお、家屋の倒壊や火災が多発する災害が発生した場合及び災害対策基本法第53条に基づく被害状況を都に報告できない場合には、国（総務省消防庁）に報告する。

関係機関との情報通信連絡が被災により不通となった場合、または利用することが著しく困難な場合は、関東地方非常通信協議会構成員等の関係機関の無線局を利用し、災害に関する通信（電波法（昭和25年法律第131号）第52条第4号）の確保を図る。

市庁舎に設置してある都防災行政無線設備が被災により不通となった場合、または利用することが著しく困難な場合は、非常通信の運用に関する協定に基づき、小平消防署に設置の通信設備等を活用し、非常通信を確保する。

【報告すべき事項等】

1 報告すべき事項

- (1) 災害の原因
- (2) 災害が発生した日時
- (3) 災害が発生した場所または地域
- (4) 被害状況
 なお、程度は、認定基準に基づき認定。
 →資料編「被害程度の認定基準」
- (5) 災害に対して既にとった措置及び今後とろうとする措置、災害救助法適用の要否及び必要とする救助の種類
- (6) その他必要な事項

2 報告の方法

原則として、災害情報システム端末（D I S）の入力による（ただし、システム端末の障害等により入力できない場合は、電話、F A X等あらゆる手段により報告する）。

3 報告の種類・期限等

報告の種類		入力期限	入力画面
発災通知		即時	被害第1報報告
被災措置概況速報		即時及び都が通知する期限内	被害状況報告
要請通知		即時	クロノジー
確定報	災害確定報告	応急対策を終了した後20日以内	被害状況報告
	各種確定報告	同上	
災害年報		4月20日	

4 災害救助法に基づく報告

災害救助法に基づく報告については、第Ⅱ部第12章「災害救助法の適用」に定めるところによる。

(2) 東京都関係機関

① 警視庁小平警察署

小平警察署は、管内の交番、駐在所から収集した情報を、各級警備本部に通報するとともに、市、小平消防署、自衛隊等の関係機関と情報交換を図る。

主な収集事項は、家屋の倒壊状況、死者・負傷者等の状況、主要道路・高速道路・橋及び交通機関の状況、住民の避難状況、火災の拡大状況、電気・水道・ガス・通信施設の状況等

とする。

② 東京消防庁小平消防署

小平消防署は、次に示すような方法で把握した管内の被害状況及び消防活動の状況等について、警防本部に報告するとともに、市、小平警察署、自衛隊等の関係機関と情報交換を図る。

- ・ 高所高感度カメラを用いた管内の火災発生状況や建物倒壊状況等の把握
- ・ 地震計ネットワーク、地震被害予測システム、延焼シミュレーション等を活用した被害状況の予測
- ・ 消防車両、情報活動隊、広報車隊、巡回情報収集班等による早期災害情報システム等を活用した被害状況の把握

(3) 指定公共機関

NTT東日本、NTTドコモ、NTTコミュニケーションズ、KDDI、ソフトバンク、楽天モバイルは、次により臨機の措置をとり、通信輻輳（ふくそう）の緩和及び重要通信の確保を図る。

- ・ 応急回線の作成、網措置等疎通確保の措置をとる。
- ・ 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、電気通信事業法第8条第2項及び電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）第56条の定めるところにより、臨機に利用制限等の措置をとる。
- ・ 非常、緊急通話または非常、緊急電報は、電気通信事業法第8条第1項及び電気通信事業法施行規則第55条の定めるところにより、一般の通話、電報に優先して取扱う。

「災害救助法」が適用された場合等には避難所などにより、被災者が利用する特設公衆電話の設置に努める。

災害発生により著しく通信輻輳が発生した場合は、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言ダイヤル（171）、災害用伝言板（web171）、災害用伝言板等の災害用安否確認サービスを速やかに提供する。

通信の被害、疎通状況の案内と通信輻輳時における利用者への時差通信等の協力要請について、報道機関及びホームページ、SNS等を通じて広報する。

3. 広報体制

3-1. 小平市

市（秘書広報班）は、市域において災害が発生し、または発生するおそれがあるときは、ただちに小平警察署、小平消防署その他防災機関と連携して広報活動を実施する。

広報に当たっては、ケーブルテレビ局やコミュニティFM局などの地域放送局を活用する。

(1) 広報内容

市民への情報伝達が遅れることがないように、次の広報を的確な手段により迅速に行う。

- ・ 地震の規模、気象の状況
- ・ 避難情報の発令状況
- ・ 混乱防止、共助の呼びかけ
- ・ 警戒区域の設定に関する情報
- ・ 火災情報
- ・ 道路の通行規制及び混雑状況、建物の倒壊や液状化などの被害状況
- ・ 鉄道・バスの運行状況、帰宅困難者の誘導情報

<ul style="list-style-type: none"> ・避難所の開設状況及び混雑状況 ・電気、ガス、水道等ライフラインの状況 ・給水所、避難所給水拠点等の給水情報 ・医療機関の診療状況、緊急医療救護所の開設状況 ・救援物資の提供拠点、提供時間、配給物資等の情報 ・し尿、ごみ処理に関する情報 ・災害用トイレの設置状況 ・在宅避難生活に関するお知らせ ・その他必要により関係機関が実施している広報内容
--

(2) 広報に関する応援要請

市本部は、避難指示等の情報に係る広報について、報道機関を通じ実施する必要があると認める場合は、東京都災害対策本部に対し、応援の要請を行う。

秘書広報班は、市本部から指示があったとき、またはその他の状況により、小平市ホームページ及び臨時広報紙等の広報媒体を最大限に利用して、広報活動を実施する。なお、市ホームページが使用できない場合、災害協定に基づき、代理掲載を依頼する。

避難班及び施設所管課は、秘書広報班と連携し避難所及び公共施設等における掲示板等へ情報を掲示することにより市民への広報を実施する。

消防団は、市本部から指示があったときは、巡回等により広報活動を実施する。

広 報 内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・出火防止、初期消火の呼びかけ ・要配慮者への支援の呼びかけ ・火災に関する情報 ・避難指示等に関する情報 ・民生安定を図るための情報
広 報 手 段	<ul style="list-style-type: none"> ・消防車両の拡声装置等 ・消防団詰所の掲示板等への掲示 ・トランジスターメガホン
巡回エリア	<ul style="list-style-type: none"> ・各分団の巡回広報エリアは、原則として通常の消防団受持ち区域の範囲による。

3-2. 東京都関係機関

(1) 警視庁小平警察署

広 報 内 容	<p>① 避難を必要とする情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・火災の発生及び延焼状況 ・高圧ガスの保管場所等の爆発及びそのおそれ ・その他避難を必要とする事象の発生及びそのおそれ <p>② 混乱防止及び人心の安定を図るための情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・余震等の気象庁の情報 ・地域の被害状況、被害の拡大予想及び復旧の見通し ・ライフライン等の被害状況及び復旧の見通し ・主要道路、高速道路及び橋の被害状況並びに復旧見通し ・交通機関の被害状況及び復旧の見通し ・交通規制の実施状況及び渋滞情報 ・被災地域・避難場所等に対する警戒状況等 <p>③ その他混乱防止等を図るための情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・デマ・流言打ち消し情報
---------	--

広報手段	<ul style="list-style-type: none"> ・トランジスターメガホン ・交番（駐在所）備付けマイク ・パトロールカー、白バイ、広報車、サインカー ・交通情報板、光ビーコン、ラジオ ・ホームページ等
------	--

(2) 東京消防庁小平消防署

広報内容	<ul style="list-style-type: none"> ・出火防止、初期消火の呼びかけ ・救出救護及び要配慮者（高齢者・身体障がい者等）への支援の呼びかけ ・火災及び水災に関する情報 ・避難指示等に関する情報 ・救急告示医療機関等の診療情報 ・その他市民が必要としている情報
広報手段	<ul style="list-style-type: none"> ・消防車両の拡声装置等 ・消防署、消防出張所、消防団及び町会の掲示板等への掲示 ・テレビ、ラジオ等報道機関を介しての情報提供 ・ホームページ・SNS・消防アプリ等を活用した情報提供 ・東京消防庁災害時支援ボランティアを介しての情報提供

3-3. 指定公共機関等

(1) 日本郵便小平郵便局

小平郵便局は、業務被害、応急対策の措置状況等、業務運営状況及びその見通し等について、報道機関を通じて広報活動を行う。

災害の態様及び被災状況等に応じ、次の内容を公示する。

広報内容	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者に対する郵便葉書等の無償交付 ・被災者が差し出す郵便物の料金免除 ・被災地宛救助用郵便物の料金免除
広報手段	<ul style="list-style-type: none"> ・郵便局窓口または局前等に掲出する。 ・放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得る。

(2) 東京電力グループ

広報内容	<ul style="list-style-type: none"> ・電気による二次災害等を防止するための方法 ・避難時の電気安全に関する心構えについての情報 ・電力施設の被害状況、復旧予定等についての情報
広報手段	<ul style="list-style-type: none"> ・テレビ、ラジオ（ラジオ・ライフラインネットワーク）、新聞等の報道機関及びホームページ等を通じた広報 ・市の防災行政無線（同報系）の活用 ・広報車等による直接当該地域への周知

(3) 東京ガスグループ

広報内容	<ul style="list-style-type: none"> ・被害地区におけるガス機器の使用上の注意事項 ・ガスの供給状況、ガス供給停止地区の復旧状況や見通し ・マイコンメーター復帰方法 ・ガス機器の使用上の注意事項
広報手段	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページ・SNS・テレビ・ラジオ・新聞等の広報媒体とする。 ・NHK及び民放各社に「マイコンメーター復帰方法の映像」を配布している。大規模地震発生時には放映を依頼し、マイコンメーターが作動してガスが止まったお客様が、ご自身で復帰できる手順を案内する。

(4) JR東日本グループ、西武鉄道

広報内容	・災害の規模、被害範囲、駅周辺や沿線の被害状況 ・列車の不通線区や開通見込み等
広報手段	・被災線区等の輸送状況、被害状況等を迅速かつ適切に把握し、旅客等に周知・案内を行い、テレビ・ラジオ・ホームページ等で都民への情報提供に努める。 ・駅係員及び乗務員は、輸送指令等から災害の規模、被害状況、運転再開の見通し等の指示を受け、放送等により案内を行う

(5) NTT東日本、NTTドコモ、NTTコミュニケーションズ、KDDI、ソフトバンク、楽天モバイル

広報内容	・通信の疎通状況、利用制限の措置状況及び被災した電気通信設備等の応急復旧状況、災害用伝言ダイヤル（171）、災害用伝言板（web171）、災害用伝言板の提供開始状況等
広報手段	・公衆電話の無料化を行ったときは公式ホームページのほか、報道機関、自治体との協力により広報を実施する。（NTT東日本）

4. 広聴体制

4-1. 小平市

市（広聴班）は、被災市民のための問い合わせ所を設け、要望事項や苦情を聴取し、担当部署等に情報提供等を行うほか、必要により広聴内容を関係機関に連絡する。

電話、FAX、電子メールによる相談等にも対応する。

4-2. 東京都関係機関

(1) 警視庁小平警察署

小平警察署は、警察署または交番その他必要な場所に臨時相談所を設置して、警察関係の相談に当たる。

交通対策本部内に交通規制の内容及び緊急通行車両の標章に関するテレホンコーナーを開設する。

(2) 東京消防庁小平消防署

小平消防署は、災害の規模に応じて、消防庁舎その他必要な場所で各種相談、説明、案内に当たる。

被災者に対する出火防止指導、罹災証明書の発行の支援に関する対応等を行う。

市民からの電子メールによる問合せに対応する。

5. 住民相互の情報連絡等

5-1. 小平市

市（秘書広報班）は、都や報道機関等と連携し、住民、事業者及び帰宅困難者に対して、一斉帰宅抑制の呼びかけや安否確認方法の周知を行うとともに、避難所や一時滞在施設の開設状況などの情報提供を行う。

5-2. 指定公共機関

通信事業者は、行政機関と連携し、住民、事業者及び帰宅困難者に災害情報、一時滞在施設等の情報提供を行う。

また、災害伝言ダイヤル、災害伝言板等の利用を呼びかける。

NTTドコモ、KDDI、ソフトバンク、楽天モバイルの携帯通信事業者は、無料Wi-Fiサービス(00000JAPAN)を提供するほか、一部の避難所等において携帯電話・スマートフォンの充電サービスを提供する。また、通信サービス提供のため、携帯電話の不通地域に移動基地局を派遣し、通信の確保に努める。

5-3. 市民等

市民等は、災害伝言ダイヤル、災害伝言板等を利用し、家族等の安否を確認する。

第7章 医療救護・保健等対策

第1節 現状と課題

1. 初動医療体制等の確立

市では、小平市医師会、小平市歯科医師会、小平市薬剤師会、小平市柔道整復師会及び東京都助産師会小平・小金井地区分会（以下この章において「市医師会等」という。）と災害時の協力協定を締結しており、災害時には医療救護班等を編成し傷病者の応急処置等を実施するなど、初動医療体制を整備している。

また、災害時には多くの負傷者が医療機関に受入れを求めて来院することが想定されることから、市医師会との協定において、市内の災害拠点病院等にトリアージポスト及び緊急医療救護所を設置し、病院前トリアージ及び軽症者への応急処置等を行う体制を整備している。

被害想定においては、市内で約1,200人の負傷者（うち重傷者は約180人）の発生が想定されており、市医師会等と連携した医療救護活動と災害拠点病院、災害拠点連携病院等を中心とする受入医療機関の確保が必要である。

このため、限られた医療資源を最大限有効に活用できるよう医療機関の活動状況等の迅速な把握、医療救護班等の編成及び配置、トリアージポスト及び緊急医療救護所等の迅速な設置などについて調整する機能を構築することが必要である。

また、傷病者や医療救護班等の搬送について、具体的な手段を確保する必要がある。

- ・災害時における医療救護活動の協力に関する協定（市内民間救急及び介護タクシー6事業者）

2. 医薬品・医療資器材の確保

市では、独自に医薬品・医療資器材の備蓄を行うとともに、災害時には、速やかに小平市薬剤師会との連携により「災害薬事センター」を設置し医薬品等の受入れ、管理及び供給を行う体制を整備している。

医薬品等が不足した場合には初動医療体制の機能に大きな支障がでることから、医薬品及び災害時応急用資器材等を確実に確保する必要がある。

- ・災害時における医薬品等の調達業務に関する協定（医薬品卸売販売業者5社）
- ・災害用医薬品備蓄維持管理等業務委託（小平市薬剤師会）

3. 遺体の取扱い

関係機関と連携し、震災時における検案班、検視班を編成して、遺体の検案、検視や死体検案書の発行を行う体制を構築している。

また、遺体の一時収容所及び葬祭用品の確保について、関係機関等と協定を締結している。

- ・大規模災害発生時における施設等使用に関する協定（警視庁小平警察署）
- ・災害時における葬祭用品等の供給に関する協定（東京多摩葬祭業協同組合）

被害想定においては、被災による死者は、最大で84人が想定されており、具体的な搬送の手段、一時収容所、火葬場を確保する必要がある。

第2節 取組の方向性

1. 小平市災害医療コーディネーターを中心とした災害医療体制の強化

被災状況を踏まえ、限られた医療資源を発災直後から最大限活用できるよう、市災害医療コーディネーターを設置し、市災害医療コーディネーターを中心とした迅速かつ確実な医療機関等との情報連絡体制や地域の実情を踏まえた医療連携体制を強化する。

震災時には、医療機関の活動状況等の迅速な把握を行い、市災害医療コーディネーターの医学的な助言に基づき災害医療体制を確保する。

また、傷病者や医療救護班等の搬送については、民間事業者等との連携も踏まえ、緊急度や搬送人数等に応じた体制を確保する。

加えて、在宅療養患者のための支援体制を構築する。

2. 医薬品等の確保に向けて、薬剤師会や事業者と連携した供給体制の強化

医薬品や医療資器材の確保に向けて、小平市薬剤師会や医薬品等の卸売販売業者と連携した供給体制を強化する。

3. 検視・検案体制の構築及び火葬体制の確保

震災時における遺体の検視・検案等に関しては、速やかな検視・検案等に資するため、関係機関や都との連携により、検案医等の体制や情報連絡体制を確保する。

また、震災時における遺体の火葬に関しては、関係機関や都との連携により遺体の搬送体制及び広域火葬体制を確保する。

第3節 具体的な取組

《予防対策》

対策一覧	担当
1 初動医療体制等の整備	防災危機管理課、健康推進課、高齢者支援課、障がい者支援課、環境政策課、小平市医師会等、小平消防署、多摩小平保健所
2 医薬品・医療資器材の確保	防災危機管理課、健康推進課、小平市薬剤師会、災害拠点病院等
3 遺体の取扱い	市民課、協定事業者、関係機関

1. 初動医療体制等の整備

1-1. 情報連絡体制等の確保

災害時に効果的な医療救護活動を行うためには、正確な被害状況等の把握と医療機関等との情報連絡が必要であることから、医療機関等との情報連絡体制を構築する。

また、医療救護活動等を統括・調整するために必要な医療情報を集約・一元化し、医療救護活動等に関する医学的な助言を行う、小平市災害医療コーディネーターを設置する。

(1) 小平市災害医療コーディネーターの任命

市（防災危機管理課、健康推進課）は、市内の医療救護活動等を統括・調整するために、医学的な助言を行う市災害医療コーディネーターを任命する。

(2) 市内の医療機関及び地区医療救護班等との連絡体制の強化

市（健康推進課）は、市災害医療コーディネーターを中心に市内の被災状況や医療機関の活動状況等について迅速に把握できるように、情報連絡体制を構築する。

(3) 発災後における医療救護所及び医療救護活動拠点の設置

都と連携し、二次保健医療圏医療対策拠点及び市管内の関係機関との情報連絡体制を構築する。

(4) 市医師会等の連絡体制の確保

市医師会等は、市内の医療機関等との連絡体制の確立のため、震災により市域に甚大な被害が生じた場合に、初動の応急医療活動を円滑に実施できるよう、その会員との連絡手段の確保に努める。

1-2. 医療救護活動等の確保

市（健康推進課）、東京消防庁小平消防署、市医師会等は、多摩小平保健所と連携し、震災時において、緊急を要する傷病者等に対する迅速かつ的確な医療救護活動が実施できるよう対策を講じる。

(1) 市内の医療機関、地区医療救護班、地区歯科医療救護班、地区薬剤師班等の確保

市（防災危機管理課、健康推進課）は、医療救護班、歯科医療救護班及び薬剤師班等を編成できるように、市医師会、市歯科医師会及び市薬剤師会等と連携し即応体制を確保する。

(2) 医療救護所の設置場所及び体制の確保

市（防災危機管理課、健康推進課）は、災害拠点病院等の近接地等（病院開設者の同意があ

る場合は、病院敷地内を含む。)に、あらかじめ緊急医療救護所の設置場所を確保する。

緊急医療救護所を設置する医療機関等と連携し、あらかじめ設置場所、運営方法等について手順を定め、医療救護体制を確保する。

緊急医療救護所において、トリアージ訓練を実施するとともに、必要資器材を整備する。

避難所運営訓練等において、避難所医療救護所の設置及び活動訓練を実施するとともに、必要資器材を整備する。

(3) 医療救護活動拠点の設置場所及び体制の確保

市(防災危機管理課、健康推進課)は、医療救護活動拠点の設置場所、運営方法等についてあらかじめ手順を定めるとともに、必要資器材を整備する。

医療救護活動拠点の設置、運営を踏まえた訓練を実施し、運営体制の強化に努める。

医療救護活動拠点においては、市災害医療コーディネーターを中心に、医療救護所や在宅療養者の医療支援に関する調整・情報交換等を行うことができるように、体制を整備する。

(4) 在宅療養者の医療支援、搬送体制の整備

市(防災危機管理課、高齢者支援課、障がい者支援課、健康推進課)は、保健所と連携し在宅難病患者の状況把握に努めるとともに、都への支援要請の手順を明確にする。

東京都在宅人工呼吸器使用者災害時支援指針に基づき、「災害時個別支援計画」を作成し、「在宅人工呼吸器使用者災害対策リスト」を整備しておくとともに、都への支援要請の手順を明確にする。

市医師会や東京都透析医会と連携し透析患者等への災害時の医療支援に関する体制を整備する。

(5) 東京消防庁小平消防署の連携体制の確保

小平消防署は、東京DMA Tが出場する場合に備え、訓練等により連携活動体制の確保に努める。

(6) 市医師会等における準備

市医師会等は、市との協定における活動内容が発災時に円滑かつ効果的に実施できるよう、あらかじめ対策を講じておくものとする。

1-3. 負傷者等の搬送体制の整備

市(防災危機管理課、健康推進課)は、負傷者及び市が派遣する医療救護班の搬送方法の検討を行う。車両等を保有する関係機関との新たな協定締結に向けて取り組み、更に搬送手段の拡充を図る。

また、医療救護所における傷病者の搬送体制の確保に取り組む。

1-4. 防疫体制の整備

震災時には、水道等のライフラインの寸断や家屋の被災等により、衛生環境が悪化し、各種感染症が発生するおそれがある。このため、家屋内外の消毒を実施するとともに、感染症の発生、まん延を防止するため、各種検査や予防措置を行う必要がある。

市(防災危機管理課、健康推進課、環境政策課)は、防疫用資器材の備蓄及び調達・配布計画の策定に取り組む。

また、都や東京都獣医師会等と連携し、動物救護活動への協力体制を整備する。

2. 医薬品・医療資器材の確保

2-1. 医薬品・医療資器材の確保

医療救護班等が医療救護活動を実施するためには、災害の推移に応じた医薬品・医療資器材を確保する必要があり、必要量の備蓄に努めるとともに、市薬剤師会及び医薬品卸売販売業者と連携した供給体制を構築する。

(1) 小平市

市（防災危機管理課、健康推進課）は、次の事項に取り組む。

① 医療救護班用及び避難所用の医薬品等を備蓄

市医師会等と協議のうえ、医療救護所や避難所等で使用する医薬品等を備蓄するよう努める。備蓄量は発災から3日間で必要な量を目安とする。

ランニングストック方式等による備蓄について、関係機関との連携・協力体制を強化する。

② 医薬品卸売販売業者からの供給体制を確保

医薬品等の供給を円滑に行うため、医薬品卸売販売業者と締結した協定に基づき、供給体制を確認する。

医薬品等の調達方法（卸売販売業者への発注方法等）について、あらかじめ具体的に市薬剤師会及び卸売販売業者と協議しておく。

(2) 医療機関等

① 市薬剤師会

市薬剤師会は次の事項に取り組む。

ア 医薬品・医療資器材の備蓄等

市薬剤師会の会員は、災害時においても業務を継続できるようBCP（業務継続計画）を作成し、それに基づき医薬品・医療資器材のランニングストック方式等による備蓄に努める。

イ 災害時の情報連絡体制を整備

市薬剤師会は、医薬品・医療資器材の確保を円滑に実施できるよう、その会員との連絡手段の確保に努める。

② 災害拠点病院等

災害拠点病院等は、災害時の医療救護等を円滑に実施するため、医薬品・医療資器材の備蓄に努める。

災害拠点病院は、3日分程度の医薬品・医療資器材を備蓄する。

災害拠点連携病院、災害医療支援病院、診療所及び歯科診療所は、災害時においても診療を継続できるようBCP（業務継続計画）を作成し、それに基づき医薬品等の備蓄に努める。

2-2. 小平市災害薬事センターの設置

市（健康推進課）は市薬剤師会等と連携し、医療救護所や避難所等への医薬品等の供給拠点となる「小平市災害薬事センター」を発災後速やかに小平市健康センターに設置し、市薬剤師会より災害薬事コーディネーターを指定し災害時における医薬品等の適切な供給を行える体制を構築する。

(1) 小平市

市（防災危機管理課、健康推進課）は、市薬剤師会と連携し、災害薬事コーディネーター、

運営方法、卸売販売業者からの調達方法や納入先、及び納入先への搬送方法等具体的な活動内容について協議しておく。（卸売販売業者は、原則として、医療救護所で使用する医薬品は直接各医療救護所へ、避難所で使用する医薬品は市の災害薬事センターへ納品する。）

（２）市薬剤師会

市薬剤師会は、その会員から災害薬事コーディネーターをあらかじめ指定する。災害薬事コーディネーターを指定した場合は、市に通知し連絡体制を確保する。

市と連携し、災害薬事センターの運営方法、医薬品卸売販売業者からの調達方法をあらかじめ協議する。

3. 遺体の取扱い

3-1. 小平市

震災により、行方不明者や死亡者が発生すると想定されている。行方不明者の搜索、遺体の収容、検視・検案等の各段階において、市及び関係機関が相互の役割を理解し、連携して取り組む体制を整備する。

市（市民課）は、次の事項に取り組む。

（１）遺体収容場所の管理・運営等に関する条件整備

次の事項についてあらかじめ関係機関と協議を行い、条件整備に努める。

- ・遺体収容所の管理者の指定等、管理全般に関する事項
- ・行方不明者の搜索、遺体搬送に関する事項
- ・検視・検案未実施遺体の一時保存等の取扱いに関する事項
- ・遺体収容所設置等に供する資器材の確保、調達、保管及び整備に関する事項

（２）行方不明者の搜索・遺体の収容体制の構築

協定事業者との協力のもと、作業員の雇用やボランティアの確保を検討する。

① 遺体収容所の事前指定・公表

死者の尊厳や遺族感情への配慮、効率的な検視・検案・身元確認の実施に資するよう、次の条件を満たす施設を事前に指定・公表するよう努める。

- ・屋内施設であること
- ・避難所や医療救護所など他の用途と競合しない施設
- ・検視・検案も実施可能な一定の広さを有する施設
- ・身元不明者の一時保存場所として使用可能な施設
- ・水、通信等のライフライン及び交通手段の確保についても、可能な限り考慮する。

② 死亡届の受理・火葬許可証等の発行等

死亡届を受理した後に、速やかに火葬許可証を発行できるよう、必要書類の事前準備等に努める。

《**応急対策**》

対策一覧	担当
1 初動医療体制等の構築	救護班、避難班、秘書広報班、受援班、環境衛生班、小平市災害医療コーディネーター、小平市医師会等、医療機関、多摩小平保健所、東京都保健医療局、東京都福祉局、関係機関
2 医薬品・医療資器材の供給	本部班、救護班、小平市薬剤師会、東京都保健医療局、医薬品卸売販売業者
3 医療施設の確保	救護班
4 行方不明者等の搜索、遺体の検視・検案・身元確認等	調査協力班、秘書広報班、小平市医師会、小平市歯科医師会、警視庁、小平警察署、東京都総務局、東京都保健医療局

【医療救護活動におけるフェーズ区分】

区分	想定される状況
0 発災直後 (発災～6時間)	建物の倒壊や火災等の発生により、傷病者が多数発生し、救出・救助活動が開始される状況
1 超急性期 (6～72時間)	救助された多数の傷病者が医療機関に搬送されるが、ライフラインや交通機関が途絶し、被災地外からの人的・物的支援の受け入れが少ない状況
2 急性期 (72時間～1週間程度)	被害状況が少しずつ把握でき、ライフライン等が復旧し始めて、人的・物的支援の受け入れ体制が確立されている状況
3 亜急性期 (1週間～1か月程度)	地域医療やライフライン機能、交通機関等が徐々に復旧している状況
4 慢性期 (1～3か月程度)	避難生活が長期化しているが、ライフラインがほぼ復旧して、地域の医療機関や薬局が徐々に再開している状況
5 中長期 (3か月以降)	医療救護所がほぼ閉鎖されて、通常診療がほぼ回復している状況

【主な医療救護活動】

災害時の医療救護活動のフェーズ区分と必要な活動

全体概要	フェーズ0 発災直後	フェーズ1 超急性期	フェーズ2 急性期	フェーズ3 重急性期	フェーズ4 慢性期	フェーズ5 中長期
	発災～6時間まで	72時間まで	1週間程度まで	1か月程度まで	3か月程度まで	3か月程度以降
医療ニーズ	外傷治療・救命救急のニーズ			慢性疾患治療、被災者・支援する職員等の健康管理、公衆衛生的なニーズ		
必要な医療救護活動	都内全項の広域的な活動			区市町村中心の救護活動		
① 区市町村		緊急医療救護所の設置・運営				
区市町村災害医療コーディネーター		地区医療救護班・歯科医療救護班・薬剤師等の派遣				
		避難所医療救護所・医療救護活動拠点・災害集積センターの設置				
② 都	災害医療コーディネーターの参集 医療対策拠点の設置					
東京都災害医療コーディネーター	東京DMATの活動					
地域災害医療コーディネーター		都医療救護班・歯科医療救護班・薬剤師等の派遣				
		主に日本DMATによる支援活動				
			主に他道府県の医療救護班による支援活動			
③ 災害拠点病院			東京DPAT（他県DPAT）の派遣			
		主に重症者の収容・治療			平常時の医療体制へ徐々に移行	
④ 災害拠点連携病院						
		主に中等症者又は容態の安定した重症者の収容・治療			平常時の医療体制へ徐々に移行	
⑤ 災害医療支援病院						
⑥ 診療所等		診療継続または区市町村の定める医療救護			平常時の医療体制へ徐々に移行	

※ 被害状況等により、活動期間は、長期化または短縮します

1. 初動医療体制等の構築

災害発生時に、効果的かつ効率的に医療救護活動を行うためには、正確に被害情報を収集・把握・集約するとともに、医療機関との情報連絡体制を確立することが重要である。そのため、災害発生時には次の取組を実施する。

1-1. 医療情報の収集伝達

市及び関係機関は、医療機関の被害状況や活動状況、医療救護所の情報等について迅速かつ的確に把握する。

(1) 小平市

市（救護班）は、多摩小平保健所、市医師会等、市災害医療コーディネーター及び市災害薬事コーディネーターと連携し、人的被害・市内医療機関の被災状況や活動状況、医療救護所の情報等を把握し、圏域内の医療対策拠点（東京都地域災害医療コーディネーター）に報告する。

また、地域住民に対する相談窓口の設置を行う。

市（秘書広報班）は、医療救護所の設置状況、医療機関の活動状況について、防災行政無線、ホームページ、防災・防犯緊急メールマガジン等を活用するほか、公共施設や避難所等でも市民に周知できるよう、施設管理者や避難班に掲示を依頼する。

(2) 関係機関

① 小平市災害医療コーディネーター

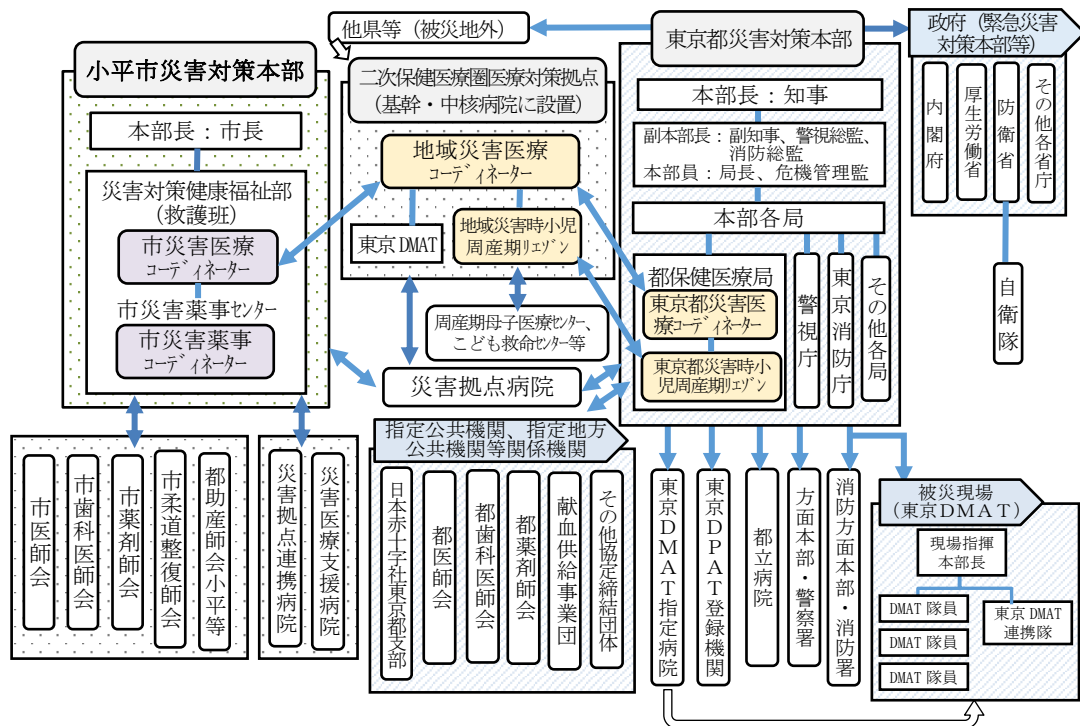
市災害医療コーディネーターは、各医療機関から被害状況や活動状況、医療救護所の情報等を集約・一元化し、医療救護活動等に関する医学的助言を加え、市に通知する。

② 小平市医師会等

市医師会等は、各医療機関の人的被害状況及び医療機関（災害拠点病院、都立病院、救急告示機関を除く、病院、診療所、歯科診療所及び薬局）の被害状況・活動状況について把握し、市に報告する。

(3) 連携体制

【発災直後の医療連携体制（イメージ）】



(4) 関係機関との連絡手段

市及び関係機関は、EMIS（広域災害救急医療情報システム）やFAX、防災行政無線等を活用し、医療機関の被害状況や稼働状況を把握・共有する。

また、情報連絡手段については、避難所等に配置されている防災行政無線を用いることを原則とし、その他通信手段の確保に努めるものとする。

1-2. 初動期の医療救護活動体制

(1) 小平市

市（救護班、避難班）は、災害時における医療救護を一次的に実施する。

医療救護活動拠点を小平市健康センターに設置し、市災害医療コーディネーターの助言を受け、市内の医療救護活動等を統括・調整をする。

超急性期には、予め定めた災害拠点病院等の近接地等に緊急医療救護所を設置・運営し、急性期以降には、避難所等に避難所医療救護所を設置するほか、定点・巡回診療を実施する。また、在宅療養者への医療支援についての調整も行う。

医療救護班、歯科医療救護班及び薬剤師班等を編成できるように、市医師会等と協定を締結し、災害時は協定に基づき、医療救護を実施するよう要請する。

医療救護体制が不足する場合には、東京都地域災害医療コーディネーターに応援を求めるほか、都に対し応援を要請する。

(2) 関係機関

関係機関の役割は次のとおりである。

機関	役割
東京消防庁 小平消防署	都及び民間救急事業者と連携して、可能な範囲で救急隊を派遣する。 また、東京DMATと連携して、救命処置等を実施する。

多摩小平保健所	公衆衛生的見地から、地域災害医療コーディネーター及び市を支援する。
小平市医師会	市から「災害時の医療救護活動についての協定」に基づく医療救護班の派遣要請があった場合は、ただちに医療救護班を派遣して、医療救護活動を行う。 災害の状況により、自主的な判断に基づき、要請を待たずに医療救護活動を実施する。
小平市歯科医師会	市から「災害時の歯科医療救護活動についての協定」に基づく歯科医療救護班の派遣要請があった場合は、ただちに歯科医療救護班を派遣して、医療救護活動を行う。 災害の状況により、自主的な判断に基づき、要請を待たずに歯科医療救護活動を実施する。
小平市薬剤師会	市から「災害時の救護活動についての協定」に基づく薬剤師班の派遣要請があった場合は、ただちに薬剤師班を派遣して、救護活動を行う。 災害の状況により、自主的な判断に基づき、要請を待たずに救護活動を実施する。
小平市柔道整復師会	市から「災害時の救護活動についての協定」に基づく柔道整復師班の派遣要請があった場合は、ただちに柔道整復師班を派遣して、救護活動を行う。 災害の状況により、自主的な判断に基づき、要請を待たずに救護活動を実施する。
東京都助産師会 小平・小金井地区分会	市から「災害時における妊産褥婦・乳幼児等支援活動に関する協定」に基づく助産師班の派遣要請があった場合は、ただちに助産師班を派遣して、救護活動を行う。 災害の状況により、自主的な判断に基づき、要請を待たずに救護活動を実施する。

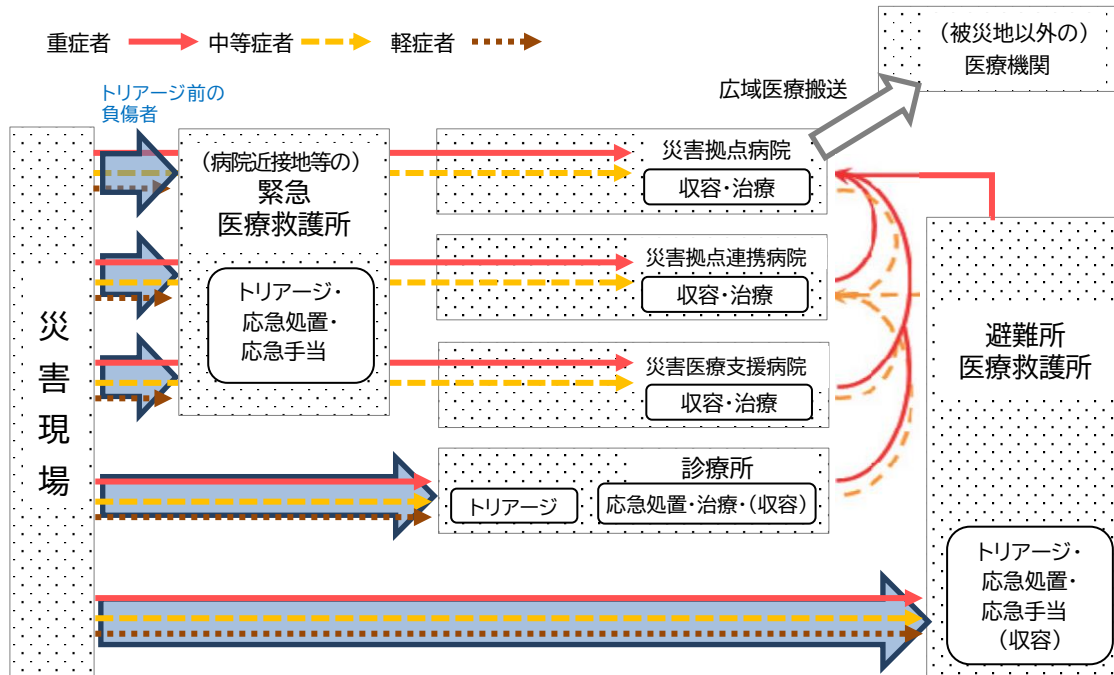
(3) 医療機関の役割

各医療機関の役割及び傷病者の流れは次のとおりである。

【市内医療機関の指定区分と役割】

指定区分	役割	医療機関
災害拠点病院	●主に重症者の収容・治療を行う。	公立昭和病院
災害拠点連携病院	●主に中等症者や容態の安定した重症者の治療・収容を行う。	
災害医療支援病院	《専門医療を担う病院》 ●災害時において医療機能の継続が求められる小児医療への対応を行う病院は、既存のネットワーク等の連携体制を活用して、災害時に不足する医療機能の確保に努める。 《主に慢性疾患を担う病院》 ●慢性疾患への対応や市地域防災計画に定める医療救護活動や診療継続に努める。	多摩済生病院 一橋病院 緑成会病院 南台病院 晴生会東京病院 国立精神・神経医療研究センター病院 小平中央リハビリテーション病院 むさしの救急病院
診療所等	《専門医療を行う診療所》 ●透析医療機関、産婦人科及び有床診療所は、原則として診療を継続する。 《一般診療所等》 ●上記以外の診療所、歯科診療所及び薬局については、本計画に定める医療救護活動や診療継続に努める。	

【初動期における被災傷病者の流れ】



【近隣の東京都災害拠点病院一覧】

(令和6年10月1日現在)

病院名	所在地	電話番号	備考
北多摩北部保健医療圏			
公立昭和病院	小平市花小金井 8-1-1	042-461-0052	地域災害拠点 中核病院
佐々総合病院	西東京市田無町 4-24-15	042-461-1535	
多摩北部医療センター	東村山市青葉町 1-7-1	042-396-3811	
国立病院機構東京病院	清瀬市竹丘 3-1-1	042-491-2111	
北多摩西部保健医療圏			
東大和病院	東大和市南街 1-13-12	042-562-1411	
国立病院機構災害医療センター	立川市緑町 3256	042-526-5511	広域基幹災害 医療センター
立川病院	立川市錦町 4-2-22	042-523-3131	

(4) 小平市災害医療コーディネーターの設置

市は次のとおり、市災害医療コーディネーターを設置する。

① 役割

市が医療救護活動等を統括・調整するために必要な医療情報を集約・一元化し、医療救護活動等に関する医学的助言を行う。

災害時に医療救護活動拠点における「小平市連絡調整会議」の医療に関わる中心的な役割を担うほか、東京都地域災害医療コーディネーター等関係機関との情報連絡体制を構築する。

② 具体的な職務

市災害医療コーディネーターは、大規模災害時において、市長の要請に基づき、小平市災害対策本部または医療救護活動拠点に参集し、次の職務に関する統括・調整を行うための医学的助言を行う。

- ・市の医療救護活動方針の策定に関すること。
- ・医療チームの配分調整に関すること。
- ・医療情報の収集提供に関すること。
- ・医療救護班の活動に関すること。
- ・収容先医療機関の確保に関すること。
- ・東京都地域災害医療コーディネーターとの連絡調整に関すること。
- ・その他医療救護に関すること。

③ 具体的な活動内容

対象期間	活動内容
超急性期まで (発災～72時間)	<ul style="list-style-type: none"> ・継続診療可能な市内医療機関の把握・情報提供 ・医療救護班等の編成の連絡・調整 ・トリアージポスト及び緊急医療救護所の設置場所及び設置要否の指導・助言 ・歯科医師会、薬剤師会、柔道整復師会、助産師会との連絡調整 ・東京都地域災害医療コーディネーターとの連絡・調整（重傷者の受入れ、広域搬送等について） ・医療救護活動拠点における、「連絡調整会議」の総括 など
概ね急性期以降（72時間～）	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所等への医療救護所の設置場所及び設置要否の指導・助言 ・避難所等の巡回診察の要否及び巡回スケジュールの調整 ・市外からの派遣医療救護班の受入れ調整 ・市が定める医療救護活動方針に対する医学的な助言 ・病院や医療救護所の人的・物的資源に関する、医療チームの配分調整に対する医学的な助言 など

(5) 具体的取組

① 医療救護所の設置

小平市（救護班）は、次の事項に取り組む。

緊急医療救護所の設置

発災から超急性期（発災～72時間）において災害拠点病院等の近接地等に設置・運営し、主に傷病者のトリアージ、軽症者に対する応急処置及び搬送調整を行う。

医療機関に設置する緊急医療救護所は、当該医療機関の敷地内もしくは近接地に設置する。

緊急医療救護所と併せて、トリアージポストを設置する。

避難所医療救護所の設置

概ね急性期以降（発災から72時間以降）において、避難所等での慢性疾患治療、避難者の健康管理や公衆衛生的ニーズに対応するため、避難所等に医療救護所を設置し、避難者に対する健康相談、診察、歯科診療、服薬指導等を行う。

医療救護所を設置する場所及び設置順位

原則として次表のとおりとし、市災害医療コーディネーターに助言を求め決定する。

医療救護班等の派遣要請

市災害医療コーディネーターと連携し、医療救護所において医療救護活動を実施する医療救護班等の派遣を要請する。

医療救護所の市民への周知

小平市（秘書広報班）は、医療救護所等を設置した場合、防災行政無線等を通じて、市民に広く周知する。

【緊急医療救護所の設置場所等】

	設置順位	設 置 場 所
緊急医療救護所	第1	災害拠点病院 ・ 公立昭和病院
	第2	災害医療支援病院 ・ 多摩済生病院 ・ 一橋病院 ・ 緑成会病院 ・ 南台病院 ・ 晴生会東京病院 ・ 国立精神・神経医療研究センター病院 ・ 小平中央リハビリテーション病院 ・ むさしの救急病院
	第3	被災現場
	第4	その他必要と認める場所

【避難所医療救護所の設置場所等】

	設置順位	設 置 場 所
避難所医療救護所	第1	避難所等で災害対策本部長が決定する場所 ・ 原則として避難者が500人以上の避難所及び福祉避難所に設置する。
	第2	その他必要と認める場所

② 医療救護活動拠点の設置

市（救護班）は、超急性期（発災～72時間）までに、医療救護活動拠点を設置する。

医療救護活動拠点は原則として小平市健康センターに設置する。医療救護活動拠点には、必要に応じて、市医師会等からの連絡要員の派遣を要請する。医療救護活動拠点は市医師会等及び災害対策本部との連絡手段を確保する。

医療救護活動拠点を設置したことを東京都の医療対策拠点に報告する。

③ 医療救護班等の編成

ア 小平市

- ・ 医療救護班の編成・派遣の要請

市（救護班）は、医療救護所等に対し、医療救護班等を派遣する。なお、派遣にあたっては、市災害医療コーディネーターの助言を受けたうえで決定し、市医師会等の関係機関に対して、編成・派遣を要請する。

- ・ 医療救護活動の応援（医療チーム）要請

市の対応能力のみでは十分でないと認められる場合は、医療対策拠点に対して、医療チームの派遣を要請する。

- ・ 東京都の医療救護活動への協力

災害救助法適用後、市は都の指示に従い、都が実施する医療救護活動等に協力する。

イ 市医師会

市医師会は、市から「災害時の医療救護活動についての協定」に基づく医療救護班の派遣要請があった場合は、医療救護班を編成し、医療救護所等へ派遣する。

医療救護班の編成は、原則として医師1名、看護師1名、事務員1名とする。

ウ 市歯科医師会

市歯科医師会は、市から「災害時の歯科医療救護活動についての協定」に基づく歯科医

療救護班の派遣要請があった場合は、歯科医療救護班を編成し、医療救護所等へ派遣する。

歯科医療救護班は、原則として歯科医師1名、歯科衛生士1名、事務員1名とする。

エ 市薬剤師会

市薬剤師会は、市から「災害時の救護活動についての協定」に基づく薬剤師班の派遣要請があった場合は、薬剤師班を編成し、医療救護所等へ派遣する。

薬剤師班は、原則として薬剤師3名で1班とする。

オ 市柔道整復師会

市柔道整復師会は、市から「災害時の救護活動についての協定」に基づく柔道整復師班の派遣要請があった場合は、柔道整復師班を編成し、医療救護所等へ派遣する。

柔道整復師班の編成、構成人員、編成数は、災害の状況に応じ決定する。

カ 東京都助産師会小平・小金井地区分会

東京都助産師会小平・小金井地区分会は、市から「災害時における妊産褥婦・乳幼児等支援活動に関する協定」に基づく助産師班の派遣要請があった場合は、助産師班を編成し、医療救護所等へ派遣する。

助産師班の編成、構成人員、編成数は、災害の状況に応じ決定する。

④ 他自治体からの応援医療救護班等の受入れ

市（受援班、救護班）は、都の相互応援協定等に基づく市外からの応援による医療救護班及び歯科医療救護班、ボランティアの医療従事者等の受入れを円滑に実施するための受入要請体制を確立するとともに、その活動拠点等を確保する。

また、市外からの応援班の統括として、複数の医療救護班、歯科医療救護班及びボランティアによる救護班などが共同で活動する場合には、市災害医療コーディネーターの助言を受けて統括する。

⑤ 市連絡調整会議の開催

市（救護班、避難班）は、医療救護活動拠点において、原則として朝夕等に市連絡調整会議を実施する。

市連絡調整会議の座長は、市災害医療コーディネーターとし、原則として医療救護活動に従事している医療救護班等が参加するものとする。

市連絡調整会議では、医療救護所や在宅療養者支援等の状況に関する情報交換や、必要となる医療救護活動等について検討を行う。

1-3. 負傷者等の搬送体制

(1) 負傷者の搬送

① 小平市

市（救護班）は、被災現場から緊急医療救護所・避難所医療救護所までの搬送手段を確保する。

緊急医療救護所・避難所医療救護所において、負傷者のうち、災害拠点病院等に収容する必要がある重傷者が発生した場合、市で搬送可能かを判断し、可能であれば、搬送協定を締結している事業者へ搬送要請をする。

また、市による搬送が可能であれば、市が搬送する。

市による搬送が困難と判断される場合には、都保健医療局に搬送を依頼する。

② 東京消防庁小平消防署

小平消防署は、搬送は、被災現場等から医療機関への重症者の搬送を優先し、あらかじめ定められた基準に基づく搬送順位に従い、搬送先施設等の受入体制を確認し行う。
負傷者等の医療機関への搬送は、状況に応じて、都保健医療局と連携して行う。

③ 東京都

都（保健医療局）は、東京消防庁等の関係機関と調整して、搬送手段を確保する。
都が締結している協定締結団体等による重傷者等の広域搬送を実施する。

(2) 医療スタッフの搬送

市が派遣する医療救護班等の医療スタッフについては、あらかじめ定められた基準に基づく搬送順位に従い、搬送先施設等の受入体制を確認して、市（救護班）が搬送する。

車両を有する民間事業者等の協力を得るなど、搬送手段の確保に努める。

状況に応じて、小平消防署への要請、庁用車の活用、医療救護班が使用した車両、その他民間事業者等の手段を活用する。

1-4. 保健衛生体制の構築**(1) 小平市及び関係機関****① 小平市**

市（救護班、受援班、環境衛生班）は、保健衛生体制構築に関して、次の事項に取り組む。

- ・被災市民に対する健康に関する相談を行う。
- ・都保健医療局と協議のうえ、市単独では対応が困難な場合は、都の応援要請を行うほか、応援協定に基づき、他県市に保健活動班の派遣を要請する。
- ・派遣職員の受入れ及び搬送体制の確立、並びに活動拠点の確保を図る。
- ・都及び東京都獣医師会等が協働して設置する動物救援本部が実施する被災動物の保護等への協力を、市獣医師会及び関係団体等と連携して行う。

② 東京都

都（福祉局、保健医療局）、多摩小平保健所は、避難所や保健医療福祉関連施設等の被災状況を把握する。

市が行う避難者や在宅生活者の健康相談の支援、環境・食品営業施設等の監視指導等を行う。また、被災状況に応じた保健衛生活動の総合的な調整を行う。

保健衛生全般に関する「情報センター」として被災住民や営業施設等に対し、必要な情報を速やかに提供する。

都（保健医療局）は、DHEATに関する総合的な連絡調整を行う。

また、市からの要請に基づき、国等に対しDHEATの派遣を要請する。

(2) 具体的取組**① 保健活動****ア 小平市**

市（救護班、受援班）は、巡回健康相談等を行うため、保健師・管理栄養士その他必要な職種からなる職員を避難所等に派遣する。

保健活動は、都環境衛生指導班や都食品衛生指導班と連携し、避難住民等の健康管理に関する活動を行う。また、避難所における健康相談、地域における巡回健康相談、栄養相談、その他必要な保健活動を行う。

なお、避難所等での保健活動を行うにあたり、市（救護班、避難班）の保健師は、被災状況等に応じて、適宜、連携して対応する。

派遣職員の受入れ及び搬送体制の確立、並びに活動拠点の確保を図る。

イ 東京都

都（保健医療局）、多摩小平保健所は、保健活動に関する総合的な連絡調整を行い、市における保健活動が円滑に行われるよう支援する。

また、市と協議のうえ、必要に応じて応援協定に基づき、他県市に保健活動班の派遣を要請する。

ウ 東京都助産師会小平・小金井地区分会

東京都助産師会小平・小金井地区分会は、市から「災害時における妊産褥婦・乳幼児等支援活動に関する協定」に基づく助産師班の派遣要請があった場合は、ただちに助産師班を避難所等へ派遣し、妊産褥婦、乳幼児等への保健指導を実施する。

② 地域精神保健活動

ア 小平市

市（救護班）は、精神保健に関する情報を収集し、市民へ情報を提供するよう努める。被災状況に応じて、東京D P A T等の派遣を要請する。

イ 東京都

都（福祉局）、多摩小平保健所は、都全体の精神保健に関する情報を収集し、迅速に市へ提供し、東京都全域及び区市町村間の精神保健医療に関する連絡調整を行う。

また、被災区市町村の要請に基づき、東京D P A T及び他県D P A Tを派遣する。

避難所等での精神疾患の急性増悪者等への対応などを行うため、災害派遣医療チーム・保健師チーム等との連携により支援を行う。また、精神保健相談、精神保健に関する普及啓発等の活動を実施する。

③ 精神医療体制の確保

ア 小平市

市（救護班）は、被災市民の心的外傷後ストレス障害（P T S D）をも視野に入れて、メンタルヘルスケア体制整備を図り、被災の状況に即して活動する。必要に応じて電話相談窓口・外来相談窓口等の開設状況等の情報を提供する。

精神科病院・診療所の外来の実施状況を把握し、市民に情報提供ができるよう努める。

イ 東京都

都（福祉局）は、被災した精神科病院の入院患者について、災害拠点精神科病院及び災害拠点精神科連携病院への受け入れを円滑に行う。また、東京精神科病院協会等と連携し、別途受け入れ先を確保する。転院については、東京D P A T及び他県D P A Tを派遣し、日本D M A T等との連携により行う。

東京D P A T及び他県D P A Tは、派遣された区市町村内の精神科医療機関の機能補完を行う。

精神科災害医療体制の状況を把握し、必要に応じて厚生労働省（D P A T事務局）及び他県の精神科病院に転院先の要請を行う。（措置入院の体制確保）

措置患者の緊急受入れについては、一時的に都立病院で行い、その後、東京都の精神科災害医療体制の中で空床状況を確認し患者を転送する。

また、措置診察体制のため指定医の確保等を行う。

④ 妊産褥婦・乳幼児への対応**ア 小平市**

市（救護班、避難班）は、東京都助産師会小平・小金井地区分会と連携し、妊産褥婦等の把握を行う。

イ 東京都助産師会小平・小金井地区分会

東京都助産師会小平・小金井地区分会は、妊産褥婦、乳幼児に対する保健指導として、避難所、福祉避難所及び要請のある在宅避難者である妊産褥婦等を巡回し、妊産褥婦及び乳幼児に対する心身両面のケア等の保健指導を行う。

⑤ 在宅難病患者への対応**ア 小平市**

市（救護班、避難班）は、多摩小平保健所と連携し、在宅難病患者の把握を行う。在宅難病者の搬送及び救護体制に必要な場合は、都に対して支援を要請する。

イ 東京都

都（保健医療局）は、市の要請に応じ、医療機関及び他道府県市等と連携し、在宅難病患者の搬送及び救護体制の支援に努める。

多摩小平保健所は、市の要請により関係機関と協力し人工呼吸器等を使用している在宅難病患者の支援を行う。

⑥ 在宅人工呼吸器使用者への対応**ア 小平市**

市（避難班）は、「東京都在宅人工呼吸器使用者災害時支援指針」を活用して作成した「在宅人工呼吸器使用者災害対策リスト」を基に、「災害時個別支援計画」で定めた方法により、在宅人工呼吸器使用者の安否確認を行う。

人工呼吸器使用者及び家族に被害状況、医療機関の開設状況等の情報を提供するとともに、できるだけ在宅療養が継続できるよう支援する。

在宅療養の継続や避難等に際し、「災害時個別支援計画」による支援が困難な場合は都へ支援を要請する。

イ 東京都

都（保健医療局）は、市からの要請に応じ、人工呼吸器使用者の支援について、医療機関及び他県市等と調整に努める。

⑦ 透析患者等への対応**ア 小平市、透析医療機関**

慢性腎不全患者の多くは、一人1回の透析に約200Lの水を使用する血液透析を週2～3回受けており、災害時にも平常時と同様の医療を要することから、適切な医療体制を確保する必要がある。

市（救護班）、透析医療機関は、医師会、東京都透析医会や透析医療機関等の協力により、透析医療機関の被災の状況、透析医療の可否について情報を収集する。

透析医療機関及び患者からの問い合わせに対し、情報を提供する。

イ 東京都

都（保健医療局）は、市からの要請に応じ、透析患者の支援について、医療機関及び他県市等と調整に努める。

⑧ 被災動物の保護**ア 東京都関係機関**

都（保健医療局）、動物愛護相談センターは、東京都獣医師会等と協働して動物救援本

部を設置し、動物救援本部が行う被災動物の保護を支援する。

また、被災動物の保護に関する相談窓口を設置する。

イ 小平市

市（環境衛生班）は、動物救援本部が実施する被災動物の保護等への協力を、市獣医師会及び関係団体等と連携して行う。

また、被災住民の動物飼育状況の把握・情報伝達を行うとともに、避難所における適正飼養の指導を行う。

2. 医薬品・医療資器材の供給

2-1. 取組の概要

(1) 小平市

市（本部班、救護班）は、発災後速やかに災害薬事センターを設置する。災害発生直後は市が備蓄している医薬品・資器材を使用する。備蓄している医薬品等に不足が生じた場合は、市が独自に調達する。調達が困難な場合には都に要請を行う。

(2) 小平市薬剤師会

市薬剤師会は、市災害医療コーディネーター、東京都地域災害医療コーディネーター及び東京都災害医療コーディネーターの業務に協力する。

市の要請を受け、災害薬事センターにおける医薬品の仕分け・管理、救護所での調剤、地区薬剤師班の調整等を行う。

(3) 東京都

都（保健医療局）は、市の医薬品・医療資器材が不足する場合に、要請に基づき、都の備蓄品を供給する。

必要に応じて医薬品集積センターを設置し、都が要請した支援物資については、そこで受入、仕分けた上で区市町村へ供給する。

2-2. 具体的取組

(1) 小平市災害薬事センターの設置

市（救護班）は、市薬剤師会と連携し、医療救護所や避難所等への医薬品等の発注・供給を調整し、災害時の薬事の拠点となる災害薬事センターを、発災後速やかに設置する。

市災害薬事センターの設置場所は、小平市健康センターとする。小平市健康センターが使用できない場合はその他公共施設等を確保する。

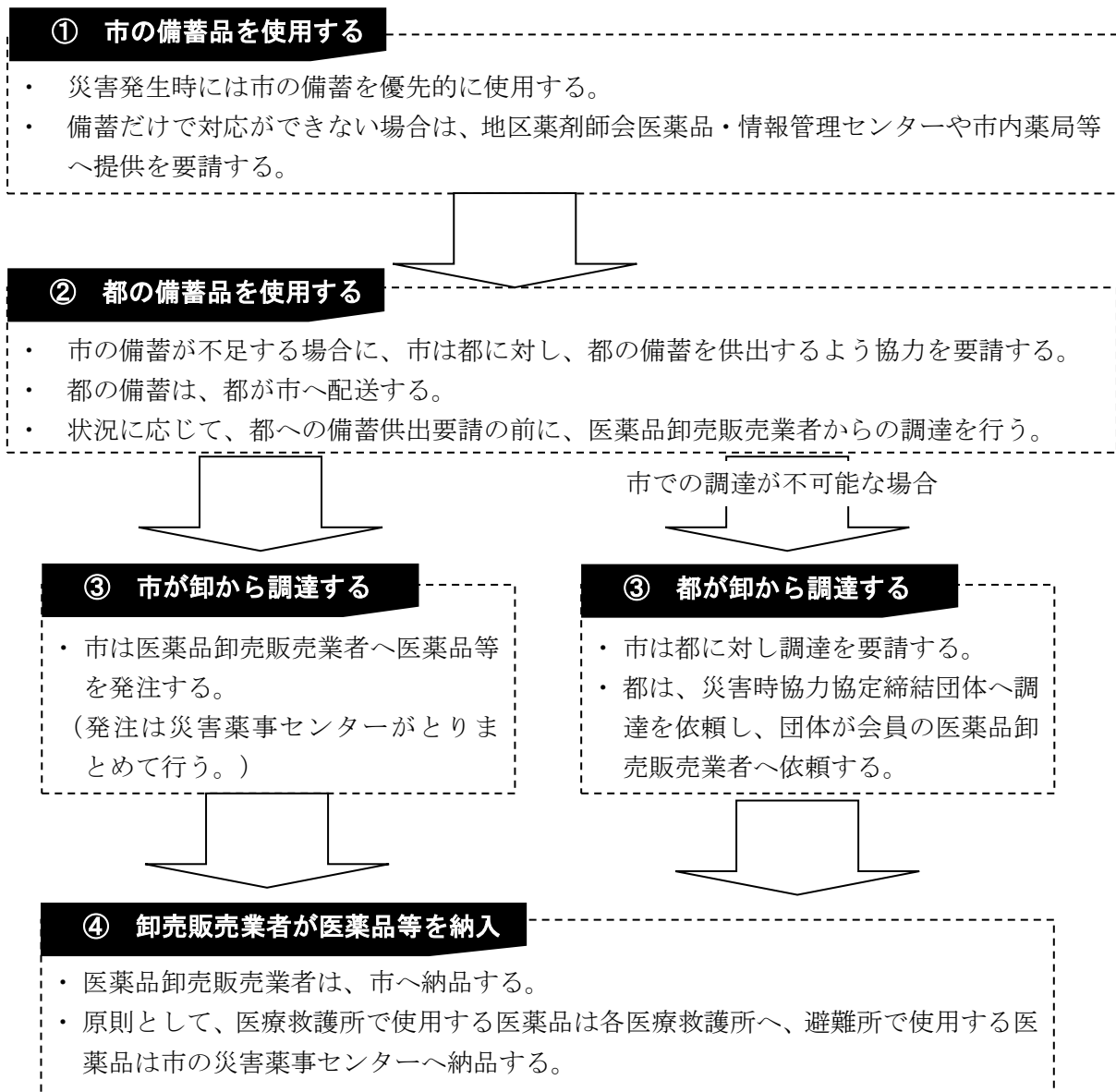
(2) 小平市災害薬事コーディネーターの業務

市災害薬事コーディネーターは、市災害医療コーディネーター及び災害拠点病院薬剤部等に協力し、地域の災害医療が円滑に進むよう薬事に関する調整を行う。また、市災害薬事コーディネーターは、市災害医療コーディネーター及び東京都地域災害医療コーディネーター、東京都災害医療コーディネーターの業務に協力する。

超急性期 (発災～72時間)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急医療救護所等で必要となる医薬品等の把握及び市備蓄品からの供給の統括 ・ 緊急医療救護所等で必要となる医薬品等の発注または調達要請及び供給管理の統括 ・ 緊急医療救護所等への薬剤師班の派遣調整
急性期以降	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療救護所、避難所等で必要となる医薬品等の発注または調達要請の統括 ・ 災害薬事センターにおける医薬品等の管理の統括 ・ 避難所等を巡回する薬剤師の派遣調整

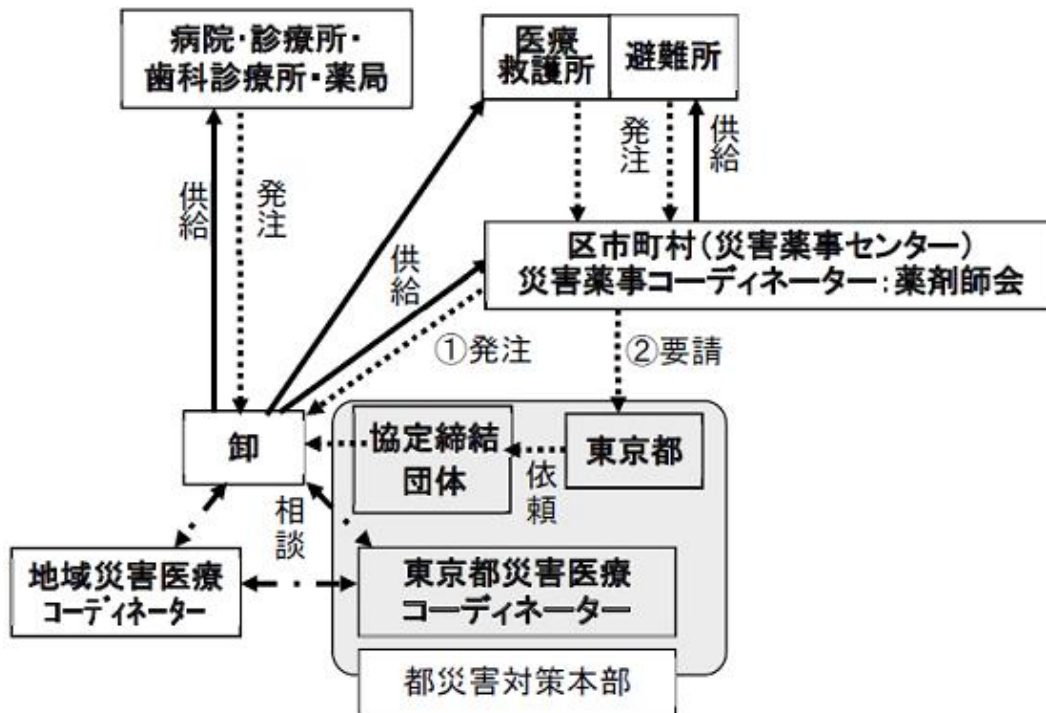
(3) 医薬品等の調達・供給体制

① 市が使用する医薬品等の調達手順



② 卸売販売業者からの医薬品調達の流れ

【卸売販売業者からの医薬品等調達の流れ（急性期以降）】



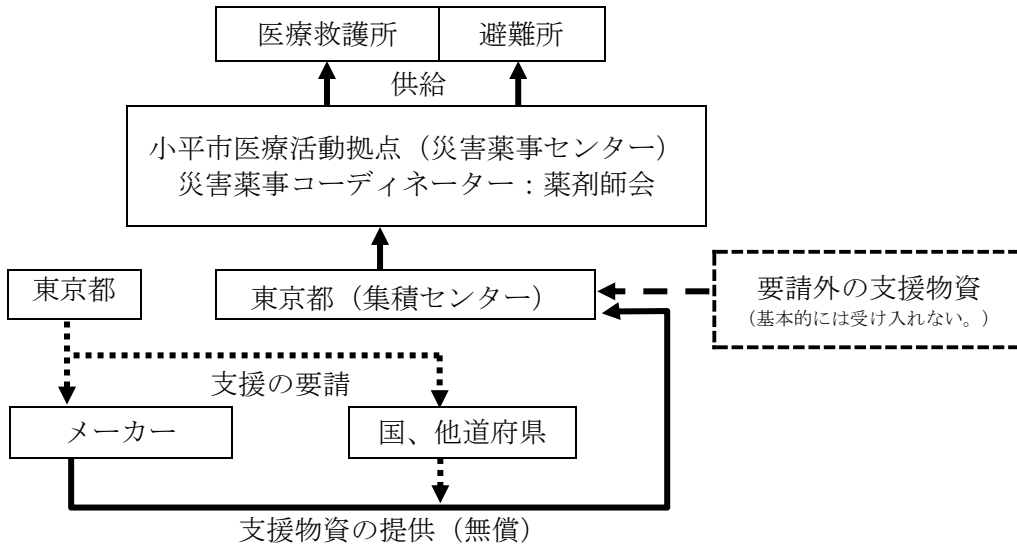
【市が使用する医薬品等の調達の流れ】

- ・市は卸売販売業者へ必要な医薬品等を発注し、卸売販売業者が市へ納品する。
 - ・市での調達が不可能な場合、市は都へ調達を要請し、都が災害時協力協定締結団体へ依頼する。団体の会員である卸売販売業者が市へ納品する。
 - ・いずれにおいても、発注（または調達要請）方法及び卸売販売業者からの納品方法は次のとおりとする。
- 《医療救護所》
- 発注方法
市災害薬事センターでとりまとめて発注（または調達要請）
 - 納品方法
卸売販売業者が各医療救護所へ直接納品
- 《避難所》
- 発注方法
市災害薬事センターでとりまとめて発注（または調達要請）
 - 納品方法
卸売販売業者は市災害薬事センターへ納品し、災害薬事センターが仕分けたうえで各避難所へ配送する。
卸売販売業者は、全ての発注に対応できない場合、原則として、災害拠点病院へ優先的に医薬品等を供給する。ただし、東京都災害医療コーディネーターの助言があった場合は、別途対応する。

③ 支援物資供給の流れ

災害時に使用する医薬品等の確保は卸売販売業者からの購入を基本とするが、都は必要に応じて、国等へ支援を要請し、都集積センターに受入れ、必要な物資を区市町村へ提供する。

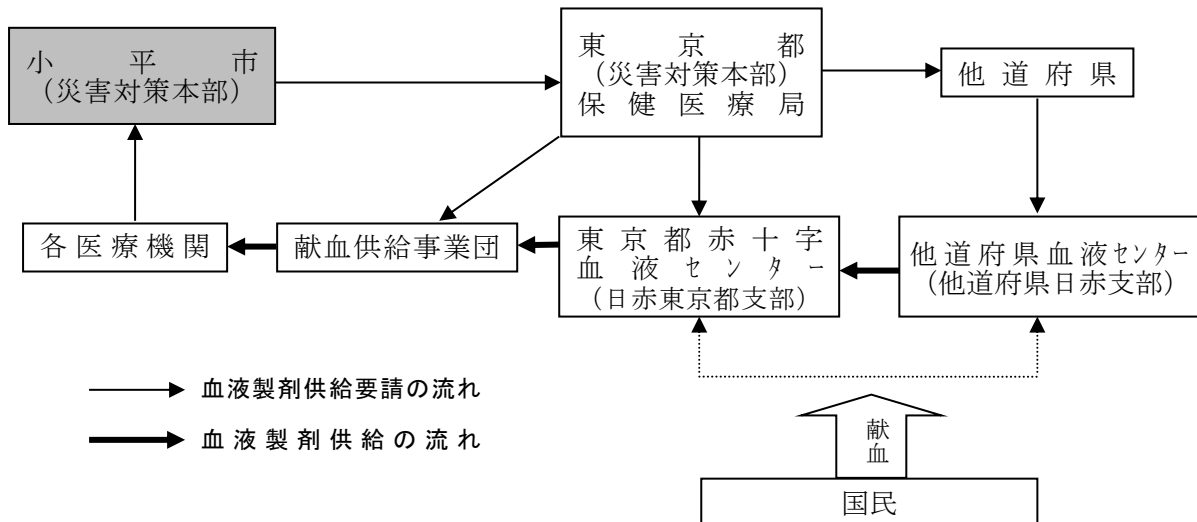
【支援物資の供給体制】



④ 血液製剤の供給要請

市（救護班）は、医療救護活動に際し、血液が必要となる状況が生じた場合に、都保健医療局に対し、血液製剤の供給について要請を行う。

【血液製剤の供給体制】



3. 医療施設の確保

市（救護班）は、市内医療機関に対し、空床利用や収容能力の臨時拡大等を要請する。他縣市への搬送が必要とされる重症患者の搬送について、災害対策本部を通じて、都へ要請を行う。

医療救護所から搬送要請を受けた場合、搬送先の医療機関を選定するとともに、搬送手段を確保し、搬送先に対し、必要な指示を行う。

4. 行方不明者等の搜索、遺体の検視・検案・身元確認等

4-1. 行方不明者等の搜索

(1) 小平市

市（調査協力班）は、都総務局、警視庁（小平警察署）等関係機関と連携し、行方不明者等の搜索に関する総括を行う。行方不明者等の搜索及び、発見した遺体の遺体収容所への収容等に協力する。

行方不明者等の搜索及びそれに伴う遺体の発見・収容を実施した場合に備え、必要な書類・帳簿を整備する。

市（調査協力班）は、要救助者の迅速な把握のため、行方不明者等について、警視庁（小平警察署）、小平消防署等から情報収集を行う。

また、東京都、警視庁（小平警察署）、小平消防署等と連携の上、行方不明者等の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより行方不明者等の絞り込みに努める。

(2) 警視庁（小平警察署）

警視庁（小平警察署）は、市が実施する遺体の搜索・収容に協力する。

行方不明者の届出受理の適正を期するとともに、情報の入手に努め、調査を実施する。身元不明者については、人相・所持品・着衣・特徴等を写真撮影するとともに、遺品を保存して身元確認に努める。

4-2. 遺体の搬送（遺体収容所まで）

(1) 小平市

市（調査協力班）は、遺族等による搬送が困難な遺体を、遺体収容所に搬送するため、警視庁（小平警察署）等関係機関に協力要請する。

搬送にあたっては、協定に基づき、搬送用の車両を確保する。また、遺体の発見者、発見日時、発見場所、発見時の状況、遺体の身元認知の有無等について可能な限り確認し、遺体収容所における遺体の受付の際に支障がないようにする。身元が明らかな遺体の搬送は、遺族等の付き添いを原則とする。

状況に応じて、都総務局及び関係機関への協力依頼等を行う。

(2) 東京都

都（総務局）は、区市町村及び関係機関等との連絡調整を実施する。状況に応じて、陸上自衛隊に対して、行方不明者の救出・救助、遺体の搬送協力の要請を行う。

4-3. 遺体収容所の設置とその活動

(1) 小平市

市（調査協力班）は、災害発生後速やかに遺体収容所を開設する。開設にあたっては、協定に基づき、必要な機材等を確保するとともに、遺体の適切な管理に必要な帳簿等を作成し、整備する。また、都（保健医療局）及び警視庁（小平警察署）に報告するとともに、住民等へ周知を行う。

状況に応じて、都（保健医療局）及び関係機関に応援を要請する。

遺体収容所に管理責任者を配置して、都等と連絡調整を実施し、都及び警視庁（小平警察署）と連携して、遺体収容所における検視・検案体制を整備する。

また、葬儀業者等の協力を得て、遺体の腐敗防止の対策を管理する。

(2) 警視庁

警視庁は、遺体収容所の開設状況の情報を収集し、遺体取扱対策本部を設置して、検視班等を編成し、派遣命令を行う。

(3) 東京都

都（保健医療局）は、市の要請に基づき、遺体収容所の開設、運営を支援する。

4-4. 検視・検案・身元確認等

(1) 小平市及び関係機関

① 遺体収容所の運営準備

市（調査協力班）は、遺体収容所における検視・検案を含めた運営の準備を行う。

検視・検案は、同一場所で集中的に実施できるよう、遺体収容所の配置区分、業務の体制整備等を決定する。

② 検視等の措置

警視庁は、検視班等を編成し、遺体収容所に派遣する。各遺体収容所等における遺体の収容状況を集約・調整のうえ、派遣された医師に検案を要請する。

検視班は、警視庁の内規等に基づき、遺体の検視及びこれに必要な措置を講じる。

③ 検案等の措置

都（保健医療局）は、監察医務院長に命じ、監察医等による検案班を編成し、遺体収容所等に派遣して、遺体の検案等の措置を講じる。検案態勢が都の対応能力のみでは不足する場合は、必要に応じて日本法医学会、都医師会等に応援を要請するとともに、都の委嘱等、必要な措置を講じる。

検視・検案に必要な資器材が不足する場合、関係団体に要請する。

(2) 協力機関

協力機関は、警視庁及び都保健医療局（監察医務院）の検視・検案責任者の指揮に基づいて、検視・検案活動に協力する。

① 小平市医師会

市医師会は、市及び都の要請に応じて、遺体の検案に協力する。

② 小平市歯科医師会

市歯科医師会は、市、都または警視庁の要請に応じて、遺体の身元確認に協力する。

(3) 身元確認に関する具体的取組**① 遺体の保管**

市（調査協力班）は、身元不明者と身元不明遺体の保管について周知する。

身元が判明している場合は、遺体処理票及び遺留品処理票を作成のうえ納棺し、氏名及び番号を記載した「氏名札」を棺に貼付する。

警視庁（身元確認班）より引き継いだ身元不明遺体の適正な保管に努め、一定期間（概ね1週間程度）を経過した身元不明遺体を火葬する。

引取人のない焼骨については、火葬場から引き取り、引取人が現れるまでの間、保管する。

身元不明遺体の遺骨を遺留品とともに遺骨遺留品保管所に保管し、1年以内に引取人が判明しない場合は、身元不明者扱いとし、都営納骨堂等に保管する。

② 身元確認

警視庁（身元確認班）は、DNA採取用器具等を活用し、効率的な証拠採取に努める。身元が判明したときは、着衣・所持金品とともに遺体引渡班に引き継ぐ。

概ね2日間身元確認調査を行っても身元が判明しない場合は、所持金品とともに遺体を市長に引き継ぐ。

市歯科医師会は、東京都から身元確認作業の協力要請があった場合は、速やかに1班につき歯科医師2名以上で構成する身元確認班（歯科医師班）を編成し、派遣する。

身元確認班（歯科医師班）は、警視庁の検視責任者の指示に基づき、必要な身元確認作業に従事する。

4-5. 市民への死亡者に関する情報提供

市（調査協力班、秘書広報班）は、大規模災害に伴う死亡者に関する広報について、都及び小平警察署と連携し、市庁舎・遺体収容所等への掲示、報道機関への情報提供、問合せ窓口の開設等、市民への情報提供を行う体制を準備する。

4-6. 遺族への遺体引渡**(1) 小平市**

市（調査協力班）は、小平警察署や関係機関と連携し、小平警察署（遺体引渡班）の指示に従って、遺体の遺族への引渡しを実施する。

(2) 警視庁小平警察署

小平警察署は、区市町村や関係機関と連携し、遺体の遺族への引渡しを実施する。

4-7. 死亡届の受理・火葬許可証等の発行等**(1) 小平市**

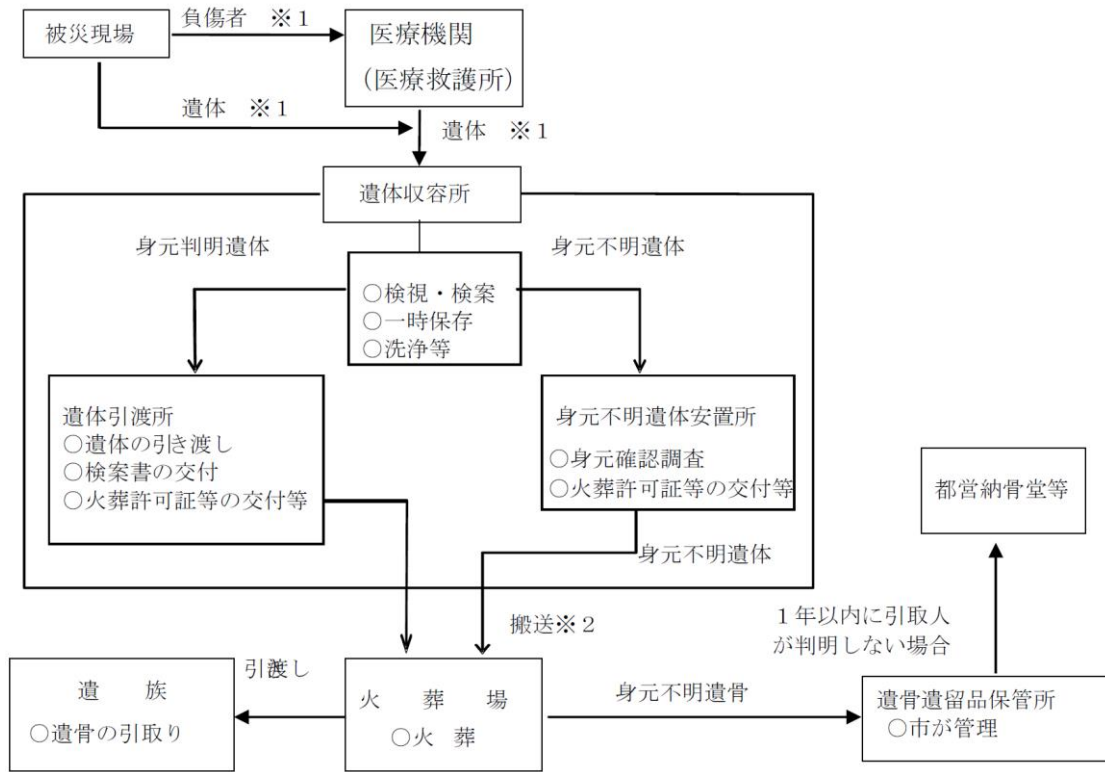
市（調査協力班）は、遺族等に引き渡された検視・検案を終えた遺体について、遺体収容所等において死亡届を受理する。

死亡届を受理した後、速やかに火葬許可証または特例許可証を発行する。

(2) 東京都

都（総務局、保健医療局）は、市に対して、必要な支援措置を講じる。

【遺体取扱いの流れ】



※1 警視庁は、市が実施する遺体の搜索・収容等に協力する。

自衛隊は、都の要請に基づき、行方不明者の救助・救出、遺体を関係機関へ引き継ぐ。

※2 市の要請に基づき、都保健医療局が関係機関（一般社団法人全国霊柩自動車協会等）に協力を要請する。

《復旧対策》

対策一覧	担当
1 防疫体制の確立	救護班、環境衛生班、東京都保健医療局、多摩小平保健所
2 火葬体制の確立	調査協力班、東京都保健医療局、協定事業者

1. 防疫体制の確立

被災地や避難所における防疫対策を迅速かつ的確に行うことにより、感染症の発生及び蔓延を防止する。

1-1. 防疫活動

(1) 東京都

都（保健医療局）、多摩小平保健所は、市の防疫活動を支援・指導するとともに、環境衛生指導班及び食品衛生指導班を編成し、市と連携して飲料水の安全等環境衛生の確保や食品の安全の確保に努める。

(2) 小平市

市（救護班、環境衛生班）は、下表のと通りの担当を設け、都（保健医療局）と協力して、防疫活動を実施する。

担当名	役割
防 疫	<ul style="list-style-type: none"> 健康調査及び健康相談 避難所等の防疫指導、感染症発生状況の把握 感染症予防のための広報及び健康指導 避難所におけるトイレ・ごみ保管場所の適正管理
消 毒	<ul style="list-style-type: none"> 患者発生時の消毒（指導） 避難所の消毒の実施及び指導
保 健 活 動	<ul style="list-style-type: none"> 健康調査及び健康相談 広報及び健康指導

その他、防疫活動に関して、次の事項に取り組む。

- ・災害の種類、程度に即応した防疫活動として、避難所及び患者発生時の消毒、感染症を媒介するねずみや昆虫等の駆除等を行う。
- ・都が編成する環境衛生指導班の協力を得て、飲料水の消毒を行う。
- ・被災戸数及び防疫活動の実施について、都保健医療局に対し、迅速に連絡する。
- ・防疫活動の実施にあたって、対応能力が十分でないとする場合は、都保健医療局または地区医師会、地区薬剤師会等に協力を要請する。
- ・都が活動支援や指導、区市町村調整を行う場合は、協力する。
- ・被災地や避難所における感染症発生状況を把握する。

1-2. 感染症対策

(1) 東京都

都（保健医療局）、多摩小平保健所は、被災地や避難所における感染症対策として、次の事項に取り組む。

- ・被災地や避難所における感染症の発生状況を把握し、評価・分析した情報を提供するとともに

に、必要に応じて感染拡大防止に向けた注意喚起を実施する。

- ・一類・二類感染症など入院対応が必要な感染症が発生した場合や勧告入院中の患者に転院の必要が生じた場合などには、都保健所と連携して、受入先医療機関の確保及び移送・搬送手段の確保を行う。
- ・保健医療局は、インフルエンザや麻しんなどの流行状況等を踏まえ、市に対して、予防接種の実施に関する指導・調整を行う。
- ・多摩小平保健所は、避難所等において感染症の集団発生が確認された際には、都の防疫班と連携して疫学調査及び感染拡大防止対策を迅速かつ的確に実施する。

(2) 小平市

市（救護班）は、インフルエンザや麻しんなどの流行状況等を踏まえ、予防接種を実施する。

1-3. 被災動物の保護

(1) 東京都関係機関

都（保健医療局）及び東京都獣医師会等が協働して設置した動物救援本部が中心となり、被災動物の保護活動を継続する。

(2) 小平市

市（環境衛生班）は、被災動物の保護に関して動物救援本部へ協力する。

2. 火葬体制の確立

2-1. 火葬体制の確立

震災時は、死亡者が多数発生することや、被災による火葬場の機能低下などにより、困難が予想される。遺体を迅速かつ適正に火葬するために必要な措置を講じる。

(1) 小平市

市（調査協力班）は、次の事項に取り組む。

① 火葬体制の確保

遺体の火葬場への搬送に向けて、都内の公営・民間の火葬場や葬祭関係事業団体等と連携して棺や火葬場を確保し、通行可能な道路にて速やかに搬送する。

状況に応じて、都（保健医療局）に広域火葬の応援・協力を要請する。

② 火葬許可証の発行

遺体収容所における死亡届の受理と火葬許可証の発行を迅速かつ適切に実施するため、職員の配置などの条件整備に努める。

国から火葬許可の特例措置に関する通知が発出され、都から通知された場合には、「特例許可証」を必要に応じて発行する。

(2) 東京都

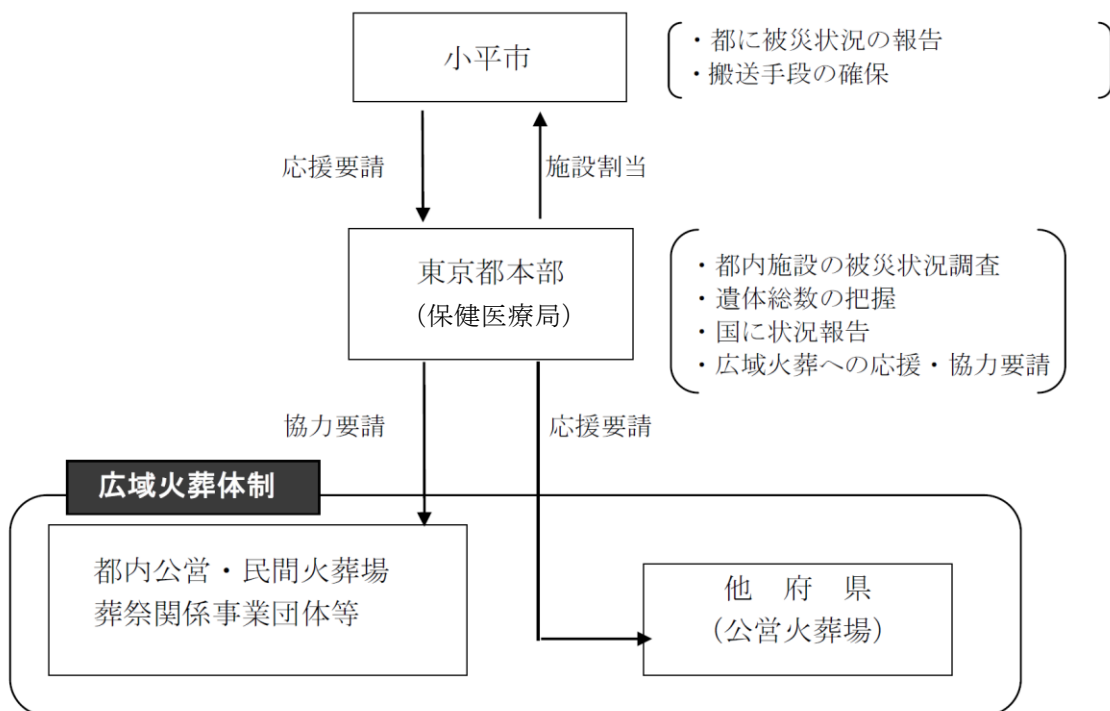
都（保健医療局）は、都内の火葬場等の被災状況や区市町村の状況を踏まえ、広域火葬を含めた迅速な火葬体制を整備する。その際、都内公営火葬場は先導的な役割を担う。

2-2. 広域火葬の実施

都が広域火葬の実施を決定した場合、市（調査協力班）は次の内容に取り組む。

- (1) 火葬場の被災状況を把握するとともに、棺や火葬場を確保する。
- (2) 都内で広域火葬が実施される場合、都と調整を図り、広域火葬の円滑な実施と住民への広域火葬体制の広報に努める。
- (3) 都の調整の下、割り振られた火葬場に、火葬に必要な事項、手順等を確認する。
- (4) 遺体の搬送に必要な車両を確保する。
- (5) 交通規制が行われている場合には、緊急通行車両の標章の交付を受ける。遺体収容所から受入れ火葬場まで遺体搬送のための措置を講じ、区域内で対応できない状況となった場合には、都に対して、遺体搬送手段の確保を要請する。

【広域火葬体制】



第8章 帰宅困難者対策

第1節 現状と課題

1. 事業者及び市民への意識啓発

都が制定した東京都帰宅困難者対策条例について、小平市商工会等を通じて事業者へ周知するとともに、市報やデリバリーこだいら等を通じて市民への周知を図っている。

また、帰宅困難者となった保護者のこどもを保護するため、保育園、小・中学校において、こども用の水や食料、毛布等の備蓄を行っている。

発災時には、一斉帰宅抑制の基本方針に基づいて、従業員等は事業所内に留まることとなるため、事業者は従業員等の施設内待機に係る計画の作成や3日間分の飲料水・食料等の備蓄を行う必要がある。併せて、集客施設や駅等においては、利用者保護の計画を作成しておく必要がある。

2. 東日本大震災時の対応

初動本部及び初動地区隊により、駅付近の滞留者や備蓄物資の輸送、避難所の開設を行い、最大35人の帰宅困難者を受入れた。また、保護者が帰宅困難者となった保育園児等については、保護者が引き取りに来るまでの間、施設内待機とした。

東日本大震災では、市域に大きな被害が生じず、また、帰宅困難者の発生も少なかったが、震災時に駅周辺に滞留者が発生した場合に備え、都、市、小平警察署、小平消防署、鉄道事業者、駅周辺事業者等が連携し、対応する体制の構築が必要である。

また、避難所とは別に帰宅困難者を受入れるための一時滞在施設を確保し、市民や事業者に周知する必要がある。

【一時滞在施設】

施設名	所在地
東京都立小平高等学校	小平市仲町 112
東京都立小平南高等学校	小平市上水本町 6-21-1
東京都立小平西高等学校	小平市小川町 1-502-95
立川都税事務所小平都税支所	小平市花小金井 1-6-20
小平市民文化会館（ルネこだいら）	小平市美園町 1-8-5
アトラスタワー小平小川 ※	小平市小川西町 4-16-1
トヨタモビリティ東京株式会社小平BS前店（予定）	小平市小川東町 1-18-15

※令和8年度開設予定

第2節 取組の方向性

1. 東京都帰宅困難者対策条例に基づく取組の周知徹底及び事業者における対策の強化

市民及び事業者に対し、東京都帰宅困難者対策条例で規定した内容の周知徹底を図る。あわせて、事業所においては、従業員等の施設内待機のための計画を策定し、従業員への周知や3日分の備蓄の確保などの取組を行う。集客施設や駅等においては、これとあわせて、利用者保護計画を策定し、従業員への周知を行う。

学校、保育園等については、帰宅困難者のこどもを保護するため、マニュアル作成及び保護者との緊急連絡体制を構築する。

2. 帰宅困難者への情報通信体制整備

市民や事業者に対し、災害時の安否確認に関するツールの啓発を行うとともに、都や民間事業者と連携し、帰宅困難者に対する情報提供体制を整備する。

また、都が整備している帰宅困難者対策オペレーションシステムについて、市や事業者は操作方法等の習熟を図る。

3. 一時滞在施設の量的拡大

公共施設、民間事業所を問わず、幅広く確保に努め、市民・事業者への周知を図る。

4. 帰宅支援の充実

鉄道事業者をはじめ関係機関と連携を図り、鉄道運行状況や帰宅道路に関する情報の提供、代替輸送手段の確保、災害時帰宅支援ステーションの周知など徒歩帰宅者に対する沿道支援体制の整備を行う。

第3節 具体的な取組

《予防対策》

対策一覧	担当
1 東京都帰宅困難者対策条例に基づく取組の周知徹底と事業者における取組の推進	防災危機管理課、子育て支援課、保育課、指導課、小平警察署、小平消防署、事業者、関係機関
2 帰宅困難者への情報通信体制整備	防災危機管理課、デジタルトランスフォーメーション推進担当課長、通信事業者
3 一時滞在施設の確保	防災危機管理課、事業者
4 徒歩帰宅支援のための体制整備	防災危機管理課、東京都、通信事業者、鉄道事業者、事業者、学校等

1. 東京都帰宅困難者対策条例に基づく取組の周知徹底と事業者における取組の推進

首都直下地震等への備えを万全とするためには、「自助」、「共助」、「公助」による総合的な対応が不可欠である。こうした総合的な対応を進めるための基盤として、帰宅困難者等の発生による混乱を防止するための一斉帰宅の抑制などの条例に基づく取組内容の周知徹底を図る。

1-1. 小平市

市（防災危機管理課、子育て支援課、保育課、指導課）は、次の事項に取り組む。

（1）東京都帰宅困難者対策条例に基づく取組の周知

都民や事業者、そして行政機関が取り組むべき基本的事項について定めた東京都帰宅困難者対策条例の内容について、ホームページへの掲載、パンフレットの配布、講習会の実施等により普及啓発を図る。

東京都が作成している帰宅困難者対策の必要性を訴求する動画の普及や従業員の一斉帰宅抑制に積極的に取り組む企業等を認定する制度の普及などを通じ、対策に協力する市民・企業等の裾野拡大を図るとともに、災害時の助け合いの気運を醸成する。

都市開発の機会を捉え、大規模な新規の民間建築物に対して、従業員用の防災備蓄倉庫等の整備を促進する。

また、事業所の防災担当者等が東京都と直接つながって、発災時に災害情報や防災行動の協力依頼等を届ける「事業所防災リーダー」制度について、啓発に協力する。

（2）学校等における児童・生徒等の安全確保

学校等において、学校危機管理マニュアル等に基づき、必要に応じ災害時の児童・生徒の安否確認ハンドブック等を参考にし、保護者等との連絡体制を平常時より整備し、発災時には、児童・生徒等の学校内または他の安全な場所での待機、その他児童・生徒等の安全確保のために必要な措置を行う。

1-2. 東京都関係機関

（1）警視庁小平警察署

小平警察署は、地域版パートナーシップを活用した広報・啓発活動を推進する。

(2) 東京消防庁小平消防署

小平消防署は、事業所防災計画の作成状況の確認、作成の指導を行う。

1-3. 事業者等

(1) 事業者

① 施設内待機計画の策定

事業者は、首都直下地震帰宅困難者等対策協議会（以下本章では「協議会」という）で取りまとめた「事業所における帰宅困難者対策ガイドライン」を参考に、事業所防災計画等において、従業員等の施設内待機に係る計画を定めておく。

事業者は、冊子等（電子媒体も含む。）により、施設内待機計画に係る計画を従業員等に周知する。

② 必要な備蓄品等の整備

従業員等が企業等の施設内に一定期間待機するためには、必要な水、食料、毛布、簡易トイレ、衛生用品（トイレットペーパー等）、燃料（非常用発電機のための燃料）等をあらかじめ備蓄しておく必要がある。その際、備蓄品の配布が円滑にできるよう、備蓄場所についても考慮する。

発災後3日間は、救出・救助活動を優先する必要があるため、従業員等の一斉帰宅が救出・救助活動の妨げとならないよう、発災後3日間は、事業者が従業員等を施設内に待機させる必要がある。

このことから、備蓄量の目安は3日分となるが、次の点について留意する必要がある。

- ・事業者は、震災の影響の長期化に備え、3日以上分の備蓄についても検討していく。
- ・事業者は、3日分の備蓄を行う場合についても、共助の観点から、外部の帰宅困難者（来社中の顧客・取引先や発災時に建物内にいなかった帰宅困難者など）のために、例えば、10%程度の量を余分に備蓄することも検討していく。

③ 建物内の安全性の確保

事業者は、施設内に従業員等が留まれるよう、日頃から耐震診断・耐震改修やオフィスの家具類の転倒・落下・移動防止措置、事務所内のガラス飛散防止対策等に努める。

災害発生時の建物内の点検箇所をあらかじめ定めておくとともに、安全点検のためのチェックリストを作成する。

また、停電時の対応も含め、建物及び在館者（発災時建物内にいた従業員等及び従業員等以外の来所者）の安全確保の方針について、事業所防災計画等で具体的な内容をあらかじめ定めておく。高層ビルについては、高層階で大きな揺れの影響を受ける長周期地震動への対策を講じておく。

④ 従業員との連絡体制の確保

事業者は、発災時における従業員等との連絡の手段・手順をあらかじめ定めておくとともに、従業員等が安心して施設内に待機できるよう、その家族等との安否確認手段を従業員等へ周知する必要がある。

⑤ 帰宅ルールの設定

帰宅時間が集中しないための対応

日頃から、従業員等の居住地、家族の事情などの把握に努め、帰宅者の順序をあらかじめ定めておく。この際には、帰宅する方面に応じて順序を考慮することも検討する。

帰宅状況の把握

従業員等が安全に帰宅したことをメール等の方法により確認する。

また、従業員等を班編成し、帰宅させる場合には、その班ごとにあらかじめ連絡要員を指定し、定期的に企業等と所在確認することなども検討する。

⑥ 訓練の実施

事業者は、地震を想定して自衛消防訓練等を定期的実施する際に、併せて施設内待機に関する手順等についても確認し、必要な場合は改善を行う。

事業者は、年1回以上の訓練を定期的実施し、当該訓練の結果について検証するとともに、必要に応じて施設内待機に係る計画等に反映させる。

⑦ 事業所防災リーダーへの登録

事業者は、東京都からの防災情報等を活用するために、事業所防災リーダーへの登録を行う。

(2) 市民

市民は、外出時の災害に備え、家族その他の緊急連絡を要する者との連絡手段の確保や安否確認方法の事前共有、待機または避難する場所、徒歩による帰宅経路の確認、歩きやすい靴などその他必要な準備をする。特に携帯電話やスマートフォンの充電用ケーブルや予備バッテリー等の準備もしておく。

1-4. 私立学校等における児童・生徒等の安全確保

私立学校等は、学校危機管理マニュアル等に基づき、必要に応じ災害時の児童・生徒の安否確認ハンドブック等を参考にし、保護者等との連絡体制を平時より整備し、発災時には、児童・生徒等の学校内または他の安全な場所での待機、その他児童・生徒等の安全確保のために必要な措置を行う。

2. 帰宅困難者への情報通信体制整備

市（防災危機管理課、デジタルトランスフォーメーション推進担当課長）は、帰宅困難者等への円滑な情報提供を確保すべく、関係機関と連携し、情報通信体制整備に努める。

2-1. 小平市

市（防災危機管理課、デジタルトランスフォーメーション推進担当課長）は、震災時の帰宅困難者等に対する安否の確認及び災害関連情報等の提供を行うため、通信事業者と連携して、情報通信基盤の整備及び災害関連情報等を提供するための体制を構築する。また、東京都における取り組みも含め、インターネット等を利用した情報提供ツールの周知を図る。

都が開発・運用する、スマートフォンのGPS情報等を活用し発災時の人流混雑状況を把握するとともに一時滞在施設の開設・運営状況を把握する帰宅困難者対策オペレーションシステムと連携し活用を図る。なお、令和5年度末を目途に、都内の一時滞在施設の開設・運営状況を把握するシステムを実装して、順次運用を開始し、令和6年度末までに、人流混雑状況を含め、帰宅困難者対策に必要な機能を実装できるよう、開発を進めている。その後、実災害等で運用し、更なる機能向上を図るとされている。

2-2. 指定公共機関

NTT東日本、NTTドコモ、NTTコミュニケーションズ、KDDI、ソフトバンク、楽天モバイルの通信事業者は、あらかじめ行政機関や報道機関と連携協力して、事業者及び帰宅困難者が必要な情報を得られる仕組みを構築しておく。

また、災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板等の普及啓発に努めるとともに、防災訓練等においてパンフレットの配布及び利用実験を実施する。

3. 一時滞在施設の確保

駅周辺の滞留者や路上等の屋外で被災した外出者などは、帰宅が可能となるまでの間に待機する場所がない場合が多いため、このような帰宅困難者を一時的に受入れるための施設(一時滞在施設)を確保する。

3-1. 小平市

市(防災危機管理課)は、次の事項に取り組む。

(1) 一時滞在施設の確保

所有・管理する施設を一時滞在施設として指定する。地元の事業者等に協力を求め、必要に応じて、大規模集客施設(ホール、学校など)や民間施設について、一時滞在施設の提供に関する協定を締結するよう求める。

一時滞在施設として確保した公立施設の名称や所在地等は、原則として公表する。民間施設等で施設管理者側が非公表を希望した場合でも、発災時は公表を前提とし、発災時は、地域における施設への誘導方法などと整合性を図ることにより開示する。あわせて関係機関において情報共有する。

(2) 一時滞在施設の整備

所有・管理する公共施設について、一時滞在施設に指定した場合は、「一時滞在施設の確保及び運営のガイドライン」を踏まえ、都が策定した「都立施設を活用した一時滞在施設の運営マニュアル」を参考に、帰宅困難者を受け入れるための体制の整備に努める。

体制の整備を行う際は、待機スペースの一部を要配慮者への優先スペースとすることや、外国人にも分かりやすいピクトグラム等の活用など要配慮者等への対応についても留意する。

(3) 一時滞在施設の確保・運営に当たっての支援

住民に対して一時滞在施設の役割や利用方法、所在地、留意事項について普及啓発に努める。また、一時滞在施設を利用する際には、施設の運営に可能な範囲で協力するとともに、施設管理者が責任を負えない場合もあるといった留意事項についても併せて普及啓発に努める。

一時滞在施設の名称や所在地等を、警察、消防をはじめとする各防災関係機関へ周知し、災害時における連携に努める。

民間施設の協力を得るために、市は、都と連携し、都が実施する民間の一時滞在施設に対する備蓄品購入費用の補助をはじめとする様々な支援策の周知に努める。

3-2. 事業者等

(1) 事業者、私立学校等

事業者、私立学校等は、市や都の要請に応じて、管理する施設を一時滞在施設として提供することを検討し、受入可能な場合は、市と協定を締結する。

(2) 事業者団体

事業者団体は、加盟事業者に対して、それぞれが管理する施設を一時滞在施設として提供することについて協力依頼を行う。

(3) 一時滞在施設となる施設

一時滞在施設となる施設は、行政機関と連携して、帰宅困難者の受入れをするための体制を整備する。

4. 徒歩帰宅支援のための体制整備

混乱収拾後、帰宅困難者の帰宅を支援するため、鉄道運行状況や帰宅道路に関する情報の提供、徒歩帰宅者に対する沿道支援の体制を構築する。

4-1. 体制の整備

市（防災危機管理課）は、市内のみで営業する事業者との間で協定を締結し、災害時帰宅支援ステーションの確保に努める。また、帰宅支援の対象道路等の沿道において帰宅支援を行う体制を整備する。

4-2. 訓練の実施

市、東京都、通信・交通事業者、事業者、学校等は、連携して徒歩帰宅訓練等を実施し、災害時帰宅支援ステーション、赤十字エイドステーションの開設や企業等の帰宅ルールの検証など、徒歩帰宅支援の充実を図る。

徒歩帰宅訓練は、参加者が実際に徒歩帰宅することにより、家までの経路、途中の支援施設などを把握し、運動靴や携帯可能な食品など、徒歩帰宅に必要な備品を認識し、備蓄等の契機とするように行う。

訓練実施に当たっては、「むやみに移動を開始しないこと」という前提の下、発災後4日目以降という想定を訓練参加者に周知させるなど、工夫が必要である。

4-3. 情報提供の体制

NTT東日本、NTTドコモ、NTTコミュニケーションズ、KDDI、ソフトバンク、楽天モバイルは、事業者及び帰宅困難者が情報提供を受けられる体制の整備を行う。

また、災害用伝言ダイヤル（171）、災害用伝言板（web171）等の普及啓発に努めるとともに、防災訓練等においてパンフレットの配布及び利用実験を実施する。

4-4. 事業者等

事業者は、災害時帰宅支援ステーションの意義について普及啓発するとともに、自治体と協定等を締結し、災害時帰宅支援ステーションを運営できる体制を整備する。

また、帰宅ルールを策定する。

《応急対策》

対策一覧	担当
1 帰宅困難者対策オペレーションシステム等を活用した初動対応	本部班、秘書広報班、避難班、東京都総務局、交通事業者
2 駅周辺での混乱防止	本部班、秘書広報班、避難班、小平警察署、小平消防署、東京都総務局、交通事業者、指定公共機関、事業者
3 事業所等における帰宅困難者対策	秘書広報班、保育班、学校班、通信事業者等、事業者、学校等

1. 帰宅困難者対策オペレーションシステム等を活用した初動対応

1-1. 情報収集と判断

(1) 役割分担

東京都 総務局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都本部内に、帰宅困難者対策部門を設置 ○ 都内滞留者へ発災直後からの安全確保について呼びかけ ○ 都内の混雑状況や被害状況、交通機関運行状況、一時滞在施設の安全確認状況等について情報収集したうえで、一斉帰宅抑制や一時滞在施設の開設の可否を判断
小平市	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市内の滞留者へ発災直後からの安全確保について呼びかけ ○ 市内の混雑状況や被害状況、交通機関運行状況、一時滞在施設の安全確認状況等について情報収集したうえで、一斉帰宅抑制や一時滞在施設の開設の可否を判断
交通事業者	○ 公共交通機関の運行状況等について情報収集し、適宜都や市と共有

(2) 詳細な取組内容

市（本部班、秘書広報班）は、発災直後から、市内の滞留者に対し報道機関やSNS等を活用するなどしてなるべく迅速に安全確保のための行動を呼びかける。市内滞留者の一斉帰宅の抑制や一時滞在施設の開設の要否等を判断するため、混雑状況や被害状況、交通機関の運行状況、一時滞在施設の安全確認等の準備状況等について情報収集し、適宜DIS等で共有する。

また、都が開発中の帰宅困難者対策オペレーションシステムを活用し、GPS情報に基づく混雑状況やSNS投稿情報に基づく被害状況等を収集し、対応する。

公共交通機関の運行状況については、帰宅困難者の動向に大きな影響を与えるため、国や都、市や交通事業者が連携して情報を共有し、市内滞留者へ適切に発信する。

1-2. 一時滞在施設の開設・帰宅困難者の受入

市（避難班）は、一時滞在施設の開設が必要と判断した場合、協定を締結した民間一時滞在施設等に対し開設要請を行う。なお、都立一時滞在施設については東京都が開設要請を行う。

施設の開設要請後は、施設管理者もしくは市が、都のDISもしくは帰宅困難者対策オペレーションシステムにおいて施設の開設・運営状況を適宜報告する。

1-3. 帰宅困難者・一時滞在施設等への情報提供

市（秘書広報班）は、帰宅困難者や一時滞在施設、事業所等に対し、ホームページ・SNS・デジタルサイネージなど様々な広報手段を通じて、広く災害に関する情報や一斉帰宅抑制など防災行動に関する情報を周知する。適宜、報道機関とも連携して取り組む。

市（避難班）は、帰宅困難者の誘導等を行うに際して、適宜、災害に関する情報や一斉帰宅抑制など防災行動に関する情報について声掛けを行う。

2. 駅周辺での混乱防止

2-1. 駅周辺の混乱防止

(1) 小平市

市（避難班）は、駅周辺の滞留者の誘導先を確保するとともに、帰宅困難者等の誘導を行う。
市（秘書広報班）は、滞留者に対して、避難場所までの情報を提供する。

(2) 東京都関係機関

① 警視庁小平警察署

小平警察署は、駅周辺の混乱防止対策に係る支援を行う。

② 東京消防庁小平消防署

小平消防署は、市に対して、災害情報の提供等、駅周辺の二次災害発生防止に係る支援を行う。

(3) 指定公共機関

① NTT東日本、NTTドコモ、NTTコミュニケーションズ、KDDI、ソフトバンク、楽天モバイル

NTT東日本等は、事業者及び帰宅困難者に対し、情報提供を行う。

また、災害用伝言ダイヤル（171）、災害用伝言板（web171）等の利用を呼びかける。

② J:COM

J:COMは、行政機関や交通機関等からの情報について、市民・事業者に提供する。

(4) 事業者等

事業者は、施設内に待機している利用者を保護し、情報提供を行う。また、関係機関と連携し、一時滞在施設への誘導を行う。

2-2. 集客施設及び駅等における利用者保護

(1) 小平市

市（秘書広報班）は、報道機関や通信事業者等と連携協力して、事業者及び一時滞在施設が必要な情報を提供する。

(2) 事業者等

集客施設及び駅等の事業者は、次の事項に取り組む。

① 施設の安全性の確認

施設の安全の確認

利用者及び自らが管理する施設の安全を確認する。

施設の周囲の安全の確認

国や都の一斉帰宅抑制の呼びかけ等を受け、行政機関や関係機関から提供される災害関連

情報等により、火災の状況等、周辺の安全を確認する。

利用者の保護

施設の安全を確認できた場合、利用者を施設内の安全な場所で保護する。なお、各施設管理者による自発的な対応を妨げるものではない。

② 一時滞在施設への誘導等

事業者等による案内または誘導

保護した利用者については、市や関係機関との連携の下、事業者等が一時滞在施設へ案内または誘導することを原則とする。

一時滞在施設への案内または誘導が困難な場合

災害発生時、一時滞在施設への案内または誘導が困難な場合においては、各事業者は、市や関係機関と連携し、施設の特性や状況に応じ可能な限り待機中の施設または隣接施設の協力を得て、当該施設が、帰宅が可能になるまでの間、一時的に受入れる一時滞在施設となることも想定する。さらに、利用者を保護した施設が、一時滞在施設となる場合は、施設の安全性や確保可能なスペース等を勘案し、外部の帰宅困難者等の受入れについても検討する。

③ 建物や周辺が安全でないために、施設内保護ができない場合の対応

建物や周辺が安全でないために、施設内で利用者を保護できない場合は、市や関係機関との連携の下、事業者が一時滞在施設等へ利用者を案内または誘導することを原則とする。

④ 要配慮者への対応

利用者保護にあたって、市や関係機関とも連携し、あらかじめ定めた手順等に基づき、要配慮者のニーズに対応する。

⑤ 利用者に対する情報提供

災害関連情報や公共交通機関の運行情報等を行政機関や関係機関から入手し、施設内で待機している利用者に情報提供する。例えば、施設に備わる電子掲示板や放送設備を活用するなど、施設の特性や状況に応じて多様な手段を用いることにより情報提供を行う。

⑥ 鉄道事業者による情報提供

駅利用者に対し、構内放送や駅周辺の地図を配布するなど、駅から誘導場所までの情報を提供する。また、列車や代替輸送などの運行情報を提供する。

2-3. 一時滞在施設の開設・帰宅困難者の受入

(1) 事業者等

一時滞在施設となる施設の施設管理者は、発災時の国や都の一斉帰宅抑制の呼びかけ、あるいは市からの要請等により、当該施設の待機場所や施設入口などの安全確認及び行政機関や関係機関から提供される災害関連情報等による周辺状況を確認のうえ、一時滞在施設を開設する。

なお、施設管理者による自主的な判断による開設を妨げるものではない。

当該施設が一時滞在施設としてあらかじめ公表されているが、被災等により開設できない場合においては、帰宅困難者等による混乱を回避するためにも、施設の入口やその他の目に触れやすい場所に、一時滞在施設として開設できない旨の掲示を行う。

【経過時間に応じて、目標となる一時滞在施設の運営の流れ】

<p>発災直後から一時滞在施設開設まで (発災直後から概ね6時間後まで)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員の安否確認 ・建物内の被害状況の把握や施設の安全性の確認 ・施設内の受入スペースや女性優先スペース、立入禁止区域の設定 ・従業員等による運営組織の編成、備蓄や設備の確認などの運営準備 ・施設利用案内の掲示等 ・施設の入口や施設内の目に触れる所に次の趣旨の文章を掲示する。 「共助の観点から管理者が自主的に施設を開放していること。」 「一時滞在施設は、災害時という特殊な状況下で開設されるため、施設管理者の指示に従うとともに、施設管理者が責任を負えない場合もあることを理解した上で、施設内において行動すること。」 「余震等の影響で建物の安全性や周辺状況に変化が生じた場合、施設管理者の判断により、急きょ閉鎖する可能性があること」 「負傷者の治療等、施設において対応できない事項」等 ・電話、災害時用公衆電話(特設公衆電話)、FAX、Wi-Fi等の通信手段の確保 ・市への一時滞在施設の開設報告
<p>帰宅困難者の受入等 (概ね12時間後まで)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・帰宅困難者の受入開始 ・簡易トイレ使用区域の設定、医療救護所の設置などの保健衛生活動 ・計画的な備蓄の配布など、水、食料等の供給 ・し尿処理・ごみ処理のルール確立 ・テレビ、ラジオ、インターネット等での情報の収集及び受入者への伝達 ・受入可能人数を超過した場合の市等への報告
<p>運営体制の強化等 (概ね1日後から3日後まで)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・受入者も含めた施設の運営及び市への運営状況の報告 ・公共交通機関の運行再開、搬送手段に関する情報等、帰宅支援情報の提供
<p>一時滞在施設の閉鎖 (概ね4日後以降)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・一時滞在施設閉鎖の判断 ・帰宅支援情報の提供による受入者の帰宅誘導

3. 事業所等における帰宅困難者対策

3-1. 小平市

市(秘書広報班、保育班、学校班)は、報道機関や通信事業者等と連携協力して、事業者が必要な情報を提供する。

学校、学童クラブ、保育園等は、児童・生徒等を保護し、必要に応じて備蓄物資等を提供する。児童・生徒等の安否等について、事前に定める手段により、保護者へ連絡する。

3-2. 事業者等

事業者及び学校、保育園等は、次の事項に取り組む。

(1) 事業者

① 事業所による従業員等の施設内待機

従業員等がチェックリストにより施設の安全を確認する。

国や都の一斉帰宅抑制の呼びかけ等を受けた後は、災害関連情報等を入手し、周辺の火災状況等を確認し、従業員等を施設内または他の安全な場所に待機させる。なお、各事業所の

自主的な判断による待機等の行動を妨げない。

来所者についても、従業員等に準じて、施設内または他の安全な場所で待機させるようにする。

② 施設内に待機できない場合の対応

建物や周辺が安全でない場合は、事業所は、行政機関からの一時滞在施設等（※）の開設情報等を基に、一時滞在施設等へ従業員等を誘導する。なお、誘導先は地域の事情によるものとする。

テナントビルの場合は、施設管理者の指示に従うものとする。

※一時滞在施設、避難場所等を指す。

③ 防災活動への参加

事業所は、事業継続のための要員を除き、可能な範囲で、被災者支援・復旧活動（特に要配慮者の保護等）に努める。

（2）学校、保育園等

学校、保育園等は、児童・生徒等を保護し、必要に応じて備蓄物資等を提供する。

また、児童・生徒等の安否等について、事前に定める手段により、保護者へ連絡する。

《復旧対策》

対策一覧	担当
1 帰宅ルール等による安全な帰宅の推進	秘書広報班、避難班、東京都総務局、東京都建設局、東京都交通局、鉄道事業者、バス事業者
2 徒歩帰宅者の支援	秘書広報班、避難班、小平警察署、事業者等、学校等

1. 帰宅ルール等による安全な帰宅の推進

1-1. 帰宅ルールの周知・運用

(1) 事業者等

従業員等の帰宅に際しては、災害関連情報を収集し、事前に策定した安全な帰宅のためのルールに基づいて実施するなど留意する。

事業所防災リーダーは、都から発信される情報も参考にして帰宅方法を周知する。

(2) 東京都

都（総務局）は、事業所防災リーダーシステムや帰宅困難者対策オペレーションシステムにより、事業所や帰宅困難者等に情報発信し、分散帰宅などの方法を周知する。また、報道機関や様々な広報手段を用い、分散帰宅などの方法を周知する。

(3) 小平市

市（秘書広報班）は、都の事業所防災リーダーシステムや帰宅困難者対策オペレーションシステムを活用し、事業所や帰宅困難者等に情報発信し、分散帰宅などの方法を周知する。また、報道機関や様々な広報手段を用い、分散帰宅などの方法を周知する。

市（避難班）は、帰宅困難者の誘導等を行うに際して、適宜、分散帰宅などの方法について声掛けを行う。

1-2. 鉄道運行情報等の提供

(1) 東京都

都（総務局）は、事業所防災リーダーを通じて、事業所に情報提供を行う。

また、都内の交通事業者からの情報を集約し、帰宅困難者対策オペレーションシステム、都のホームページにおける帰宅困難者対策ポータルサイト等を活用して、市、市民、一時滞在施設等に提供する。

(2) 小平市

市（秘書広報班、避難班）は、都や交通事業者などからの情報により、徒歩帰宅者を利用可能な交通機関や代替輸送などに誘導して、帰宅を支援する。

(3) 鉄道事業者

鉄道事業者は、折り返し運転の実施状況、乗り継ぎが可能な路線等に係る情報を都や報道機関に提供する。

発災後、早期に運転を再開する。

(4) バス事業者

バス事業者は、運行状況、鉄道に乗り継ぎが可能な路線等に係る情報を都や報道機関に提供する。

1-3. 代替輸送手段の確保

(1) 東京都

都（総務局、建設局、交通局等）は、内閣府作成の「帰宅困難者等搬送マニュアル（仮称）」に基づき、搬送オペレーションに係る総合調整を実施し、バス等による代替輸送手段を確保する。

(2) 小平市

市（避難班）は、都や交通事業者などからの情報により、徒歩帰宅者を利用可能な交通機関や代替輸送などに誘導して、帰宅を支援する。

(3) バス事業者

バス事業者は、運行状況、鉄道に乗り継ぎが可能な路線等に係る情報を都や報道機関に提供するとともに、行政機関と連携して、バス等による代替輸送手段を確保する。

2. 徒歩帰宅者の支援

2-1. 小平市

市（秘書広報班、避難班）は、事業者等と連携し、徒歩帰宅者への情報提供、誘導など円滑な徒歩帰宅支援を行う。

2-2. 警視庁小平警察署

小平警察署は、交通規制資器材を活用した誘導路の確保等を行うとともに、被害状況等徒歩帰宅に必要と認める情報の提供を行う。

2-3. 事業者等

(1) 事業者等

事業者等は、帰宅経路沿いの被害状況などの情報や、行政及び関係機関（テナントビルの場合は、施設管理者を含む。）から提供される災害関連情報等により、従業員等が安全に帰宅できることを確認し、企業内で定めた帰宅の優先順位等あらかじめ定めた手順により従業員等の帰宅を開始する。

その際、職場近隣在住者については自宅までの帰路の安全が確認された人等から順に段階的に帰宅させることも検討する。

事業者等において、災害時帰宅支援ステーションに指定されている施設は、徒歩帰宅者を支援する。

(2) 私立学校等

私立学校等は、帰宅経路沿いの被害状況などの情報や、行政及び関係機関から提供される災害関連情報等により、児童・生徒等が安全に帰宅できることを確認し、学校内で定めた帰宅の優先順位等あらかじめ定めた手順により児童・生徒等の帰宅を開始する。

第9章 避難者対策

第1節 現状と課題

1. 避難体制の整備

市では、2段階避難方式（※）を基本としており、震災による市街地火災等で避難が必要となったときは、市民を安全かつ迅速に避難場所まで誘導するため、初動地区隊、避難班、警察官、消防職員、消防団員等が協力して避難誘導を実施する。

また、市域を超えての広域避難が必要となった場合に備え、他県自治体との協定を締結し避難先の確保に努めているが、的確な避難誘導のあり方について検討が必要である。

避難行動要支援者などの避難については、避難行動要支援者登録名簿を作成し、災害時の避難誘導や安否確認等に活用できるよう関係機関で情報共有を図っているところであるが、今後は、輸送手段の確保や受入れ施設の調整などの体制整備を行い、個別避難計画の策定に努める必要がある。

また、外国人への防災知識の普及・啓発等、高齢者や外国人などの要配慮者をはじめ、避難者が安全に避難できる体制についての検討が必要である。

※2段階避難方式については、第9章避難者対策 第3節応急対策2-3（1）を参照

2. 避難場所、避難所の指定

震災により発生した火災から市民の生命を守るため、市内の公共施設をはじめ、民間事業者との協定等により、避難場所及び避難所を確保している。また、隣接自治体とは、避難場所の相互利用に関する協定を締結している。

- ・いつとき避難場所 44か所
- ・広域避難場所 6か所
- ・避難所 79か所
 - うち福祉避難所 40か所

震災による被害の程度や感染症感染拡大防止に伴う避難者の過密抑制などの感染症対策の実施により、現在指定している避難場所、避難所のみでは受入れができないことも想定される。

避難所の運営については、平成26年に「避難所管理運営マニュアル作成の指針」、令和2年に「避難所管理運営マニュアル作成の指針【増補版】（新型コロナウイルス感染症対策編）」を策定し、住民が主体となって避難所運営を行うためのマニュアルの作成を支援している。

福祉避難所の運営については令和5年に「小平市福祉避難所運営マニュアル作成のためのガイドライン」を策定し、要配慮者を受入れ対象とした、避難所運営を行うためのマニュアルの作成を支援している。

また、多くの避難所が開設された場合には、十分な職員を配置できない可能性もあることから、要配慮者や女性などの様々な視点を踏まえた避難所運営を住民自らが実施していく必要がある。

第2節 取組の方向性

1. 避難行動要支援者への支援体制整備

災害時に迅速かつ的確な支援を行うため、避難行動要支援者登録名簿を定期的に更新するとともに、避難支援等関係者の拡充に努める。また、名簿に登録された避難行動要支援者の避難の実効性を高めるため、避難行動要支援者に対する個別避難計画の策定に努める。

併せて、避難開始に必要な情報提供体制を構築するとともに、民間事業者との連携を含め輸送体制、受入れ体制の整備を図る。

2. 避難場所、避難所の量的拡大

震災による被害の程度によっては、大量の避難者が発生することや、感染症拡大防止のため、避難所において十分な避難スペース等の確保が必要となることから、避難所の不足が予想される。民間施設の活用を含め、避難場所、避難所の指定を拡大するよう努める。

避難所となる公共施設については、全施設の耐震化は完了しているが、必要な設備改修については引き続き実施していく。

福祉避難所開設のため必要な備品類を整備するとともに、福祉避難所の役割や利用できる対象者について、自主防災組織をはじめ、地域住民から十分に理解を得られるよう、周知に努める。

3. 避難所運営体制の整備

災害関連死の抑制にも影響する、避難所等における良好な生活環境の確保も踏まえ市が策定した「避難所運営マニュアル作成の指針」（令和5年4月修正）及び「避難所管理運営マニュアル作成の指針【増補版】（新型コロナウイルス感染症対策編）」（令和2年8月策定）に基づき、要配慮者などあらゆる立場の避難者への配慮や、感染症対策を踏まえた避難所運営マニュアルを作成し、地域住民が主体となって、女性や要配慮者の視点も踏まえた円滑な避難所運営が可能となる体制を構築する。

福祉避難所についても、運営者が「小平市福祉避難所運営マニュアル作成のためのガイドライン」（令和5年2月策定）に基づき、円滑な運営が可能となる体制を構築する。さらに、令和6年能登半島地震の被災地職員派遣での経験を踏まえ、福祉避難所についても円滑に設置が行われるよう、訓練実施に努める。

また、防災DXを推進し、避難所での受入れなどが円滑に行えるようシステムの導入を進める。

避難所外で避難生活を送る避難者への支援として、在宅避難者や車中泊避難者への対応を検討する。

第3節 具体的な取組

《予防対策》

対策一覧	担当
1 避難体制の整備 (避難行動要支援者対策を含む)	防災危機管理課、市民協働・男女参画推進課、生活支援課、高齢者支援課、障がい者支援課、小平消防署、小平警察署、民生委員・児童委員、小平市社会福祉協議会、小平市地域包括支援センター、自治会等
2 避難場所・避難所等の指定・安全化	防災危機管理課、道路課、東京都水道局、小平消防署、指定公共機関
3 避難所の管理運営体制の整備等	防災危機管理課、市民協働・男女参画推進課、高齢者支援課、教育総務課、小平消防署
4 避難所外の避難者対策	防災危機管理課

1. 避難体制の整備（避難行動要支援者対策を含む）

震災時に同時多発の火災が延焼拡大し、人命への危険性が著しく高まったと予想される場合、またはガス等の流出拡散により広域的に人命への危険が及ぶと予測される場合、及び市民の生命、身体を災害から保護する必要があると認められるときは、これら危険地域の市民を速やかに安全な場所へ避難させる必要があるため、その体制を整備する。

1-1. 避難体制の整備

(1) 小平市

市（防災危機管理課、市民協働・男女参画推進課）は、次の事項に取り組む。

① 避難指示等に関する体制

発災時に備えた地域の実情の把握

平常時から、自主防災組織や自治会単位に、避難時における集団の形成等について、地域の実情を把握するよう努める。

避難指示等発令基準の整備

内閣府が策定した「避難情報に関するガイドライン」（令和3年5月）に基づき、避難すべき区域及び判断基準（具体的な考え方）を含めたマニュアルを策定するなど、避難指示等が適切なタイミングで適切な対象地域に発令できるよう努める。また、当該ガイドラインに記載されている「避難行動」（居住者等がとるべき行動等）や「警戒レベル」について、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

避難指示等を行ういとまがない場合の対応を検討

避難指示等を行ういとまがない場合の住民の避難について、あらかじめ地域の実情や発災時の状況に応じた避難の方法を想定しておく。

② 避難場所の運用

避難場所使用に関する他市との調整

協定を締結している立川市・国分寺市以外の隣接市との間で相互利用する避難場所を設置した場合、相互利用に関する協議を行う。

避難場所運用方法

避難住民の安全を保持するため、災害時に事態の推移に即応した適切な措置を講じるものとし、その内容及び方法等については、概ね次のとおりとする。

- ・避難場所の規模及び周辺の状態を勘案し、運用に要する職員を必要に応じて適切に配置する。
- ・情報伝達手段を確保し、適宜正確な情報を提供するとともに適切な指示を行う。
- ・避難場所の衛生保全に努める。
- ・避難期間に応じて、水、食料及び救急物資の手配を行うとともに、その配給方法等を定め、平等かつ能率的な配給を実施する。
- ・避難解除となった場合の避難者の帰宅行動または避難所への移動を安全かつ円滑に誘導する。

③ 広報活動

効率的・効果的な避難を実現するため、いつき避難場所や避難所などの役割、安全な避難方法について、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等を行いつつ、都と連携を図りながら周知していく。

④ 広域避難

都を中心に検討している自治体の枠を越えた広域避難の体制の構築について連携していく。また、災害時において、被災者の他地区への移送等、他の地方公共団体の円滑な協力が得られるよう他の地方公共団体と協定等を締結し、協力体制の確立を図る。

⑤ 外国人対策

市は、言語、生活習慣が異なり、地震の体験や知識がない市内在住外国人や留学生が災害発生時に適切な行動がとれるよう、防災知識の普及を図るとともに、社会福祉協議会や国際交流協会と連携を密にし、外国人に対する情報提供体制が確立できるように努める。

(2) 東京消防庁小平消防署

小平消防署は、意識啓発として、「地震その時10のポイント」における「確かな避難」に係る知識の普及や、防火防災診断を通じた被災しない環境づくりについて取り組む。

1-2. 避難行動要支援者対策

内閣府が定める「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（令和3年5月改定）を踏まえ、避難行動要支援者対策事業を実施するに当たって用いる用語を、次のとおり整理する。

用 語	定 義
要 配 慮 者	発災前の備え、発災時の避難行動、避難後の生活などの各段階において特に配慮を要する人々をいう。高齢者、障がい者、外国人、難病患者、乳幼児、妊産婦等。
避 難 行 動 要 支 援 者	要配慮者のうち、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する人をいい、市が定める要件により、避難行動要支援者登録名簿の登載対象となる者をいう。
避 難 支 援 等 関 係 者	「避難行動要支援者登録名簿」の提供を受ける機関及び機関に属する者をいう。

(1) 小平市

市（防災危機管理課、生活支援課、高齢者支援課、障がい者支援課）は、次の事項に取り組む。

① 地域での避難の体制づくり

ア ネットワークの形成

自主防災組織、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、近隣住民、障がい者団体、地域包括支援センターなどによるネットワーク化を図り、災害発生時の安否確認、救出、救護、避難誘導を行うことができるよう支援体制を整える。ネットワーク化にあたっては避難行動要支援者へのプライバシーに十分配慮する。

また、高齢者施設や障害者施設等と協定を締結し、災害時に、福祉避難所となる施設や災害対策業務に従事する福祉職員等の確保に取り組む。

イ 避難行動要支援者の把握

避難行動要支援者登録名簿への登録を推進する。

また、災害の発生に備え、避難支援等関係者への避難行動要支援者登録名簿の提供について、避難行動要支援者本人からの同意を得るよう努める。

避難行動要支援者登録名簿の登録対象者	自宅で生活している者のうち、次の要件に該当する者。 a 介護保険における要介護3以上の認定を受けている者 b 身体障害者手帳1・2級の交付を受けている者 c 愛の手帳1・2度の交付を受けている者 d 精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている者 e 75歳以上の一人暮らし高齢者、高齢者のみ世帯、日中等に独居になる方 f 小児慢性特定疾病の患者（児） g その他支援が必要な、一人暮らし高齢者、高齢者のみの世帯、軽度の障がい者
避難行動要支援者登録名簿作成に必要な個人情報の入手方法	a 必要な個人情報 氏名、住所、電話番号等連絡先、生年月日、性別、避難支援等が必要とする理由、その他避難支援等の実施に関して市長が必要と認める事項 b 入手方法 ・住民基本台帳の情報 ・介護保険システムの情報 ・障がい者の情報 ・避難行動要支援者名簿登録申込書兼救急医療情報キット支給申込書の登録情報
名簿の更新	原則として、1年に1回更新する。

ウ 個別避難計画の策定

人工呼吸器使用者等、自力での判断や避難が困難なものや、ハザードマップ（水防法に基づく洪水浸水想定区域、土砂災害警戒区域）上に居住するもの、一人暮らし高齢者等の避難行動要支援者に対し、「個別避難計画」の策定に努め、個々の特性に応じた避難支援体制の整備を図るよう努める。

また、個別避難計画を作成する中で、事前に福祉避難所ごとに受入対象者の調整等を行い、日頃から利用している施設を避難施設へ指定する等、避難時に当該施設へ直接避難できる体制の構築に努める。

エ 避難行動要支援者への支援体制の確保

避難支援等関係者となる者

小平消防署、小平警察署、民生委員・児童委員、小平市社会福祉協議会、小平市地域包括支援センター、自治会等とする。

避難行動要支援者本人からの同意を得て、避難行動要支援者登録名簿の提供を行うことにより、支援体制を確保する。

名簿情報の保護

名簿の提供に際しては、複製を禁じ、保管場所、管理責任者、閲覧者等を明確にし、個人情報の漏えい・拡散防止対策を講じるよう指導する。

当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供する。

災害対策基本法に基づき避難支援等関係者個人に守秘義務が課されていることを十分に

説明したうえで、避難行動要支援者登録名簿の提供を行う。

オ 避難情報等の伝達

高齢者等避難及び避難指示等があるが、避難行動要支援者及び避難支援等関係者に対しては、高齢者等避難の発令がされた時点で情報伝達を実施し、避難開始するよう促す。

情報伝達にあたっては、防災行政無線、市ホームページ、防災・防犯緊急メールマガジン、災害時緊急情報配信サービスや広報車、エリアメール等、複数の手段を有機的に組み合わせるよう努める。

避難支援等関係者が避難行動要支援者登録名簿を活用し、避難行動要支援者宅を訪問し、確実に情報伝達することも考慮する。

カ 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者による支援は、善意と協力によるものであり、万が一支援することが不可能となった場合においても一切責任が問われることはない。

まずは自身と家族等の身の安全の確保に努めるものとし、可能な範囲で名簿登録者へ支援を行う。

キ 防災訓練の実施

都や小平消防署と協働して、自主防災組織を中心とした避難行動要支援者の支援に関する防災訓練を実施するなど、地域の防災行動力の向上に努める。

ク 緊急通報システムの整備

都と連携して65歳以上の病弱な一人暮らし等の高齢者や18歳以上の一人暮らし等の重度身体障がい者の安全を確保するため、緊急時に東京消防庁等に通報できるシステムの整備を進める。

② 防災知識の普及・啓発

市は、避難行動要支援者やその支援者を対象とした「要配慮者のための防災行動マニュアル」等を活用し、防災知識等の普及・啓発に努める。

都や関係団体と連携し、ヘルプカードの普及・啓発を行う。

(2) 東京消防庁小平消防署

小平消防署は、次の事項に取り組む。

① 地域での避難の体制づくり

ア ネットワークの形成

市等と協働して、自主防災組織等を中心とした要配慮者に対する防災訓練を実施するなど、地域の防災行動力の向上に努める。

イ 緊急通報システムの活用

市が整備する緊急通報システム等を活用して、避難行動要支援者の情報収集及び安全確保を図る。

ウ 地域の体制づくりの推進

市等と連携して避難行動要支援者を近隣で助け合う地域協力体制づくりを推進する。

社会福祉施設等の被災に備え、自治会・自主防災組織、近隣事業所及びボランティア等による協力体制づくりを推進する。

エ 災害時応援協定の締結促進

社会福祉施設等と事業所、自治会等との間及び社会福祉施設等相互間で災害時応援協定を締結するようその促進を図る。

② 意識啓発

「地震その時10のポイント」における「確かな避難」に係る知識の普及や、防火防災診断を通じた被災しない環境づくりについて取り組む。

2. 避難場所・避難所等の指定・安全化

2-1. 避難場所等の指定・安全化

避難場所は、震災により発生した火災等から市民の生命を守るために、あらかじめ安全な場所を確保し、市民への周知を図るものである。このため、避難場所の指定にあたっては、恒常的にその安全性が確保されるよう周辺環境を含めた確認調査が必要であり、公園緑地の新設、整備等により適地が生じた場合には、適宜指定し、見直しを図らなければならない。

(1) 小平市

① 災害対策基本法に基づく指定緊急避難場所の指定

市（防災危機管理課）は、災害対策基本法及び災害対策基本法施行令に基づき、指定緊急避難場所の指定の拡大に努める。

ア いっつき避難場所の指定

地震による火災などから身を守り、公的な避難指示または救援・救助を受けるためにまず避難し、状況を把握する場所として、学校のグラウンドなどを選定する。

東京むさし農業協同組合と締結している「災害時における生産緑地の活用と生鮮食料品の調達に関する協定」への協力農家を増やすとともに、災害時に市民等が避難しやすいよう、看板等を設置し避難場所の表示を行う。

イ 広域避難場所の指定

火災が拡大し、いっつき避難場所では危険と判断される場合に輻射熱や煙を回避し、安全を確保する場所として、十分な広さを有するグラウンドなどを選定する。

ウ 避難に必要な施設・設備を含めた整備

エ 標識の整備

市は、避難を円滑に行うため、避難場所等を表示する標識の整備を行う。その際は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するとともに、当該標識の見方に関する周知に努める。あわせて、当該標識の多言語対応（英語、中国語、韓国語）も図る。

オ 周知の徹底

避難場所は市民に周知しておく。避難場所等の災害種別や避難場所と避難所の役割が違うことについて、日頃から市民等への周知徹底に努めるものとする。

② 避難場所の安全化

市（防災危機管理課、道路課）は、災害時の地域の避難・救助活動あるいは延焼防止の機能を確保するため、開発行為にかかる指導等により、狭あい道路の拡幅、整備を行う。

また、避難場所・避難道路周辺における避難者の安全を確保するため、東京消防庁が規定する震災時の水利整備基準に準じ、防火水槽等の整備に努める。

(2) 東京消防庁小平消防署

小平消防署は、指定されている避難場所の防火管理状況及び消防用設備等の維持管理状況について、確認し、必要に応じて行政指導を行う。

(3) 指定公共機関

東京ガスグループは、導管については、状況に応じた最適な材料、継手構造等を採用し、耐震性の向上を図る。また、導管網のブロック化、緊急遮断装置、放散設備、無線設備等を整備し、二次災害防止と早期復旧のための防災システムの確立を図る。

2-2. 避難所の指定・安全化

避難所とは、地震等による家屋の倒壊、焼失などで被害を受けた者または現に被害を受けるおそれのある者を一時的に受入れ、保護するために開設する学校、公民館等の建物のことであり、あらかじめ避難所とする建物を指定し、その安全化を図る。

(1) 小平市

市（防災危機管理課）は、次の事項について取り組む。

① 災害対策基本法に基づく避難所の指定

災害対策基本法及び災害対策基本法施行令等に基づき、地域防災計画において、あらかじめ避難所を指定し、市民に周知する。また、避難場所と避難所の役割が違うことについて、日頃から市民等への周知徹底に努める。

指定した避難所の所在地等については、小平警察署、小平消防署等関係機関に連絡するとともに、東京都災害情報システム（DIS）への入力等により、都に報告する。

避難所の指定基準は、概ね次のとおりとする。

- ・避難所は、耐震・耐火性能・鉄筋構造を備えた公共建物等（学校、公民館等）を利用する。
- ・避難所に受入れる避難者数は、概ね居室3.3㎡あたり2人とする。

ただし、新たな感染症の拡大が懸念される場合には、避難所管理運営マニュアル作成の指針【増補版】（新型コロナウイルス感染症対策編）を参考にするとともに、避難所が過密にならないよう努めるものとする。

避難所が不足する場合に備え、民間施設等と協定を結ぶなど避難所の確保に努める。

② 福祉避難所の指定

自宅や避難所で生活している要配慮者（高齢者・障がい者・難病患者・妊産婦・乳幼児等）に対し、状況に応じ、日常生活に必要なサービスを提供するため、福祉避難所をあらかじめ指定するとともに、協定締結などにより社会福祉施設や民間事業所に協力を要請していく。

福祉避難所は、耐震・耐火・鉄筋構造性能に加えて要配慮者の特性を踏まえたバリアフリーを備えた建物を指定する。また、感染症、熱中症、衛生環境対策等を考慮して必要な備蓄、居室の確保等、機能の強化等に努める。

指定した福祉避難所は、その他の避難所と区分するとともに、受入対象者を特定して公示するよう努める。

指定した福祉避難所の所在地等については、様式に基づき都福祉局に報告する。

③ 避難所の安全化

避難所に指定した公共施設については、耐震化が完了している。今後は、消防用設備等の点検を確実にを行う等、計画的に安全性を確認・確保するとともに、被災者の性別も踏まえプライバシーの確保や生活環境を良好に保つよう努める。

(2) 東京消防庁小平消防署

(2-1と同様)

(3) 指定公共機関

(2-1と同様)

3. 避難所の管理運営体制の整備等

3-1. 小平市

市（防災危機管理課、市民協働・男女参画推進課、高齢者支援課、教育総務課）は、次の事項に取り組む。

(1) マニュアルの整備

避難所の運営が混乱なく円滑に行われるよう、また、感染症対策を踏まえた避難所運営が行われるよう「避難所運営マニュアル作成の指針」、「避難所管理運営マニュアル作成の指針【増補版】（新型コロナウイルス感染症対策編）」及び「小平市福祉避難所運営マニュアル作成のためのガイドライン」を策定している。これらの指針を踏まえて、各地区ごとに地域の自治会、自主防災組織、施設関係者などで構成する避難所開設準備委員会が作成している避難所運営マニュアルの更新等を支援する。

「避難所運営マニュアル」の作成や訓練等に当たっては、多様な視点を反映することが重要であることから、要配慮者や女性の参加を積極的に推進する。また、避難者の刻々と変化するニーズに寄り添うためにも、ボランティアや職能団体等、専門性を有した外部支援者等の協力を得ながら、避難者によって自主的に避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。

飼養動物については、被災者支援等の観点から避難所における飼養動物のための避難スペースを確保することに努め、同行避難を原則として、避難所における飼養場所や飼養ルールの設定、他の避難者への配慮や周知など、自主的な飼養管理体制の構築を推進する。

福祉避難所については、施設関係者に協力して、福祉避難所の設置・運営に関する手順等を記載したマニュアルの作成を支援するとともに、訓練が実施されるよう支援する。

また、仮設トイレ等の設置体制・維持管理方法等に関するマニュアルを作成する。

(2) 避難所の整備

避難所の整備にあたっては、次の点に留意する。

- ・貯水槽、仮設トイレ、マット、非常用電源、発電機等の整備を図るほか、井戸や衛星携帯電話・衛星通信を活用したインターネット機器等の通信機器等の整備の検討に努める。
- ・洋式トイレなど高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者にも対応した施設・設備の整備に努める。
- ・テレビ、ラジオ、インターネット等被災者による情報の入手に資する機器の整備を図る。
- ・パーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドについて、最低限必要な備蓄を確保するとともに、他の自治体との災害時相互応援協定や、民間事業者との災害時協力協定の締結により整備を進める。
- ・空調機器の設置状況なども踏まえながら、避難所機能の向上を図るよう努める。
- ・避難所となる市立小・中学校体育館の冷暖房設備を整備するとともに、適正な維持管理を行い、避難所機能の向上を図るよう努める。
- ・マンホールトイレ等の災害用トイレの整備や資器材の適正管理を行うとともに、避難所となる市立小・中学校のトイレの洋式化の整備を行うことで避難所の機能向上を図る。

また、市立小・中学校等を避難所として指定したときは、施設内に食料、資器材、台帳等を整備するなど、避難所機能の強化を図る。

避難所に受け入れた避難者が、安否確認や情報収集をしやすいようにするため、災害時用公衆電話（特設公衆電話）やWi-Fiアクセスポイント等を整備するよう努める。また、発災時の速やかな通信設備の設置、適切な利用への誘導等が可能な体制整備に努める。

災害用伝言ダイヤル（171）、災害用伝言板（web171）等の災害用安否確認サービス等の使い方を説明できる体制整備に努める。

（3）関係機関との連携体制の構築

都に人的あるいは物資の支援を要請する際に、より具体的な内容を伝達できるよう、体制整備を図る。

避難所においてボランティアを円滑に受け入れられるよう、体制整備を図る（第Ⅱ部第2章第3節予防対策6.「ボランティアとの連携」参照）。

福祉関連のボランティアの派遣について、地域内の福祉関係団体等とあらかじめ協定等を締結するなど体制整備を図る。

3-2. 東京消防庁小平消防署

小平消防署は、避難所の防火安全対策を策定し、市に対し、「避難所運営マニュアル」に反映するよう働きかける。

避難所運営組織の中で、防火担当責任者を指定するように、市に働きかける。

市の地域防災計画に指定されていない避難所の防火安全対策を策定し、市の避難所運営を支援する。

4. 避難所外の避難者対策

市（防災危機管理課）は、避難所外の避難者が多く発生することが想定されるため、その実態把握や支援に関して検討を行う。

多様な避難者が安全に安心して避難生活を送れるよう、避難所環境の整備等に努める。

避難所外の避難のうち、車中泊やテント泊については、健康被害が懸念されるほか、オープンスペースは様々な応急対策活動の拠点として活用されるため、車中泊者等の発生抑制に向け、市民に対し、次の内容の周知を図る。

- ・東京都震災対策条例により車両での避難を禁止していること。
- ・災害時には、人命救助や消火活動等のため大規模な交通規制が実施され、新たな自動車の乗り出しの自粛を要請されることが想定される。
- ・市内のオープンスペースは、災害時の応急対策活動の拠点として活用されることがある。
- ・車中泊はエコノミークラス症候群、テント泊は気温の変化に伴う体調悪化等の健康被害が懸念される。

一方で、やむを得ず車中泊等により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊等避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊等避難者の支援方策の検討に努める。その際、車中泊等を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊等避難者の支援に必要な物資の備蓄に努める。

《応急対策》

対策一覧	担当
1 避難の基本	—
2 避難誘導	本部班、避難班、小平警察署、小平消防署
3 避難所の開設・管理運営	避難班、物資拠点班、救護班、地区隊、小平警察署、小平消防署、東京都保健医療局
4 避難所外の避難者対策	社会教育班、救護班、関係各班、本部班、避難班
5 避難所等における動物の適正飼養	環境衛生班、東京都保健医療局
6 ボランティアの受入れ	援護班、避難班
7 被災者の他地区への移送	本部班、東京都保健医療局

1. 避難の基本

(1) 地震時の避難行動

地震時は、次の避難行動を行うことを基本とする。

- ① 地震直後は、自分の身の安全を確保したあと、地域の安全、避難行動要支援者の安否等を確認する。
- ② 地域に危険がない場合は、耐震性の確保された自宅等で生活を継続する。
- ③ 自宅等の被害、延焼火災、崖崩れ等の危険がある場合は、自主防災組織等を中心に、地域住民で避難誘導、避難支援を行い、いっとき避難場所または広域避難場所に避難する。
- ④ 地域の危険性が解消された場合は、自宅等で生活を継続する。
- ⑤ 自宅等の被害で居住することができない場合は、避難所のほか、親戚・知人宅、ホテル・旅館等を確保し生活することも検討する。

(2) 避難先

地震直後の避難先は、安全ないっとき避難場所等とする。

自宅での居住が不可能な場合は、避難所のほか、過密を避けるため各自が確保した親戚・知人宅、ホテル・旅館等に分散避難を行い、避難生活を行うことを検討する。

2. 避難誘導

2-1. 避難指示等

市（本部班）は、次のとおり避難指示等を行う。

(1) 避難指示等の発令

地震による火災や土砂崩れなど、災害が発生し、または発生するおそれがある場合は、市長は小平警察署長及び小平消防署長に連絡のうえ、対象地域、対象者及び避難先を定めて避難を指示するとともに、速やかに都本部に報告する。

避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、緊急を要するときは、市長は、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための措置を指示する。

また、市長は、避難指示等にあたって国（指定行政機関の長・指定地方行政機関の長）または都知事に対して助言を求めることができ、助言を求められた国または都知事は所掌事務に関して技術的に可能な範囲で必要な助言を行う。

人の生命身体を保護するため必要があると認めるとき、市長は警戒区域を設定し、当該区域

への立ち入りを制限若しくは禁止し、または退去を命じる。

(2) 東京都関係機関

① 警視庁小平警察署

市長が避難の指示をすることができないと認めるとき、または市長から要請があった場合は、警察官が居住者等に避難の指示を行う。この場合、直ちに市長に対し、避難の指示を行った日時、対象区域、避難誘導方向及び避難先等を通知する。

避難の指示に従わない者に対しては、極力説得して任意で避難させるものとするが、説得に従わないときは、警察官の判断により警察官職務執行法に基づく措置をとる。

② 東京消防庁小平消防署

災害の進展等により、住民を避難させる必要がある場合の市への通報、及び人命危険が著しく切迫し、通報するいとまのない場合の関係機関と連携した避難の指示等及び市へのその内容の通報を行う。

避難の指示等が発令された場合には、災害の規模、道路橋りょうの状況、火災拡大の経路及び消防部隊の運用等を勘案し、必要な情報を小平市、関係機関に通報する。

避難の指示等が発令された場合は、災害状況及び消防力の余力に応じ、広報車等により避難の指示等の伝達を行う。

避難指示等が発令された時点以降の消火活動は、避難場所、避難道路の安全確保に努める。

【避難場所の考え方】

- 避難場所への避難は、自由避難（任意の経路を利用して避難すること）とする。
- 避難場所は、避難場所内の建物などを除き、震災時に拡大する火災によるふく射熱の影響を考慮して算定した利用可能な避難空間を、原則として1人当たり1㎡確保する。

災害対策基本法等の関係法令により、次のとおり避難指示等の実施責任者及び時期が定められている。

【発令権者】

実施責任者	種別	要件	根拠
市長	災害全般	災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、人の生命または身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認められるとき。	災害対策基本法 第60条
警察官	災害全般	市長が避難のための立ち退きを指示することができないと認めるとき、または市長から要求があったとき。	災害対策基本法 第61条
知事	災害全般	災害の発生により、小平市がその全部または大部分の事務を行うことができなくなったとき。	災害対策基本法 第60条
自衛官	災害全般	災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官は災害の状況により、特に急を要する場合で、警察官が現場にいない場合	自衛隊法 第94条
知事またはその命を受けた職員、水防管理者	洪水	洪水により、著しい危険が切迫していると認められるとき。	水防法第29条

【地震における避難情報の基準】

【避難情報等と居住者等がとるべき行動】（内閣府「避難情報に関するガイドライン」より）

避難情報の種類	発令時の基準	市民に呼びかける行動	居住者等がとるべき行動等
高齢者等避難	1. 大雨警報が発表され、かつ、その後も激しい雨が降り続く見込みがある場合 2. 強い降雨を伴う台風や低気圧などが、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合	<ul style="list-style-type: none"> 避難に時間のかかる高齢者などは、避難場所や安全な親戚・知人宅等へ避難を開始 それ以外は、避難の準備 非常持出品の準備 	発令される状況：災害のおそれあり 危険な場所から高齢者等は避難
避難指示	1. 火災が発生し、延焼の危険性があるとき。 2. 余震により、建物及び塀の倒壊、宅地の被害拡大のおそれがあるとき。 3. 危険物等の流出、爆発、炎上等の災害が発生し、または予想され、被害のおそれがあるとき。 4. 土砂災害が発生し、余震や降雨により拡大することが予想される時。	<ul style="list-style-type: none"> 避難場所の確認 自宅の水道、ガス、電気の遮断 避難行動要支援者の支援 非常持出品の持参 	発令される状況：災害のおそれ高い 危険な場所から全員避難
緊急安全確保	1. 既に災害が発生または切迫している状況	<ul style="list-style-type: none"> 状況に応じた、命を守るための最善の行動を取る 	発令される状況：災害発生または切迫（必ず発令される情報ではない） 命の危険 直ちに安全確保

2-2. 警戒区域の設定

市（本部班）は、災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合、あるいは生命または身体に対する危険を防止するため必要があると認める場合は、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、または退去を命じる。

(1) 警戒区域の設定権者

警戒区域の設定権者及び要件は、次のとおりである。

【警戒区域の設定権者及び要件】

実施責任者	種別	要件	根拠
市長	災害全般	災害が発生し、または発生しようとしている場合で、人の生命または身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるとき。	災害対策基本法 第63条
警察官	災害全般	同上の場合において、市長若しくはその委任を受けた市職員が現場にいないとき、またはこれらの者から要求があったとき。	災害対策基本法 第63条
災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官	災害全般	同上の場合において、市長等、警察官がその場にいないとき。	災害対策基本法 第63条
消防吏員または消防団員	水害を除く災害全般	災害の現場において、消防警戒区域を設定し活動確保する必要があるとき。	消防法第28条 消防法第36条

(2) 規制の実施

市（本部班）は、警戒区域の規制に当たって次の措置をとる。

- ① 警戒区域の設定について小平警察署長等関係者との連絡調整を行う。
- ② 警戒区域を設定した場合、小平消防署、関係部が連携し、小平警察署長に協力を得て警戒区域から退去または立入禁止の措置をとる。
また、市民の退去を確認するとともに、可能な限り防犯、防火の警戒を行う。

2-3. 避難誘導

(1) 小平市

市（避難班）は、次のとおり避難誘導を行う。

① 避難誘導

避難指示等が発令された場合、小平警察署及び小平消防署の協力を得て、避難者を地域または自治会、事業所単位での集団形成を図るため、いっとき避難場所等に避難者を集合させたのち、自主防災組織の会長や事業所の管理者等のリーダーを中心に集団を編成し、広域避難場所等に誘導する（2段階避難方式）。

避難指示等を行ういとまがない場合または地域の実情や災害の状況により、必要な場合は、広域避難場所への直接避難も行う。

② 要配慮者の避難誘導

高齢者や障がい者、外国人等の要配慮者については、障がいの特性や住環境、言語の違いなどを踏まえ、避難方法に配慮して、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら適切に避難誘導し、安否確認を行う。

(2) 東京都関係機関

① 警視庁小平警察署

いっとき避難場所に集合した地域住民、事業所従業員等を、自治会等の役員及び事業所の責任者等のリーダーを中心にした集団単位で指定された避難場所に避難させる。この場合、要配慮者は優先して避難させる。

避難誘導にあたっては、現場での個別広報のほか、あらゆる広報活動を行う。

火災等の規模や態様等により、できる限り必要な部隊を配置する。

避難場所では、できる限り所要の警戒員を配置し、関係防災機関と緊密に連絡を取り、被害情報の収集並びに広報活動、行方不明者等の把握及び危険と認めた場合の再避難の措置等を講じ、避難場所の秩序維持に努める。

② 東京消防庁小平消防署

被災状況を勘案し、安全な避難に必要な情報を小平市、関係機関に通報する。

避難指示等が発令された場合は、災害状況及び消防力の余力に応じ、広報車等により避難指示等の伝達を行う。

避難指示が発令された時点以降の消火活動は、避難場所及び避難道路の安全確保に努める。

3. 避難所の開設・管理運営

3-1. 避難所の開設・報告

(1) 小平市

市（避難班）は、次のとおり避難所の開設を行う。

① 避難所開設

避難所の開設は、市災害対策本部が決定する。

避難所を開設したときは、開設日時、場所、避難者数及び開設予定期間等を速やかに、都福祉局、小平警察署及び小平消防署等関係機関に報告する。

都福祉局への報告は、原則として東京都災害情報システム（DIS）への入力等により行う。なお、個別の連絡調整については、東京都防災行政無線で行う。

避難所の開設期間は災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合には、知事の事前承認（内閣総理大臣の承認を含む。）を受ける。

避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

避難所は、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努めるものとする。

避難所を開設した場合は、避難所で従事する市職員から避難所管理者を置き、避難所管理者は避難者数・被害状況・要配慮者の状況・必要物資などを速やかに把握するとともに、災害対策本部との連絡調整のほか、施設管理者や避難所運営委員会等と連携しながら、避難所の開設・閉鎖・各種支援等を行う。また、避難所の利用者を中心とした自主的な運営組織である避難所運営委員会には、男女各々の運営責任者を置くよう地域住民へ依頼し、運営責任者は、避難所運営に際して、女性や要配慮者等の視点に配慮する。

被災者の受入は、可能な限り自治会単位に被災者の集団を編成し、自主防災組織等と連携して班を編成した上で、受入れる。

避難所に避難した被災者に対し、正確かつ迅速な情報提供を行うため、テレビ・ラジオ等の設置、臨時広報誌の発行、特設公衆電話、Wi-Fi環境、FAX等の整備、SNSでの情報発信を行う。被災者の特性に応じた情報提供手段をとるものとする。

ボランティアや職能団体等、専門性を有した外部支援者等の協力を得られるよう努めるとともに、必要に応じて、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。

市災害ボランティアセンター等を通じて、避難所で活動するボランティアの派遣を要請する。

災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促す。

避難所ごとにそこに収容されている避難者に係る情報の早期把握及び避難所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努め、必要な措置について配慮するとともに、市（本部班）を通して都等へ報告を行う。

被災者の安否確認について住民等から照会があったときは、提出された避難者カードに基づき、本人の意向を確認しつつ対応する。被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命にかかわるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めることとする。

② 福祉避難所開設

障害者福祉施設、高齢者館等の社会福祉施設等を福祉避難所として活用し、自宅や避難所での生活が困難である要配慮者を入所させ、日常生活に必要なサービスを提供する。

福祉避難所を開設したときは、開設日時、場所、避難者数（介護等に特段の配慮を要する避難者の数とその状況を含む。）、開設予定期間、避難所周辺の状況等を、速やかに所定の

様式により、都福祉局、小平警察署及び小平消防署等関係機関に連絡する。

福祉避難所等において運営に支障を来している場合、東京都災害福祉広域調整センターへ福祉専門職員の派遣を要請する。派遣を受けた場合、福祉専門職員の福祉避難所等への派遣調整を行う。

3-2. 食料・生活必需品等の供給・貸与

市（避難班、物資拠点班）は、被災者に対する食料・生活必需品等の供給・貸与について、小平市が開設する避難所等において、災害救助法に定める基準に従って行う。

炊き出し等の体制が整うまでの間は、都及び市の備蓄または調達する食料等を支給する。

被災者に対する炊き出しその他による食品給与の配布基準は、原則として、災害救助法施行細則に定めるところによる。

ただし、この基準により難しい事情がある場合（期間の延長、特別基準の設定）は、避難所開設期間延長の承認申請と同様に、別途、知事の事前承認（内閣総理大臣の承認を含む）を得て定める。

3-3. 避難所の衛生管理

（1）小平市

市（避難班、救護班）は、次のとおり避難所の衛生管理を行う。

① 飲料水の安全確保

市は、避難所での飲料水の安全を確保するため、都が編成する環境衛生指導班の協力を得て、必要に応じて飲用に供する水の消毒を行う。

② 食品の安全確保

都と連携し、避難住民に対する食品の衛生的な取扱いの指導等について次の事項を行う。

- ・避難所における食品取扱管理者の設置促進等、食品衛生管理体制の確立
- ・食品の衛生確保、日付管理等の徹底
- ・手洗いの励行
- ・調理器具の洗浄殺菌と使い分けの徹底
- ・残飯、廃棄物等の適正処理の徹底
- ・情報提供
- ・殺菌、消毒剤の適切な使用
- ・乳幼児、高齢者などの食事の特性に応じた衛生指導

③ トイレ機能の確保

被災後、断水した場合には、学校のプール、震災対策用井戸等で確保した水を使用し、機能の回復を図る。

発災後3日目までは、し尿収集車によるし尿の収集・運搬が困難な状況が予想されることから、可能な限りし尿収集車による収集を要しないマンホールトイレなどの災害用トイレを活用し、対応する。

市（避難班）は、状況に応じて、避難所等に市が備蓄する災害用組立てトイレを設置する。その際には、高齢者、障がい者、女性、こども等の安全性の確保等に配慮して、多目的トイレの確保や設置場所の選定等を行う。

発災後4日目からは、し尿収集車による収集が可能な災害用トイレを含めて確保し、対応する。備蓄分が不足した場合には、都に対して要請する。

④ 公衆浴場等の確保

多摩小平保健所と連携して公衆浴場の営業状況、仮設浴場、シャワー施設の設置状況を把握する。避難住民に対してその情報を提供するとともに浴場等の確保に努め避難所の衛生管理を支援する。

入浴支援に関する災害協定を締結している事業者に対し協力要請を行う。

(2) 東京都

都（保健医療局）は、次のとおり避難所の衛生管理を行う。

① 飲料水の安全確保

環境衛生指導班を編成し、消毒の確認を行うとともに、水の消毒薬や消毒効果を確認するための器材を備蓄し、市からの要請に応じて消毒薬の配布を行う。

住民が自主的に消毒を行えるように、消毒方法等を住民に指導する。

② 食品の安全確保

必要に応じて食品衛生指導班を編成し、食品の安全確保を図る。

3-4. 避難所の運営等**(1) 小平市**

市（避難班、救護班、地区隊）は、次のとおり避難所の運営を行う。なお、健康管理や保健活動等の保健師が担う業務について、避難班及び救護班の保健師は、状況に応じて適宜、連携して対応する。

① 設営

避難所は、避難所を利用する地域住民が主体となって運営する。各地区で作成している避難所運営マニュアルに基づき、避難所設営を行う。避難所内に本部を設置し、避難者からわかるように「本部」の表示を掲示する。なお、避難所の開設以降は、本部には必ず要員を常時配置し、必要な用品（避難者カード等各種帳票、事務用品等）を準備する。

また、立入禁止区域、土足禁止区域を設定する。

② 運営体制確立

避難所の運営にあたって、ボランティアの協力が必要な場合、市災害ボランティアセンターを通じて派遣を要請する。

避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や女性による生理用品、女性用下着の配布、パトロールの実施や照明の配置による視認性の向上など避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。

また、食料物資担当、救護支援担当、衛生担当等の関係班で構成する避難所運営の専門チームを本部内で編成し、定期的なミーティング等による情報共有や、避難者支援に係る問題点の解決を図るよう努める。

③ 運営手順等

住民の避難所への適正誘導及び収容並びに過密状況を把握する。

ごみの適切な排出方法、トイレの使用方法など、避難住民への衛生管理上の留意事項を周知する。

避難所管理者は防火担当責任者を指定し、防火安全対策を講じる。

小・中学校の避難所においては、在宅避難者等に対しても物資の提供を行える体制を整備する。

④ 感染症対策

避難所での感染拡大を防止するため、3密（密閉・密集・密接）を回避するなど、可能な限り人との間隔を広くする避難所運営を実施する。

インフルエンザ等の感染症予防（手洗い、うがい等）の励行を避難住民に周知するとともに、患者発生時の感染拡大防止対策を実施する。感染症の発生、拡大がみられる場合には、都等と連携し、必要な感染症対策の措置を講じる。

感染症の発生状況等により、国や都から新たな通知等が発出された場合には、最新の知見により避難所を運営するものとする。

⑤ 避難者等の健康管理

避難の長期化等必要に応じて、避難者や避難所に係わる運営スタッフ等の健康状態の把握に努め、必要に応じて医師や看護師等による巡回を要望する。また、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、ごみの処理状況など、避難所の衛生状態等の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。

⑥ 保健活動

救護班は、被災した市民の心身の健康維持を行うため、避難所における健康相談、地域における巡回健康相談、その他必要な保健活動を行う。状況に応じて、災害協定を締結している専門職へ派遣要請を行い、支援を受けるものとする。

また、避難住民に対して健康相談等に関する情報を提供するとともに浴場等の確保に努め避難所の衛生管理を支援する。

⑦ 要配慮者対策

要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、障がい特性や個々の状態、ニーズを把握する。また、必要に応じて避難所から福祉避難所への移送手段についても確保し、福祉避難所へ移送する。

必要に応じて、避難班の中でチームを編成し、対応する。要配慮者の特性に応じて必要となる物品を確保する。

市は、透析患者や在宅難病等専門医療を必要とする患者への対応として、都、医師会及び保健所等と連携し、医療機関の被災の状況、透析医療の可否についての情報の収集や当該情報の提供を行う。

【避難所運営マニュアルの作成の視点】

《運営》

- 多様な避難者への配慮
 - ・ 男女のニーズの違いに配慮した避難所運営体制を構築する。
 - ・ 男女別の物干し場、更衣室、トイレや授乳室などを設置する。
 - ・ 相談窓口などを設置し、女性・子ども・障がい者などの個別ニーズや意見の把握に努める。
 - ・ 要配慮者や子育て世代などに配慮したスペースを作る。
 - ・ 女性用物資については、女性により配布する。
 - ・ 間仕切りを設置し、プライバシーの確保に努める。
 - ・ 女性や子どもの安全対策など、避難所内の安全確保に努める。
 - ・ 避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めて、避難所内のレイアウト図などの施設の利用計画をあらかじめ作成する。また、設置については、様々な事情を考慮して、要配慮者など困っている人から臨機応変に対応する。
- 避難者名簿の作成
 - ・ 避難者名簿は以後の食料、生活用品の対応に必要であり、さらに市民からの問い合わせに応じるためにも早急に作成する必要がある。避難班（または地区隊）は、避難所を開設し避難者の受入れを行った際には、ただちに避難者名簿を作成する。
 - ・ 名簿の作成は世帯単位とし、避難者に避難者カードを交付し、避難者本人に内容を記入してもらい、自分で記入できない場合は、他の避難者から支援を受けるか避難班で記入する。
 - ・ 避難班は、避難者カードを集計・整理し、避難者名簿として管理する。避難者名簿は、避難者カードを基に転記するかまたは避難者カードそのもののコピーを利用するなど状況に応じて作成する。
 - ・ 都合で避難所の変更があるときは、当該避難所を退出する際に本人へ避難者カードを交付し、変更先避難所に提出するよう指導する。
- 班編成
 - ・ 班編成は、避難所内での食料等の支給、指示・伝達、意見の把握をより効率的に行うためのものであり、班編成の単位は、自治会単位や部屋単位等とし、適当な人員（30人程度）で編成する。
 - ・ 区分けは、原則として避難者の自主的な編成とし、状況により避難班が指導する。
 - ・ 各班は、食料等の支給、指示・伝達、意見の把握を円滑に行うために、班長を選定する。

班長の役割

 - 1 避難班からの指示、伝達事項の周知
 - 2 避難者数、給食数、物資の必要数の把握と報告
 - 3 物資の配布の指示
 - 4 要配慮者の措置に対する協力
 - 5 施設の保全管理に対する協力
 - 6 各避難者の要望のとりまとめ
 - 7 その他避難所の運営に必要な協力
- 食料、生活必需品の請求、受払
 - ・ 各避難所に集約した食料や生活必需品のうち、そこで調達不可能なものについて、本部班へ要請する。また、到着した食料や物品を受入れ、各班に配布する。
 - ・ この際、物品の受払簿に記帳する。
- 状況報告及び運営記録
 - ・ 傷病者の発生等特別に事情があるときは、その都度本部班へ報告する。
 - ・ 避難所管理者は避難所内での運営の状況について、避難所日誌に記録するとともに避難者名簿、物品受け払いの状況、配備人員その他運営状況について、1日に1回午前10時までに災対健康福祉部長に報告する。災対健康福祉部長はこれを集約のうえ正午までに本部班（本部班）へ報告する。

⇒資料編「避難者カード」

⇒資料編「物資管理簿」

⇒資料編「避難所状況報告用紙」

【感染症流行時の避難所運営の視点】

新型コロナウイルス感染症流行時の経験を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要があるため、次の視点も配慮したうえで、避難所運営を実施する。

なお、今後、感染症対策に関する新たな知見等が示された場合には、次に関わらず最新の知見等を踏まえた運営を行うこととする。

- 避難者の受入れの基本的な考え方
 - ・ 感染症の感染者は、原則として一般の避難所に滞在することは適当ではないため、自宅療養者が避難所に避難してきた場合には速やかに災害対策本部に連絡をする。ただし、移動に危険が伴う場合や受入施設が確保できない場合は、一時的に避難所で待機させる。
- 避難者のゾーニングの実施
 - ・ 自宅療養者、発熱等有症状者、一般の避難者等症状に応じたゾーニングを実施する。
 - ・ 自宅療養者の滞在スペースは、他の避難者スペースと完全に生活動線を分ける。
 - ・ 発熱等有症状者も、生活動線を分けることが望ましいが、施設の構造上不可能な場合などは、時間的分離により生活動線を確保する。（一般避難者とは生活動線を分ける。）
- 総合受付の設置
 - ・ 発災後、速やかに設置する。検温等の健康確認を行いゾーニングを実施する。
- 居住場所配置図の作成
 - ・ 避難所において感染症の感染者が発生した場合に備え、必ず作成する。
- 健康確認の実施
 - ・ 避難所運営スタッフ及び避難者は、1日3回検温を行うなど、自身の健康確認を実施する。

4. 避難所外の避難者対策

市（社会教育班、救護班、関係各班）は、車中泊等の避難者にかかる情報の早期把握に努める。所在の把握を行うための情報は、市職員をはじめ、自主防災組織、地域を巡回する消防団、福祉関係のチームから収集する。

市（救護班）は、車中泊等の避難者に対する健康面等の相談・支援等について必要に応じて都や地域と連携のうえ対応に努めるほか、エコノミークラス症候群等防止のための普及啓発を行う。

市（本部班）が車中泊等避難を行うためのスペースを指定して設置された場合は、市（社会教育班）が、避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、その内容を近くの避難所へ連絡して、車中泊等避難者へ受け取りに行くよう促す。

また、被災者支援に係る情報を車中泊等避難者へ提供し、状況把握に努めるとともに、車中泊等避難者からの問い合わせや要望等を取りまとめて、担当部署等へ情報提供を行うことにより、担当部署等と連携して車中泊等避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努める。

避難所に滞在していない在宅避難者については、避難所で物資を配給することから、市（避難班）が、提出された避難者カードに基づき情報の把握を行う。

避難所に滞在していない在宅避難者等に対しても、生活環境の整備に必要な措置を講じるよう努める。

5. 避難所等における動物の適正飼養**（1）小平市**

市（環境衛生班）は、市獣医師会及び関係団体等と連携して、避難所における動物の飼養に

ついて、次の事項に取り組む。

- ・避難所敷地内に設けられた動物の飼養場所について、避難所内の動線や避難者居住スペースとの位置関係などに配慮し点検を行う。
- ・敷地内に飼養場所を確保することが困難な避難所に対しては、近接した避難所等に飼養場所を確保する。
- ・適正飼養の指導や、飼養ルールの作成支援を行う。
- ・提供された動物飼養用の資材等の受入れ、調整を行う。
- ・避難所における飼養状況の確認や管理台帳の整備を行い、都及び東京都獣医師会等（動物救援本部）への情報提供を行う。

【避難所での飼養動物管理の方針】

- ・避難所の飼養動物の管理は、飼い主の責任で行う。
- ・飼養動物用の飼料、水、ケージ、医薬品等の生活用品は、飼い主が準備する。
- ・飼養動物（身体障がい者補助犬を除く。）の飼養場所は居住スペースと別とし、飼い主へ周知・徹底する。
- ・身体障がい者補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）は、その使用者に、同伴させることができるものとし、避難所内に滞在可能なスペースを確保する。

（２）東京都関係機関

都（保健医療局）及び東京都獣医師会等（動物救援本部）は、避難所における市の取組に協力し、次の事項に取り組む。

- ・各地域の被害状況、避難所での動物飼養状況の把握及び資材の提供、獣医師の派遣等
- ・避難所から保護施設への動物の受入れ及び譲渡等の調整
- ・他縣市への連絡調整及び要請

6. ボランティアの受入れ

市（援護班、避難班）は、小平市災害ボランティアセンターを通じて、避難所のボランティアニーズに応じて活動するボランティアを派遣する。

なお、語学に関するボランティアについては、小平市災害時外国人支援センターを通じて派遣する。

7. 被災者の他地区への移送

7-1. 広域避難

市（本部班）は、災害対策基本法第61条の4に基づき、避難指示等を発令時に、市内で避難所確保が困難となった場合、都内の他の市町村への住民の受入れについて、当該市町村に直接協議し、他の道府県の市町村への受入れについては、東京都（保健医療局）に対し、他の道府県との協議を求める。

緊急を要する場合は、東京都に報告した上で、自ら他の道府県内の市町村に協議する。

7-2. 広域一時滞在

市（本部班）は、大規模な災害が発生し、市内での居住場所の確保が困難となり、市外での一時的滞在（避難所または応急仮設住宅等）が必要と判断した場合には、都内の他の市町村への受入れについて、当該市町村に直接協議し、他の道府県の市町村への受入れについては、東京都に対し他の道府県との協議を求める。

7-3. 他地区への移送の措置

市（本部班）は、被災者の他地区への移送について、次の対応をとる。

（1）移送先の避難所管理者の指定

他地区への移送を要請した場合は、市職員の中から移送先における避難所管理者を指定して、移送先の区市町村に派遣するとともに、移送に当たっては引率者を添乗させる。

（2）移送された被災者の避難所の運営は、受入れ側の区市町村が行い、市は運営に協力する。

（3）市が、東京都の指示により他区市町村から避難者を受け入れる場合は、受入態勢を整備するとともに、避難所の運営管理を行う。

都（保健医療局）は、要配慮者の移送手段について、市による調達が困難な場合には、関係機関等の協力を得て調達する。

第10章 物流・備蓄・輸送対策

第1節 現状と課題

1. 食料・水・生活必需品の確保

市では、避難者及び帰宅困難者用に、クラッカー、アルファ化米等の食料、調製粉乳のほか、毛布、敷物などの生活必需品や感染症対策用品を備蓄するとともに、飲料水を始め生鮮食料品、生活必需品等の物資の調達について、民間事業者と協定を締結し、流通備蓄体制を確保している。

- ・ 飲料貯水槽 市立小・中学校等28か所に約20 m³の飲料貯水槽を整備
- ・ 応急給水用資器材 ウォーターパッカー 1台
- ・ 備蓄物資一覧 ⇒資料編「備蓄物資一覧」
- ・ 民間事業者との協定 ⇒資料編・別冊災害協定書編

市では、概ね3日分の備蓄を進めており、食料品、日用品、感染症対策用品、衣料品及び工具等資機材について、ほぼ充足している。

引き続き、適切な維持管理を行うとともに、女性の視点や要配慮者等への配慮など、状況に応じた備蓄品の整備を図る必要がある。

なお、被害の程度によっては、避難者数の増加等により、備蓄品が不足するおそれがある。物流が回復するまでの流通備蓄として、民間事業者と協定を締結しているが、要請から受入れに関して具体的な調整を行ったうえで、体制整備を図る必要がある。

飲料水については、地震により水道施設が被害を受けた場合、復旧するまでの間の応急給水を行うため、市内には3か所の災害時給水ステーション（上水南給水所は小金井市が活動する。）が設置されているほか、東京都より、消火栓等からの応急給水を実施するための資器材が貸与されている。また、避難所となる小・中学校等には、避難所応急給水栓も設置されている。

給水拠点となる給水所等の管理は都水道局が所管しているため、震災時を想定した合同訓練を実施し、市と都の役割分担及び給水までの流れを明確化しておく必要がある。

また、避難所応急給水栓及び消火栓からの応急給水についても、定期的に訓練を実施する必要がある。

2. 備蓄倉庫及び輸送拠点の整備

食料や生活必需品に関しては、市内8か所の備蓄倉庫に集中備蓄している。また、物資の受入れ、配分等の拠点として、地域内輸送拠点及び震災の影響により予定した輸送拠点が確保できない場合に備えて輸送拠点代替地を定めている。

広域輸送基地	多摩広域防災倉庫、立川地域防災センター
地域内輸送拠点	小平市民総合体育館
輸送拠点代替地	市庁舎

避難者用の備蓄を行うにあたり、現在ある備蓄倉庫だけでは不十分であるため、引き続き備蓄倉庫の確保が必要である。

地域内輸送拠点においては、発災時に迅速・的確に物資を保管、管理、仕分することが求められる。

ることから、効率的な運用体制を整備する必要がある。なお、地域内輸送拠点である小平市民総合体育館は避難所にも指定されているため、使用区域の整理等が必要である。

備蓄倉庫及び地域内輸送拠点にある物資等の保有状況について、関係各班が情報共有できる物資調達、輸送調整等の構築が必要である。

3. 輸送体制の整備

物資の輸送に関しては、市（物資拠点班）が庁用車を用いて行うほか、協定を締結している民間事業者に依頼し実施する。

協定を締結している民間事業者が、都をはじめ、他自治体からも応援要請を受けた場合の対応などを明確にしておく必要がある。

現在、市では給水車を保有していない。応急給水を含め、物資の輸送に必要な車両と燃料の確保が必要となる。

⇒資料編・別冊災害協定書編

第2節 取組の方向性

1. 物資の確保

発災後3日間程度は、救出・救助活動が優先されることや道路障害物除去作業が完了しないこと等が想定されることから、原則として地域内備蓄で対応するものとする。その間に必要となる水・食料等の物資や日用品、感染症対策用品の備蓄にあたっては、高齢者などの要配慮者や女性の視点にも配慮した確保に努めることとする。あわせて、自助の取組として、市民に対し少なくとも3日分の備蓄を行うよう啓発を行う。

また、飲料水については、飲料貯水槽や消火栓及び避難所応急給水栓など多面的な飲料水等の確保に向けて、設備を適切に管理するとともに、資器材の使用方法等について日頃から訓練を実施しておく必要がある。生活用水についても、震災対策用井戸の登録を促進し、水の確保に努める。

2. 備蓄倉庫の確保及び輸送拠点の整備

必要な備蓄量を確保するため、避難所となる小・中学校等の空スペースを活用した保管に努めるほか、避難所となる公共施設の建替えや大規模改修等の機会を捉えた備蓄倉庫の設置や民間施設の活用も含め、十分な備蓄倉庫の確保を行う。また、既存の備蓄倉庫についても、必要な改修等を行い、備蓄物資の適正な管理に努める。

備蓄及び支援物資の保有状況に関して、関係各班が情報共有できるよう、物資調達・輸送調整等支援システムへ備蓄物資の登録・更新を行うよう努める。

3. 輸送体制の整備

地域内輸送拠点等の効率的な運営を図るため、民間の物流事業者との協定締結等により、速やかに、運営に必要な人員や資機材等を確保するよう努め、物資の仕分体制を構築する。

また、避難所などの物資配布拠点までの配送ルートを設定し、緊急道路障害物除去路線との整合を図る。

第3節 具体的な取組

《予防対策》

対策一覧	担当
1 食料及び生活必需品等の確保	防災危機管理課
2 飲料水及び生活用水の確保	防災危機管理課、施設所管課、東京都水道局
3 備蓄倉庫及び輸送拠点の整備	防災危機管理課、文化スポーツ課
4 輸送体制の整備	文化スポーツ課
5 輸送車両等の確保	防災危機管理課、総務課、小平警察署
6 燃料の確保	契約検査課、総務課

1. 食料及び生活必需品等の確保

震災の発生によって、食品の流通機構は混乱状態になることが予想されるので、平常時から避難所またはその近傍の施設に分散備蓄するよう努める。また、被服、寝具その他の生活必需品や、感染症対策に必要な物資等について、安定した供給を図れるよう、必要な備蓄を行う。

市（防災危機管理課）は、次のとおり食料及び生活必需品等の確保に取り組む。

（1）食料備蓄

都と連携し、発災後3日分の備蓄の確保に努める。必要備蓄量の算出に当たっては、被害想定における最大避難者数である29,054人を基準とする。

主食については、クラッカー、アルファ化米のほか、お粥やアレルギー対応食、調製粉乳など、要配慮者等に対しても配慮した食品を確保する。

被災乳幼児（2歳未満）用として必要な調製粉乳は、都と協力して確保することとし、市は災害発生後の最初の3日分に対応した備蓄を行う。乳児用液体ミルクの災害時の備蓄についても、都と連携し、乳児用液体ミルクに関して正しく理解し、適切に使用できるよう、普及啓発を進めていく。

（2）生活必需品備蓄

必要物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえるとともに、要配慮者や女性・子どもなど様々な避難者のニーズに対応した物資の確保に留意する。

物資の確保に当たっては、冷暖房器具や燃料等も含め検討する。

（3）調達

食料等の調達（予定）先を指定しておく等、調達の円滑化を図る。また、食料等の供給に関する協定を締結する。

2. 飲料水及び生活用水の確保

飲料水の供給に関して、給水所等の給水拠点における資器材等については都が整備することとなっている。市は、給水拠点が遠い地域に対して、貯水槽等による飲料水や震災対策用井戸等による生活用水等の提供をおこなう事ができるよう、あらかじめ水の確保を進めておき、都と連携した給水活動ができる体制を構築しておく。

2-1. 小平市

市（防災危機管理課、施設所管課）は、市立の小・中学校等28か所の飲料貯水槽の他、公共施

設内の受水槽等について、災害時に利用可能な体制を構築する。また、避難所となる小・中学校等に設置されている避難所応急給水栓について、災害時に利用可能な体制を構築する。

震災対策用井戸として指定している井戸について、水質検査を継続するとともに給水方法について検討する。

東京都水道局要員の参集を待たずに応急給水することができるため、災害時給水ステーションについて周知するとともに、操作方法等の習熟を図る。消火栓等からの応急給水について、都と締結した覚書に基づき、都から借用した応急給水用資器材を、災害時に使用できるよう操作方法等の習熟を図る。

2-2. 東京都水道局

東京都水道局は、応急給水槽について、電気設備や自家用発電設備などの老朽化に対応して計画的な更新を図る。

給水所等に仮設給水栓など応急給水用資器材の計画的な更新を図り、資器材の整備を推進するとともに、これら資器材を収納する倉庫を整備する。

避難所等において、消火栓等からの応急給水ができるよう、スタンドパイプ等の応急給水用資器材を貸与する。避難所の敷地内において、応急給水ができるよう、給水管の耐震化と併せて応急給水栓を整備しており、災害時に迅速かつ的確な給水活動の実施を確保するため、設置場所、地勢及び施設水準などを考慮し、応急給水用給水設備の改良を行う。

自主防災組織等が、水道局要員の参集を待たずに応急給水活動ができるよう、給水所の災害時給水ステーション（給水拠点）において、施設用地内に応急給水エリアを区画し、給水ユニット式応急給水ポンプ、常設給水栓、照明設備等の整備及び施錠方法の変更を行う。

3. 備蓄倉庫及び輸送拠点の整備

必要な備蓄倉庫の確保及び維持管理を図るとともに、避難所等へ物資を搬送するための仕分け・一時的保管機能を持つ場所として、あらかじめ地域内輸送拠点を選定しておく。

市（防災危機管理課、文化スポーツ課）は、備蓄倉庫及び輸送拠点の整備として次のとおり取り組む。

（1）備蓄管理

備蓄倉庫の確保及び平常時における管理運営を行う。市が備蓄（都の事前寄託分を含む。）する食料、生活必需品等の輸送及び配分の方法について定める。

（2）輸送拠点

避難所等へ食料及び生活必需品等を搬送するための仕分け・一時的保管機能を持つ場所として、あらかじめ地域内輸送拠点（市内地域における緊急物資等の受入、配分、被災地への輸送等への拠点）を指定し、都総務局に報告する。

・地域内輸送拠点 小平市民総合体育館

地域内輸送拠点は、避難所としての利用も想定されるため、あらかじめ避難所スペースと物流拠点のスペースについて利用方法を検討しておく。

避難所として指定した学校の余裕教室等を活用するなどして、分散備蓄の場所の確保を進めるよう努める。

また、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、物資拠点の登録に努める

ものとする。

4. 輸送体制の整備

集積した物資について、市内の避難所等に適切に配布できるよう、物資の輸送調整や車両調達等に関して関係機関と連携し、体制を構築しておく。

市（文化スポーツ課）は、車両の調達から物資の調整、積み込み、輸送、仕分けといった一連の輸送作業について対応可能な「物資輸送マニュアル」の作成を検討する。

資器材の確保だけでなく、実際の物資の調整や仕分け等の差配を支援する「物流専門家」の確保について検討する。

また、トラック協会等の関係機関との間で、実践的な訓練等を実施する。

5. 輸送車両等の確保

輸送に利用する緊急通行車両について、あらかじめ調達先等について明確にするとともに、必要に応じて緊急通行車両としての事前届出等を行う。

※緊急通行車両全般については、第Ⅱ部第4章「安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保」参照のこと。

5-1. 小平市

市（防災危機管理課、総務課）は、市所有の車両数や協定を締結している運送業者等から調達可能な車両数についてあらかじめ把握しておく。

その際、輸送車両と共に、地域内輸送拠点での仕分け等で必要となる資器材についても確保可能な体制を構築する。

⇒資料編「市所有車両一覧」

5-2. 小平市と警視庁小平警察署

市（総務課）は震災発生時に緊急通行車両等として使用を予定している庁用車については、小平警察署を窓口として、緊急通行車両であることの確認を受け、標章と緊急通行車両確認証明書の交付を受けるものとする。

小平警察署は、東京都公安委員会による許可を得た場合、確認を行い、標章及び緊急通行車両確認証明書を発行する。

6. 燃料の確保

市（契約検査課、総務課）は、市内給油取扱所と協定を締結しており、平常時における燃料のストック状況、発災後の連絡体制、燃料の搬送体制、燃料供給を受ける施設の受入体制など細部にわたり実効性のある体制を構築する。また、実践的な訓練を実施し、体制維持に努める。

日頃から車両の燃料を満タンにする「満タン運動」を展開し、庁用車の燃料の日常備蓄を促進していく。

《応急対策》

対策一覧	担当
1 備蓄物資の供給	物資拠点班、避難班
2 飲料水の供給	本部班、下水復旧班、協力班、避難班、東京都水道局
3 物資の調達要請	物資拠点班、避難班、調達班、東京都福祉局
4 他市からの支援物資の受入れ・配分	物資拠点班
5 義援物資の取扱い	物資拠点班、援護班
6 輸送車両の確保	総務班
7 燃料の供給	調達班

1. 備蓄物資の供給**1-1. 食品・生活必需品の配布**

市（物資拠点班、避難班）は、備蓄物資の配布のため次のとおり取り組む。

（1）配布基準

原則として、災害救助法施行の定める基準に従って行う。この基準により難しい事情がある場合（期間の延長、特別基準設定）は、避難所開設期間延長の承認申請と同様に、別途、都知事の事前承認（内閣総理大臣の承認を含む。）を得て定める。

生活必需品等の配布または貸与は、主として避難所収容の被災者を対象として実施するが、在宅被災者等に対しても必要に応じて実施する。なお、被災者のうち、他からの寄贈等により日常生活に特に不自由しないと認められる者については、応急救援物資を配布する必要がないので、他の被災者との均衡を考慮した措置をとる。

（2）配布手順

食料の配布に関して、給食の順位、範囲、献立及び炊き出し方法について定めるとともに、炊き出しに必要な人員、調理器具、熱源等を確保する。

備蓄物資として、都総務局が市に事前に配置している食料や生活必需品は、都総務局長の承認を得て市が輸送して被災者に配分する。ただし、緊急を要する場合は事後に報告する。

市において、被災者に対する生活必需品等の配布の実施が困難な場合は、物資調達・輸送調整等支援システムへの入力等により、都福祉局に備蓄物資の放出を要請し、地域内輸送拠点で受領する。

市において、配布の実施が困難な場合、都本部に応援を要請する。

2. 飲料水の供給

震災時の応急給水については、各家庭への個別給水ではなく、生活場所から概ね2km以内にある都指定の給水所などの災害時給水ステーション（給水拠点）等において行う集中給水方法とする。

具体的な給水業務は、都水道局立川給水管理事務所及び市災害対策本部の応急対策活動の総指揮のもとで、都が指定した給水拠点及び市災害対策本部が指定した給水所、避難所等において行う。

2-1. 災害時給水ステーション（給水拠点）における応急給水

市（本部班、下水復旧班、協力班）は、応急給水のため次のとおり取り組む。

(1) 実施決定

災害の発生により、市内の全域にわたって給水機能が停止し、復旧に相当期間を要すると判断される場合は、都が指定した別表の災害時給水ステーション（給水拠点）においてただちに応急給水業務を開始する。

(2) 応急給水の方法

給水所等の災害時給水ステーション（給水拠点）には、必要な資器材は都が設置している。都水道局は、拠点ごとにあらかじめ要員を指定しているため、震災時に市は、これらの要員等と連携して、迅速な応急給水を実施する。

応急給水にあたり市は、事故や混乱の発生を防止するため、案内標識や誘導ロープ、照明等を設置する。

一般家庭用水は、各家庭において自ら容器を持参し給水を受けることを原則とする。自ら容器を持参できない場合であっても、近隣住民、自主防災組織等の援助を指示し、給水活動全体に支障が生じないようにしなければならない。

小川給水所及び市立津田公園では、水道局職員の参集を待たずに応急給水を行うことができる。

(3) 給水量

震災時における飲料水の給水基準は、1日1人当たり3Lとする。

【災害時給水ステーション（給水拠点）】

名称	所在地
小川給水所	小平市小川町1丁目847番地
市立津田公園	小平市津田町3丁目39番

2-2. 指定給水所等における応急給水

市（避難班、下水復旧班、協力班）は、応急給水のため次のとおり取り組む。

(1) 実施

指定給水所は、避難所を単位として設置する。指定給水所を設置したときは、当該場所にその旨を表示する。

消火栓等を活用した応急給水については、発災時、市が通水状況を都水道局に確認した後、市や住民が都より貸与された応急給水用資器材を設置し応急給水を行う。

避難所応急給水栓は市が応急給水用資器材を接続して応急給水を行う。

指定給水所等における応急給水は、市が主体となって、避難住民自身、近隣住民、自主防災組織等の協力により実施する。

一般家庭用水は、各家庭において自ら容器を持参し給水を受けることを原則とする。自ら容器を持参できない場合であっても、近隣住民、自主防災組織等の援助を指示し、給水活動全体に支障が生じないようにしなければならない。

(2) 給水量

震災時における飲料水の給水基準は、1日1人当たり3Lとする。

2-3. その他の給水

(1) 小平市

市（本部班、下水復旧班、避難班、協力班）は、道路障害物除去が遅れ輸送が困難な場合、給水が可能となるまでの間は、飲料貯水槽、公共施設や民間施設の受水槽の水等を利用し、あらゆる方法によって飲料水の確保に努める。

一般家庭用水は、各家庭において自ら容器を持参し給水を受けることを原則とする。自ら容器を持参できない場合であっても、近隣住民、自主防災組織等の援助を指示し、給水活動全体に支障が生じないようにしなければならない。

(2) 東京都における車両を利用した応急給水

東京都水道局は、災害時給水ステーション（給水拠点）からの距離が概ね2km以上離れている避難所、医療施設及び福祉施設等について、車両輸送による応急給水を行う。給水車の要請が多数の場合は、原則、「病院等」「水を供給できない給水拠点」「避難所」の対応順位で、応急給水を行う。

断水地域の状況、水道施設の復旧状況等に応じて、特に必要がある場合に、消火栓等に仮設給水栓を接続して応急給水を行う。

医療施設及び重症重度心身障害児（者）施設等の福祉施設について、その所在する地区の関係行政機関から都本部を通じて緊急要請があった場合は、車両輸送により応急給水を行う。

車両輸送を必要とする医療施設等については、給水タンク等の応急給水用資器材を活用し、都水道局保有車両及び雇上車両などによって輸送する。

3. 物資の調達要請

3-1. 食品の調達要請

市（物資拠点班、避難班、調達班）は、食品の調達のため次のとおり取り組む。

(1) 調達体制の整備

震災時において、市が実施する被災者に対する炊き出し等による食品の配布のため、調達（備蓄を含む）計画を策定する。調達計画は、食品の多様化や高齢者等に配慮した主食及び副食の調達数量、調達先並びにその他調達に必要な事項について定める。

被災の状況により、現地調達が適当と認められる場合は、現地調達する。

(2) 米穀の調達

発災当初においては、市備蓄のクラッカー等及び協定を締結している製パン会社または食料品店等から生パン（菓子パン）等を第一次的に調達し、不足が生じた場合は、都福祉局にアルファ化米等の放出を要請する。

道路障害物除去作業が本格化する4日目以後は、原則として米飯の炊き出しにより給食することから、米穀の調達を行う。

(3) 副食品の調達

都へ要請するにあたっては、米飯給食に必要な梅干、つくだ煮等副食品、みそ等の調味料の調達は都福祉局に要請する。

(4) 必要数の把握

食料の必要数の把握は、次により行う。

- ・避難所については、物資拠点班が避難班の協力を得て実施する。
- ・在宅避難者については、避難班が避難者カードの回収及び自治会や自主防災組織等の協力を得て実施する。
- ・物資拠点班は、把握した食料の必要数（食数）を市本部に報告する。本部長はこれを受けて供給数を決定し、都に対し、物資調達・輸送調整等支援システムにより要請する。または、調達班が調達を行う。

3-2. 生活必需品の調達要請

市（物資拠点班、避難班、調達班）は、生活必需品の調達のため次のとおり取り組む。

（1）調達体制の整備

震災時に実施する被災者に対する生活必需品等の配布のため、調達（備蓄を含む）計画を策定する。調達計画は、被災世帯を想定して生活必需品等の調達数量、調達先その他調達に必要な事項について定める。

（2）調達

調達品目（及び数量）は、災害救助法施行細則に定めるものとする。災害救助法適用後、生活必需品等の配布の必要が生じたときは、状況により、物資の調達を物資調達・輸送調整等支援システムにより都福祉局に要請する。ただし、被災の状況により、現地調達が適当と認められる場合については、現地調達する。

（3）必要数の把握

物資拠点班及び避難班は、被害の状況及び避難所収容人員に基づき必要数量を把握し、都または調達班に調達を依頼するものとする。

4. 他市からの支援物資の受入れ・配分

市（物資拠点班）は、必要に応じてあらかじめ締結している相互応援協定に基づき、必要な品目、数量、及び受入れ場所等を明らかにして、物的支援を要請する。

要請に当たっては、受入れ場所までの経路、輸送手段、受領日時について調整する。

受入れ場所は、地域内輸送拠点とし、そこから、他の物資と同様の方法で各避難所へ輸送する。

5. 義援物資の取扱い

原則として、個人からの物資は受け付けないものとし、受入れ場所は、地域内輸送拠点とし、そこから、市（物資拠点班、援護班）は、他の物資と同様の方法で各避難所へ輸送する。

6. 輸送車両の確保

災対総務部（総務班）は、災対各部が所掌する災害応急対策活動のため必要とする車両を集中管理するものとし、用途に応じて各災対部に配車する。災対各部において車両を必要とするときは、次の事項を明示のうえ、総務班に請求する。

- ・車種、乗車人員数及び積載トン
- ・台数
- ・配車場所及び日時

保有車両で不足が生じる場合は、総務班は協定を締結している運送業者等に対し車両の供給を要請するとともに必要に応じ市内業者から車両を調達する。また、必要に応じて、都本部へ調達あつ旋を要請する。他市及び防災関係機関から車両の供与があった場合、総務班で集中的に受入れを行う。

配車車両の輸送記録、燃料の受け払い及び修理費等について記録し、その業務完了後、取りまとめて本部長に報告する。

7. 燃料の供給

給油の必要が生じた場合、給油対象施設の担当者は、最初に平時の取引先に給油を依頼する。

平時の取引先での給油調達が不可能な場合、市（調達班）は、「災害時における石油燃料の安定供給に関する協定」の締結先である事業所に対して、石油燃料の供給を要請する。

《復旧対策》

対策一覧	担当
1 多様なニーズへの対応	避難班
2 炊き出し	避難班、学校班、自主防災組織
3 水の安全確保	避難班、東京都保健医療局(環境衛生指導班)
4 生活用水の確保	避難班
5 物資の輸送	避難班、物資拠点班

1. 多様なニーズへの対応

被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化し、多様化していくことや、要配慮者、女性、子どもなど避難者の特性によって必要となる物資は異なることから、市（避難班）は、変化していく避難者ニーズの把握及びニーズに対応した物資の確保及び配布に努めるとともに、生理用品、女性用下着の配布は女性が行うなど、物資の配布方法についても配慮する。

企業、団体からの大口の義援物資について、調達体制の中で受入れを検討する。

2. 炊き出し

市（避難班、学校班）は、震災後およそ4日目以降、原則として米飯の炊き出しにより給食する。炊き出しの作業は、原則として被災者、自主防災組織等が行うものとし、避難班及び学校班は、給食、炊き出しの指揮、連絡調整にあたる。炊き出しにあたっては、食物アレルギー、栄養バランス等に配慮した献立を検討するよう努める。また、感染症対策を十分に講じながら実施するものとする。

配布についても避難班または学校班の立ち会い及び指示のもとで原則として被災者、自主防災組織で行う。

被災者に対する炊き出しその他による食品等の給与の実施が困難な場合は、炊き出し等について都保健医療局に応援を要請する。

3. 水の安全確保

3-1. 小平市

市（避難班）は、都が編成する環境衛生指導班の協力を得て、飲料水の消毒や消毒効果の確認を行う。飲用しようとする水が塩素剤等で消毒されているか、確認をする。

3-2. 東京都等が連携して取り組む内容

都（保健医療局）が編成する環境衛生指導班が、飲用しようとする水が塩素剤等で消毒されているか、確認を行う。それ以後は、住民が自主的に消毒を行えるように環境衛生指導班が住民に消毒薬を配布し、消毒方法及び消毒の確認方法を指導する。

ライフライン復旧後は、住民が環境衛生指導班の協力を得て、給水設備の点検及び残留塩素濃度を確認し、飲用の可否等について、適正に周知する。

4. 生活用水の確保

4-1. 小平市

市（避難班）は、震災対策用井戸、雨水貯留槽等によって生活用水を確保する。被災後、断水した場合には、学校のプール、震災対策用井戸等で確保した水を使用する。

4-2. 市民等

市民及び事業者は、上水機能に支障が発生している場合には、汲み置き、震災対策用井戸、河川水等によって水を確保する。

5. 物資の輸送

市（避難班、物資拠点班）は、調達（都からの調達分を含む。）する食料及び生活必需品等の輸送及び配分の方法について定める。

地域内輸送拠点（小平市民総合体育館）を選定し、都総務局に報告する。

地域内輸送拠点は、避難所としての利用も想定されるため、スペースの整理や区分けを行う。また、地域内輸送拠点で受入れた物資を、物流事業者等の協力を得て、避難所等へ輸送する。

なお、調達した食料・生活必需品等の被災者への配布については、応急対策「1 備蓄物資の供給」と同様に行う。

第11章 放射性物質対策

第1節 現状と課題

市内及び都内には原子力施設が存在せず、また、他県にある原子力施設に関して「原子力災害対策重点区域」に市の区域は含まれていない。このことから、国内の原子力施設において、原子力緊急事態が発生した場合に、市は、市民の避難等の対応を迫られるものではない。

しかしながら、東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所の事故では、発電所から約220km離れている東京都内にも、様々な影響が及んでいる。

原子力災害は極めて広範囲において対策が求められる可能性があること、及び放射性物質等による影響は五感では感じられないという特殊性を踏まえ、放射性物質等による影響を可視化し、正確な情報の提供により、市民の不安や混乱を払拭する対策を講じる必要がある。

なお、東日本大震災による福島第一原子力発電所の事故の市の対応は次のとおりである。

- ・ 市内の放射線量測定の実施
 定点測定 小平第一小学校校庭、小平第二小学校校庭、小平第五小学校校庭、
 上水中学校校庭、大沼保育園園庭、上宿保育園園庭
- ・ 学校及び保育園の給食食材の放射性物質検査の実施
- ・ 小型放射線量測定器の貸し出し（572件）
- ・ 専門家による講演会の開催 2回

1. 市民への情報提供

平成23年7月より定期的な空間放射線量の定点測定等を行い、結果をホームページで公表しているほか、平成24年4月より市民や事業所への小型放射線量測定器の貸出を行っている。

また、都では、従来から新宿区百人町のモニタリングポストにて空間放射線量の常時測定を行っていたが、事故後はモニタリングポストを8か所に増設し、市内の都立薬用植物園では平成23年10月から常時測定を行っている。

2. 体制整備

平成24年5月に、放射能対策に係る市内の情報共有及び新たな対策が必要となった場合の協議・検討を目的として、小平市放射能対策庁内連絡会を設置し、令和3年2月までの間に計22回の会議を開催し、関係各課の連携強化を図った。

第2節 取組の方向性

1. 情報提供体制の構築

発災時は、都等の関係機関と連携し、空間放射線量の測定箇所を増やすなど、モニタリング体制を強化するとともに、科学的・客観的根拠に基づく正確な情報の提供に努める。

第3節 具体的な取組**《予防対策》**

対策一覧	担当
1 情報連絡体制の整備	防災危機管理課
2 市民への情報提供等	環境政策課、防災危機管理課

1. 情報連絡体制の整備

市（防災危機管理課）は今後、市内において原子力災害による放射性物質等の影響（以下「放射性物質等による影響」という。）が懸念される事態が発生した場合に備え、より迅速かつ機能的に被害情報等の情報共有や必要な連絡調整を行う体制を構築する（詳細は、応急対策を参照）。

2. 市民への情報提供等

市（環境政策課、防災危機管理課）は、空間放射線量定点測定の結果を公表するとともに、国や都等と連携して、市民に対し、放射性物質・放射線の特性や、原子力災害への備えに関する周知啓発に努める。

《応急対策》

対策一覧	担当
1 情報連絡体制	各班
2 市民への情報提供等	環境衛生班
3 放射線等使用施設の応急措置	本部班、避難班、環境衛生班、小平消防署、東京都保健医療局、多摩小平保健所
4 核燃料物質輸送車両等の応急対策	本部班、避難班、環境衛生班、小平警察署、小平消防署、東京都総務局

1. 情報連絡体制

放射性物質への対応が必要となった場合は、災害対策本部の下に、市の関連部署で構成する放射能対策連絡調整会議を設置する。

【放射能対策連絡調整会議】

《役割》

- 市全体で連携した対応策を実施するため、被害情報等の情報の共有化や必要な連絡調整を行う。
- 構成部署は次のとおり。
総務課、防災危機管理課、市民協働・男女参画推進課、産業振興課、文化スポーツ課、子育て支援課、保育課、健康推進課、環境政策課、資源循環課、下水道課、水と緑と公園課、道路課、施設整備課、教育総務課、学務課、指導課、公民館、図書館

《運営》

- 放射能対策連絡調整会議の事務は環境衛生班が掌理する。

2. 市民への情報提供等

市（環境衛生班）は、放射線量や放射性物質の測定・検査と、内容・結果の公表、東京都等関係機関が測定するデータの収集等を行うとともに、空間放射線量の測定箇所を増やすなど、モニタリング体制を強化する。

3. 放射線等使用施設の応急措置

3-1. 小平市

市（本部班、避難班、環境衛生班）は、関係機関との連絡を密にし、事故時には必要に応じ、次の措置を実施する。

- ・住民に対する避難の指示
- ・住民の避難誘導
- ・避難所の開設、避難住民の保護
- ・情報提供、関係機関との連絡

⇒資料編「R I法の対象事業所」

3-2. 東京都関係機関

(1) 東京消防庁小平消防署

小平消防署は、放射性物質の露出、流出による人命危険の排除を図ることを主眼とし、使用

者に次の各措置をとるよう要請する。

- ・施設の破壊による放射線源の露出、流出の防止を図るための緊急措置
- ・放射線源の露出、流出に伴う危険区域の設定等、人命安全に関する応急措置

また、事故の状況に応じ、火災の消火、延焼の防止、警戒区域の設定、救助、救急等に関する必要な措置を実施する。

(2) 東京都

都（保健医療局）、多摩小平保健所は、R I 使用医療施設での被害が発生した場合、R I 管理測定班を編成し、必要な措置を実施する。R I 管理測定班は、人身の被害を最小限にとどめるため、4人を1班とし、漏えい放射線の測定、危険区域の設定、立入の禁止、住民の不安の除去に努める。

4. 核燃料物質輸送車両等の応急対策

4-1. 小平市

市（本部班、避難班、環境衛生班）は、東京都や関連機関との連絡を密にし、事故時には必要に応じ、次の措置を行う。

- ・市民に対する避難の指示
- ・住民の避難誘導
- ・避難所の開設、避難住民の保護
- ・情報提供、関係機関との連絡

4-2. 関係機関

(1) 警視庁小平警察署

小平警察署は、事故の状況把握に努めるとともに、把握した事故の概要、被害状況等について市民等に対する広報を行う。

施設管理者、運行管理者に対し、災害の発生及び被害の拡大を防止するための応急措置を指示する。

関係機関と連携を密にし、事故の状況に応じた交通規制、警戒区域の設定、救助活動等必要な措置をとる。

(2) 東京消防庁小平消防署

小平消防署は、事故の通報を受けた場合、直ちにその旨を都総務局に報告するとともに、事故の状況把握に努め、事故の状況に応じて、火災の消火、延焼の防止、警戒区域の設定、救助、救急等に関する必要な措置を実施する。

(3) 東京都

都（総務局）は、事故の通報を受けた場合、ただちに区市町村をはじめ関係機関に連絡する。また、国への専門家の派遣要請や住民の避難など必要な措置を講じる。

《復旧対策》

対策一覧	担当
1 保健医療活動	救護班
2 放射性物質への対応	環境衛生班、施設所管課
3 風評被害への対応	秘書広報班

1. 保健医療活動

市（救護班）は、都と連携して、健康相談に関する窓口を設置する。また、住民の求めに応じ、公立病院等において外部被ばく線量の測定等を実施する。

2. 放射性物質への対応

市（環境衛生班、施設所管課）は、放射性物質による環境汚染に関する国の対処方針や都内の状況等を踏まえ、除染等の必要性を検討し、必要に応じて対応を行う。

3. 風評被害への対応

風評等により農作物や工業製品等が購入されず経済的な被害が生じる。このような風評被害を防ぐために、市（秘書広報班）は都と協力し、正しい情報を発信する。

第12章 住民の生活の早期再建

第1節 現状と課題

1. 被災者の生活再建対策

被災者が様々な生活再建支援を受ける際に必要となる「罹災証明書」の早期交付が可能となるよう「東京都被災者生活再建支援システム」を平成30年7月より導入している。住家被害認定の際は、内閣府作成の「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」に従い、公平な判定に努めるとともに、住家被害認定を早急に実施することができる体制整備が必要である。

また、義援金の募集・配分について、あらかじめ必要な手続を明確にしておく必要がある。

さらに、被災者の生活再建に係る事務等をできるだけ迅速化するため、被災者生活再建支援システムを用いて、各種生活再建支援事務の連携を図る必要がある。

2. 災害用トイレの備蓄及びし尿処理

小平市第二次下水道プランに基づき防災拠点・拠点病院・避難所等からの排水を受ける重要な管きよの耐震化を実施したとともに、災害用トイレの備蓄を進めており、3日分程度の目標数量を達成している。

また、都関係部局、都外の自治体、民間事業者等とし尿処理に関する応援協定・協力協定を締結している。

- 災害用トイレの備蓄（令和6年度末時点）
 - ・マンホールトイレ 314基（38か所）
 - ・組立トイレ 65基
 - ・使い捨てトイレ 233, 100回分

多摩東部直下地震の発災時には、16.6%の上水道断水の被害と、3.6%の下水道管きよの被害が想定されている。上下水道の復旧までの間を乗り切るため、被災後のトイレ機能の確保対策を講じる必要がある。

3. ごみ処理、がれき処理

最大で31万トンの災害廃棄物が発生し、これは市が平常時に処理する廃棄物量の7年分に相当する。この大量の災害廃棄物を処理するためには、「小平市災害廃棄物処理計画」に則った処理を行う必要がある。

また、ごみ焼却施設が稼働するためには、電気や水道の復旧が必要である。それまでの間に家庭や避難所等から発生するごみについても、一時的に集積する場所が必要となる。

第2節 取組の方向性

1. 生活再建対策事務の迅速化

地震等の大規模な災害が発生した際に、迅速かつ効果的に被災者の生活再建を支援するため、平成30年7月に東京都被災者生活再建支援システムを導入している。

発災時に備えて平時より住民基本台帳システム及び家屋課税台帳に記載された情報を定期的に更新するほか、各種研修等を通じた操作方法の習熟や速やかな住家被害認定調査及び罹災証明書交付や、被災住宅の応急修理に資する体制の構築に努める。

義援金の募集・配分については、必要な手続を明確にし、迅速に対応できる体制の構築を図る。加えて、東京都と連携し、一時提供型住宅等による応急的な住宅を供給できるよう建設候補地の拡充を検討することで、震災後の被災者の生活再建を総合的に支援する。

2. 災害用トイレ及びし尿処理体制の確保

災害用トイレを備蓄等により確保する。

また、各避難所等へのマンホールトイレの整備を踏まえ、マンホールトイレ設置訓練等を実施し、習熟を図る。

避難所の生活環境を確保する観点から、トイレカー等のより快適なトイレの設置に配慮するよう努める。

3. ごみ、がれきの処理体制の構築

ごみやがれきの処理については、市が実施主体となっていくものであるが、必要に応じて都の支援を受けることとする。こうした点を踏まえ、一次集積から最終処分までの流れを円滑に行い、仮置場に長期間滞留させない対策を含め「災害廃棄物処理マニュアル」による処理体制を構築する。

第3節 具体的な取組

《予防対策》

対策一覧	担当
1 生活再建のための事前準備	防災危機管理課、情報政策課、税務課、収納課、市民課、都市計画課、建築指導課、施設整備課、生活支援課、会計課、小平消防署、東京都住宅政策本部
2 トイレの確保及びし尿処理	防災危機管理課、事業所、市民
3 ごみ処理	資源循環課
4 がれき処理	資源循環課
5 災害救助法等	防災危機管理課、財政課

1. 生活再建のための事前準備

生活復旧の基礎となる罹災証明書の迅速な交付に向けた体制の構築等により、迅速な生活復旧体制の確保を図る。

1-1. 災害時の迅速な生活再建に向けた実施体制整備

(1) 小平市

市（防災危機管理課、情報政策課、税務課、収納課、市民課、生活支援課、都市計画課、建築指導課）は、平成29年5月に都が策定した「災害発生時における被災者生活再建支援業務の実施体制整備に関するガイドライン」等に基づき、住家被害認定調査や、罹災証明書交付体制及び被災住宅の応急修理等の庁内体制を整備する。

市（防災危機管理課、情報政策課、税務課、収納課、市民課、生活支援課）は、都が実施する各種研修や訓練を通して、被災者生活再建支援システムの操作方法等の習熟や業務のマネジメント及び実務を担う人材の育成を進めていく。

調査体制を充実させるとともに、小平消防署と協定締結や事前協議等を行い、罹災証明書交付に係る連携体制を確立する。

また、被災建築物応急危険度判定、被災宅地の危険度判定、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違いなどについて周知するものとする。

(2) 東京消防庁小平消防署

小平消防署は、火災による被害状況調査体制の充実を図る。

市との協定締結や事前協議による火災の罹災証明書の交付に係る連携体制を確立する。交付時期、交付場所について市と連携を図り、火災の罹災証明書の交付手続の支援を実施する。

1-2. 義援金の配分

市（生活支援課、会計課）は、東京都の義援金募集等に協力する場合、独自で義援金を募集する場合の双方について、必要な手続を明確にする（詳細手続きは応急対策、復旧対策に記述）。

1-3. 建設型応急住宅に関する計画の策定

(1) 小平市

市（防災危機管理課、都市計画課、施設整備課）は、あらかじめ、次の点を考慮のうえ、建設候補地を決定する。

- ・ 接道及び用地の整備状況
- ・ ライフラインの状況（埋設配管）
- ・ 避難場所などの利用の有無

(2) 東京都住宅政策本部

都住宅政策本部は、常に最新の建設候補地の状況を把握しておくため、年1回区市町村から報告を求める。報告を受けた際、東京消防庁に情報を提供する。

発災後迅速に建設型応急住宅を着工できるよう、市と連携して候補地における具体的な配置計画等を検討する。

国の基準や災害関連死対策の観点を踏まえ、入居者の孤立防止や団地・地域住民との交流に配慮し、規模に応じた集会室や談話室等の設置について検討する。

2. トイレの確保及びし尿処理

災害用トイレを確保するとともに、各避難所や避難場所等からのし尿の収集処理の体制を構築する。

2-1. 小平市

市（防災危機管理課）は、トイレの確保及びし尿処理について次のとおり取り組む。

(1) 災害用トイレの確保等

災害発生当初は、避難者約50人当たり1基、その後、避難生活が長期化する場合には、約20人当たり1基の災害用トイレを確保するため、マンホールトイレ、組立トイレ及び使い捨てトイレを整備、備蓄するとともに、防犯性や利用者の利便性にも配慮し、引き続き適切な維持管理に努める。

また、仮設トイレ等の設置体制・維持管理方法等に関するマニュアルを作成する。

要配慮者の利用を想定して、車椅子利用者対応トイレ等の設置、一般トイレの洋式化、育児・介助者同伴や性別に関わらず利用できる男女共用トイレ等の設置などバリアフリー化を推進する。

さらに、トイレカーなど新たな災害用トイレ確保策の取り組みを進める。

(2) 災害用トイレの普及啓発

災害用トイレの設置にあたって、し尿の収集が可能な場所をあらかじめ選定しておくとともに、設置場所や備蓄状況、設置体制・維持管理方法等について周知する。

事業所・家庭において、既設水洗トイレの便器を利用する災害用トイレやトイレ用品の備蓄及び生活用水の確保を推進する。

災害用トイレの設置や利用等の経験は極めて重要であり、各機関は災害用トイレを利用した各種訓練（設置訓練・利用訓練等）を実施する。

(3) 生活水の確保

震災対策用井戸の指定、避難所応急給水栓の設置や消火栓等による応急給水、学校プール等

により生活用水の確保に努めている。市は、各避難所において避難者数に応じた生活用水の確保に努める。

(4) し尿処理体制の整備

災害用トイレ等の設置状況の確認など、し尿の収集・運搬に関する現況を把握し、し尿処理運搬車等をあらかじめ確保しておく。

都下水道局との覚書の締結による清瀬水再生センターへの搬入体制を整備する。

2-2. 事業所及び家庭

事業所及び家庭は、水道の復旧に相当の時間を要するおそれがあるため、当面の目標として、3日分の災害用トイレ、トイレ用品を備蓄する。

また、水の汲み置き等により生活用水を確保する。

3. ごみ処理

発災後、家庭や避難所等で発生したごみが無秩序に放置されると、地域の衛生環境に重大な影響を及ぼすほか、復旧活動等の障害ともなることから、震災等により排出されるごみを迅速に処理する体制を確保する。

市（資源循環課）は、ごみ処理に関する窓口を設置するとともに、小平市清掃事業協同組合及び小平・村山・大和衛生組合等と連携して、廃棄物関連施設や運搬車等の現況を把握するほか、施設の耐震化の促進、不足が想定されるマンパワーや資機材に対する備えを検証、確保するなど事務継続体制の強化を図る。

4. がれき処理

応急対策や復旧・復興を円滑に実施するとともに、最終処分量の削減を図るため、震災による建物の焼失、倒壊及び解体により発生する廃木材及びコンクリートがら等のがれきの再利用、適正処理を図る体制を確保する。

市（資源循環課）は、あらかじめ、仮置場候補地を選定する。仮置場候補地は、運搬ルート確保及び搬入・搬出の容易性、周辺状況、他用途との競合性などを考慮のうえ、次の内から災害時の状況により選定する。

- ・公園
- ・グラウンド
- ・公民館等の駐車場
- ・廃棄物処理施設の空地
- ・利用可能な公有地や民有地など

小平・村山・大和衛生組合及び小平市清掃事業協同組合と連携して、廃棄物関連施設や運搬車等の現況を把握し、施設の耐震化の促進、不足が想定されるマンパワーや資機材に対する備えを検証、確保する。

5. 災害救助法等

災害救助法や激甚災害法の適用条件について確認し、災害時に必要な措置がとれる体制を構築する。

市長は、災害救助法の適用基準のいずれかに該当するか、または該当する見込みがあるときはその旨を知事に直ちに報告しなければならないため、職員は、適用基準に関して十分に理解し、迅速に対応できる体制を整備する。

また、市長は、大規模災害が発生した場合は、知事に速やかにその被害の状況及びとられた措置等を報告しなければならないことから、職員は、激甚災害指定手続等に関して十分に理解し、迅速に対応できる体制を整備する。

市（防災危機管理課、財政課）は、救助実施体制の整備のため次の事項に取り組む。

（１）救助実施組織の整備

救助の万全を期し、円滑に救助業務を実現するため、市は、災害対策本部の組織を災害救助法適用後、救助実施組織として活用できるよう、救助業務の習熟に努める。

（２）被害状況調査体制の整備

災害救助法を適用するにあたっては、被災地の被害状況を迅速かつ正確に把握する必要があるため、被害状況等の調査、報告体制の整備に努める。

（３）救助の実施に必要な関係帳票の整備

救助の実施にあたっては、救助ごとに帳票の作成が義務付けられていることから、災害時に遅滞なく救助業務を実施できるよう、救助関係帳票を事前に準備するとともに、作成方法等についても習熟しておく。

【災害救助法の適用について】

・災害が発生した段階の適用基準

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条に定めるところによるが、都においては次のいずれか一つに該当する場合、救助法を適用する。

【適用基準】

- （１）市の区域内で住家が滅失した世帯の数が100世帯以上であること。
- （２）都の区域内の住家が滅失した世帯の数が2,500世帯以上であって、市の区域内の住家のうち滅失した世帯の数が50世帯以上であること。
- （３）都の区域内で住家が滅失した世帯の数が12,000世帯以上の場合または災害が隔絶した地域で発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数世帯の住家が滅失したこと。
- （４）多数の者が生命または身体に危害を受け、又または受けるおそれが生じたこと。

（東京都地域防災計画）

・災害が発生するおそれ段階の適用

災害が発生するおそれがある場合において、国に災害対策基本法に規定する災害対策本部が設置され、都が当該本部の所管区域として告示されたときに、都の区域内において災害により被害を受けるおそれがある場合、災害救助法を適用する。

【被災世帯の算定基準】

(1) 被災世帯の算定

住家が滅失した世帯の数の算定にあたっては、住家が半壊し、または半焼する等著しく損傷した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれの住家の滅失した1世帯とみなす。

滅失住家 1世帯 = 全壊（全焼・流出）住家 1世帯
 = 半壊（半焼）住家 2世帯
 = 床上浸水 3世帯

〔参考例〕

現在の小平市では、床上浸水が300世帯以上になると災害救助法が適用されることになる。
 $300 \text{世帯} \div 3 \text{（計数率）} = 100 \text{世帯基準}$ （適用基準（1）に該当）

(2) 住家の滅失等の認定

ア 住家が滅失したもの

住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの

イ 住家が半壊・半焼する等著しく損傷したもの

住家の損壊または焼失した部分の床面積が、その住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または、住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの

このうち、損壊部分はその住家の延床面積の50%以上70%未満、またはその住家の損害割合が40%以上50%未満のものを大規模半壊とし、損壊部分はその住家の延床面積の30%以上50%未満、またはその住家の損害割合が30%以上40%未満のものを中規模半壊とする。

ウ 住家が半壊または半焼に準じる程度に損傷したもの

損壊部分が、その住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のもの

エ 住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの

ア及びイに該当しない場合であって、浸水が住家の床上に達した程度のもの、または土石砂竹木等が堆積し、一時的に居住できなくなったもの

(3) 世帯及び住家の単位

ア 世帯とは、生計を一つにしている実際の生活単位をいう。

イ 住家とは、現実に居住のため使用している建物をいう。ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等については、それぞれをもって、1住家として取り扱う。

（東京都地域防災計画 一部加工）

《応急対策》

対策一覧	担当
1 被災建築物応急危険度判定	都市整備班、建築班
2 被災宅地の危険度判定	都市整備班
3 住家被害認定調査	調査班、調査協力班
4 罹災証明書等の交付準備	調査班、調査協力班、小平消防署
5 義援金の募集・受付	援護班、出納班、日本赤十字社
6 トイレの確保及びし尿処理	環境衛生班、避難班、調達班、東京都保健医療局、事業所、家庭等
7 ごみ処理	環境衛生班
8 がれき処理	環境衛生班、秘書広報班
9 災害救助法等の適用	財政班
10 激甚災害の指定	財政班

1. 被災建築物応急危険度判定

市（都市整備班、建築班）は、被災建築物応急危険度判定に関して、次の事項に取り組む。

（1）判定

民間の建築物について、その区域内において地震により多くの建築物が被災した場合、余震等による二次災害を未然に防止するため、地震発生後10日以内に完了することを目標に、被災建築物応急危険度判定実施本部の設置その他必要な措置を講じ、判定を実施する。

被災建築物応急危険度判定実施本部を設置した場合は、速やかに都本部に設置される被災建築物応急危険度判定支援本部に東京都防災ボランティア要綱に基づいて登録した建築物の応急危険度判定員の出動要請等、必要な支援を要請する。

判定は小平市被災建築物応急危険度判定業務マニュアルにより実施する。

なお、都営住宅及び都住宅供給公社が管理する住宅は、都及び都住宅供給公社が、独立行政法人都市再生機構等が管理する住宅は、各管理者が判定を実施する。

（2）判定結果の表示

応急危険度判定の結果は、「危険」「要注意」「調査済」の3種類のステッカーにより、建築物の出入口等の見やすい場所に表示し、当該建築物の使用者・居住者・歩行者等に周知を図る。

【被災建築物応急危険度判定の対象建築物】

対象となる建築物は、原則一戸建ての住宅、共同住宅、長屋、下宿、寄宿舎若しくは店舗併用または事務所併用等で、高さが10階程度以下の民間住宅等とする。

2. 被災宅地の危険度判定

市（都市整備班）は、被災宅地の危険度判定に関して、次の事項に取り組む。

（1）判定

被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、危険度を判定することによって、二次災害を軽減・防止し、市民の安全の確保を図るため、震災等の発生後に、宅地の被害に関する情報に基づき、被災宅地危険度判定実施本部の設置、他の災対班に属する被災宅地危険度判定士を含めた人員の調整、その他必要な措置を講じ、判定を実施する。

市は、被害の規模が極めて大きく広範囲にわたるときは、必要に応じて都知事に被災宅地危険度判定士の派遣等の支援を要請する。

(2) 判定結果の表示

被災宅地危険度判定の結果は、「危険宅地」「要注意宅地」「調査済宅地」の3種類のステッカーを宅地等の見やすい場所に表示する。

当該宅地の使用者・居住者だけでなく、宅地の付近を通行する歩行者にも安全であるか否かを容易に識別できるようにする。

【被災宅地の危険度判定の対象宅地】

宅地造成及び特定盛土等規制法第2条第1号に規定する宅地（農地、採草放牧地及び森林並びに道路、公園、河川その他公共の用に供する施設の用に供せられている土地以外の土地）のうち、住居である建築物の敷地及び危険度判定実施本部長が危険度判定の必要を認める建築物等の敷地並びにこれらに被害を及ぼすおそれのある土地。

3. 住家被害認定調査

住家等被害の状況は、災害救助法の適用の根拠となり、罹災証明書の交付や各種の被災者生活再建支援の基礎となる。市（調査班、調査協力班）は、「小平市住家被害認定調査の手引き」に基づき、適正な判定を実施する。

調査の区分は、「全壊」「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」「準半壊」「準半壊に至らない（一部損壊）」「被害なし」に区分する。

調査員が不足する場合は、東京都を通じ全国の自治体職員等に応援を要請する。

なお、調査結果は、被災者生活再建支援システムで管理するとともに、東京都に報告する。

【調査区分と内容】

区分	内容
第1次調査	・外観目視調査により、外観の損傷状況の目視による把握、建物の傾斜の計測及び住家の主要な構成要素（外観から調査可能な部位に限る。）ごとの損傷程度等の目視による把握を行う。
第2次調査	・第1次調査を実施した住家の被災者から申請があった場合に実施する。 ・外観目視調査及び内部立入調査により、外観の損傷状況の目視による把握、住家の傾斜の計測、部位ごとの損傷程度等の目視による把握を行う。
再調査	・第2次調査実施後、被災者から判定結果に関する再調査の依頼があった場合に実施する。 ・依頼の内容を精査し、再調査が必要と考えられる点について再調査を行う。

4. 罹災証明書の交付準備

4-1. 小平市

市（調査班、調査協力班）は、住家被害認定調査の実施や罹災証明書の交付に向けて、庁内連携及び応援職員の確保も含めて体制を構築する。

東京都被災者生活再建支援システムに最新の住民基本台帳や家屋課税台帳に記載された情報を登録するなど、システム稼働に向けた準備や資機材の確保を行う。

住家被害認定調査の調査方針、調査体制、業務日程などを含む調査計画を策定し、調査員及び庁内外の関係部署と共有したうえで、住家被害認定調査を実施する。

罹災証明書の交付基準や交付時期、交付場所等を広報等により周知する。

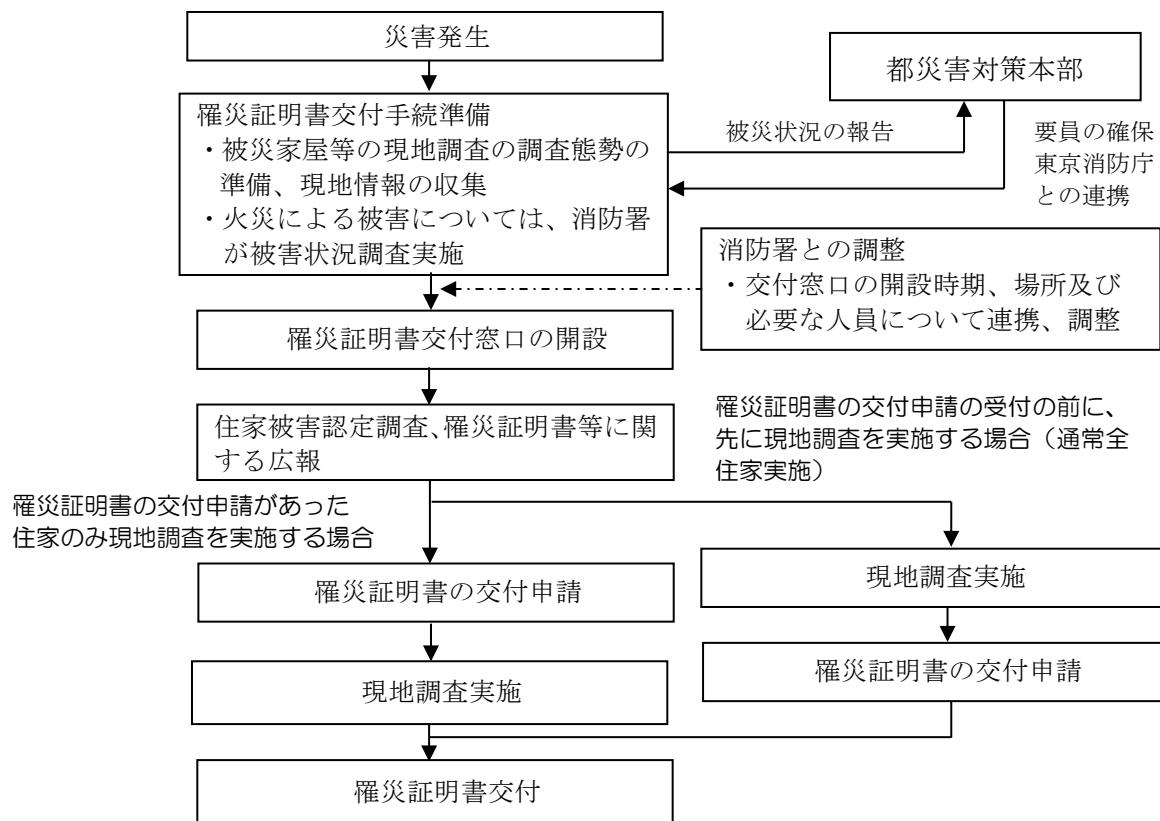
また、災害対策基本法に定める罹災証明とは別に、住家以外の家財等の被害の届け出があったことを証明する「被災証明書（罹災届出証明書）」の交付準備をする。なお、住家の場合でも被害と災害の因果関係が確認できない場合は、罹災届出証明書の交付となる。

火災による被害状況調査の実施に向けて、小平消防署と連携を図り、火災による被害状況に係る罹災証明書交付のために必要な情報を共有する。

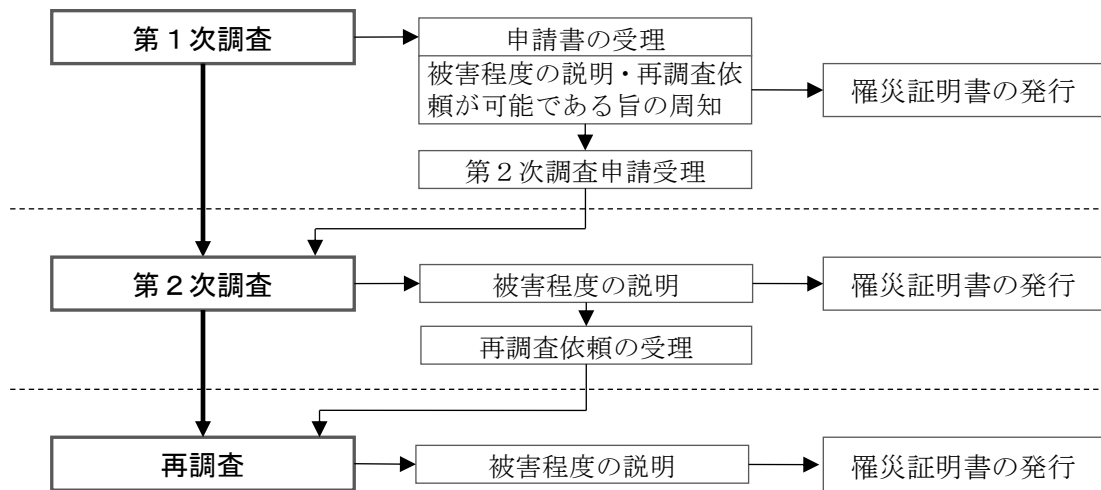
4-2. 東京消防庁小平消防署

小平消防署は、市と調整し、火災による被害状況調査を実施する。

【罹災証明書の交付準備に関する業務手順】



【調査から発行までの流れ】



5. 義援金の募集・受付

5-1. 小平市

市（援護班、出納班）は、義援金の募集・受付に関して、次の事項に取り組む。

（1）募集の検討

被害の状況及び都、日本赤十字社等の動向を把握し、義援金の募集を行うか否かを検討し決定する。都が行う義援金募集に協力して行うか、市独自で義援金の募集を行うかについても検討し決定する。

義援金の募集が決定した場合は、募集口座を開設する。

（2）都が行う義援金募集に協力する場合の受付

義援金の募集が決定した場合は、各機関において募集口座を開設するとともに、ホームページに掲載する等により、広く周知を図る。

寄託された義援金は、出納班で受け付けるほか、募金口座への振込による義援金を受け付ける。また、避難所等に直接送付されたものについては、そこで仮受け付け後、出納班に引継ぐ。

受領した義援金については、寄託者またはその搬送者に受領書を発行する。ただし、口座への振込による場合は、振込用紙をもって受領書の発行に代えることができる。

義援金の受付状況については、東京都義援金配分委員会（以下「都委員会」という。）が設置された場合には、これを報告するものとし、受け付けた義援金は、都委員会に送金する。

（3）市独自で義援金募集を行う場合の受付

市独自で義援金募集を行うことが決定した場合は、小平市義援金配分委員会を設置する。

都が行う義援金募集に協力する場合の受付に準じて実施する。

（4）義援品（義援物資）の受付

義援品は原則として受け取らないものとするが、必要により義援金の受付に準じて対応する。

5-2. 日本赤十字社

日本赤十字社は、日赤東京都支部事務局、都内日赤施設及び各地区において受付窓口を開設し、直接義援金を受け付けるほか、郵便局・銀行に災害名を冠した義援金受付専用口座を開設、期間を定めて振込による義援金を受け付ける。

災害の状況により、都内他の場所または都外においても、日赤本社、全国の日赤支部・日赤各施設及び地区に設置した受付窓口等で受け付ける。

受領した義援金については、寄託者に受領書を発行する。ただし、前記の口座振込による場合は、振込用紙をもって受領書の発行に代えることができる。

6. トイレの確保及びし尿処理

6-1. 小平市

市（環境衛生班、避難班、調達班）は、トイレの確保及びし尿処理に関して、次の事項に取り組む。

（1）し尿処理

被害状況、収集場所等の情報を基にして、「し尿収集計画」を作成する。計画に基づき、汲み取りを必要とする仮設トイレ等のし尿をし尿収集車（バキュームカー）により収集し、清瀬水再生センターなどに搬入する。

確保できるし尿収集車のみでは対応できない場合に、都に応援を要請する。

（2）避難所等における対応

① 避難場所における対応

震災対策用井戸、学校のプール、消火栓等による応急給水等によって生活用水を確保し、利用可能な下水道機能の有効利用を図る。

水洗トイレが不足する場合は、仮設トイレ等を確保する。

② 避難所における対応

被災後、断水した場合には、震災対策用井戸、学校のプール、雨水貯留槽等の水を使用し、利用可能な下水道機能の有効利用を図る。

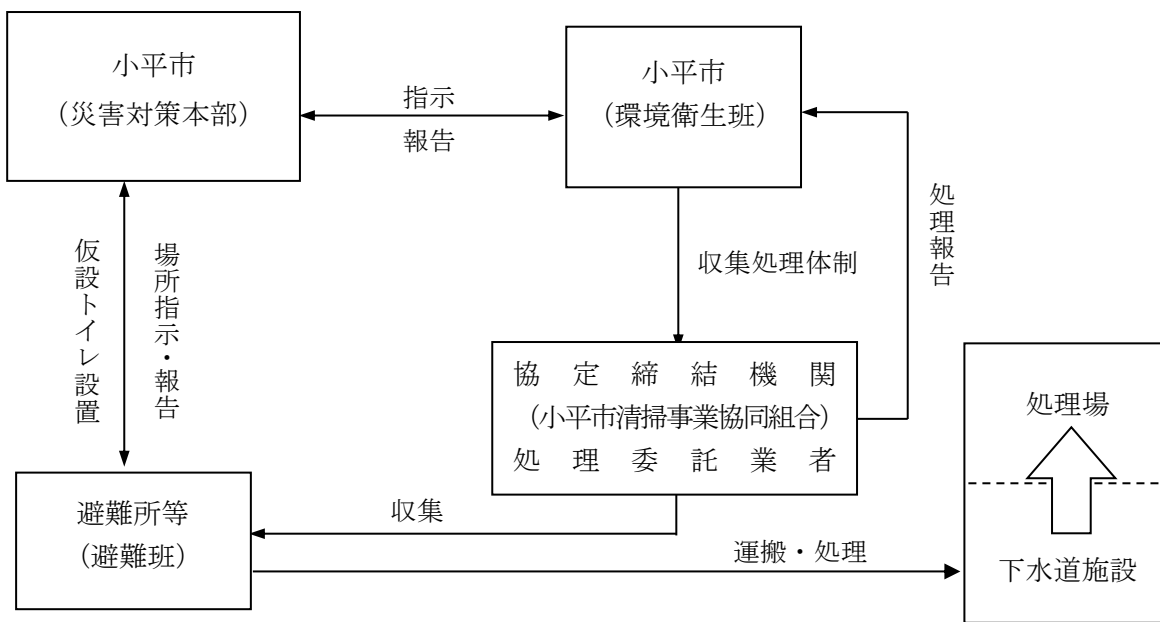
避難班は、災害状況に応じ、市が備蓄する災害用トイレを設置する。その際には、高齢者、障がい者、女性、こども等の安全性の確保等に配慮して、バリアフリースイートの確保や設置場所の選定等を行う。

発災後3日目までは、し尿収集車によるし尿の収集・運搬が困難な状況が予想されることから、し尿収集車による収集を要しないマンホールトイレなどを使用する。

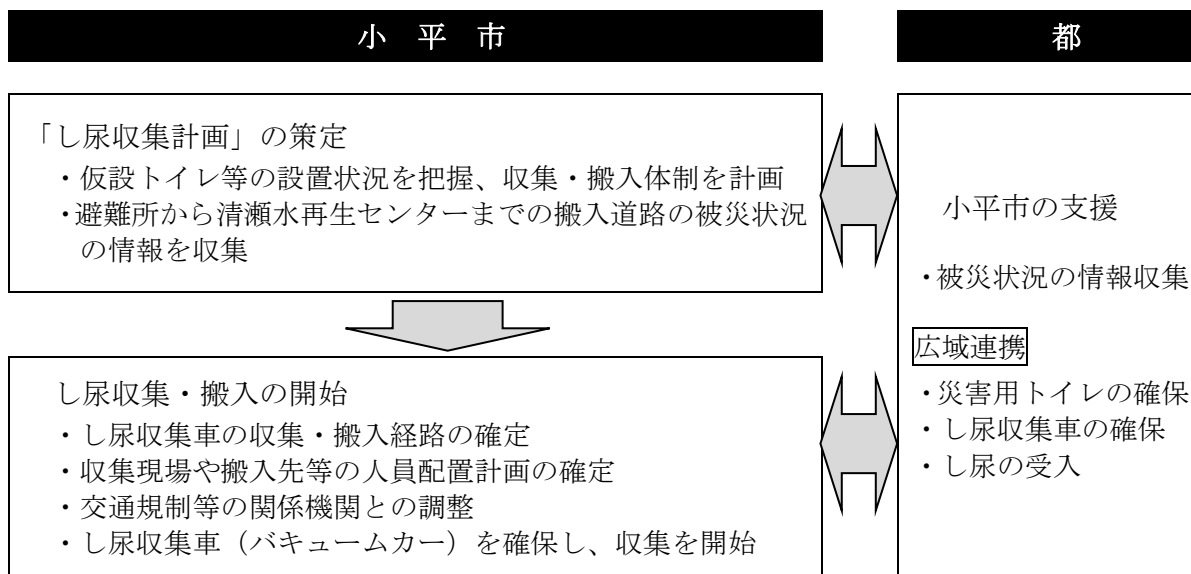
発災後4日目からは、市は、し尿収集車による収集が可能な災害用トイレを含めて確保し、対応する。

市（調達班）は、備蓄分が不足した場合には、協定を締結している機材レンタル業者への仮設トイレの調達要請のほか、都保健医療局に要請する。

【し尿処理体制】



【し尿処理に係る業務手順】



6-2. 事業所や家庭等

事業所及び家庭等は、上水機能に支障が発生している場合には、排水設備に異常がないか確認したうえで、汲み置き、震災対策用井戸等によって水を確保し、可能な限り既設水洗トイレを使用する。

下水道機能に支障が発生している場合には、事業所・家庭における備蓄（災害用トイレ）を活用する。

7. ごみ処理

市（環境衛生班）は、被災状況を把握し、ごみの発生推定量を算出、仮置場等の決定など、災害廃棄物処理実行計画を速やかに策定する。

「災害廃棄物処理マニュアル」に沿って可能な限り主体的に対応する。

被災が広範囲に及ぶ時などは、都や一部事務組合等と情報の共有化を密にして対応する。

【ごみ処理の手順】

- ごみの一時集積
 - ・災害発生により短期間でのごみの処理が困難なときは、ごみの一時集積場所を指定し、搬送を行う。
 - ・ごみの一時集積場所の選定に際しては、次の点に留意する。
 - 他の応急対策事業への支障
 - 環境衛生への影響
 - 搬入における利便性
 - 焼却、最終処分等における利便性
- ごみの搬送方法
 - ・協定締結機関（小平市清掃事業協同組合）及びその他の平常時における委託会社の協力を得るなどして、一時集積場所への搬送を行う。
- 一時集積場所の消毒
 - ・ごみの一時集積場所は、環境衛生班が定期的に消毒を実施する。また、処理ができずに道路、空地にごみが放置されている場合も同様とする。
- ごみの焼却・最終処分
 - ・仮置場に搬入されたごみは中間処理場（小平・村山・大和衛生組合）における中間処理の後、最終処分場へ搬出する。

8. がれき処理

市（環境衛生班）は、がれき処理に関して、次の事項に取り組む。

（1）処理マニュアルの策定

市は、あらかじめ定めた「災害廃棄物処理マニュアル」に沿って、災害廃棄物処理実行計画を策定し、再利用及び適正処理を基本とした迅速な処理を行う。

（2）がれきの撤去等

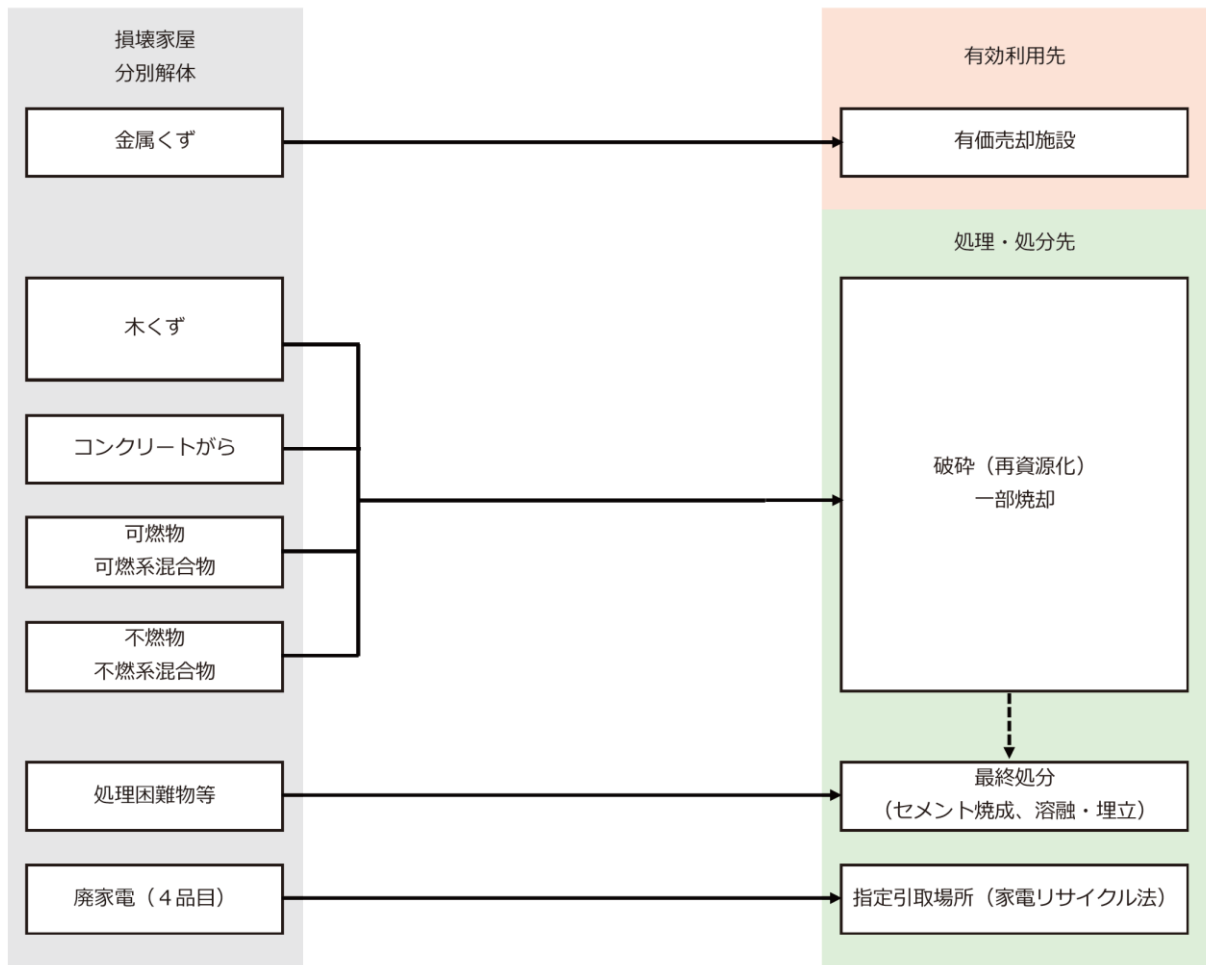
倒壊建物の解体、がれきの撤去は、国等が特別措置を講じた場合を除いて、原則的に所有者の負担により行うこととする。搬送方法の市民への周知は、環境衛生班と秘書広報班が協力して行う。

（3）必要な協力体制

がれきの処理にあたっては、資機材の提供を含め、小平市建設業協会等関係業者に協力を求め、効率的に実施する。

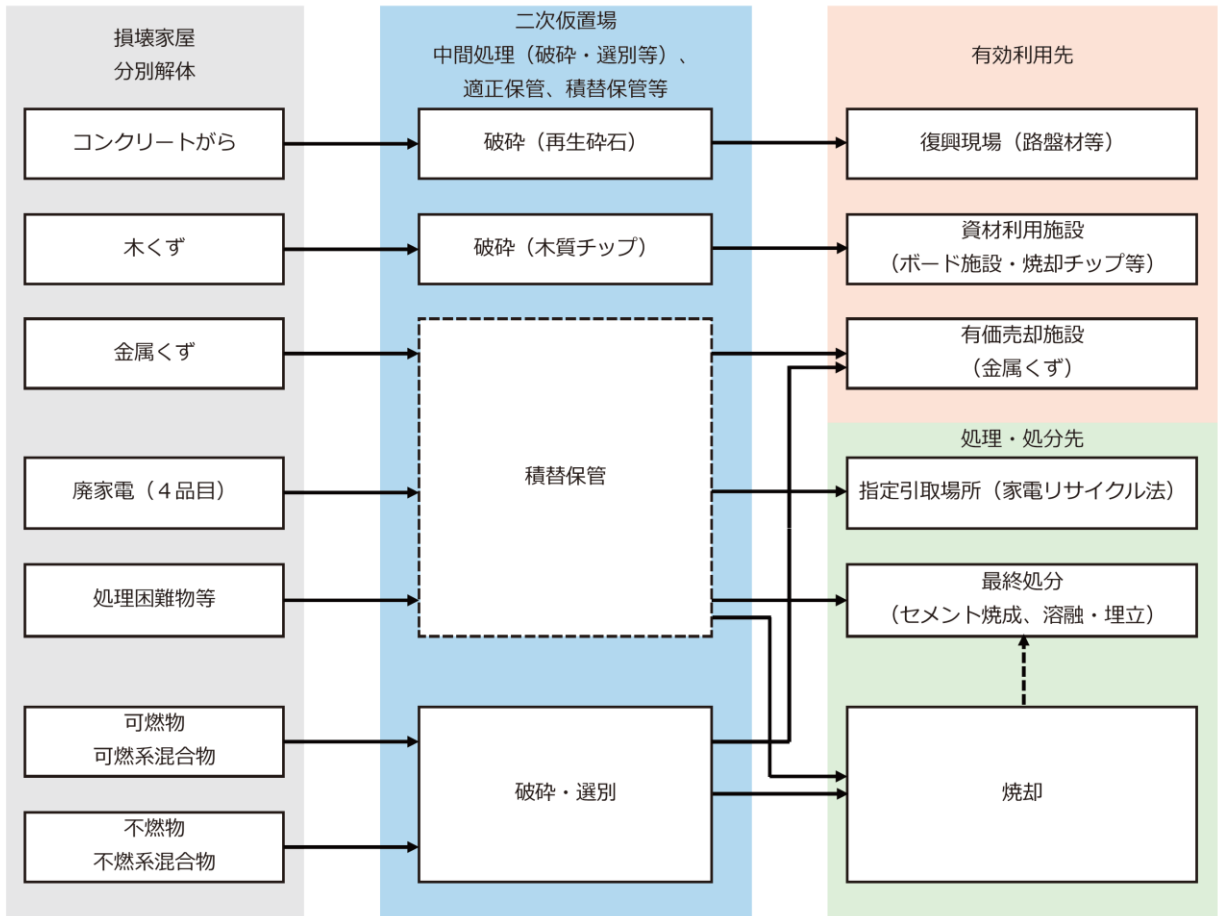
被災状況を都に報告し、必要に応じて応援要請する。

【解体廃棄物等（一部片付けごみを含む。）の処理フロー例（直接被災現場から排出する場合）】



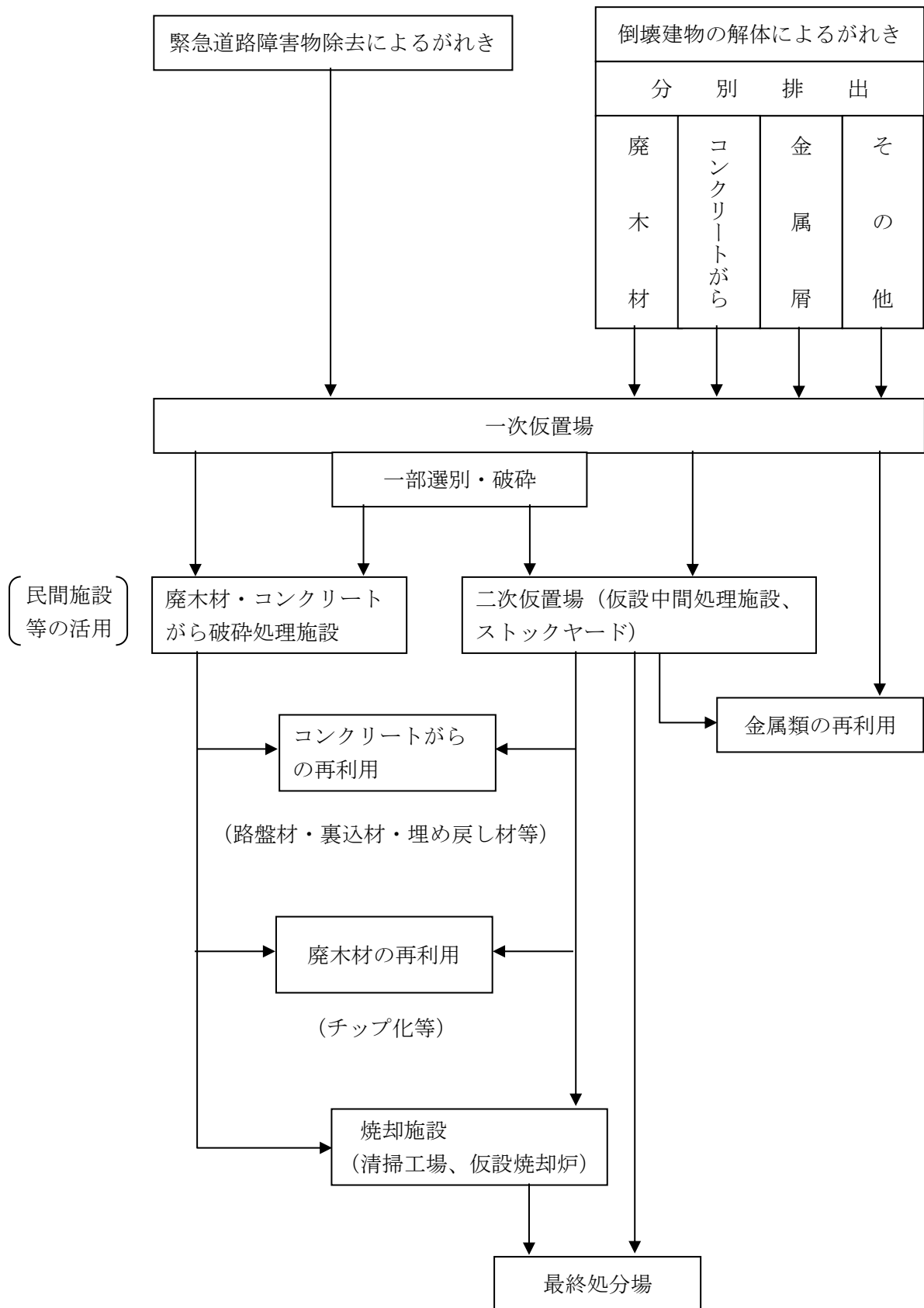
※出典：東京都災害廃棄物処理計画（令和5年9月）

【解体廃棄物等（一部片付けごみを含む。）の処理フロー例（二次仮置場等を経由する場合）】



※出典：東京都災害廃棄物処理計画（令和5年9月）

【がれき処理の基本的流れ】



9. 災害救助法等の適用

市（財政班）は、災害救助法等の適用に関して、次の事項に取り組む。

（１）適用手続

災害に際し、市における災害が災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、または該当する見込みがあるときは、ただちにその旨を都知事に情報提供する。

災害の事態が急迫して、都知事による災害救助法に基づく救助の実施を待つことができないときは、市長は災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに都知事に情報提供し、その後の処置に関して都知事の指示を受ける。

災害救助法に基づき都知事が救助に着手したときは都知事を補助し、被災者に対して必要な救助を実施する。

（２）適用の申請

市長が災害救助法の適用を都知事に要請する場合は、都総務局（総合防災部）に対し、次の事項について無線電話等により要請し、後日、文書によりあらためて処理する。

- ・ 災害発生の日時及び場所
- ・ 災害の原因及び被害の状況
- ・ 適用を要請する理由
- ・ 必要な救助の種類
- ・ 適用を必要とする期間
- ・ 既にとった救助措置及びとろうとする救助措置
- ・ その他必要な事項

（３）救助の種類

災害救助法に基づく救助は、次のような種類がある。

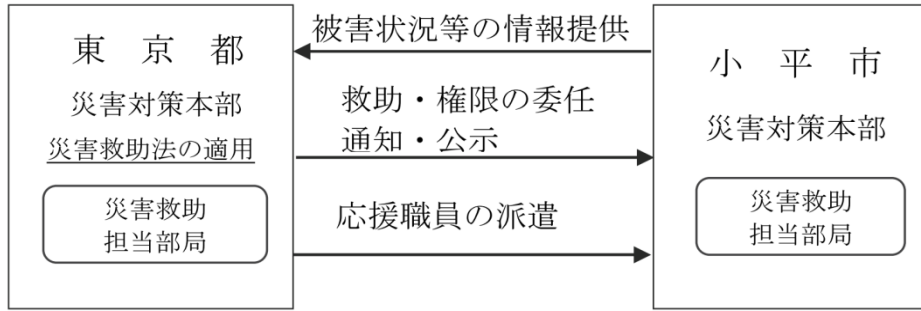
① 災害が発生するおそれのある段階

- ・ 避難所の供与
- ・ 高齢者、障がい者等で避難行動が困難な要配慮者等の輸送

② 災害が発生した場合

- ・ 避難所及び応急仮設住宅の供与
- ・ 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- ・ 被服、寝具、その他生活必需品の給与または貸与
- ・ 医療及び助産
- ・ 被災者の救出
- ・ 被災住宅の応急修理
- ・ 生業に必要な資金、器具または資料の給与または貸与
- ・ 学用品の給与
- ・ 埋葬
- ・ 死体の搜索及び処理
- ・ 災害によって住居またはその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

【災害救助法に係る業務手順】



10. 激甚災害の指定

市（財政班）は、激甚災害の指定に関して、次の事項に取り組む。

（1）激甚災害に関する調査報告

市長は、激甚災害指定基準または局地激甚災害指定基準を十分に考慮して、災害状況等を調査し、都知事に報告する。

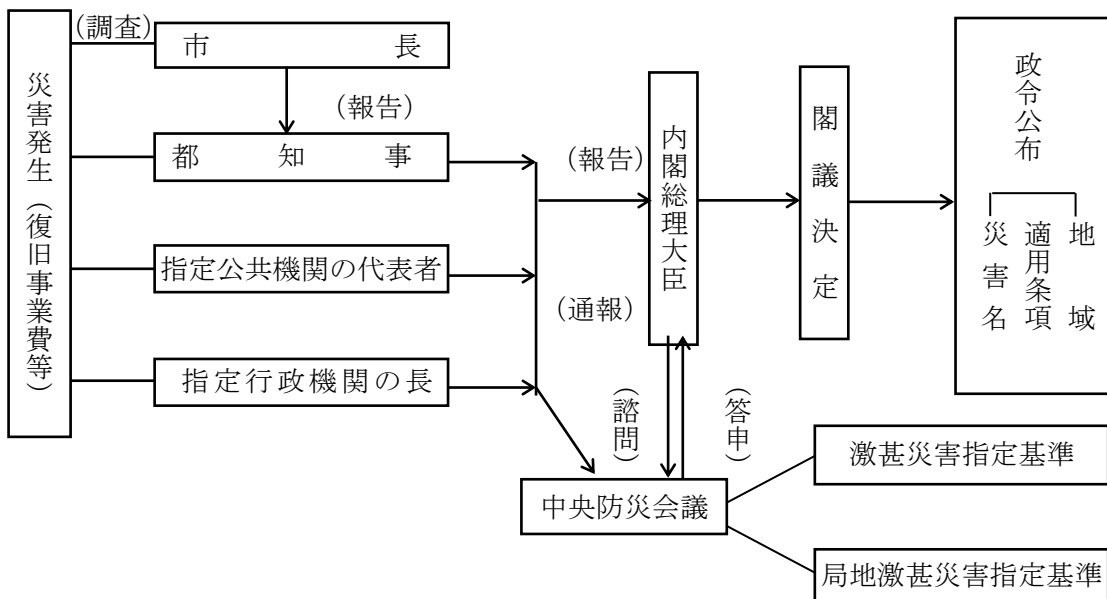
調査報告事項は次の内容である

- ・災害の原因
- ・災害が発生した日時
- ・災害が発生した場所または地域
- ・被害の程度
- ・災害に対しとられた措置
- ・その他の必要な事項

（2）特別財政援助等の申請手続

市長は激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、都各局に提出する。

【激甚災害指定の流れ】



《復旧対策》

対策一覧	担当
1 罹災証明書の交付	調査班、調査協力班、小平消防署(支援)
2 被災住宅の応急修理	都市整備班
3 応急仮設住宅等の供給	都市整備班、調査協力班、建築班
4 建築資材等の調達	東京都住宅政策本部
5 被災者の生活相談等の支援	広聴班、小平警察署、小平消防署
6 義援金の募集・受付・配分	援護班、出納班
7 被災者の生活再建資金援助等	援護班、小平市社会福祉協議会
8 職業のあっ旋	産業班、援護班、東京労働局
9 租税等の徴収猶予及び減免等	関係各班
10 その他の生活確保	東京労働局、日本郵便、通信事業者
11 中小企業及び農業関係者への融資	産業班、東京都産業労働局、関係機関
12 応急金融対策	産業班
13 がれき処理の実施	環境衛生班
14 災害救助法の運用等	本部班、財政班、関係各班、東京都総務局

1. 罹災証明書の交付

1-1. 小平市

市（調査班、調査協力班）は、住家被害認定調査を実施するとともに調査結果をデータ化し、罹災証明書の交付に備える。

住家被害認定調査の進捗状況や仮設住宅入居などの日程を確認しながら、交付日程等について庁内調整するとともに、交付場所や資機材を確保する。また、都や他の区市町村と交付日程の足並みを揃えるなど調整をしたのち、交付日程等について被災者に広報する。

住家被害認定調査の結果を被災者に説明しながら罹災証明書を交付し、被災者から同意が得られない場合には第2次調査を実施する。

罹災証明書交付時に確定した情報等を基に被災者台帳を作成し、被災者の生活再建支援の進捗状況を管理する。被災者台帳は、被災者生活再建支援システム上に構築し、全庁的に共有を図る。

火災による被害状況調査及び罹災証明書の交付について、小平消防署と連携を図る。

1-2. 東京消防庁小平消防署

小平消防署は、市と窓口の開設時期・場所及び必要な情報について連携を図り、速やかに火災による罹災証明書の交付手続の支援を実施する。

2. 被災住宅の応急修理

市（都市整備班）は、被災住宅の応急修理に関して、次の事項に取り組む。

（1）実施者

災害救助法が適用された場合、都が応急修理方針等を策定し、都から委任された市が応急修理の募集・受付・審査を行う。

災害救助法が適用されない場合、市長が実施の必要を認めたときは、準じた措置を講じる。

(2) 目的

災害救助法が適用された地域において、震災により、住家が半壊または半焼に準じる程度に損傷した場合、居住に必要な最小限の応急修理を行い、被災した住居の居住性を維持する。

取り壊しに伴うがれきの発生や応急仮設住宅の需要の低減を図る。

(3) 対象者

災害のため住家が半壊または半焼に準じる程度に損傷を受け、自らの資力では応急修理ができない者及び大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者。

(4) 対象者の調査及び選定

被災者の資力その他生活条件の調査及び市長が交付する罹災証明書に基づき、都が定める選定基準により、都から委任された市が募集・受付・審査等の事務を行う。

(5) 修理方法

都が、関係団体と調整のうえ、応急修理を行う業者のリストを作成し、市はリストから業者をあっ旋し、被災者は、居室、炊事場、トイレ等生活上欠くことのできない部分の修理を行う。

災害救助法が適用されない場合において、市の事業として準じた措置を講じるときは、小平市建設業協会などの協定締結協力機関の協力を得て実施する。

1世帯当たりの経費は、国の定める基準による。

原則として、災害発生の日から3か月以内に完了する。

ただし、災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部または同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害においては、6か月以内に完了する。

(6) 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理

災害救助法が適用された場合、都から委任された市が緊急の修理に係る受付等を行う。

屋根等に被害を受けた被災者の住家へのブルーシート等の展張をすることで、被災者の住宅の損傷被害の拡大を防止することを目的に、災害のため住家が半壊（焼）またはこれに準じる程度の損傷を受け、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者が対象となる。

住家の被害の拡大を防止する観点から、住家被害認定調査よりも早い段階でブルーシートの展張等の緊急的な修理を行うため、住宅の被害状況について現場の目視による確認または被災者が持参した写真等により判定を行い、救助の時期を逸しないよう速やかに実施する。

修理方法は、資材を現物給付する方法（被災者自身での施工は危険を伴うため高所作業の経験を有するボランティア等と2人以上で、適切な装備を装着して実施すること等を説明する。）と、都が作成した応急修理を行う業者のリストから市が業者をあっ旋し、修理を行う方法がある。

1世帯当たりの経費は、国の定める基準による。

救助期間は、災害発生の日から10日以内に完了する。

(7) 事務処理

応急修理の実施状況について、修理完了後、速やかに本部長に報告するものとする。

応急修理を実施した場合、都及び市は、必要な帳票等を整備するものとする。

3. 応急仮設住宅等の供給

震災により住家を滅失し、自己の資力により居住する住家を確保できない被災者に一時提供型住宅（公的住宅の活用）、賃貸型応急住宅（民間賃貸住宅の借り上げ）または建設型応急住宅による応急的な住宅を供給する。

【応急仮設住宅等】

災害救助法が適用された場合…応急仮設住宅（賃貸型応急住宅、建設型応急住宅）

災害救助法が適用されない場合…一時提供型住宅

3-1. 一時提供型住宅、賃貸型応急住宅の供給

市（都市整備班、調査協力班）は、一時提供型住宅及び賃貸型応急住宅の供給に関して、次の事項に取り組む。

（1）公的住宅の供給

東京都が割り当てる公的住宅を被災者に提供する。

（2）民間賃貸住宅の供給

東京都が割り当てる民間賃貸住宅を被災者に提供する。

3-2. 建設型応急住宅の供給

市（都市整備班、建築班、調査協力班）は、建設型応急住宅の供給に関して、次の事項に取り組む。

（1）建設候補地の確保

建設用地は、接道及び用地の整備状況、ライフラインの状況（埋設配管）、避難場所などの利用の有無を考慮のうえ、次の内から災害時の状況により建設候補地を定める。

- ・都市計画公園予定地
- ・公園、緑地、広場
- ・都有施設敷地内空地
- ・市有地、国有地

建設候補地の指定状況について、防災危機管理課及び関係各課等で協議のうえ決定し、年1回都へ報告する。

（2）建設地

都は、市が報告した建設候補地の中から建設地を選定する。ただし、市の行政区域内の用地だけでは必要戸数の確保が困難な場合には、都との調整を踏まえ、区市町村間で戸数を融通し割り当てる。

（3）建設

構造は次のとおりとする。

- ・平屋建て、2階建ての軽量鉄骨系プレハブ、木質系プレハブ、木造またはユニットを標準とする。
- ・必要に応じて、集会所設置やバリアフリー対応など、被災者コミュニティや高齢者・障がい者世帯に配慮した設備・構造の住宅とする。
- ・1戸あたりの規模は、国の定めに基づき、地域の実情、世帯構成等に応じて、都が設定する。
- ・1戸あたりの設置費用については、国の定めによる。

災害発生の日から20日以内に着工する。

都は、一般社団法人東京建設業協会、一般社団法人プレハブ建築協会、一般社団法人全国木造建設事業協会、または一般社団法人日本木造住宅産業協会があつ旋する建設業者に建設工事を依頼する。なお、必要に応じ、他の建設業者に依頼することもある。

都は、必要に応じて工事の監督を市等に委任する。

災害救助法が適用されない場合、市長が実施の必要を認めた場合は、小平市建設業協会等の協力を得て行う。

3-3. 入居者の募集・選定、入居者等の管理

市（都市整備班、調査協力班）は、入居者の募集・選定、入居者等の管理に関して、次の事項に取り組む。

（1）入居者の募集・選定

都の入居者の募集計画をもとに、割り当てられた住宅への入居者の募集及び選定をする。

市が住宅の割当を受けた場合には、被災者である市民に対し、応急仮設住宅等の入居の募集を行う。

入居者の募集については、避難所等への掲示及び市ホームページへの掲載などにより避難者に周知する。

入居者の選定基準は都が策定し、それに基づき、市が入居者の選定を行う。

なお、入居資格者は次のとおり。

次の各号に全て該当する者のほか、都知事が必要と認める者とする。

- ① 住家が全焼、全壊または流失した者
 - ② 居住する住家がない者
 - ③ 自らの資力では住家を確保できない者
- 使用申込みは1世帯1か所限りとする。

（2）入居者等の管理

一時提供型住宅及び応急仮設住宅の管理は原則として、供給主体が行う。

市が供給した応急仮設住宅に補修、修繕等のメンテナンスが発生した場合、建設業者に依頼する。

市は、入居者の管理を行うとともに、必要な帳票を整備する。

入居期間は内閣総理大臣が定める基準に従い、あらかじめ都知事が定める。

東京消防庁が策定する防火安全対策について、入居者に対し指導する。

4. 建設資材等の調達

東京都（住宅政策本部）は、応急仮設住宅資材の調達として、資材等は、一般社団法人プレハブ建築協会、一般社団法人東京建設業協会、一般社団法人全国木造建設事業協会及び一般社団法人日本木造住宅産業協会があつ旋する建設業者を通じて調達する。また、必要に応じて国の関係省庁に対して、資材等の調達を要請する。

仮設住宅の早期建設に向け、建設用地や建設資材の確保等について検討を行う。

5. 被災者の生活相談等の支援

5-1. 小平市

市（広聴班）は、被災者のための問い合わせ所を設置し、効果的かつ迅速な被災者の生活再建に向けて必要な情報を聴取する。問い合わせ事項や実施した案内の内容等については被災者台帳に記録できるように整える。被災者台帳は、被災者生活再建支援システム上に構築し、全庁的に共有を図る。

設置した問い合わせ所で、要望等を聴取し、担当部署等へ情報提供等を行うほか、必要に応じて関係機関に連絡し、連携して対応する。

問い合わせ所業務は広聴班が行うが、関係部課、関係機関はそれぞれの担当分野において連携協力する。なお、状況により、問い合わせ所が設置できないときは、各避難所の責任者が要望の聴取等に応じる。

問い合わせ所は状況に応じて避難所等に臨時問い合わせ所を開設するほか、必要に応じ広報車等の巡回により要望の聴取等を実施する。なお、開設時期は、災害発生後、極力早期とする。

また、小平市国際交流協会に協力を要請し、外国人に対する要望の聴取等を行う。

避難所における避難者、在宅避難者、域外への自主避難者等の全被災者（世帯）を対象とした被災者生活実態調査を必要に応じて都と連携して実施する。

⇒資料編「被災者相談窓口の相談分野・相談内容」

5-2. 東京都関係機関等

（1）警視庁小平警察署

小平警察署は、警察署、交番その他必要な場所に、臨時相談所を開設して、警察関係の相談に当たる。

（2）東京消防庁小平消防署

小平消防署は、被災者に対して、出火防止として、次のような指導を行う。

- ・被災建物、仮設建物及び避難所等における火災予防対策の徹底
- ・電気、都市ガス等の機能停止に伴う火気使用形態の変化に対応した出火防止及び機能復旧時における出火防止対策の徹底
- ・危険物施設等における余震に対する警戒体制、構造・設備に関する点検等の強化

6. 義援金の募集・受付・配分

市（援護班、出納班）は、義援金の募集・受付・配分に関して、次の事項に取り組む。

（1）義援金の募集・受付

詳細な業務内容は応急対策で記載している。

都の義援金募集に協力して受け付けた義援金については、都委員会に報告するものとし、都委員会の指定する口座に送金する。なお、送金するまでの間は、「預り金」として銀行口座で一時保管する。

寄託者より受領した義援金は、都委員会に送金するまでの間、義援金受付口座に預金保管する。

(2) 義援金の配分・受入れ

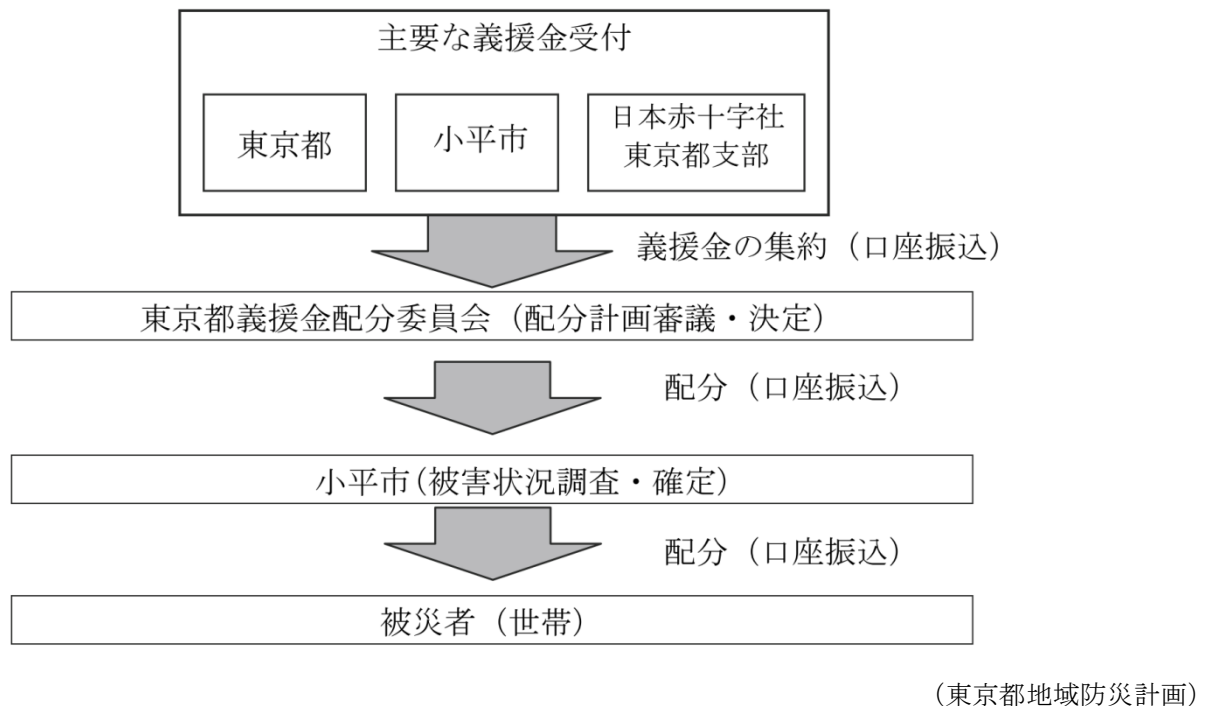
都委員会から配分される義援金を受け入れるため、銀行等に普通預金口座を開設し、都に報告する。

(3) 義援金の支給

都委員会から送金された義援金は、配分計画に基づく配分率及び配分方法により、速やかに被災者に配分する。

被災者への義援金の配分状況については、都委員会に報告する。

※義援品については、第10章に記載している。

【義援金受付・配分の流れ】**7. 被災者の生活再建資金援助等**

市（援護班）は、被災者の生活再建資金援助等に関して、次の事項に取り組む。

(1) 災害弔慰金の支給

市は、災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年条例第14号）第3条に基づき、地震等の自然災害により死亡した市民の遺族に対して災害弔慰金を支給する。

(2) 災害障害見舞金の支給

市は、災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年条例第14号）第9条に基づき、自然災害により精神または身体に著しい障がいを受けた市民に災害障害見舞金を支給する。

(3) 災害援護資金・住宅資金等の貸付

災害により家財等の被害等にあった場合、生活の建て直し、自立助長の資金として、災害救助法の適用時は災害援護資金を、また同法の適用に至らない災害時には生活福祉資金を低所得世帯を対象に貸し付ける。

住宅に被害を受けた者に対して、その建設または補修等に必要な資金を貸付け、居住の安定を図るとともに、その自立の助長に寄与する。

具体的な貸付等の制度については別表のとおりである。

(4) 被災者生活再建支援金

援護班は被災者生活再建支援法に基づく被災者生活再建支援金の申請を受け付け、都に報告する。

【災害貸付資金等】

実施者	制 度	概 要
小平市等	災害援護資金貸付	〔生活支援課〕 震災等により、世帯主の負傷及び住居・家財に損害を受けた世帯に対し、生活の立て直しに資するため災害援護資金を貸し付ける。
	生活福祉資金(緊急小口資金)貸付	〔小平市社会福祉協議会〕 他資金からの借入れが困難な世帯で適当と認められる理由によって生活に困った場合、一時的な生活費(つなぎ資金)を貸し付ける。
	生活福祉資金(福祉費)貸付	〔小平市社会福祉協議会〕 災害により家財等に被害があった場合で、災害救助法の適用に至らない災害時には、低所得者世帯を対象に生活の建て直し、自立助長の資金として貸し付ける。
東京都	中小企業関係融資	〔都産業労働局及び政府系金融機関〕 被災した中小企業及びその組合に対し、事業の復旧に必要な資金の融資を行う。

⇒資料編「災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給」

⇒資料編「災害援護資金の貸付」

⇒資料編「生活福祉資金の貸付」

⇒資料編「被災者生活再建支援金の支給」

⇒資料編「中小企業への融資」

⇒資料編「農林漁業関係者への融資」

8. 職業のあっ旋

8-1. 小平市

市(産業班、援護班)は、被災者の職業のあっ旋について、都に対する要請措置等について検討する。

8-2. 東京労働局

東京労働局は、災害による離職者の把握に努めるとともに、その就職については区市町村の被災状況等を勘案のうえ、都内各公共職業安定所(ハローワーク)(17か所)と緊密な連絡を取り、公共職業安定所を通じ速やかに、そのあっ旋を図る。

他府県への就職希望者については、ハローワークシステムの活用等により、他府県と連絡調整を行い雇用の安定を図る。

災害により離職を余儀なくされた者の早期再就職を促進するため、被災地域を管轄する公共職業安定所の長を通じ、次の措置を講じる。

- ・被災者のための臨時職業相談窓口の設置

- ・公共職業安定所に向向いて行くことの困難な地域における、臨時職業相談所の開設または巡回職業相談の実施

9. 租税等の徴収猶予及び減免等

市（関係各班）は、租税等の徴収猶予及び減免等に関して、次の事項に取り組む。

（1）市税納税期限の延長

災害等により、納税義務者等が期限内に申告その他書類の提出または市税を納付もしくは納入することができないと認めるときは、次の方法により当該期限を延長する。

- ・災害が広域にわたる場合は、市長が職権により適用の地域及び期限の延長日を指定する。
- ・上記以外の災害等の場合、被災納税義務者等による申請があったときは、災害がおさまったあと2か月以内に限り、市長が納付期限を延長する。

（2）市税の徴収猶予

災害により財産に被害を受けた納税義務者等が市税を一時に納付し、または納入することができないと認められるときは、その者の申請に基づき1年以内において徴収を猶予する。

なお、やむを得ない理由があると認められるときは、更に1年以内の延長を行う。

（3）市税の滞納処分の執行の停止等

災害により、滞納者が無財産となる等被害を受けた場合は、滞納処分の執行の停止、換価の猶予及び延滞金の減免等適切な措置を講じる。

（4）市税の減免

被災した納税義務者に対し、該当する各税目について次により減免を行う。

税 目	減 免 の 内 容
個人 の 市 民 税 (個人の都民税を含む)	被災した納税義務者の状況に応じて減免を行う。
固 定 資 産 税 都 市 計 画 税	災害により著しく価値を減じた固定資産について減免を行う。
国 民 健 康 保 険 税 軽 自 動 車 税	被災した納税義務者の状況に応じて減免を行う。

（5）保育料、公立保育園で徴収している副食費（給食費）の減免

災害により被害を受けた場合は、その被害の程度に応じて減免を行う。

（6）介護保険料の徴収猶予、減免

災害により被害を受けた場合は、その被害の程度に応じて徴収猶予、減免を行う。

10. その他の生活確保

（1）関係機関等東京労働局

東京労働局は、災害により、失業の認定日にハローワークへ出向いて行くことのできない受給資格者に対して、事後に証明書等により失業の認定を行い、失業給付を行う。

被災した労働保険適用事業主に対し、関係法令に基づき、労働保険料等の納入期限の延長等や免除の措置を講じる。

また、災害により、労働保険適用事業主が納期限内に労働保険料を納付することが困難となった場合、その申請に基づき1年以内の期間に限り、納期限を延長するとともに、この制度の周知徹底を図る。

(2) 日本郵便

日本郵便は、被災者の安否通信等の便宜を図るため、関係法令等に基づき、被災地の郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付する。被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施する。

被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人または団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施する。

(3) NTT東日本、NTTコミュニケーションズ、NTTドコモ

当該通信事業者は、料金等の減免を行ったときは、ホームページ等に掲示する他、報道発表等でその旨を周知する。

1.1. 中小企業及び農業関係者への融資

1.1-1. 小平市

市（産業班）は、次の支援策について周知を図る。

- ・災害により被害を受けた中小企業及びその組合に対し、都及び政府系金融機関は、事業の復旧に必要な資金の融資を行う。
- ・災害により被害を受けた農業者またはその組合等に対して、農林漁業金融公庫による融資等が実施される。

1.1-2. 東京都及び関係機関

都（産業労働局）及び関係機関は、中小企業及び農業関係者への融資に関して、次の事項に取り組む。

(1) 中小企業への融資

都及び政府系金融機関は、災害により被害を受けた中小企業及びその組合に対し、事業の復旧に必要な資金の融資を行い、事業の安定を図る。

(2) 農林漁業関係者への融資

農林水産物の被害が一定規模以上である場合においては、国の天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和38年法律第136号）の適用を受けて、被害農林漁業者等に対する経営資金等の融通等の措置を講じる。

株式会社日本政策金融公庫は、農林水産業施設等の災害復旧資金及び被災農林漁業者等の経営維持安定に必要な資金について融資を行う。

1.2. 応急金融対策

日本銀行や関東財務局は、銀行券の発行や通貨・金融の調節、資金決済の円滑の確保を通じた信用秩序の維持、金融機関の業務運営の確保等に関する措置を行うこととしており、市（産業班）は、

当該対策について市民・事業者に周知する。

13. がれき処理の実施

市（環境衛生班）は、所管区域内の仮置場の集積や運搬状況等を把握する。処理施設の被災状況を調査し、施設復旧策を検討、都に報告する。

実態相当規模のがれきの最終処分受入れ場所を確保し、解体等の受付開始に向けて、解体業者等との契約、仮置場の確保、受付窓口の設置箇所等を検討し、都や関係機関等と調整を行い、決定する。

市（環境衛生班）は、市単独でのがれきの除去・処理が困難な場合、必要に応じて東京都、他区市町村、関係団体に応援を要請する。

また、協定に基づき、廃棄物収集運搬委託業者、中間処理委託業者に協力を要請する。

14. 災害救助法の運用等

14-1. 災害救助法の運用等

(1) 災害救助法の公布

災害救助法が適用されたときは、都知事により次のとおり公布される。

<p style="text-align: center;">公 告</p> <p style="text-align: center;">○月○日発生の○○災害に関し、○月○日から○○区市町村の区域に 災害救助法（昭和22年法律第118号）により救助を実施する。</p> <p style="text-align: center;">○○年○月○日</p> <p style="text-align: right;">東京都知事 ○○○○</p>	
--	--

(2) 救助の種類

災害救助法による救助の内容は次のとおり。

災害が発生するおそれのある段階	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所の供与 ・高齢者、障がい者等で避難行動が困難な要配慮者等の輸送
災害が発生した場合	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所及び応急仮設住宅の供与 ・炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給 ・被服、寝具、その他生活必需品の給与または貸与 ・医療及び助産 ・被災者の救出 ・被災住宅の応急修理 ・生業に必要な資金、器具または資料の給与または貸与 ・学用品の給与 ・埋葬 ・死体の捜索及び処理 ・災害によって住居またはその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

災害救助法に基づく救助は、現物によって行うことが原則であるが、都知事が必要と認めた

場合は、救助を要する者に対し、金銭を給付することができる。

災害救助法に基づく救助の程度・方法及び期間については、内閣総理大臣が定める基準に基づき、都知事が定め、市ほか関係機関に通知する。

(3) 救助の実施者

災害救助法の適用後は、上記に記載した救助業務はすべて都知事が実施者となる。市が行うこれらの業務は、都知事の補助または委任による執行となる。

ただし、災害救助法に規定していない業務（清掃業務等）については、市の業務として存続する。

14-2. 救助の実施

市（本部班、財政班）は、報告・申請等に関して、次の事項に取り組む。

(1) 災害報告

災害救助法に基づく「災害報告」には、災害発生の時間的経過にあわせ、発生報告、中間報告、決定報告の3段階があり、これらの報告は、救助用物資、義援金品の配分等の基礎になるほか、各種の対策の基礎資料となる。このため、迅速かつ正確に被害状況を収集把握して、速やかに都知事に報告する。

(2) 救助実施状況の報告

災害直後における当面の応急措置及び災害救助費国庫負担金の清算事務に必要となるため、各救助種目の救助実施状況を初期活動から救助活動が完了するまでの間、日ごとに記録、整理し、都知事に報告する必要がある。

具体的には次のとおり。

① 救助実施記録日計票の作成

法による円滑な救助の実施は、迅速にして正確な被害状況が把握されてから始まるが、救助の実施状況の記録は、初期活動から救助活動が完了するまでの間、日ごとに整理しておかなければならない。このため、記録、整理に必要な帳票類をあらかじめ定めておく。

② 報告の要領

各課長（班長）は、救助実施記録日計票または報告事項を取りまとめ、その結果を災対調整部長に提出する。災対調整部長は、各課長からの報告を救助の種類別に整理して、委任されている救助の実施状況を掌握するとともに、その日の分を取りまとめて都知事へ無線システム等により報告し、後日、文書をもって報告する。

③ 救助日報

防災危機管理課は、各課（班）の報告を取りまとめて、「救助日報」を作成する。

④ 物資引渡書・受領書

救援物資等の引渡し、受領を明らかにするため、引渡書・受領書を提出する。

⑤ 交付申請

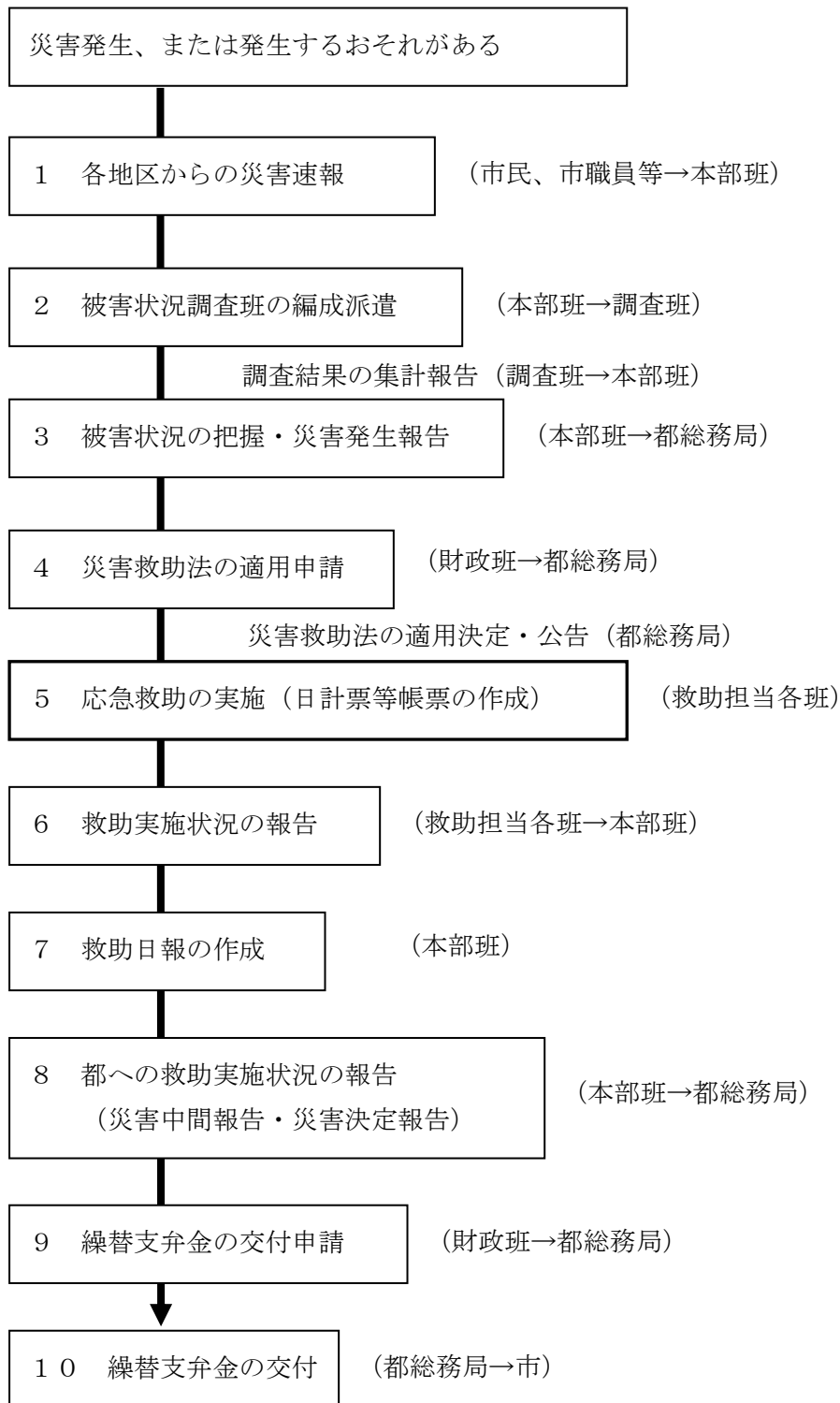
当該災害が収束した段階で、市長（本部長）は、災害救助に要した繰替支弁金について、都の指示するところにより交付申請を行う。

⇒資料編「災害報告の様式」

⇒資料編「日毎の記録を整理するために必要な書類」

⇒資料編「災害救助法による救助の程度・方法及び期間」

【災害救助法による救助の実施の流れ】



14-3. 従事命令等

迅速な救助業務を遂行するために必要な人員、物資、施設等を確保する手段として、都知事には、次のような権限が付与されているが、市長は必要と認めた場合は、都知事に協議する。

このため、市（関係各班）は、迅速かつ正確に被害状況を収集把握して、速やかに都知事に報告する。

種 類	内 容
従 事 命 令	一定の業種のもを、救助に関する業務に従事させる権限 (例) 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、土木技術者、建築技術者、大工、左官、とび職 等
協 力 命 令	被災者その他近隣のもを、救助に関する業務に協力させる権限 (例) 被災者を炊き出しに協力させる 等
管 理 用 命 令 保 管 命 令 及 び 収 用	特定の施設を管理し、土地、家屋、物資を使用し、特定の業者に対して物資の保管を命じ、または物資を収用する権限 <管理> 救助を行うため特に必要があると認めるとき、知事が病院、診療所、旅館、飲食店等を管理する権限 <使用> 家屋を収容施設として用いるような場合で、管理と異なり土地、家屋、物資を物的に利用する権限 <保管命令> 災害の混乱時に、放置すれば他に流れてしまうおそれのある救助その他緊急措置に必要な物資を、一時的に業者に保管させておく権限 <収用> 災害の際、必要物資を多量に買いだめし、売り惜しみしているような場合は、その物資を収用する権限。なお、収用は、特定業者に限らず、一般人等何人に対してもなし得る。

従事命令を受けた者の実費弁償は次のとおりである。

区分	範 囲	令和4年度費用（日当）の限度額	期 間	備 考
実 費 弁 償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	1人1日当たり 医師・・・21,600円以内 歯科医師・・・20,700円以内 薬剤師・・・17,900円以内 保健師、助産師、看護師 ・・・・16,800円以内 土木・建築技術者 ・・・・16,200円以内 大工・・・25,600円以内 など	救助の実施が認められる期間内	時間外勤務手当及び旅費は別途東京都規則で定める額

第 III 部

震災復興計画

第1章 復興の基本的な考え方

1. 復興の基本的な考え方

大規模な震災被害が発生した時は、住宅の倒壊や事業の操業停止などにより、市民の暮らしが深刻な影響を受けることから、都市活動を迅速に回復させ、より快適で魅力的な市として発展させていくため、速やかに復興に関する方針を定めて対策を講じる必要がある。

応急・復旧対策が迅速かつ機動的に実施するものであるのに対し、復興対策は、中長期的視点に立って計画的に実施するものであり、被災後間もない段階での応急・復旧対策が質的な変化を伴いつつ、徐々に復興対策へと進行していくものである。

復興に際しては、震災に強い安全なまちづくりに努めるとともに、誰もが安心して暮らせるよう、女性・要配慮者等の視点や災害関連死対策の観点も十分に踏まえつつ、住宅、福祉、医療、環境、雇用、産業などの施策を総合的かつ計画的に進めることが重要である。

このため、市の震災復興の基本目標は、協働と連帯による「安全・安心なまち」、「にぎわいのある小平市」の再建とする。

【復興の基本的な考え方】

項目	内容
生活復興	<ul style="list-style-type: none"> ● 第一の目標は、被災者のくらしを一日も早く震災前の状態に戻し、その安定を図ることである。 ● 心身や財産に回復し難いダメージを受け、震災前のくらしに戻ることが困難な場合には、被災者が現状に適合したくらしのスタイルを構築していくことができるようにする。 ● 個人や事業者は自らの責任において、あるいは共に助け合って復興を図っていくことが基本である。市は、被災者の復興作業が円滑に進むよう、公的融資や助成、情報提供・指導・相談等を通じて自立のための環境整備を行う。 ● 自らの力のみでは生活の復興に特別の困難を伴う被災者に対しては、福祉等の施策を通じ、生活復興のための直接支援を行う。
都市復興	<ul style="list-style-type: none"> ● 人びとがくらしやすく、住み続けることができる、活力に満ちた小平市をつくるため、次の点に留意して都市復興に取り組む。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 特に大きな被害を受けた地域のみならず、市全体の防災力の向上を目指し、都市基盤の向上や良好な市街地の形成を図り、「災害に強い都市づくり」を行う。 ・ 復興の整備水準は、窮状の回復に止まらず、新しい時代の要請に応えられる質の高い都市の実現を目指す。このため、将来世代も含め人びとが快適なくらしや都市活動を営むことができる「持続可能な都市」にしていくことを目標とする。 ● 市民、事業者、市、都、国など、多様な主体が「協働と連帯による都市づくり」を行う。

2. 復興に関する事前対策の推進

震災後円滑な復興を可能とするために、あらかじめ震災後の復興のあり方等について検討することが必要である。

東京都では、平成15年3月に、阪神・淡路大震災における検証結果を踏まえ、「東京都震災復興マニュアル^{※1}」を策定し、迅速かつ円滑に都市の復興と市民生活の再建を進める体制の整備を図っている。

市においても、都が作成した「東京都震災復興マニュアル」や「区市町村震災復興標準マニュアル」との整合を図りつつ、「小平市震災復興マニュアル^{※2}」を作成する。

また、小平市震災復興マニュアルに記載した事項のうち、事前対策が可能な内容については施策の推進を図る。

- ※1 阪神・淡路大震災における検証結果を踏まえ、平成15年3月に、地域による新しい協働復興の仕組みを提案するために策定した。被災者の行動指針となるよう地域力を活かした復興を行うための様々な仕組みを提案した「復興プロセス編」と、行政担当者向けの復興事務の手引書である「復興施策編」から構成されている。
- ※2 可能な限り速やかに市民生活を取り戻すことを目的に、震災復興業務に携わる職員の具体的行動手順等を示すもの。

第2章 震災復興本部

1. 震災復興本部の設置等

1-1. 震災復興本部の設置

市長は、地震により被害を受けた地域が、市域の相当の範囲におよび、かつ、震災から復興に相当の期間を要すると考えられるような重大な被害を受けた場合に、震災復興本部を設置する。

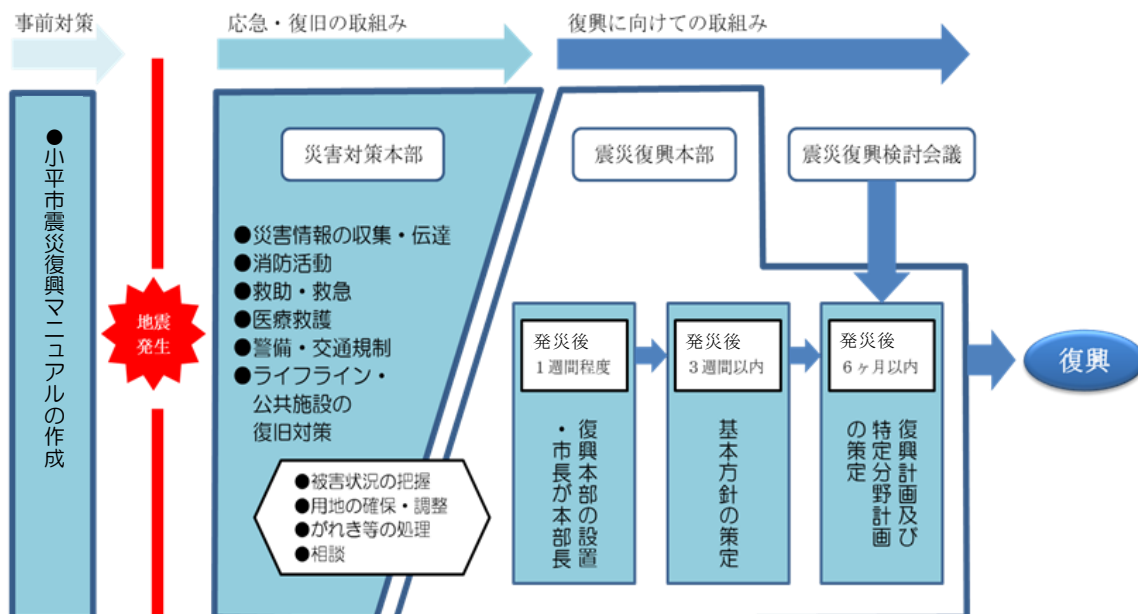
本部は、発災後1週間程度の早い時期に設置するものとし、震災復興基本方針及び震災復興計画を早期に策定することにより、震災復興後のまちのビジョン、市民生活ビジョン、震災復興計画の到達目標、事業指針等を市民に明確に示すとともに、具体的な震災復興事業を推進していく。

1-2. 震災復興本部の役割及び災害対策本部との関係

震災復興本部は、震災復興事業を長期的視点に立って速やかに、かつ、計画的に実施する組織であり、災害応急・復旧対策を臨時的、機動的に実施する災害対策本部とは、その目的と機能を異にする。

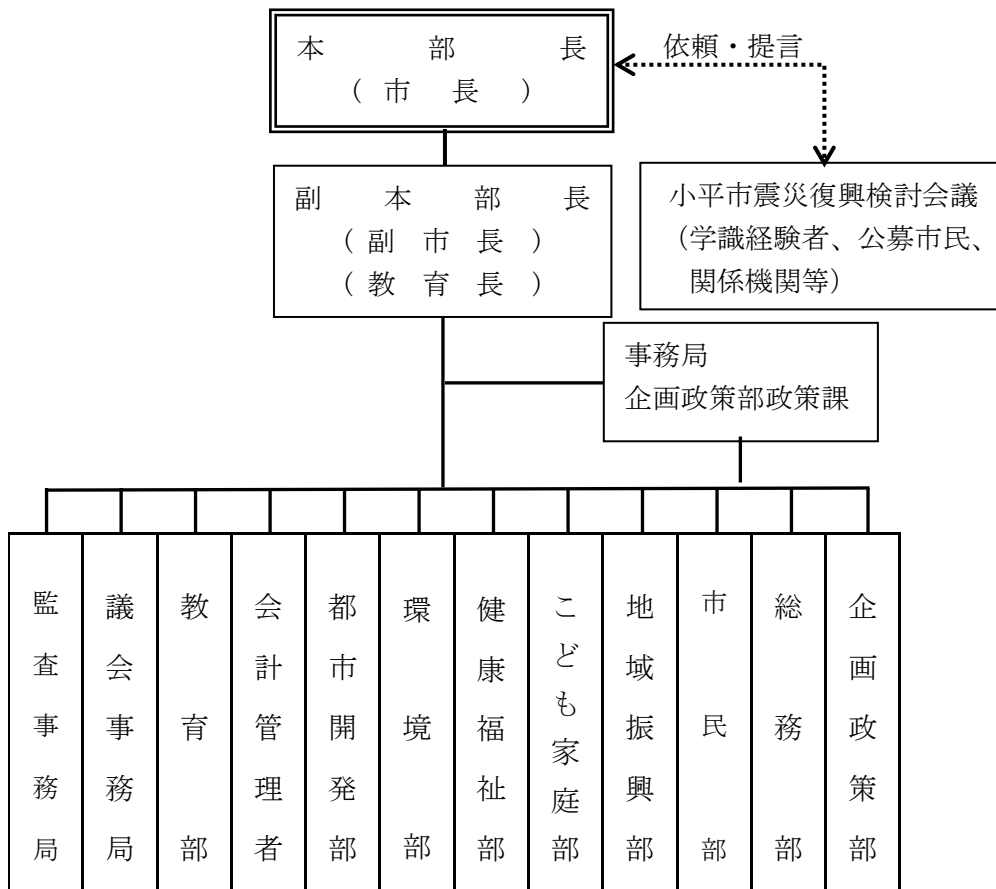
しかしながら、震災復興に関連する一連の活動は、被災後間もない応急対策の段階から質的な変化を伴いつつ、連続的に、徐々に推進していくものであるため、災害対策本部が所掌する応急的な事務事業で、震災復興にも関係し、それに大きな影響を与えるものについては、両本部が緊密に連携、連絡しながら処理する。

【震災時における市の取組図】



1-3. 震災復興本部の組織

【小平市震災復興本部の組織】



- ・本部長は市長とし、副本部長は、副市長、教育長をもって充てる。
- ・本部員は、各部長、議会事務局長、監査事務局長をもって充てる。
- ・震災復興本部の組織は、平常時の組織体制にできるだけ影響を及ぼさずに効率的に震災復興事業を推進していく体制として、組織条例上の部等に対応し、それに上乗せする臨時的な組織とする。
- ・震災の状況に応じ、本部長が必要と認める者を本部員として指名することができる。
- ・震災復興検討会議は、震災復興に関して知見を有する学識経験者等で構成される会議で、本部長の依頼に基づき、震災復興計画の理念等を検討して提言する。

1-4. 震災復興本部の解散

本部長は、まちの復興及び市民生活の再建と安定が図られたと認めるときは、震災復興本部を解散する。

2. 各課の分掌事務

【小平市各課の分掌事務】

部	課	分掌事務
企画政策部	政策課	1 震災復興本部の運営に関する事。
		2 震災復興基本方針及び震災復興計画に関する事。
		3 震災復興に係る総合調整に関する事。
	財政課	1 震災復興関係予算に関する事。
都市開発部	都市計画課	1 震災復興に係る都市計画に関する事。
企画政策部 総務部 市民部 地域振興部 子ども家庭部 健康福祉部 環境部 都市開発部 会計管理者 教育局 議会事務局 選挙管理委員会事務局 監査委事務局	各課	1 震災復興における所管事項に関する事。 2 特定分野計画に関する事。 3 その他本部長が特に命じる事項に関する事。

第3章 震災復興計画の策定

市長は、発災後に、震災復興本部を設置し、復興に係る基本方針（小平市震災復興基本方針）を策定するとともに、発災後6か月以内を目途に震災復興計画及び特定分野計画を策定する。

1. 震災復興基本方針の策定

本部長は、復興後の市民生活や市街地形成のあるべき姿及びその実現に至る基本戦略を明らかにするため、発災後3週間以内を目途に、震災復興本部会議の審議を経て、「震災復興基本方針」を策定し、公表する。

震災復興基本方針の策定にあたっては、次の事項に配慮する。

- 暮らしのいち早い再建と安定
- 安全で快適な生活環境づくり
- 雇用の確保、事業の再開と新しい時代に対応した産業の創造

2. 震災復興計画の策定

2-1. 策定の趣旨

本部長は、震災復興基本方針に基づき、復興に係る市政の最上位の計画として、発災後6か月を目途に震災復興計画を策定し、復興の基本目標と市が実施する復興事業の体系を明らかにする。

2-2. 震災復興計画策定のスケジュール

時期（目途）	内容
発災前	小平市震災復興マニュアルの作成
発災後1週間程度	震災復興本部の設置
発災後3週間以内*	震災復興基本方針の策定
発災後6か月以内	震災復興計画の策定、公表

- 本部長は、震災復興検討会議の提言を踏まえ、震災復興本部会議の審議を経て、発災後6か月を目途に、復興計画を策定し公表する。

※ 都の震災復興基本方針が定められた後、整合性を図りながら策定する。

2-3. 復興の全体像

復興を円滑に進めるためには、地域住民の復興への強い意欲と復興のあり方への理解が必要である。

復興のプロセスには、その担い手により「地域力を活かした地域協働復興」、「行政主導による復興」、「被災者個人による自力復興」という3つのパターンが想定される。

復興を円滑に進めるため、復興のあり方を協議する住民組織が結成された場合には、当該組織と復興のあり方を協議するよう努める。

2-4. 特定分野計画の策定

生活復興、都市復興等具体的な事業計画等を必要とする分野については、総合的な復興計画の策定と並行して、必要に応じて個別の復興計画を策定する。

(1) 生活復興

① 住宅の復興

住宅復興のための施策として、自力による復興を基本としつつ、都や他機関と連携した「応急的な住宅の確保」、「自力再建への支援」により、まちづくりと連携しながら震災発生後できるだけ早期に被災者に対して住宅復興への道筋を明示する。

② 暮らしの復興

市民の暮らしを震災前の状態に回復させるため、保健・医療・福祉、文化・社会教育、消費生活等に関する対策を総合的に推進する。

また、ボランティアやNPO等が活動しやすい環境の整備を図るとともに、これらの市民団体等との連携のもと、生活基盤・環境を創造的に形成する。

(2) 都市復興

① 都市の復興

市及び都は、被害の状況を把握し、復興体制をつくるための「家屋被害概況調査」や、復興の基本的な考え方をまとめる「都市復興基本方針」の作成、無秩序な建物の制限を行う建築制限、復興への具体的な計画をまとめる「都市復興基本計画」や「復興まちづくり計画」の作成等を行う。

【都市復興のプロセス】

時 期	内 容
発災後 1 週間以内	<ul style="list-style-type: none"> ・ 復興初動期体制の確立 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 家屋被害概況調査の実施 <ul style="list-style-type: none"> →情報収集、被災地区の概況調査の実施
発災後 1 か月以内	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家屋被害状況調査の実施 ・ 都市復興基本方針の策定・公表 ・ 第一次建築制限の指定 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 建築制限区域の原案作成 ・ 時限的市街地の形成 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 用地確保、時限的市街地の管理 ・ 復興対象地区の設定
発災後 6 か月以内	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都市復興基本計画（骨子案）の作成 ・ 第二次建築制限の指定 ・ 復興まちづくり計画等の策定 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 復興まちづくり計画 ➢ 復興都市計画 ➢ 修復型事業計画 ・ 都市復興基本計画の策定
発災から 6 か月以降	<ul style="list-style-type: none"> ・ 復興事業計画の策定 ・ 復興事業の推進

② 産業の復興

震災からの産業の復興に当たって、早期の事業再開等が円滑に進むよう支援するとともに、中長期的視点に立ち、市の産業振興を図る施策を進める。

産業復興方針を策定し、中小企業施策、観光施策、農業施策及び雇用・就業施策などを総合的に展開する。

復興過程においては、自力再建までの一次的な事業スペースの確保への支援、施設再建のための金融支援など、総合的な対策を講じる。

2-5. 被災者問い合わせ所の設置

市は、福祉をはじめとする数多くの行政分野において復興施策の中心的役割を果たすことから、復興対策の本格化に応じて、関係各課との連携・協力により、次のとおり、被災者からの問い合わせ窓口を設置する。

開設の決定及び開設場所は、震災復興本部において決定する。
開設時期は被災後1か月程度を目途とする。
都においても被災者総合相談所を設置することから、相互連携・協力体制を確立する。
市民からの専門的な相談においては、協定締結機関等の関係機関に協力を依頼し対応する。

⇒資料編「被災者相談窓口の相談分野・相談内容」

第Ⅳ部

南海トラフ地震等防災対策編

第1章 基本方針

南海トラフ地震は、駿河湾から日向灘沖にかけてのプレート境界を震源域として、概ね100年から150年間隔で繰り返し発生してきた大規模地震である。

気象庁では南海トラフで異常な現象が観測された場合に、地震発生の可能性の高まりについて「南海トラフ地震に関連する情報」の運用を開始した。

そのため、当該情報が発表された場合の小平市の対応を定めるものとする。

南海トラフ地震により想定される震度は、震度5弱程度であり、多摩東部直下地震や立川断層帯地震と比べると影響は小さく、さらに、小平市は、南海トラフ地震防災対策推進地域には指定されていない。

そのため、南海トラフ地震についての災害予防及び応急対策は、第Ⅰ部から第Ⅱ部までで対応することを基本方針とする。

また、気象庁の発表する「南海トラフ地震に関連する情報」が発表された場合は、社会的混乱が発生するおそれがあるため、「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン（第1版）」（内閣府 平成31年3月29日）に準拠した対応をとるものとする。

第 2 章 南海トラフ地震に関する情報

第 1 節 南海トラフ地震に関連する情報の発表

気象庁は、これまでの東海地震のみに着目した「東海地震に関連する情報」の発表を停止し、新たに「南海トラフ地震に関連する情報」の運用を開始したことから、「南海トラフ地震に関連する情報」について、広く市民に情報提供を実施する。

1. 南海トラフ地震に関連する情報の発表

(1) 情報の種類及び発表の条件

気象庁は、南海トラフ沿いでマグニチュード 6.8 以上の地震が発生した場合や、想定震源またはその周辺で異常な現象を観測した場合は、有識者等による「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催し、大規模な地震発生の可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価される場合には、「南海トラフ地震に関連する情報」を発表する。

この情報の種類及び発表条件は、次のとおりである。

【南海トラフ地震に関連する情報】

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	<ul style="list-style-type: none"> 南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震関連解説情報	<ul style="list-style-type: none"> 観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし、南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く）

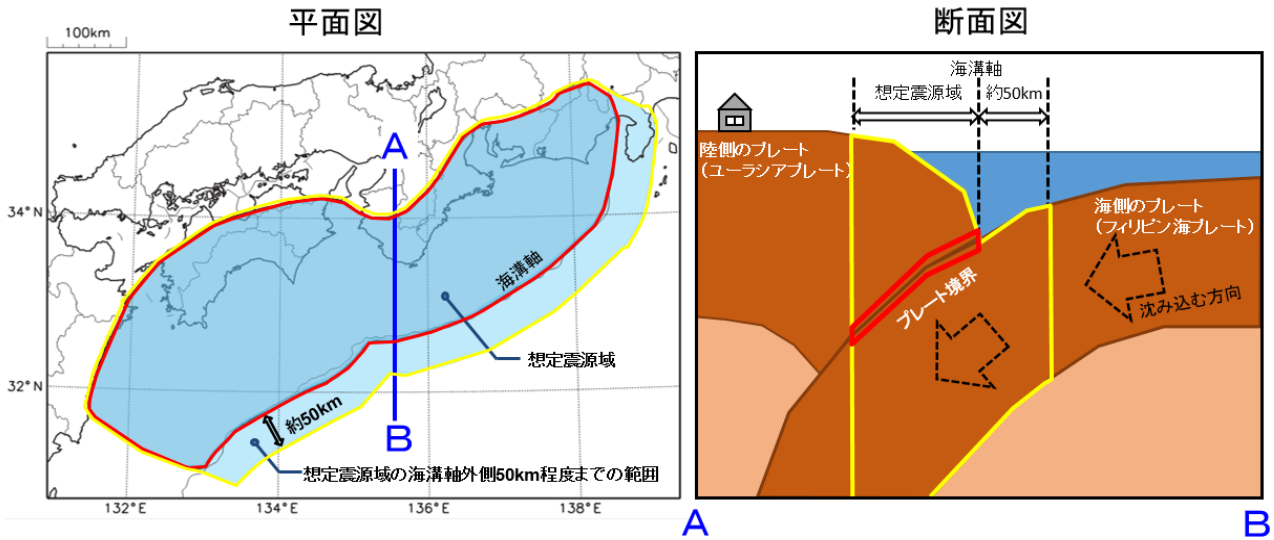
(2) 「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワード等

気象庁は、次のとおり情報名の後にキーワードを付記して「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」等の形で発表する。

【南海トラフ地震臨時情報に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件】

発表時間	キーワード	付記する条件
地震発生等から 5～30 分後	調査中	<p>次のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 監視領域内（下図黄枠部）でマグニチュード 6.8 以上の地震が発生 1 か所以上のひずみ計での有意な変化とともに、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合等、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測されるなど、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測

地震発生等から最短で2時間後	巨大地震警戒	想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード8.0以上の地震が発生したと評価した場合
	巨大地震注意	監視領域内において、モーメントマグニチュード7.0以上の地震が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合を除く。） 想定震源域内のプレート境界面において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
	調査終了	巨大地震警戒及び巨大地震注意のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

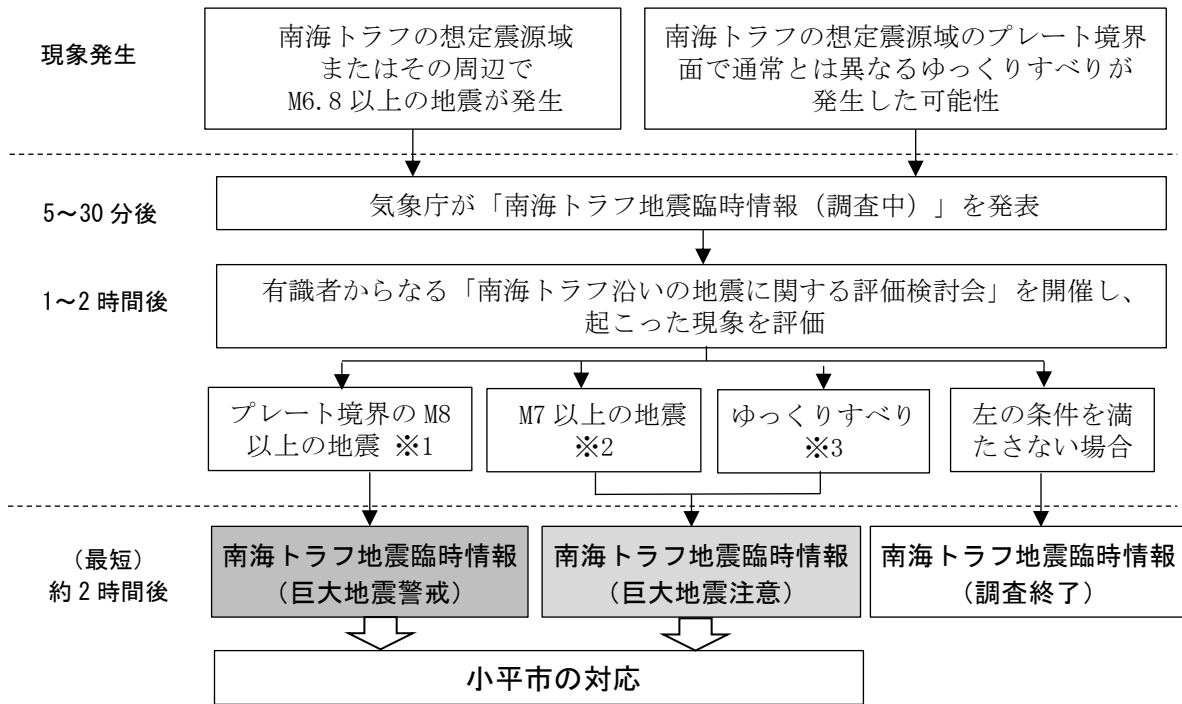


想定震源域内（科学的に想定される最大規模の南海トラフ地震の想定震源域（中央防災会議、2013））のプレート境界部（図中赤枠部）と監視領域（想定震源域内および想定震源域の海溝軸外側50km程度：図中黄枠部）

（3）南海トラフ地震臨時情報発表までの流れ

異常な現象を観測した場合の情報発表までの流れは、次のとおりとなっている。

南海トラフ臨時情報（巨大地震警戒・巨大地震注意）が発表された場合、市（防災危機管理課）は、Ⅱ部第5章に示した対応をとる。



- ※1 南海トラフの想定震源域内のプレート境界において、M8.0 以上の地震が発生した場合（半割れケース）
- ※2 南海トラフの想定震源域内のプレート境界において、M7.0 以上、M8.0 未満の地震が発生した場合、または南海トラフの想定震源域内のプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側 50km 程度までの範囲で M7.0 以上の地震が発生した場合（一部割れケース）
- ※3 ひずみ計等で有意な変化として捉えられる短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合（ゆっくりすべりケース）

第 2 節 情報伝達

1. 情報伝達体制の整備

気象庁が発表する「南海トラフ地震に関連する情報」を迅速に把握し、機能的に市民、関係機関へ情報伝達ができる体制を構築する。

また、災害対策本部にて被害情報等の共有化や市の対策立案、広報体制の確立及び必要な連絡調整を行う。

2. 市民への情報提供等

気象庁が「南海トラフ地震に関連する情報」を発表した場合は、次のような多様な手段を講じて市民へ情報提供する。

- (1) 市民に対する情報提供・広報を迅速かつ的確に行う。情報提供にあたっては、情報の発信源を明確にするとともに、できるだけ専門用語やあいまいな表現は避け、理解しやすく誤解を招かない表現を用いる。
- (2) 情報提供手段については、第 2 部 震災対策 第 6 章「情報通信の確保」に定める手段を活用し、繰り返しての広報に努める。

第 3 章 防災対策

第 1 節 南海トラフ地震への対応

1. 対応の基本

(1) 市の活動体制

最初の地震により、市が被災した場合は、Ⅱ部にに基づき災害応急対策を実施するものとする。
被災に至らなかった場合は、後発地震に備えるため、気象庁が発表する南海トラフ地震臨時情報に対応して、次の態勢を実施する。

南海トラフ地震臨時情報の種別	市災害対策本部の動き	職員参集態勢
巨大地震警戒	設置	第 1 非常配備態勢
巨大地震注意	設置に向けた準備を実施	第 2 情報連絡態勢
巨大地震注意（ゆっくりすべり）	設置しない	第 1 情報連絡態勢
調査終了	設置しない	—

(2) 市民等の対応

市民等は次のとおり行動する。

時間	南海トラフ地震臨時情報		
	巨大地震警戒 プレート境界の M8 以上の地震	巨大地震注意 M7 以上の地震	巨大地震注意 ゆっくりすべり
発生直後	個々の状況に応じて避難等の防災対策を準備・開始		今後の情報に注意
(最短) 2 時間程度 ～1 週間	【市全域】 ・日頃からの地震への備えを再確認する等 【土砂災害警戒区域】 ・要配慮者の避難 ・それ以外は必要に応じて自主的に避難 ・土砂災害警戒区域へ立ち入らない	【市全域】 ・日頃からの地震への備えを再確認する等 【土砂災害警戒区域】 ・必要に応じて自主的に避難 ・土砂災害警戒区域へ立ち入らない	【市全域】 ・日頃からの地震への備えを再確認する等
1 週間後 ～2 週間	巨大地震注意対応 【市全域】 ・日頃からの地震への備えを再確認する等 【土砂災害警戒区域】 ・必要に応じて自主的に避難	【市全域】 ・大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震発生に注意しながら通常的生活を行う。	
すべりが収まったと評価されるまで	【市全域】 ・大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震発生に注意しながら通常的生活を行う。		
大規模地震発生まで			【市全域】 ・大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震発生に注意しながら通常的生活を行う。

2. 巨大地震警戒対応

市（防災危機管理課）は、市民に対し、室内の危険防止、水のくみ置き、備蓄等の揺れに備えた準備を呼び掛ける。

3. 巨大地震注意対応

市（防災危機管理課）は、市民に対し、室内の危険防止、水のくみ置き、備蓄等の揺れに備えた準備を呼び掛ける。